

2020 年度
全国自立援助ホム一ム実態調査報告書

2021 年 3 月
全国自立援助ホム一ム協議会

目次

はじめに.....	1
調査の概要.....	2
1. 調査の目的.....	2
2. 調査の体制.....	2
3. 調査方法.....	2
4. 調査内容.....	2
結果の概要.....	4
1. 自立援助ホームの状況.....	4
①設立年数.....	4
②運営主体.....	4
③現在の運営課題.....	4
2. 自立援助ホームを必要とする若者の状況.....	5
3. 職員の困り感.....	5
①入居者支援の中で苦慮していること.....	5
②職員研修として必要と考えるもの.....	6
4. 自立援助ホームの見通し.....	7
5. 新型コロナウイルスの影響.....	7
①自立援助ホーム関係者の感染状況.....	7
②新型コロナウイルス対策における課題.....	8
6. 考察.....	9
①安定的な運営のための職員確保の難しさ.....	9
②障害のある入居者の増加とケアの課題.....	9
③新型コロナウイルス対策における自立援助ホーム運営の課題.....	9
結果の詳細.....	10
A：基本情報・ホームについて.....	10
1. 基本情報について.....	10
1-1. 設立年数（10月1日現在）.....	10
1-2. 運営法人（経営主体）について.....	11
1-3. ホームの定員.....	13
1-4. ホームの対象とする性別.....	13
2. 職員体制について.....	14
2-1. 常勤職員の状況.....	14

2-2. 非常勤職員の状況.....	15
2-3. ボランティアの状況.....	16
2-4. 令和1年度の事務費保護単価設定における「民間施設給与等改善費」の施設区分.....	17
2-5. 職員の資格状況.....	18
2-6. ホームの勤務状況.....	19
2-7. 夜間の職員体制.....	19
2-8. 夜間の勤務の対象職員（複数回答）.....	19
3. 第三者評価について.....	20
3-1. 第三者評価の受審.....	20
4. 利用料について.....	20
4-1. 利用料.....	20
5. 暫定定員について.....	21
5-1. 暫定定員.....	21
5-2. 暫定定員になった理由.....	21
5-3. 暫定になった際の財政的な対処.....	22
6. 運営に関する課題について.....	22
6-1. 運営の課題（複数回答）.....	22
7. チームワーク支援について.....	23
7-1. 職員連携の課題（複数回答）.....	23
7-2. 職員研修として必要と考えるもの.....	24
コラム：調査フォーラムA（基本情報・ホームについて）.....	25
B：財政・雇用について.....	26
1. 財政について.....	26
1-1. 令和1年度収入の総額.....	26
1-2. 令和1年度収入の内訳.....	26
1-3. 支出のうち人件費の総額（各種保険料含む）.....	29
2. 事業・補助金の実施.....	30
2-1. 各事業の自治体の実施状況.....	30
3. 利用状況について.....	30
3-1. 各自治体事業のホームの利用状況.....	30
3-2. 入居者自身の支援に関わる費用の利用状況について.....	31
3-3. 各自治体が独自で実施されている入居者・退居者個人が利用できる事業（措置費以外）またはホームに対する加算・助成事業.....	31
3-4. 各自治体が独自で実施されている事業について、事業名、実施自治体、金額、加算・助成対象.....	32
4. 将来の見込みについて.....	34
4-1. 5年先のホーム運営の見通し.....	34
4-2. 見通しの理由.....	35

5. 雇用状況.....	38
5-1. ホーム長の勤務実態.....	38
5-2. ホーム長の手取り給与.....	39
5-3. ホーム長のボーナスの有無.....	39
5-4. ホーム長の加入している保険.....	40
5-6. ホーム長の残業代と退職金の有無.....	40
5-7. ホーム長の月の休暇日数.....	41
5-7. ホーム長の実際の夜間勤務数.....	42
6. 契約について.....	42
6-1. 求人募集の雇用条件.....	42
6-2. 雇用条件に記載しているボーナスの有無.....	43
6-3. 雇用条件に記載している保険.....	43
6-4. 雇用条件に記載している残業代と退職金の有無.....	44
6-5. 雇用条件に記載している月の休暇日数.....	44
6-6. 雇用条件に記載している夜間勤務数.....	45
6-7. その他の雇用状況.....	45
6-8. 夜間勤務について、労働基準関係法令に基づいた対応.....	46
6-9. 夜間の勤務体制.....	47
6-10. 現在、実際に起こっている労働問題.....	48
コラム：調査フォーラムB(財政・雇用について).....	50
C：入居者の支援について	51
1. 入居者の実態について.....	51
1-1. 入居打診のある若者に対する支援ニーズ.....	51
1-2. 入居者総数(令和2年10月1日時点).....	52
1-3. 入居者の支援の必要性.....	52
1-4. 入居者のうち外国籍である人数.....	56
1-5. 入居者の就学状況.....	57
1-6. 入居者のこれまで経験した施設・ケアの状況.....	59
1-7. 入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況.....	61
1-8. 18歳以上の入居者の状況.....	63
1-9. 入居者の傾向.....	65
2. 利用状況及び入退居について.....	66
2-1. 新規入居者数・退居者数.....	66
2-2. 在籍者数.....	66
2-4. 支援上の問題による入居の判断.....	68
2-5. 退居の判断.....	71
3. 支援について.....	75
3-1. ホームの特色として特に力を入れている支援.....	75
3-2. 入居者に特に必要と感じている支援.....	76
3-3. 入居者支援の中で苦慮していること.....	77

3-4. 支援の必要な時間帯	78
3-5. ホーム内の約束事	79
4. 関係機関との連携について.....	83
4-1. 過去に情報共有をともなう連携をした関係機関.....	83
4-2. 機関連携で苦慮していること.....	84
4-3. 機関連携で工夫していること.....	85
5. ステップハウスについて.....	88
5-1. ステップハウスの運営	88
5-2. ステップハウスの所有・賃貸.....	88
5-3. ステップハウスの所在地	88
5-4. ステップハウスの形態	89
5-5. ステップハウスからホームまでの距離.....	89
5-6. ステップハウスの利用目的.....	89
6. 退居者支援について.....	91
6-1. 退居者支援の月平均回数	91
6-2. 退居者支援の主な方法	91
6-3. 退居者支援の事案.....	92
6-4. 退居者支援に必要な金額（年間）	93
6-5. 退居者支援についての考え.....	93
コラム：調査フォームC（入居者の支援について）	100
D新型コロナウイルスについて.....	101
1. 入居者について.....	101
1-1. 新型コロナによる入居者への健康面・精神面への影響.....	101
1-2. 精神科受診を必要とする入居者への新型コロナの影響.....	101
1-3. 新型コロナによる入居者の生活状況への影響.....	107
1-4. 新型コロナによる入居者の就労状況への影響.....	107
1-5. 新型コロナによる入居者の就学状況への影響.....	108
1-6. その他の新型コロナによる入居者への影響.....	109
1-7. 新型コロナに感染した入居者数.....	110
1-8. 入居者が感染した際の支援.....	110
1-9. 濃厚接触者となった入居者数.....	111
1-10. 入居者に濃厚接触者が出た際の支援.....	111
1-11. 入居者に感染者・濃厚接触者が出た際のホーム運営のルール.....	111
2. 退居者について.....	115
2-2. 新型コロナによる退居者への健康面・精神面への影響.....	116
2-3. 精神科受診を必要とする退居者への新型コロナの影響.....	116
2-4. 新型コロナによる退居者の生活状況への影響.....	116
2-5. 新型コロナによる退居者の就労状況への影響.....	116
2-6. 新型コロナによる退居者の就学状況への影響.....	117

2-7. その他の新型コロナによる退居者への影響	117
2-8. 新型コロナに感染した退居者数	118
2-9. 退居者が感染した際の支援	118
2-10. 濃厚接触者となった退居者数	119
2-11. 退居者に濃厚接触者が出た際の支援	119
3. ホーム運営について	120
3-1. 新型コロナの影響によるホーム運営の支障	120
3-2. 新型コロナによるホーム運営への影響	121
3-3. 新型コロナに感染した職員数	122
3-4. 濃厚接触者となった職員数	122
3-5. 職員に感染者・濃厚接触者が出た際のホーム運営のルール	123
3-6. 職員に感染者・濃厚接触者が出た際に感じた課題	123
4. 感染対策について	124
4-1. 新型コロナウイルス感染症対策	124
4-2. 対策マニュアル	124
5. 一般生活費の特例措置について	125
5-1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う一般生活費の特例措置を利用した入居者の人数	125
5-2. 特例措置を知った経路	126
5-3. 特例措置の申請から支弁	126
5-4. 増額になった一般生活費の活用	126
5-5. 一般生活費の特例措置以外で入居者や職員・退居者が活用した給付事業等	127
6. 新型コロナウイルスの対策に関する問題点・疑問点・要望について	128
6-1. 新型コロナウイルスの対策について問題点や疑問点	128
6-2. 新型コロナウイルス対策で今後、必要に感じていること	129
コラム：調査フォームD（新型コロナウイルスについて）	131
E：その他	132
1. 自立援助ホームのやりがい	132
1-1. 自立援助ホームで働くやりがい	132
2. 課題・要望	133
2-1. ホームの課題	133
2-2. 国や地方自治体に対する要望	134
3. 全国自立援助ホーム協議会関係	141
3-1. 地区ブロック・近隣自立援助ホームとの交流	141
3-2. 今後の自立援助ホームのあり方	144
3-3. 全国自立援助ホーム協議会のあり方	149
3-4. 全国自立援助ホーム協議会に対する要望	151
4. その他	153
4-1. このアンケートへの意見	153

コラム：調査フォーム E（その他）	155
おわりに：2020 年度調査について	156
編集後記.....	157
巻末資料：Research Overview and Results.....	158
1 Purpose of the survey	158
2. Organisational details	158
3. Research overview.....	158
4. Survey contents.....	159
5. Research results.....	159
6. Conclusion	163
2020 年度 全国自立援助ホーム実態調査報告書作成メンバー.....	165

はじめに

この度、2020年度全国自立援助ホーム実態調査報告書が出来上がりました。本調査は「UBS証券株式会社新型コロナウイルス対応事業『自立援助ホームの組織強化プロジェクト』」として、UBS証券株式会社と東京ボランティア・市民活動センターのご協力を得て、実施されたものです。

また、調査の計画、実行、考察、編集には北海道大学の松本伊智朗さんと武蔵野大学の永野咲さんにご協力いただきました。それから当協議会の調査研究委員長シーズ南平岸の屋代通子さんと副委員長鳥取フレンドの内藤直人さんの指揮のもと研修委員の坂梨ホームの橋本由佳さん、丸亀おひさま荘の合木啓雄さん、結ホームの柴田亮さんに追行していただきました。ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

まず己を知ることから...

全国で自立援助ホームに携わっている方々が、それぞれの思いを抱きながら日々の生活を営んでいます。そして色々な縁があって若者に出会い、いろいろな形でのホーム生活がスタートしていきます。喜怒哀楽を共に感じながらのごく当たり前の生活です。

しかし新型コロナウイルス感染症の影響を受け、わたしたちはたくさんのことを考え、対応していかなければならなくなりました。目の前に現れた“変化“についてどうしなければいけないのかという判断が求められたのです。正直言って何が正解なのかわからないことがたくさんあります。でも決断は迫られます。このような時に大切なのが我を見失わないことです。そして己をしっかりと知っていることが大切なのだと思います。

この実態調査報告書の中には、現在の自立援助ホームの姿があります。みなさま一人一人の協力のもと浮かび上がった真実がここに 있습니다。どうかこの姿をまずご確認ください。これからの自立援助ホームのあり方やなすべきことなどを一人一人が考えてください。そして身近な誰か(同僚、関係機関、、、)と語り合ってください。そうすることで次の一歩が見えてくると確信しています。

2021年3月

全国自立援助ホーム協議会

会長 田村崇

調査の概要

1. 調査の目的

全国自立援助ホーム協議会では、各ホームの運営実態と利用者の入居中・退居したあとの実態について、定期的に調査を行い、厚生労働省や都道府縣市への処遇改善要求の基礎データとして、また自立援助ホームについて説明するための資料としてきた。同時に、新規開設のホームに対しては、実践を共有することでの支援的効果も報告されている。

2020年度においては、UBS証券株式会社と東京ボランティア・市民活動センターの協力を得て、これまでの基礎データの収集を継続すること、さらには2020年に発生した新型コロナウイルス感染症（Covid-19）によるホームへの影響と必要な支援施策について検討することを目的として調査を実施する。

2. 調査の体制

調査は、以下の体制で実施した。

調査主体：全国自立援助ホーム協議会 調査研究委員会

研究協力：永野 咲（武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 講師）

松本伊智朗（北海道大学大学院教育学研究院 教授）

翻訳協力：クリストファー・チャップマン（オックスフォード大学社会文化人類学部博士課程）

3. 調査方法

1) 方法

調査は、Questantにてフォームを作成し、WEB調査にて実施した。2020年11月17日付のメールで協議会内の全ホームに周知した。調査票Dについては、2020年12月17日に回答を依頼した。

調査期間は、2020年11月17日～2月28日である。

2) 調査対象

全国の自立援助ホーム協議会加盟196ホームに対する悉皆調査である。

3) 回収率

各調査の回収率は以下の通りであった。

調査フォームA 86.2% (169箇所/196箇所)

調査フォームB 84.1% (166箇所/196箇所)

調査フォームC 84.1% (165箇所/196箇所)

調査フォームD 73.4% (144箇所/196箇所)

調査フォームE 84.1% (165箇所/196箇所)

4. 調査内容

調査は5つの調査フォームを用いて実施した。それぞれの構成は以下の通りである。

1) 調査フォームA：基本情報・ホームについて

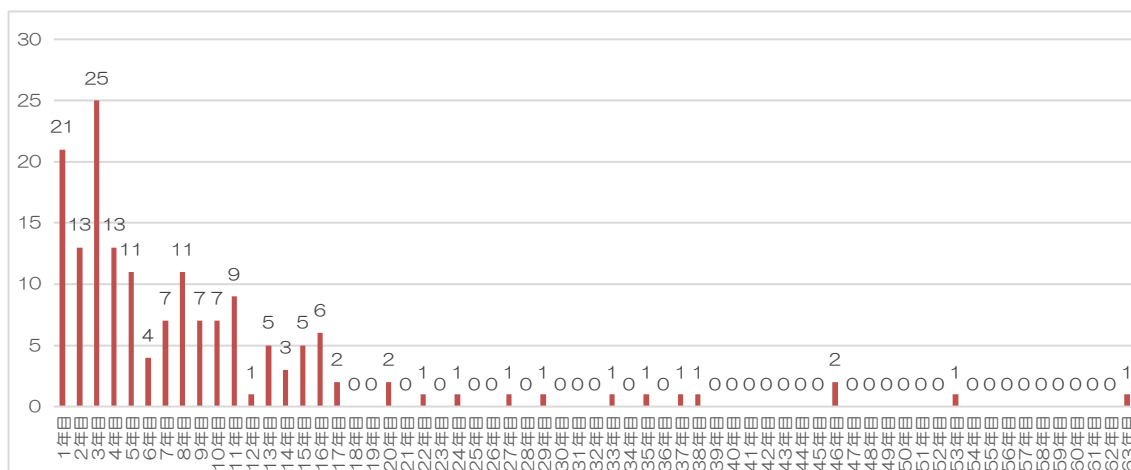
- ・基本情報、職員体制、第三者評価について、利用料について、暫定定員について、運営に関する課題について、チームワーク支援について
- 2) 調査フォームB：財政・雇用について
 - ・財政について、事業・補助金の実施、利用状況について、将来の見込みについて、雇用状況、契約について
- 3) 調査フォームC：入居者の支援について
 - ・入居者の実態について、利用状況及び入退居について、支援について、関係機関との連携について、ステップハウスについて、退居者支援について
- 4) 調査フォームD：新型コロナウイルスについて
 - ・入居者について、退居者について、ホーム運営について、感染対策について、一般生活費の特例措置について、新型コロナウイルスの対策に関する問題点・疑問点・要望について
- 5) 調査フォームE：その他
 - ・自立援助ホームのやりがい、課題・要望、全国自立援助ホーム協議会関係、その他

結果の概要

1. 自立援助ホームの状況

① 設立年数

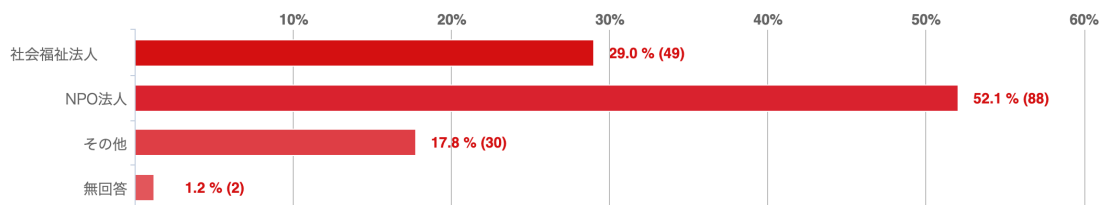
自立援助ホームの設立年数を問うたところ、5年目以下の群、6年～17年目の群、それ以上の群の三つの「世代」があることがわかる。特に5年目未満の群では全体の48.1%(76ホーム)を占めており、設立年数の短いホームが多くなっている。



② 運営主体

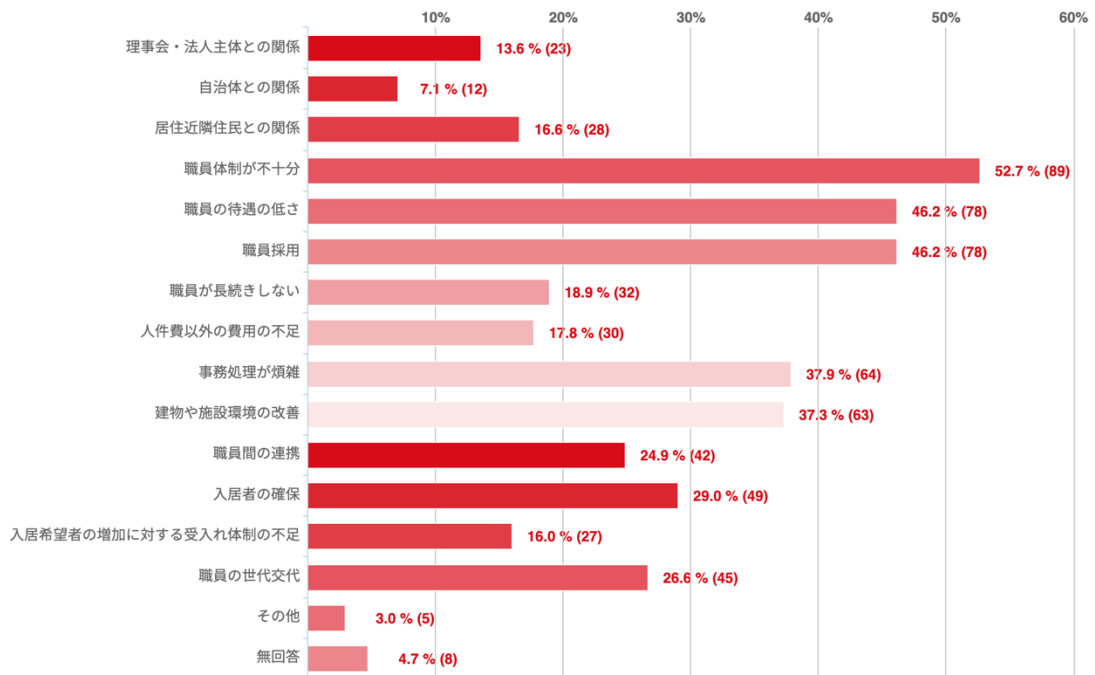
運営主体では、NPO法人が88ホーム(52.1%)を占め、安定的な運営が大きな課題となることが考えられる。

同時に、「その他」の形式を取るホームも30ホーム(17.8%)あることがわかる。記入された「その他」の回答では、一般社団法人(2)、株式会社(1)、任意団体(1)、個人事業(1)となっている。



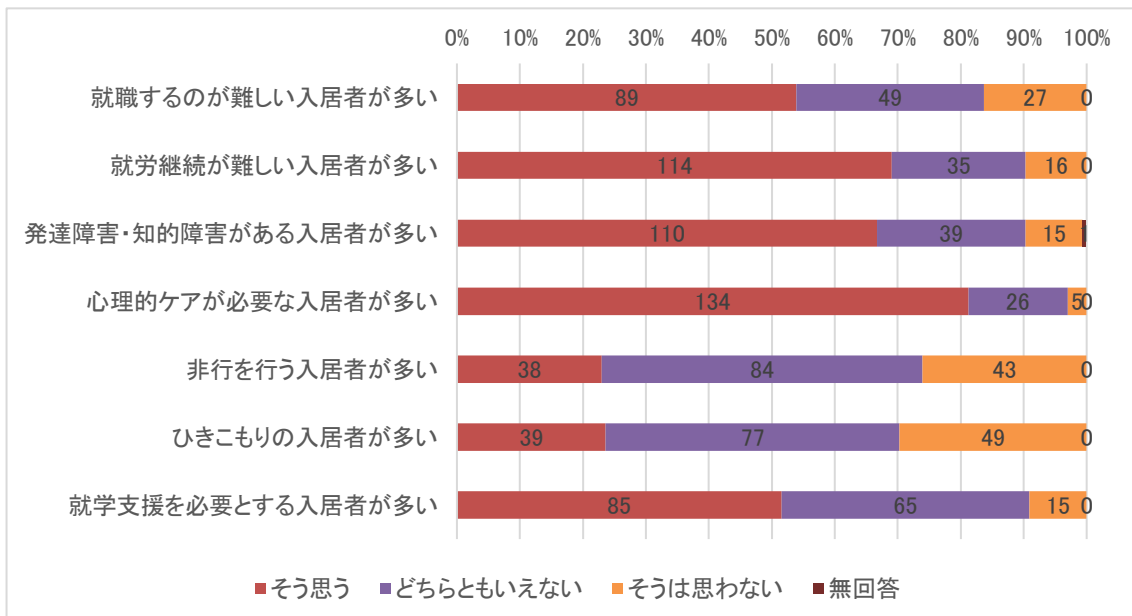
③ 現在の運営課題

現在の運営についての課題では、「職員体制が不十分」(89ホーム、52.7%)、「職員採用」(78ホーム、46.2%)、「職員の待遇の低さ」(78ホーム、46.2%)の順に多くっており、職員体制の確保に大きな課題を感じていることが明らかとなった。



2. 自立援助ホームを必要とする若者の状況

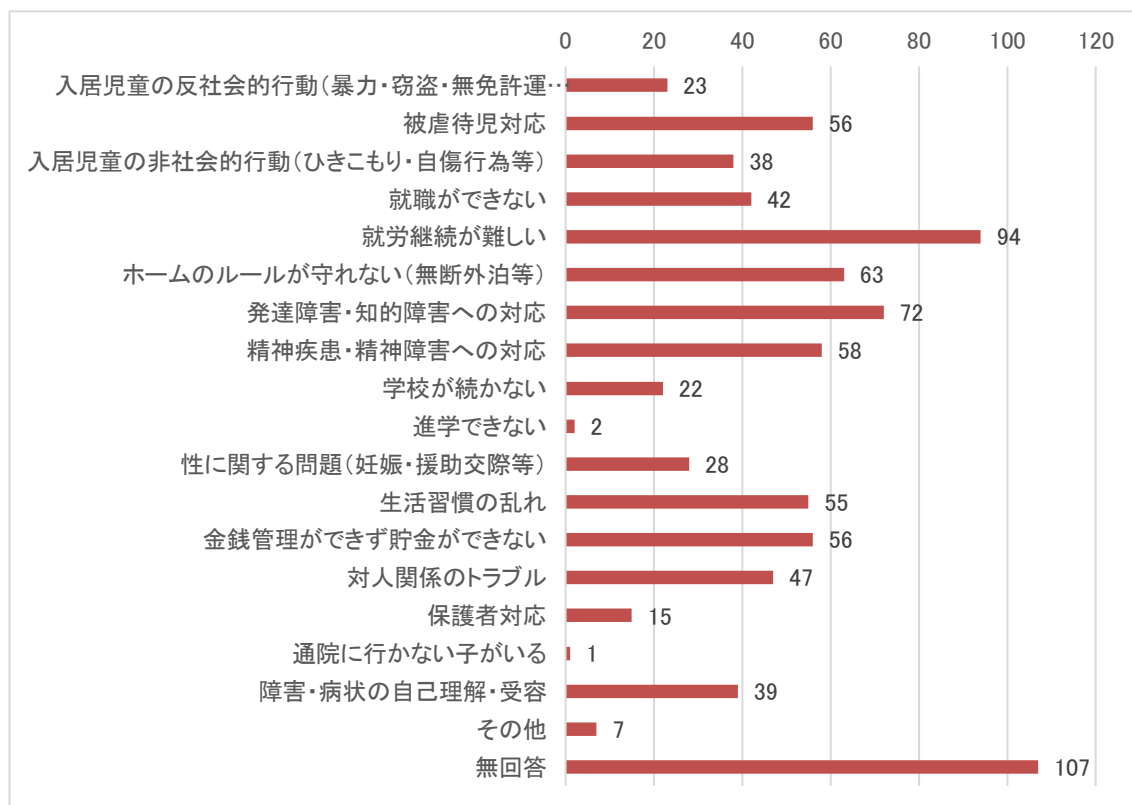
入居者について、「心理的ケアを必要とする入居者が多い」と回答したのは134ホーム、「発達障害・知的障害のある入居者が多い」と回答したのは110ホームとなっており、入居者に対して、特別な心理的ケアや障害のある入居者へのケアが7割を超えるホームで求められている状況がうかがえる。



3. 職員の困り感

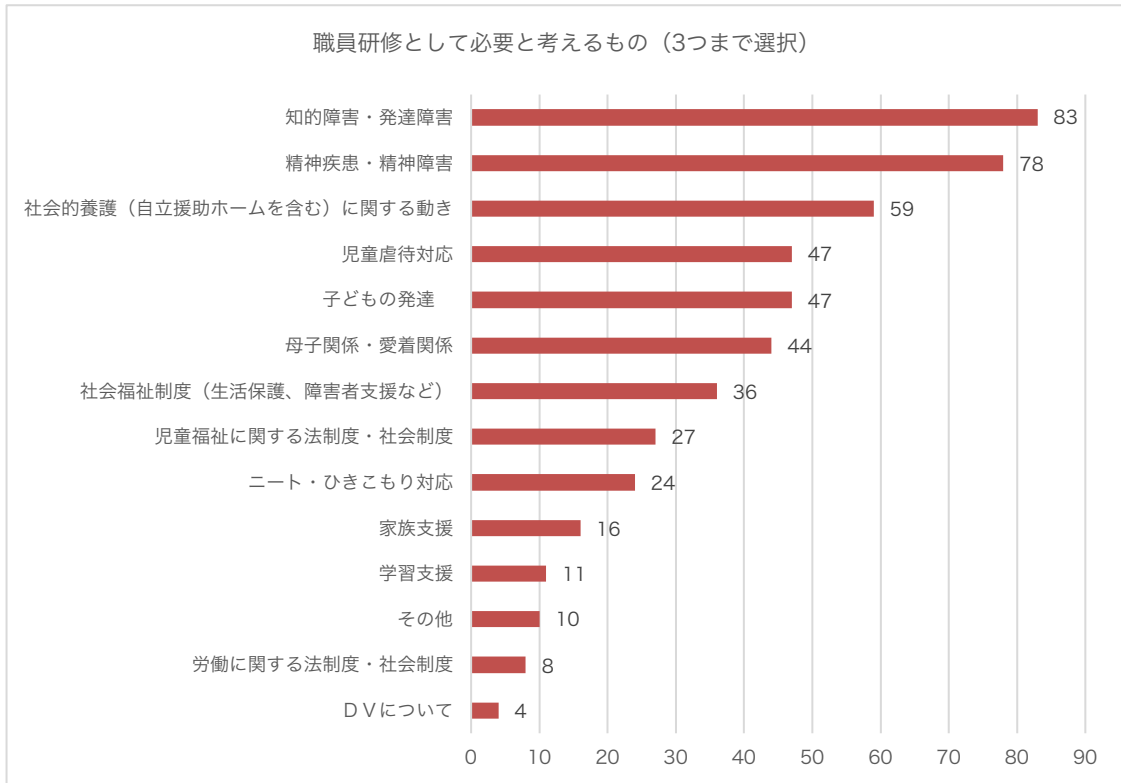
①入居者支援の中で苦慮していること

以下の項目の中から、入居者支援の中で苦慮していることを5つまで選択する形で尋ねた。その結果、もっとも苦慮しているのは「就労継続が難しい」こと（94ホーム）であった。それ以降では、「発達障害・知的障害への対応」（72ホーム）、「精神疾患・精神障害への対応」（58ホーム）が挙げられており、上記した入居者の状況を反映し、何らかの障害のある入居者への対応に苦慮している状況がうかがえる。



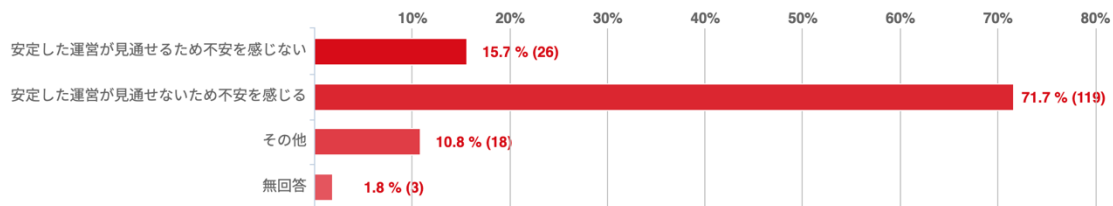
②職員研修として必要と考えるもの

同様に、職員研修として必要と考えるものについて3つまで選択する形で尋ねたところ、以下のよう結果となった。入居者の状況、また対応に苦慮している状況を反映し、「知的障害・発達障害」（83ホーム）、「精神疾患・精神障害」（78ホーム）についての研修を必要と考えるホームが多くなっている。



4. 自立援助ホームの見通し

自ホームの今後の見通しについて、「安定した運営が見通せるため不安を感じない」と答えたのは26ホーム（15.7%）にとどまり、119ホーム（71.7%）が「安定した運営が見通せないため不安を感じる」と回答している。ホームの安定的な運営に7割超が不安を感じているという深刻な結果となった。



5. 新型コロナウイルスの影響

①自立援助ホーム関係者の感染状況

本調査の回答締切である2021年2月現在において、自立援助ホームにおいては、入居者の感染として、1名感染が3ホーム、5名感染が1ホームとなっていた。濃厚接触者となった入居者が1名いるのが8ホーム、2名いるのが1ホーム、4名いるのが1ホームであった。

退居者においては、1名感染したのが4ホーム、1名が濃厚接触者となったホームが1ホームだった。

また、職員のうち、感染者が3名いるホームが1箇所あった。濃厚接触者は、1名が6ホーム、2名が2ホームだった。

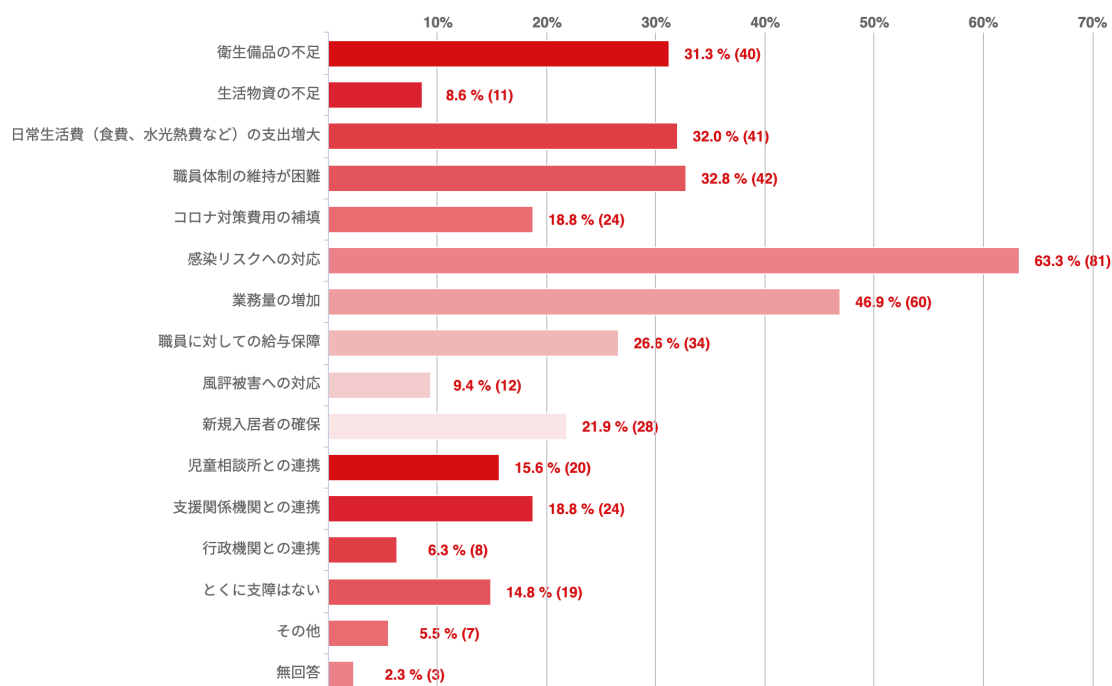
入居者への影響としては、「特に影響はない」という回答が多かったが、調査時期が第2波が終わり、一時期の落ち着きが見えていた時期であったためと考えることができる。こうした比較的落ち着いていた時期であったと想定しても、入居者への生活状況の変化として、半数のホームが「生活制限のためストレスを感じている」と回答している。さらに、「就労・就学の制限のため生活リズムに乱れが見られる（昼夜逆転など）」、「新型コロナウイルス感染に対する衛生管理が不十分」と回答したホームが3割超であること、入居者の日常生活に影響があることがうかがえる。さらに、新型コロナによる入居者の就労状況への影響として、半数近いホームが「新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた入居者が増えている」と回答し、3割弱のホームが「新型コロナウイルスの影響で貯金ができない入居者が増えている」、「新型コロナウイルスの影響で仕事（再就職も含む）につけない入居者が増えている」と回答しており、就労面においても大きな影響があったと考えられる。

また、退居者についても、「新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた退居者が増えている」と回答したホームが4割弱、退居者が「貯金を切り崩した」、「孤立傾向にある」と回答したホームが3割弱、退居者が「住居を失いそう。失った」と回答しているホームが2割弱あることも注目に値する。

②新型コロナウイルス対策における課題

自立援助ホームにおいて、新型コロナウイルスの影響によるホーム運営の面での支障について複数選択で尋ねたところ、もっとも課題となっているのは「感染リスクへの対応」であった。こうしたことに伴い「業務量の増加」もあげられている。

上記のようにコロナ禍により、入居者・退居者への特段の支援の必要性が高まっており、官民による自立援助ホームのさらなる体制強化が求められる。



6. 考察

①安定的な運営のための職員確保の難しさ

上記の結果から、特に職員確保の難しさ、職員が働き続けることの困難さによって、ホームの安定的な運営に大きな課題があると考えられる。将来の安定的な運営に見通しがもてないホームが7割を超える状況は危機的であると考えられ、制度的なサポートを含めた方策の検討が求められる。

②障害のある入居者の増加とケアの課題

入居者の状況として、障害のある入居者の増加が推測される。自立援助ホームの特色である入居者の就労や就労継続を支援していく営みに加えて、障害へのケアや特性に配慮した支援が求められており、苦慮している状況から、研修やサポートが求められている。

③新型コロナウイルス対策における自立援助ホーム運営の課題

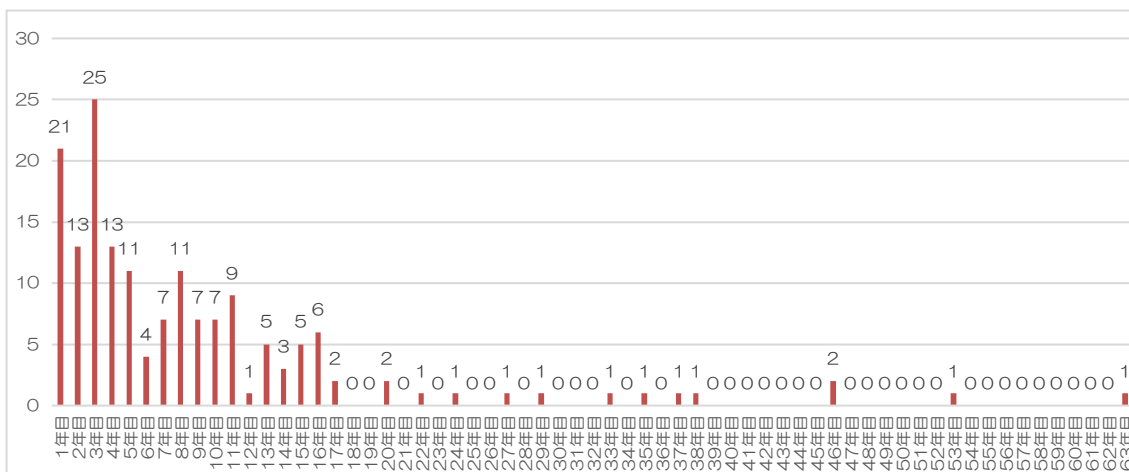
平素からの職員体制の不足や不安に輪をかけて、新型コロナウイルス対策を求められることによって、ホーム運営に課題が生じていることが推測される。特に感染リスクの対応等によって業務量が増加し、職員体制の維持が困難となっていることから、感染者や濃厚接触者が出た場合の職員体制について、サポートの検討が必要である。

結果の詳細

A：基本情報・ホームについて

1. 基本情報について

1-1. 設立年数（10月1日現在）



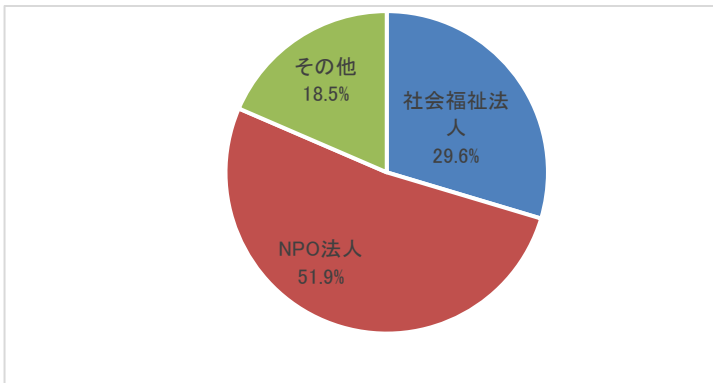
自立援助ホームの設立年数

では、5年目以下の群、6年～17年目の群、それ以上の群の三つの「世代」があることがわかる。特に5年目未満の群では全体の50.6%(83ホーム)を占めており、設立年数の短いホームが多くなっている。

	回答数	%		回答数	%		回答数	%
1年目	21	12.8%	22年目	1	0.6%	43年目	0	0.0%
2年目	13	7.9%	23年目	0	0.0%	44年目	0	0.0%
3年目	25	15.2%	24年目	1	0.6%	45年目	0	0.0%
4年目	13	7.9%	25年目	0	0.0%	46年目	2	1.2%
5年目	11	6.7%	26年目	0	0.0%	47年目	0	0.0%
6年目	4	2.4%	27年目	1	0.6%	48年目	0	0.0%
7年目	7	4.3%	28年目	0	0.0%	49年目	0	0.0%
8年目	11	6.7%	29年目	1	0.6%	50年目	0	0.0%
9年目	8	4.3%	30年目	0	0.0%	51年目	0	0.0%
10年目	7	4.3%	31年目	0	0.0%	52年目	0	0.0%
11年目	10	5.5%	32年目	0	0.0%	53年目	1	0.6%
12年目	1	0.6%	33年目	1	0.6%	54年目	0	0.0%
13年目	6	3.0%	34年目	0	0.0%	55年目	0	0.0%
14年目	3	1.8%	35年目	1	0.6%	56年目	0	0.0%
15年目	5	3.0%	36年目	0	0.0%	57年目	0	0.0%
16年目	6	3.7%	37年目	1	0.6%	58年目	0	0.0%
17年目	3	1.2%	38年目	1	0.6%	59年目	0	0.0%
18年目	0	0.0%	39年目	0	0.0%	60年目	0	0.0%
19年目	0	0.0%	40年目	0	0.0%	61年目	0	0.0%
20年目	2	1.2%	41年目	0	0.0%	62年目	0	0.0%
21年目	0	0.0%	42年目	0	0.0%	63年目	1	0.6%
						無回答	0	0.0%
						全体	169	100.0%

1-2. 運営法人（経営主体）について

1-2-2 運営法人（経営主体）

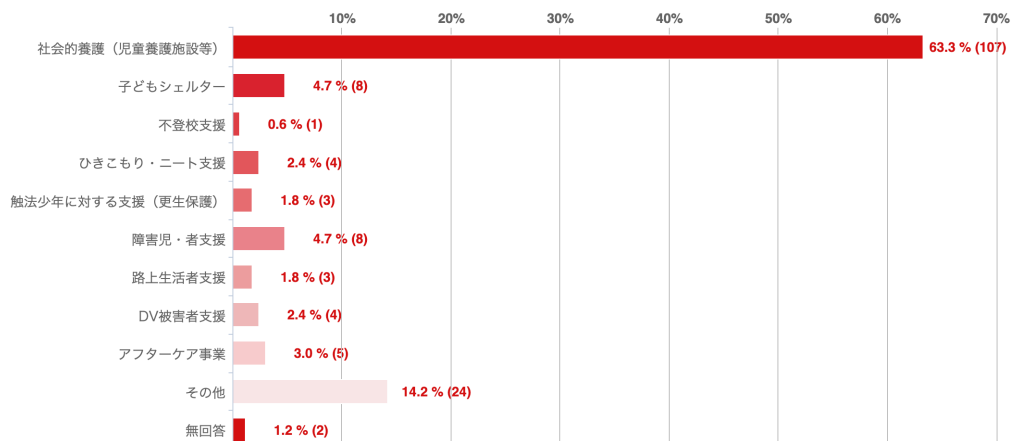


	度数	割合
社会福祉法人	48	29.6%
NPO法人	84	51.9%
その他	30	18.5%
合計	162	100.0%
欠測値 N	12	

運営主体では、NPO法人が84ホーム（51.9%）を占め、安定的な運営が大きな課題となることが考えられる。

同時に、「その他」の形式を取るホームも30ホーム（18.5%）あることがわかる。記入された「その他」の回答では、一般社団法人(2)、一般社団法人（非営利）、営利法人、株式会社、個人、個人事業、公益財団法人、任意団体、となっている。

1-2-2 運営法人の主たる設立目的



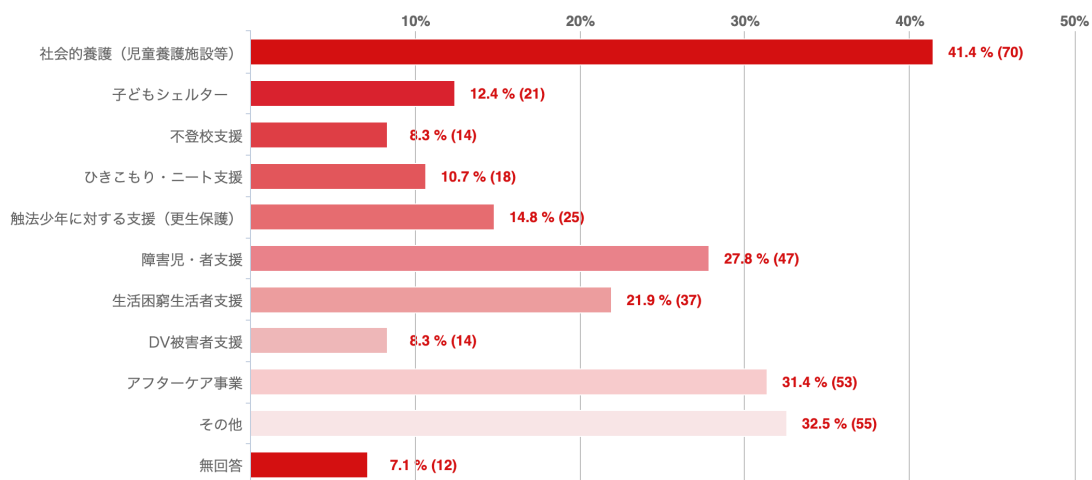
運営法人の主たる設立目的では、社会的養護が最多の107ホーム（66.0%）であった。

「その他」の回答では¹、生活困窮生活者支援、福祉葬儀・福祉的住宅提供、自立支援、刑務所・少年院や児童養護施設・一時保護所等を出た後に帰る所のない15歳以上の方々への自立支援、青少年の健全育成があった。

	回答数	%
社会的養護(児童養護施設等)	107	66.0%
子どもシェルター	8	4.9%
不登校支援	1	0.6%
ひきこもり・ニート支援	3	1.9%
触法少年に対する支援(更生保護)	2	1.2%
障害児・者支援	7	4.3%
路上生活者支援	3	1.9%
DV被害者支援	4	2.5%
アフターケア事業	5	3.1%
その他	22	13.6%
全体	162	100.0%
欠損値 N	12	

¹ 「その他」に寄せられた回答は、回答そのままを掲載する。

1-2-3 運営法人が行う自立援助ホーム以外の支援

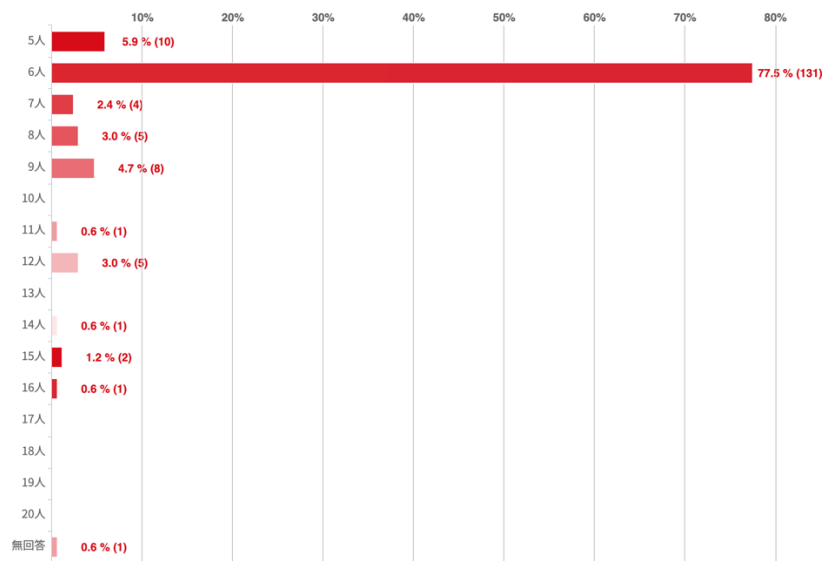


運営法人が行う自立援助ホーム以外の支援では、社会的養護が70ホーム(41.4%)で最多、ついで、その他が55ホーム(32.5%)、アフターケア事業が53ホーム(31.4%)となった。

「その他」の回答として、運営法人としては自立援助ホームのみ、保育所、子ども食堂、母子生活支援施設、児童家庭支援センター、学童保育、寄宿舎・葬祭援助があげられている。

	回答数	%
社会的養護(児童養護施設等)	70	41.4%
子どもシェルター	21	12.4%
不登校支援	14	8.3%
ひきこもり・ニート支援	18	10.7%
触法少年に対する支援(更生保護)	25	14.8%
障害児・者支援	47	27.8%
生活困窮生活者支援	37	21.9%
DV被害者支援	14	8.3%
アフターケア事業	53	31.4%
その他	55	32.5%
無回答	12	7.1%
全体	169	100.0%

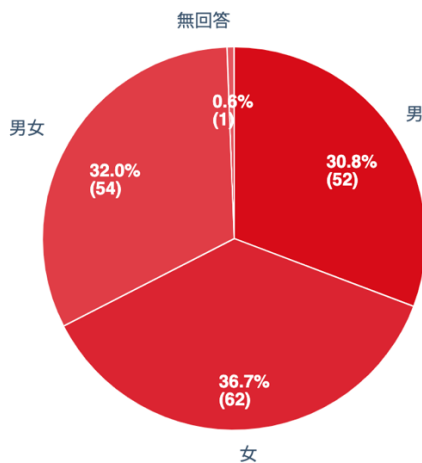
1-3. ホームの定員



	回答数	%
5人	10	5.9%
6人	131	77.5%
7人	4	2.4%
8人	5	3.0%
9人	8	4.7%
10人	0	0.0%
11人	1	0.6%
12人	5	3.0%
13人	0	0.0%
14人	1	0.6%
15人	2	1.2%
16人	1	0.6%
17人	0	0.0%
18人	0	0.0%
19人	0	0.0%
20人	0	0.0%
無回答	1	0.6%
全体	169	100.0%

ホームの定員では、6人が最多の131ホーム（77.5%）となっており、ほとんどのホームが6人定員制であることがわかる。

1-4. ホームの対象とする性別



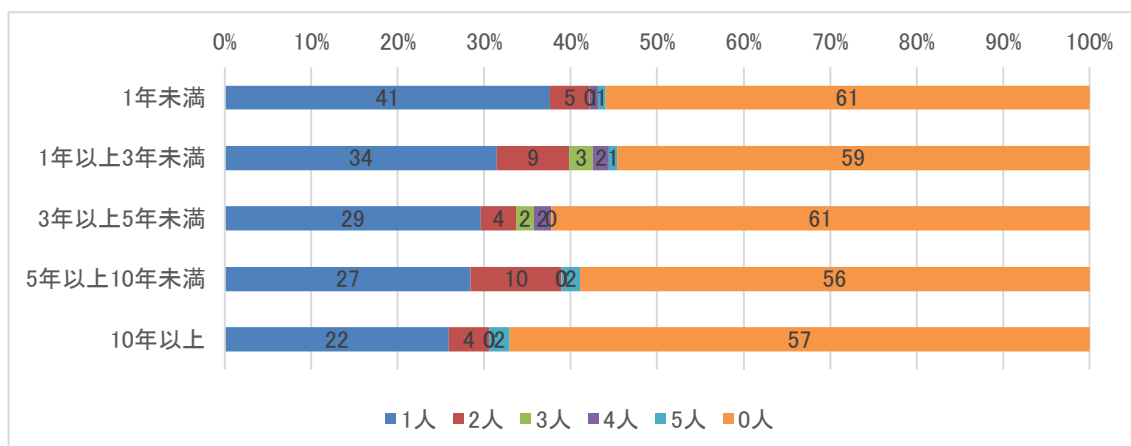
	回答数	%
男	52	30.80%
女	62	36.70%
男女	54	32.00%
無回答	1	0.60%
全体	169	100.00%

ホームの対象とする性別では、男性または女性を限定しているホームが合わせて114ホーム（67.5%）となり、女性限定ホームの方がやや多い。また性別の限定のないホームも54ホーム（32.0%）あり、概ね、男性限定、女性限定、性別限定なしが、1/3 ずつとなる。

2. 職員体制について

2-1. 常勤職員の状況

2-1-1 常勤男性の人数と勤続年数

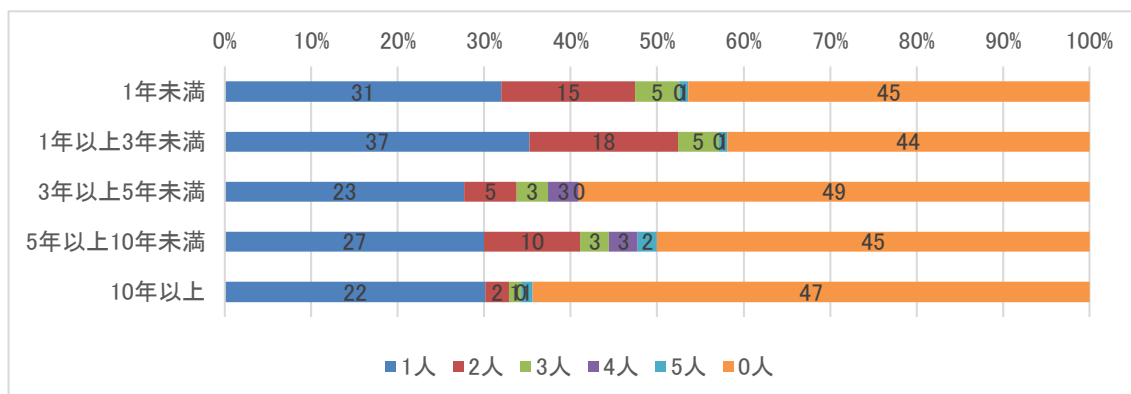


勤続年数ごとにホームの常勤男性の人数をたずねた。

常勤男性では、勤続年数にかかわらず、どの年数にも一定の職員がいることがわかる。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	無回答	全体
1年未満	61	41	5	0	1	1	60	169
	36.1%	24.3%	3.0%	0.0%	0.6%	0.6%	35.5%	100.0%
1年以上 3年未満	59	34	9	3	2	1	61	169
	34.9%	20.1%	5.3%	1.8%	1.2%	0.6%	36.1%	100.0%
3年以上 5年未満	61	29	4	2	2	0	71	169
	36.1%	17.2%	2.4%	1.2%	1.2%	0.0%	42.0%	100.0%
5年以上 10年未満	56	27	10	0	0	2	74	169
	33.1%	16.0%	5.9%	0.0%	0.0%	1.2%	43.8%	100.0%
10年以上	57	22	4	0	0	2	84	169
	33.7%	13.0%	2.4%	0.0%	0.0%	1.2%	49.7%	100.0%

2-1-2 常勤女性の人数と勤続年数



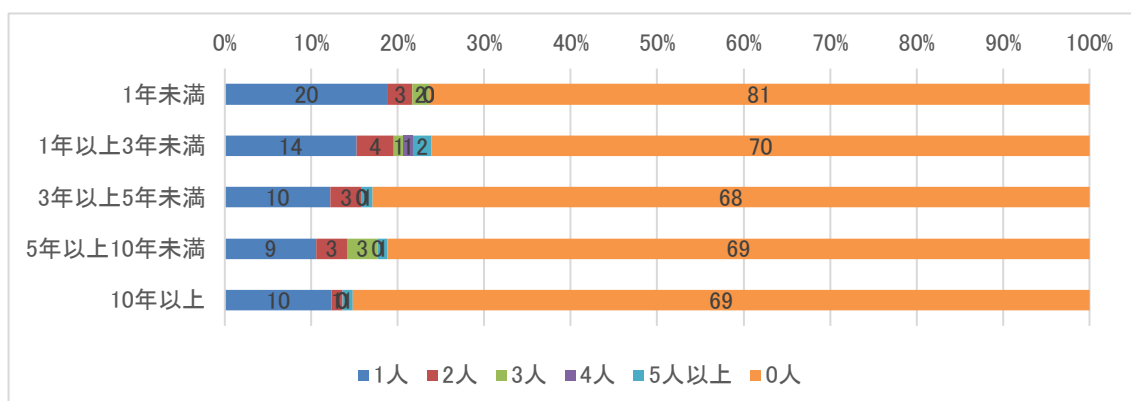
勤続年数ごとにホームの常勤女性の人数をたずねた。

常勤女性の人数と勤続年数では、「1年以上3年未満」が最多となり、「3年以上5年未満」の職員が一旦減少する傾向がある。この傾向は、男性の常勤職員の勤続年数とやや異なっている。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	無回答	全体
1年未満	45	31	15	5	0	1	72	169
	26.6%	18.3%	8.9%	3.0%	0.0%	0.6%	42.6%	100.0%
1年以上 3年未満	44	37	18	5	0	1	64	169
	26.0%	21.9%	10.7%	3.0%	0.0%	0.6%	37.9%	100.0%
3年以上 5年未満	49	23	5	3	3	0	86	169
	29.0%	13.6%	3.0%	1.8%	1.8%	0.0%	50.9%	100.0%
5年以上 10年未満	45	27	10	3	3	2	79	169
	26.6%	16.0%	5.9%	1.8%	1.8%	1.2%	46.7%	100.0%
10年以上	47	22	2	1	0	1	96	169
	27.8%	13.0%	1.2%	0.6%	0.0%	0.6%	56.8%	100.0%

2-2. 非常勤職員の状況

2-2-1 非常勤男性の人数と勤続年数

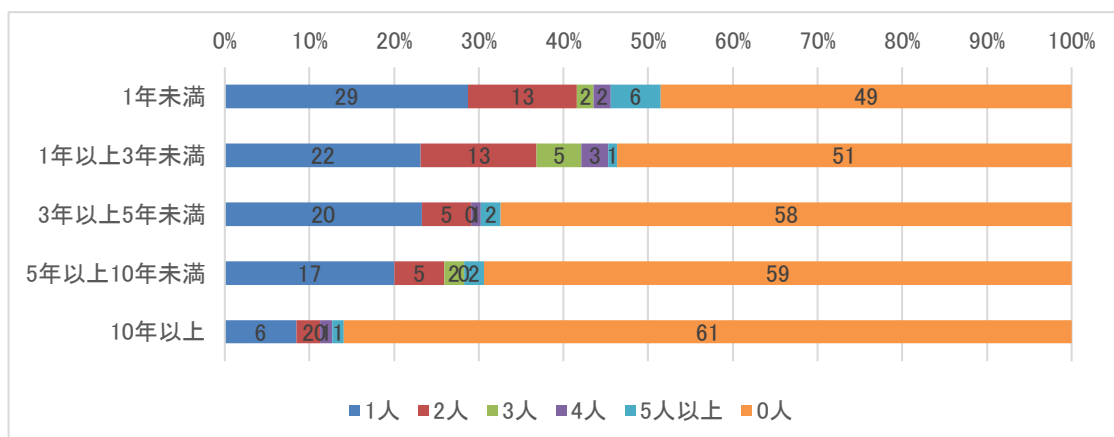


勤続年数ごとにホームの非常勤男性の人数をたずねた。

非常勤男性の人数と勤続年数では、「1年未満」が最多となっている。一方で、勤続5年以上の非常勤男性職員が1名以上いるホームが一定数あることにも注目される。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	全体
1年未満	81	20	3	2	0	0	63	169
	47.9%	11.8%	1.8%	1.2%	0.0%	0.0%	37.3%	100.0%
1年以上	70	14	4	1	1	2	77	169
3年未満	41.4%	8.3%	2.4%	0.6%	0.6%	1.2%	45.6%	100.0%
3年以上	68	10	3	0	0	1	87	169
5年未満	40.2%	5.9%	1.8%	0.0%	0.0%	0.6%	51.5%	100.0%
5年以上	69	9	3	3	0	1	84	169
10年未満	40.8%	5.3%	1.8%	1.8%	0.0%	0.6%	49.7%	100.0%
10年以上	69	10	1	0	0	1	88	169
	40.8%	5.9%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	52.1%	100.0%

2-2-2 非常勤女性の人数と勤続年数



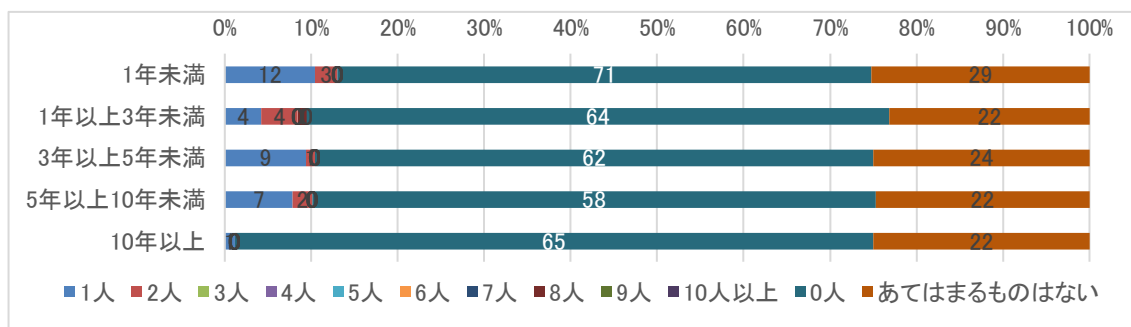
勤続年数ごとにホームの非常勤女性の人数をたずねた。

非常勤女性職員の場合には、勤続年数が上がっていくごとに職員数が減っていく傾向が読み取れる。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	全体
1年未満	49	29	13	2	2	6	68	169
	29.0%	17.2%	7.7%	1.2%	1.2%	3.6%	40.2%	100.0%
1年以上	51	22	13	5	3	1	74	169
3年未満	30.2%	13.0%	7.7%	3.0%	1.8%	0.6%	43.8%	100.0%
3年以上	58	20	5	0	1	2	83	169
5年未満	34.3%	11.8%	3.0%	0.0%	0.6%	1.2%	49.1%	100.0%
5年以上	59	17	5	2	0	2	84	169
10年未満	34.9%	10.1%	3.0%	1.2%	0.0%	1.2%	49.7%	100.0%
10年以上	61	6	2	0	1	1	98	169
	36.1%	3.6%	1.2%	0.0%	0.6%	0.6%	58.0%	100.0%

2-3. ボランティアの状況

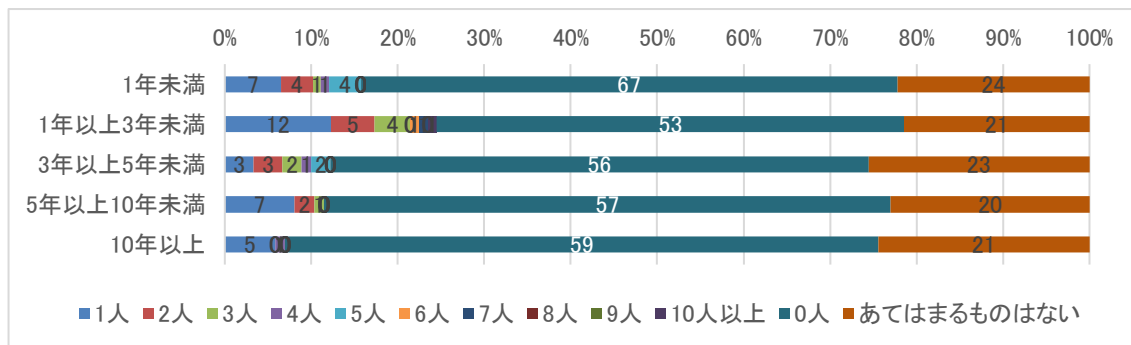
2-3-1 ボランティア男性の人数と勤続年数



勤続年数ごとにホームのボランティア男性の人数をたずねた。全体的にボランティアが入っているホームは少ないことがうかがえる。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	あてはまるものはない	無回答	全体
1年未満	71	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	29	54	169
	42.0%	7.1%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.2%	32.0%	100.0%
1年以上3年未満	64	4	4	0	0	0	0	0	1	0	0	22	74	169
	37.9%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	13.0%	43.8%	100.0%
3年以上5年未満	62	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	24	73	169
	36.7%	5.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%	43.2%	100.0%
5年以上10年未満	58	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	80	169
	34.3%	4.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	47.3%	100.0%
10年以上	65	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	81	169
	38.5%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.0%	47.9%	100.0%

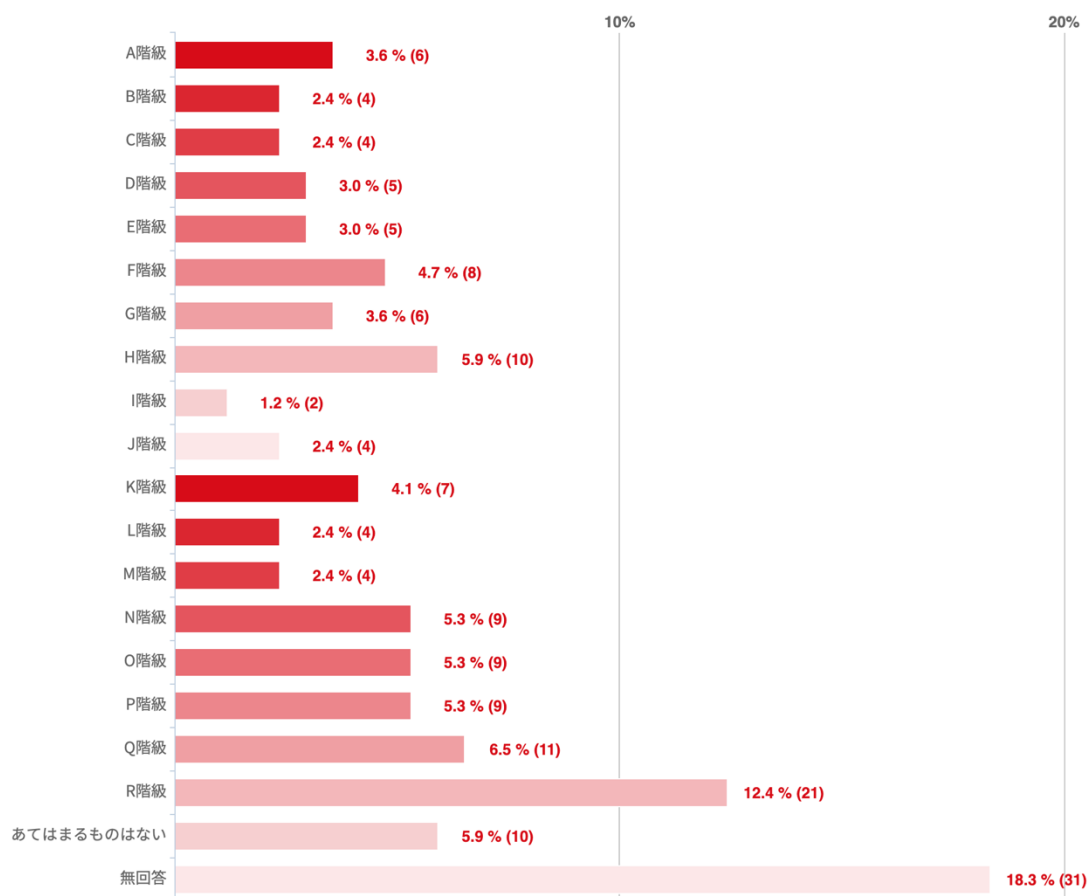
2-3-2 ボランティア女性の人数と勤続年数



勤続年数ごとにホームのボランティア女性の人数をたずねた。上記の男性ボランティアの人数と比較すると、女性の方が多くホームに入っていることがわかる。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	あてはまるものはない	無回答	全体
1年未満	67	7	4	1	1	4	0	0	0	0	0	24	61	169
	39.6%	4.1%	2.4%	0.6%	0.6%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%	36.1%	100.0%
1年以上3年未満	53	12	5	4	0	0	1	1	0	0	1	21	71	169
	31.4%	7.1%	3.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	0.0%	0.0%	0.6%	12.4%	42.0%	100.0%
3年以上5年未満	56	3	3	2	1	2	0	0	0	0	0	23	79	169
	33.1%	1.8%	1.8%	1.2%	0.6%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	46.7%	100.0%
5年以上10年未満	57	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	20	82	169
	33.7%	4.1%	1.2%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	48.5%	100.0%
10年以上	59	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	21	83	169
	34.9%	3.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.4%	49.1%	100.0%

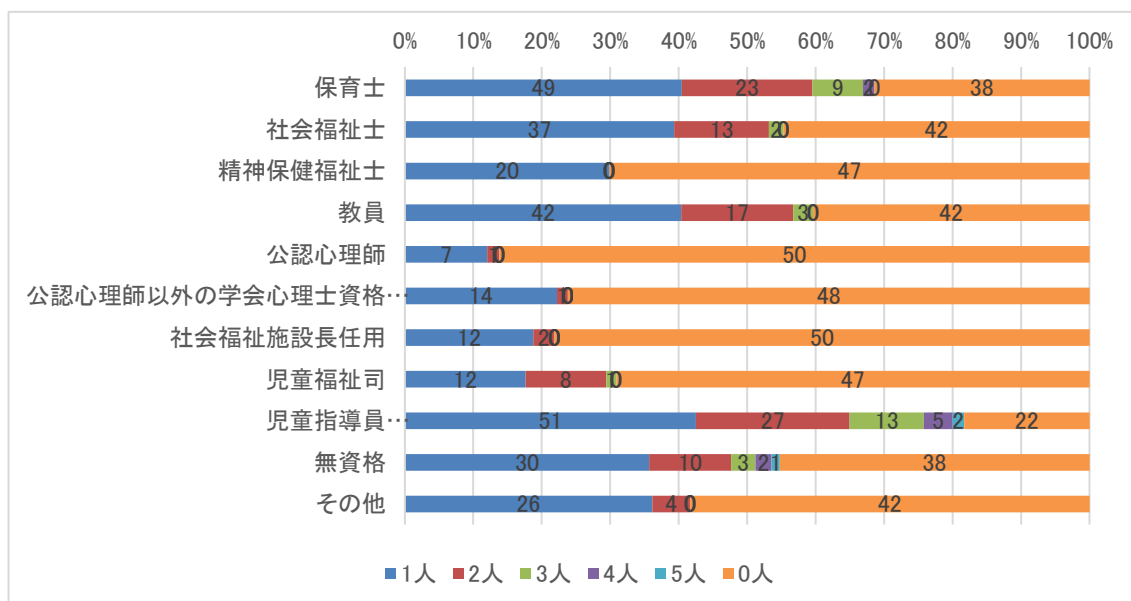
2-4. 令和1年度の事務費保護単価設定における「民間施設給与等改善費」の施設区分



令和1年度の事務費保護単価設定における「民間施設給与等改善費」の施設区分では、無回答以外では、「R階級」が最多の12.4% (21ホーム) となっている。

	回答数	%
A階級	6	3.6%
B階級	4	2.4%
C階級	4	2.4%
D階級	5	3.0%
E階級	5	3.0%
F階級	8	4.7%
G階級	6	3.6%
H階級	10	5.9%
I階級	2	1.2%
J階級	4	2.4%
K階級	7	4.1%
L階級	4	2.4%
M階級	4	2.4%
N階級	9	5.3%
O階級	9	5.3%
P階級	9	5.3%
Q階級	11	6.5%
R階級	21	12.4%
あてはまるものはない	10	5.9%
無回答	31	18.3%
全体	169	100.0%

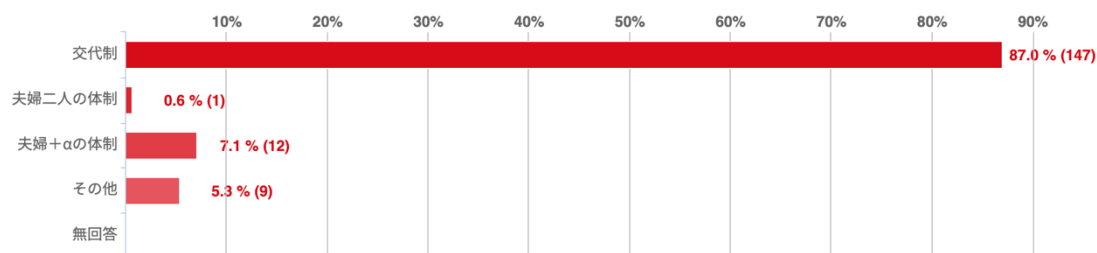
2-5. 職員の資格状況



職員の資格状況（常勤職員のみ／複数の資格がある場合はすべてについて回答）について、たずねた。資格として最多であったのは「児童指導員（上記の資格以外で該当する方）」となった。また、保育士や社会福祉士、教員の資格を持つ職員がいるホームも一定の割合であることがわかる。

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	無回答	全体
保育士	38	49	23	9	2	0	48	169
	22.5%	29.0%	13.6%	5.3%	1.2%	0.0%	28.4%	100.0%
社会福祉士	42	37	13	2	0	0	75	169
	24.9%	21.9%	7.7%	1.2%	0.0%	0.0%	44.4%	100.0%
精神保健福祉士	47	20	0	0	0	0	102	169
	27.8%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.4%	100.0%
教員	42	42	17	3	0	0	65	169
	24.9%	24.9%	10.1%	1.8%	0.0%	0.0%	38.5%	100.0%
公認心理師	50	7	1	0	0	0	111	169
	29.6%	4.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	65.7%	100.0%
公認心理師以外の学会心理士資格（臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士など）	48	14	1	0	0	0	106	169
	28.4%	8.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	62.7%	100.0%
社会福祉施設長任用	50	12	2	0	0	0	105	169
	29.6%	7.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	62.1%	100.0%
児童福祉司	47	12	8	1	0	0	101	169
	27.8%	7.1%	4.7%	0.6%	0.0%	0.0%	59.8%	100.0%
児童指導員（注：上記の資格以外で該当する方）	22	51	27	13	5	2	49	169
	13.0%	30.2%	16.0%	7.7%	3.0%	1.2%	29.0%	100.0%
無資格	38	30	10	3	2	1	85	169
	22.5%	17.8%	5.9%	1.8%	1.2%	0.6%	50.3%	100.0%
その他	42	26	4	0	0	0	97	169
	24.9%	15.4%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	57.4%	100.0%

2-6. ホームの勤務状況

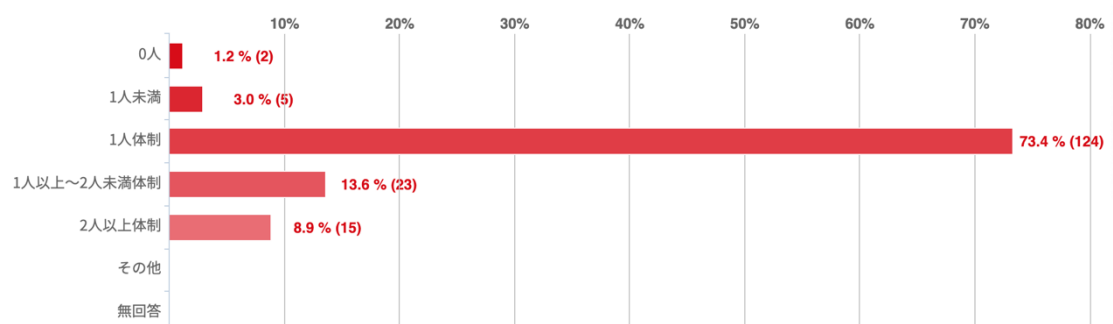


ホームの勤務状況では、9割近いホームが交代制をとっていると回答している。

「その他」の回答としては、施設長住み込み、ホーム長住み込み+α、ホーム長と常勤職員の常駐、4人体制（2）であった。

	回答数	%
交代制	147	87.0%
夫婦二人の体制	1	0.6%
夫婦+αの体制	12	7.1%
その他	9	5.3%
無回答	0	0.0%
全体	169	100.0%

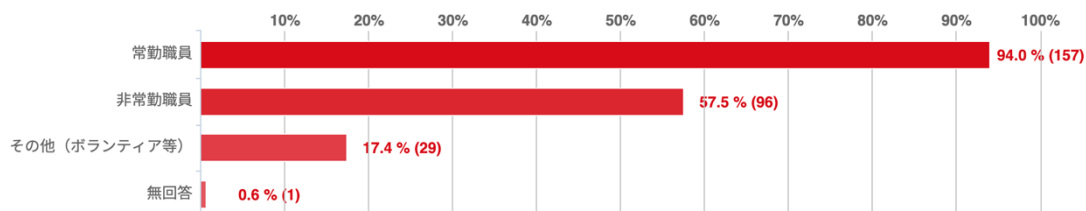
2-7. 夜間の職員体制



夜間の職員体制として、最多の回答は一人体制（124 ホーム、73.4%）であった。一方で、夜間に職員が0人や1人未満も合わせて4%あることも注目される。

	回答数	%
0人	2	1.2%
1人未満	5	3.0%
1人体制	124	73.4%
1人以上~2人未満体制	23	13.6%
2人以上体制	15	8.9%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
全体	169	100.0%

2-8. 夜間の勤務の対象職員（複数回答）

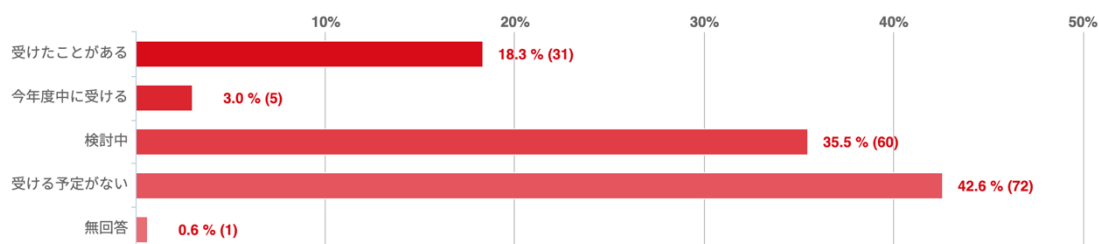


夜間の勤務の対象職員として、非常勤職員が夜勤に加わるホームが57.5%（96ホーム）、ボランティア等が加わるホームが17.4%（29ホーム）あることがわかる。

	回答数	%
常勤職員	157	94.0%
非常勤職員	96	57.5%
その他(ボランティア等)	29	17.4%
無回答	1	0.6%
全体	167	100.0%

3. 第三者評価について

3-1. 第三者評価の受審

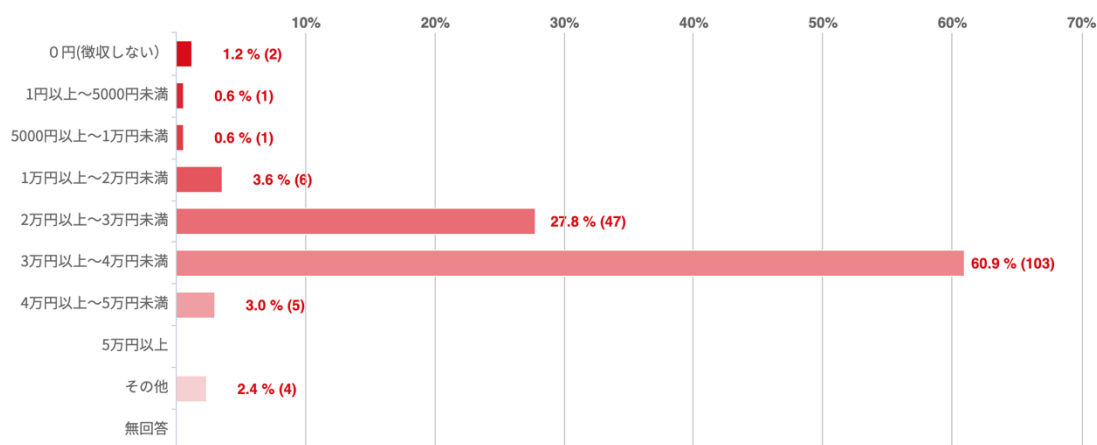


第三者評価の受審状況では、受けたことのあるホームは18.3% (31 ホーム) にとどまっていた。一方で、受ける予定がないホームが42.6% (72 ホーム) となっており、自立援助ホームに第三者評価が浸透していない状況がうかがえる。

	回答数	%
受けたことがある	31	18.3%
今年度中に受ける	5	3.0%
検討中	60	35.5%
受ける予定がない	72	42.6%
無回答	1	0.6%
全体	169	100.0%

4. 利用料について

4-1. 利用料



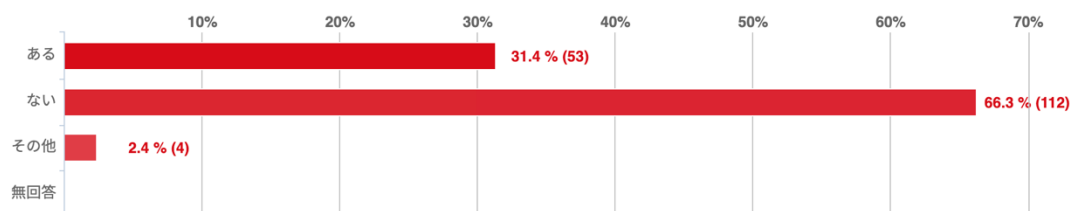
1人の入居者から徴収する利用料のスタンダードな金額区分についてたずねた。その結果、最多は3万円以上~4万円未満で60.9% (103 ホーム) であった。合わせて9割近いホームが、2万円~4万円の範囲で利用料を徴収している。

「その他」の回答として、3年以上徴収できていない、学生は0円・就労の子は30,000円、上限三万円を収入に応じて段階的に、という回答があった。

	回答数	%
0円(徴収しない)	2	1.2%
1円以上~5000円未満	1	0.6%
5000円以上~1万円未満	1	0.6%
1万円以上~2万円未満	6	3.6%
2万円以上~3万円未満	47	27.8%
3万円以上~4万円未満	103	60.9%
4万円以上~5万円未満	5	3.0%
5万円以上	0	0.0%
その他	4	2.4%
無回答	0	0.0%
全体	169	100.0%

5. 暫定定員について

5-1. 暫定定員

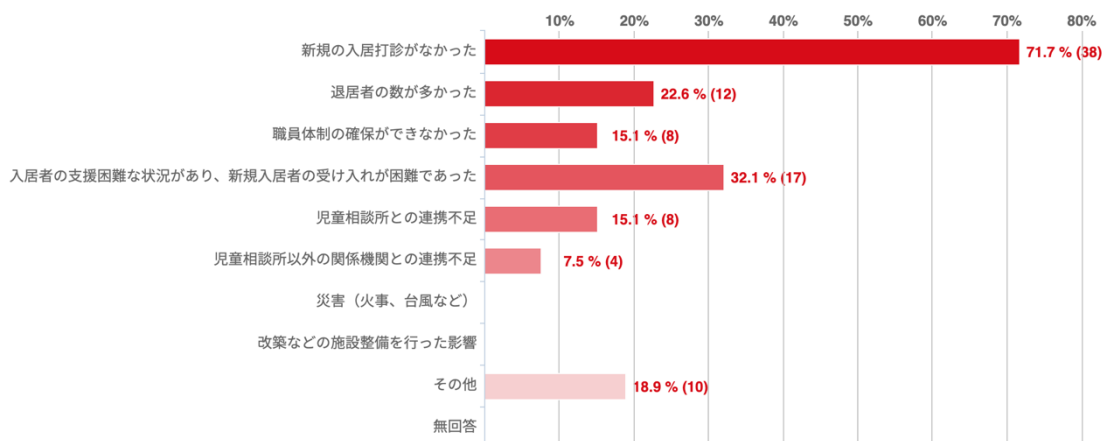


今までに暫定定員になったことはありますか、という問いに対して、「ある」と回答したホームが31.4%（53ホーム）、「ない」ホームが66.3%（112ホーム）であった。

「その他」の回答では、2年猶予期間、1年未満のためない(3)となっていた。

	回答数	%
ある	53	31.4%
ない	112	66.3%
その他	4	2.4%
無回答	0	0.0%
全体	169	100.0%

5-2. 暫定定員になった理由

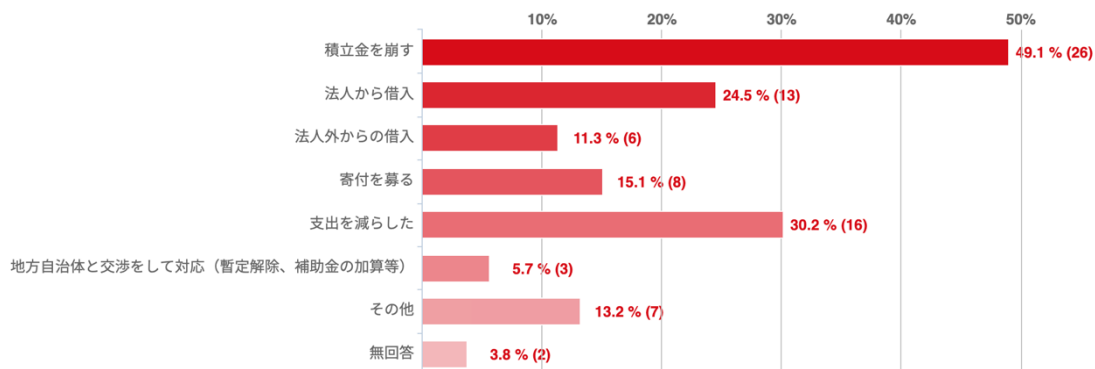


暫定定員になった理由では、「新規の入居打診がなかった」が71.7%（38ホーム）が最多であった。次いで、「入居者の支援困難な状況があり、新規入居者の受け入れが困難であった」が32.1%（17ホーム）となった。

「その他」の回答では、開設時の時点で暫定定員であった、新規開設の際暫定でのスタートだった、6人定員のところ5人目を受け入れる余裕が職員に無かった、設立当初は認知度も低く、入居依頼が少なかった、養護施設に併設されたファミリーホームの入所児童が増えているためと里親支援の強化によるため、との回答が寄せられた。

	回答数	%
新規の入居打診がなかった	38	71.7%
退居者の数が多かった	12	22.6%
職員体制の確保ができなかった	8	15.1%
入居者の支援困難な状況があり、新規入居者の受け入れが困難であった	17	32.1%
児童相談所との連携不足	8	15.1%
児童相談所以外の関係機関との連携不足	4	7.5%
災害(火事、台風など)	0	0.0%
改築などの施設整備を行った影響	0	0.0%
その他	10	18.9%
無回答	0	0.0%
全体	53	100.0%

5-3. 暫定になった際の財政的な対処

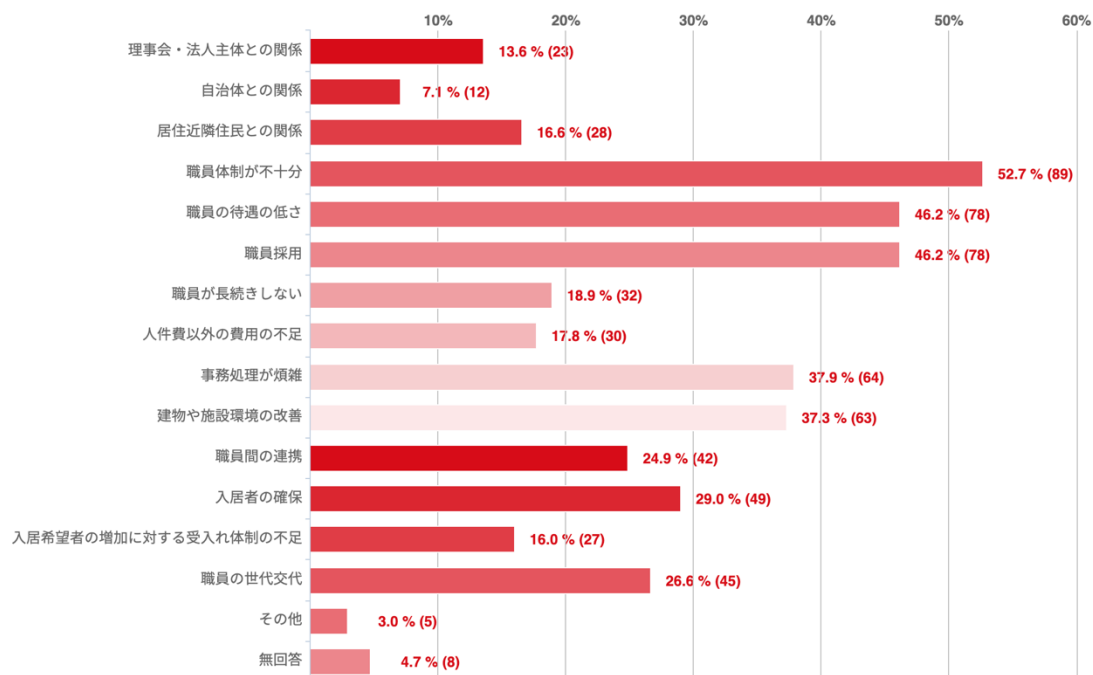


暫定定員になった際にどのように対処したか、という問いに対して、「積立金を崩す」対処をしたのが、49.1%（26 ホーム）と最多であった。次いで「支出を減らした」という対処をしたホームが30.2%（16 ホーム）となり、日常のホームの支援や生活に影響を及ぼしかねない状況がうかがえる。

	回答数	%
積立金を崩す	26	49.1%
法人から借入	13	24.5%
法人外からの借入	6	11.3%
寄付を募る	8	15.1%
支出を減らした	16	30.2%
地方自治体と交渉をして対応（暫定解除、補助金の加算等）	3	5.7%
その他	7	13.2%
無回答	2	3.8%
全体	53	100.0%

6. 運営に関する課題について

6-1. 運営の課題（複数回答）



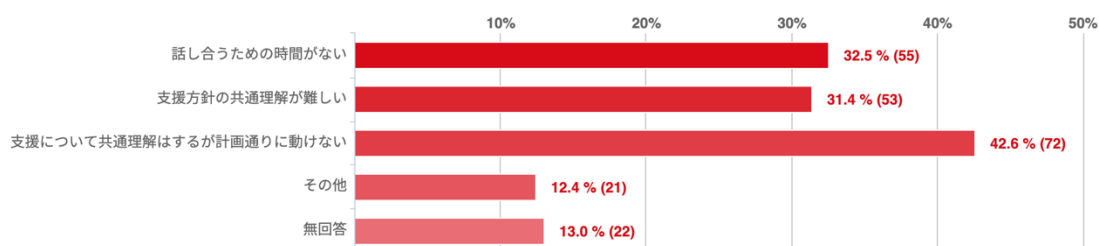
現在の運営についての課題では、「職員体制が不十分」（81 ホーム、51.3%）、「職員採用」（74 ホーム、46.8%）、「職員の待遇の低さ」（72 ホーム、45.6%）の順に多くなっており、職員体制の確保に大きな課題を感じていることが明らかとなった。

「その他」の回答として、自立援助ホームの社会的役割のあいまいさ、暫定に関すること、なし、との内容があった。

	回答数	%
理事会・法人主体との関係	23	13.6%
自治体との関係	12	7.1%
居住近隣住民との関係	28	16.6%
職員体制が不十分	89	52.7%
職員の待遇の低さ	78	46.2%
職員採用	78	46.2%
職員が長続きしない	32	18.9%
人件費以外の費用の不足	30	17.8%
事務処理が煩雑	64	37.9%
建物や施設環境の改善	63	37.3%
職員間の連携	42	24.9%
入居者の確保	49	29.0%
入居希望者の増加に対する受入れ体制の不足	27	16.0%
職員の世代交代	45	26.6%
その他	5	3.0%
無回答	8	4.7%
全体	169	100.0%

7. チームワーク支援について

7-1. 職員連携の課題（複数回答）

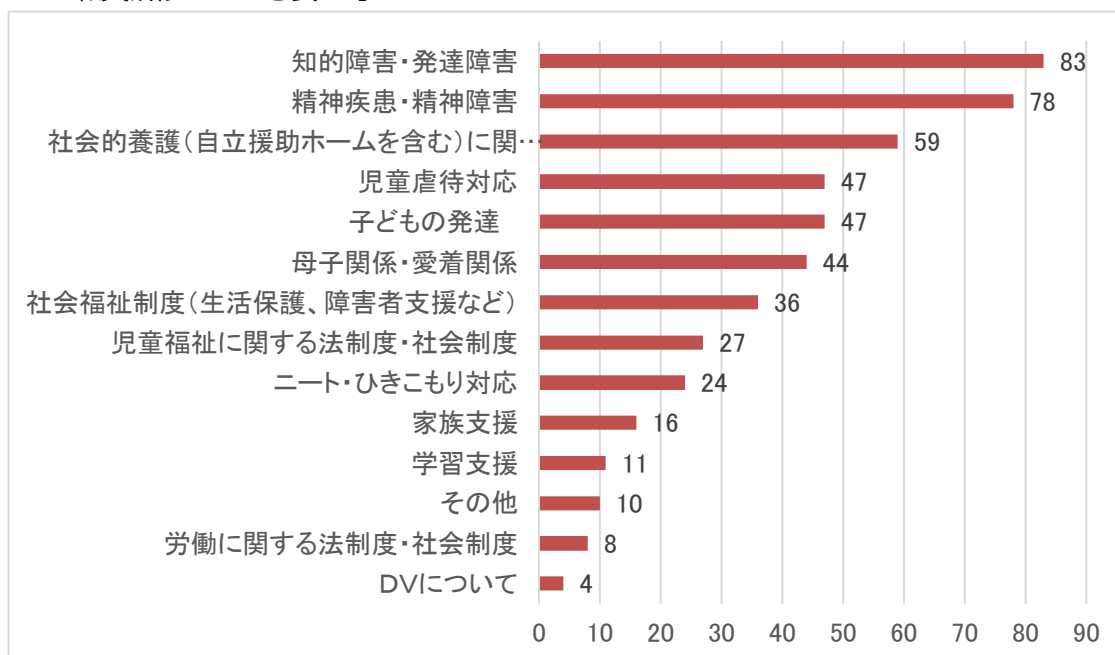


職員連携の課題について複数回答でたずねた。その結果、「支援について共通理解はするが計画通りに動けない」が42.6%（72 ホーム）と最多となった。

「その他」の回答としては、特になし（5）となった。

	回答数	%
話し合うための時間がない	55	32.5%
支援方針の共通理解が難しい	53	31.4%
支援について共通理解はするが計画通りに動けない	72	42.6%
その他	21	12.4%
無回答	22	13.0%
全体	169	100.0%

7-2. 職員研修として必要と考えるもの



職員研修として必要と考えるものについて3つまで選択する形で尋ねたところ、以下のような結果となった。入居者の状況、また対応に苦慮している状況を反映し、「知的障害・発達障害」(83ホーム)、「精神疾患・精神障害」(78ホーム)についての研修を必要と考えるホームが多くなっている。

「その他」の回答としては、小児期のトラウマについて、トラウマ対応、トラウマの影響について知ること、職員のメンタルケア、入所児童の傾向と対応・職員連携、があげられた。

コラム：調査フォーラムA（基本情報・ホームについて）

坂梨ホーム 橋本 由佳

コラムを書くにあたり、平成27年度に厚生労働省から示された「自立援助ホーム運営指針」を読み直してみた。これは自立援助ホーム協議会、諸先輩方と国が共同で作成されたものである。平成20年度には54箇所だったホーム数は、令和3年2月時点で199箇所に増加している。今回の調査Q2によると、設立10年未満のホームが全体の57%を占めている。Q3からは、社会福祉法人のみならず、NPO等、その他さまざまな経営主体の形があり多様化していることがわかる。自立援助ホームの歴史を振り返ってみると、当初は戦災孤児の中学卒業後の自立支援対策として始まっている。その後、養護施設出身者のアフターケアとして社会的援助の必要性から関係者のボランティア活動によって創設されたのが現在の「自立援助ホーム」の始まりである。そして、現在では家庭からの入居も増加しており、利用者の多くが被虐待経験者である。多くの若者が社会体験が保証されてこなかったことから、愛着障害や対人関係不調、また精神的な病を抱えていたり、発達上の課題を抱えている。経営主体の多様化は、そういった様々な背景を抱える若者支援において、それぞれの団体の得意とするものと若者のニーズとのマッチングを考えると必然かもしれない。

彼らが奪われた「こども期」の人間への信頼感については、青年期を迎え社会生活を送る上では大きな困難として現れ、多くのホームが課題として抱えている。Q15では、様々な資格保有者がケアに参加していることが分かる。しかしA-1からも分かるように、雇用体制は脆弱であり、より専門的な支援が必要な中で、人材確保と経営の間で葛藤している状態が読み取れる。わたしたちの基本姿勢は「生活者」である。治療者でも指導者でもない私たちの役割は、「丁寧な生活の営み」の継続である。若者たちの暮らしを守るには、ホームの運営が安定していなければならない。

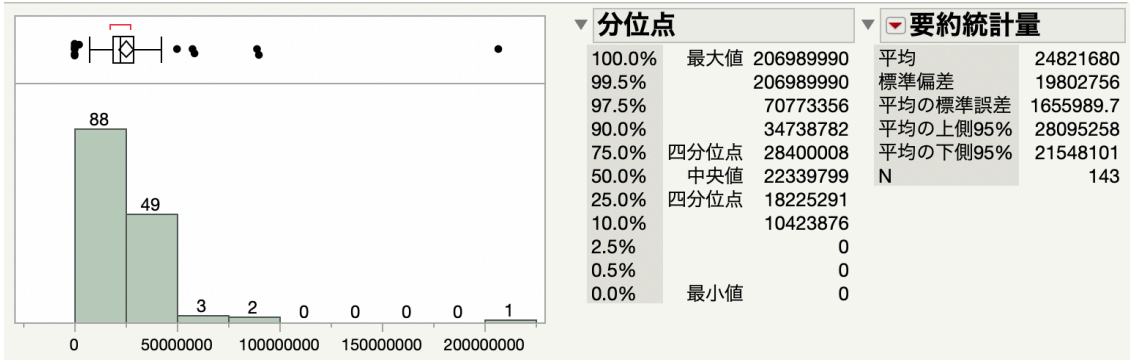
運営指針の中には、自立援助ホームの将来像について書かれた項目がある。そこには、多くの若者たちの受け皿となる制度の充実の一方で、支援のあり方の「質」を危惧されている。自立援助ホームの多くは小舎（Q6）で、個別的な支援を心がけている。生活者のプロとして。Q24の研修要望からは、そういった生活者としての視点を持ちつつ、利用者への理解を深め、共に生活していこうとする現場の意思を感じる。

最後に運営指針から、「つながりのある道すじ」というメッセージを借りて、援助ホームから過去に、未来につながっていく、横の連携支援を充実させていくことを意識して学び合う時間を大切にしたいと思う。

B : 財政・雇用について

1. 財政について

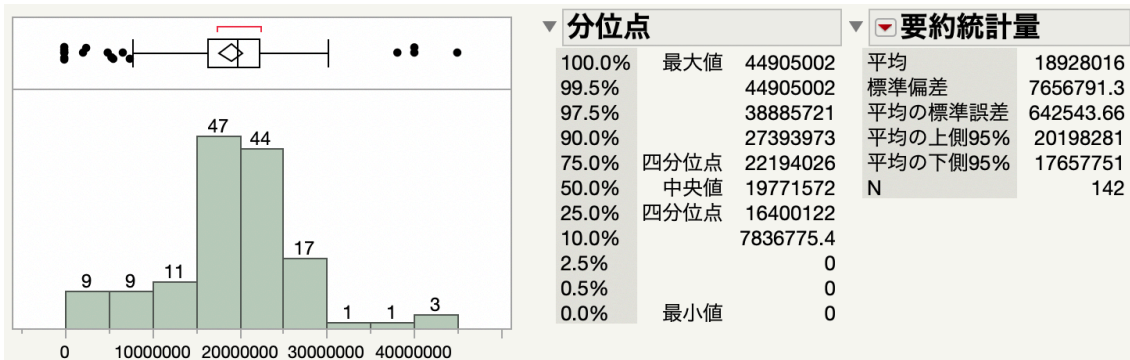
1-1. 令和1年度収入の総額



令和1年度の収入総額では、平均 24,821,680 円であった。

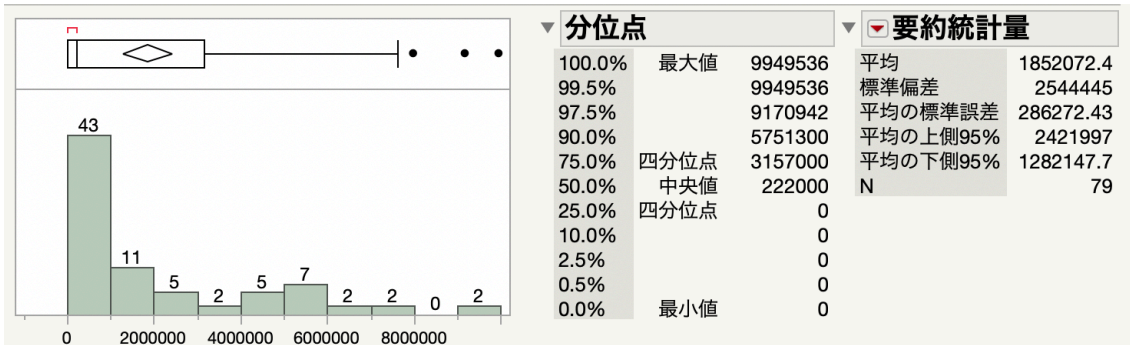
1-2. 令和1年度収入の内訳

1-2-1 措置費収入（一時保護費含む）



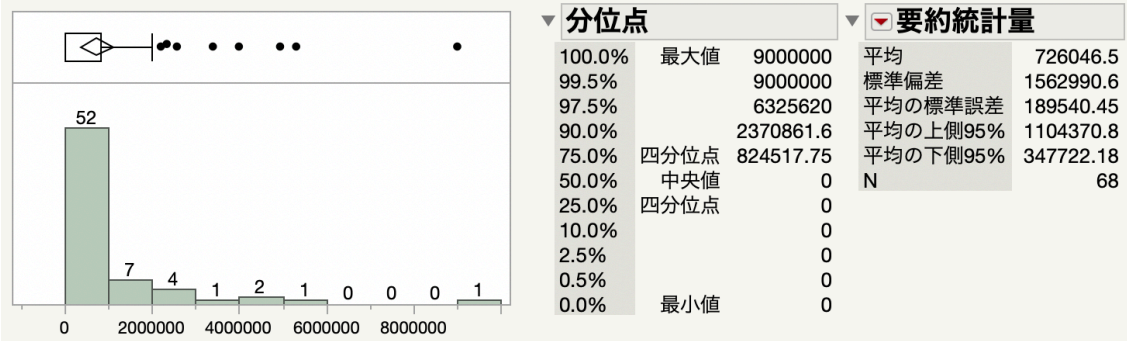
令和1年度収入の内訳について、措置費収入（一時保護費含む）の平均は 18,928,016 円となっている。

1-2-2 自治体独自の補助金



令和1年度収入の内訳について、自治体独自の補助金の平均は 1,852,072.4 円となっている。

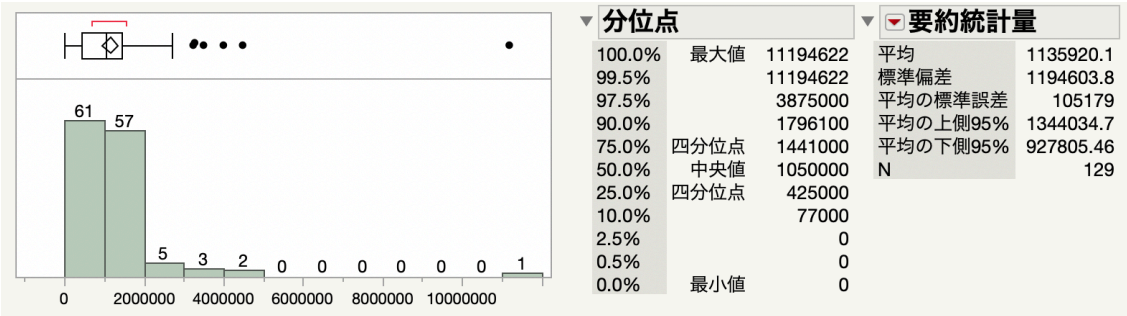
1-2-3 その他公的補助金（補導委託費など）



令和1年度収入の内訳について、その他公的補助金（補導委託費など）の補助金の平均は726,046.5円となっている。

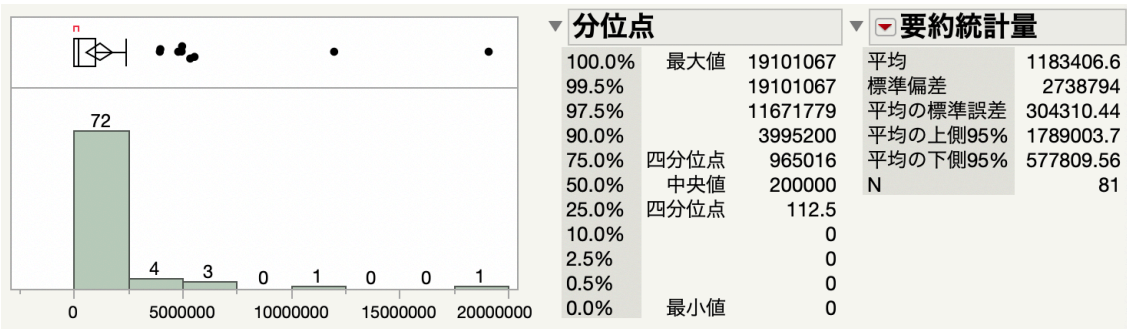
また、0円と回答したホームは43ホーム（63.2%）あった。

1-2-4 入居者の利用料



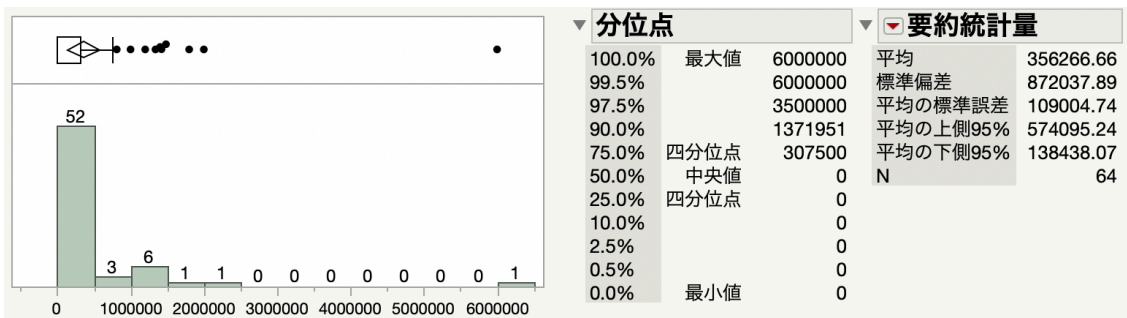
令和1年度収入の内訳について、入居者の利用料の平均は1,135,920.1円となっている。

1-2-5 個人、法人の寄付



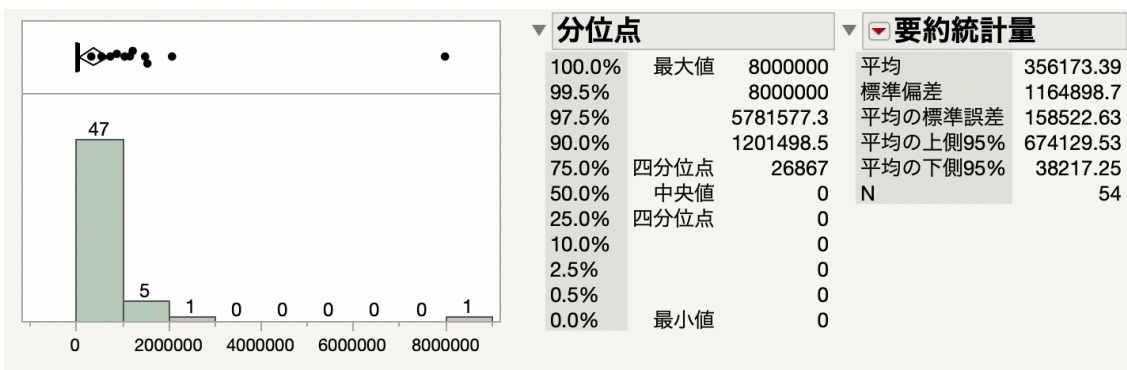
令和1年度収入の内訳について、個人、法人の寄付の平均は1,183,406.6円となっている。また、0円と回答したホームは20ホーム（24.6%）あった。

1-2-6 財団・法人からの助成



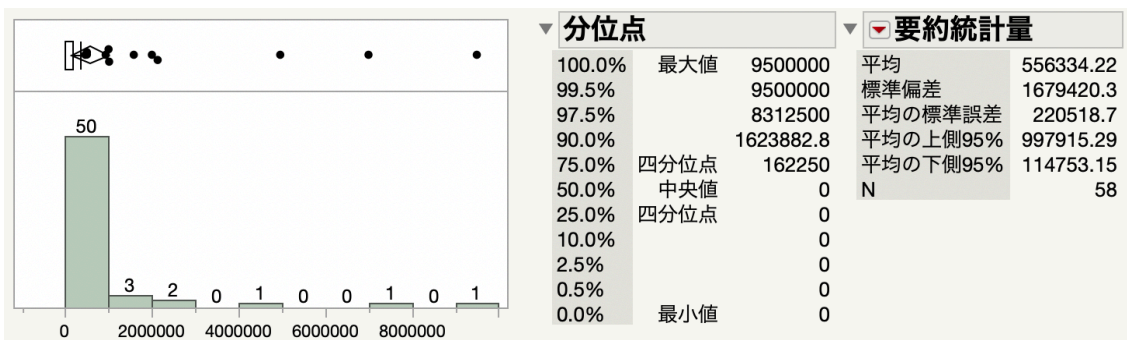
令和1年度収入の内訳について、個人、法人の寄付の平均は1,183,406.6円となっている。また、0円と回答したホームは20ホーム（24.6%）あった。

1-2-7 事業費収入（バザー収入など）



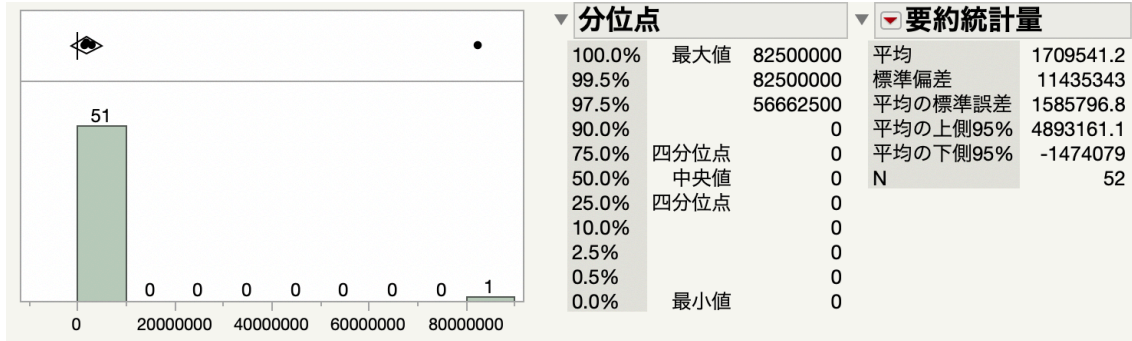
令和1年度収入の内訳について、事業費収入（バザー収入など）の平均は356,173.39円となっている。また、0円と回答したホームは38ホーム（59.3%）あった。

1-2-8 法人からの繰入



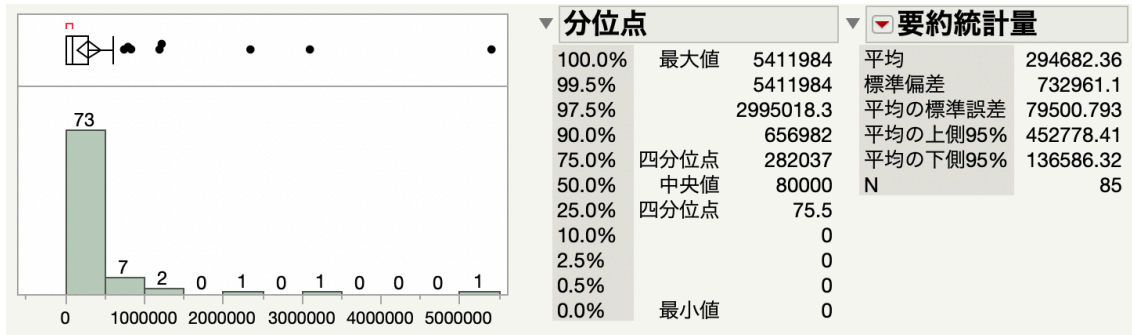
令和1年度収入の内訳について、法人からの繰入の平均は556,334.22円となっている。また、0円と回答したホームは43ホーム（74.1%）あった。

1-2-9 借入金



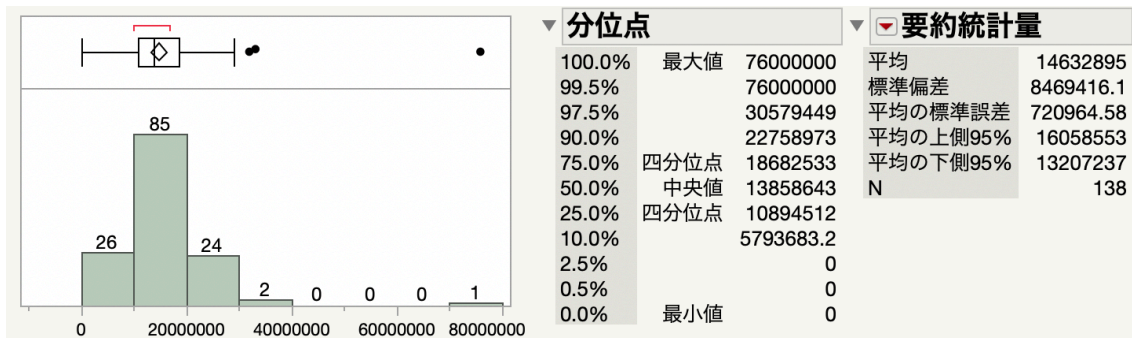
令和1年度収入の内訳について、法人からの繰入の平均は1,709,541.2円となっている。また、0円と回答したホームは48ホーム（92.3%）で金額を記入したホームは4ホームにとどまる。

1-2-10 その他



令和1年度収入の内訳について、「その他」の平均は294,682.36円となっている。また、0円と回答したホームは18ホーム（21.1%）であった。

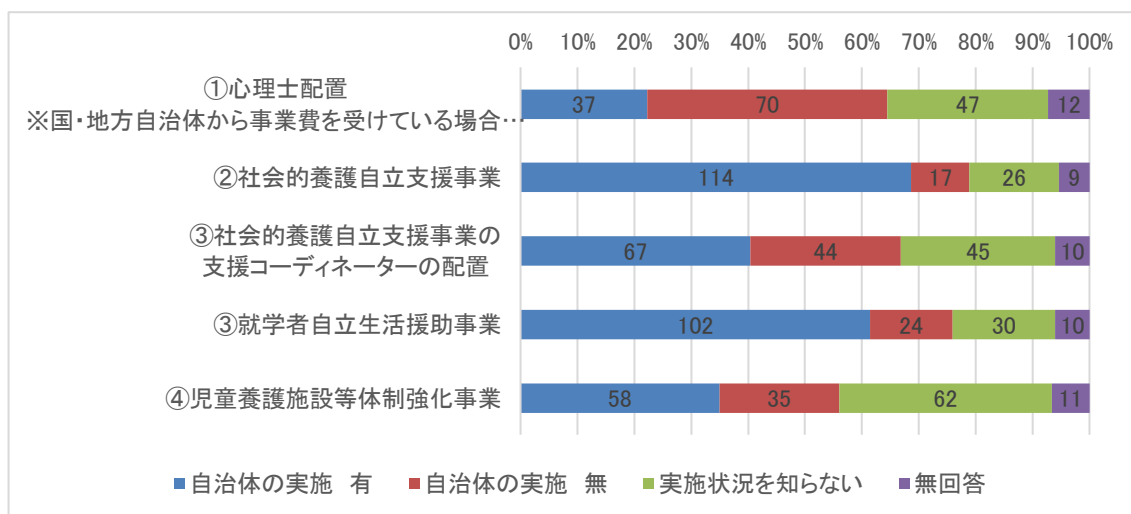
1-3. 支出のうち人件費の総額（各種保険料含む）



支出のうち人件費の総額（各種保険料含む）について、平均では、1,463,289.5円となっている。

2. 事業・補助金の実施

2-1. 各事業の自治体の実施状況



各事業の自治体の実施状況についてたずねた。

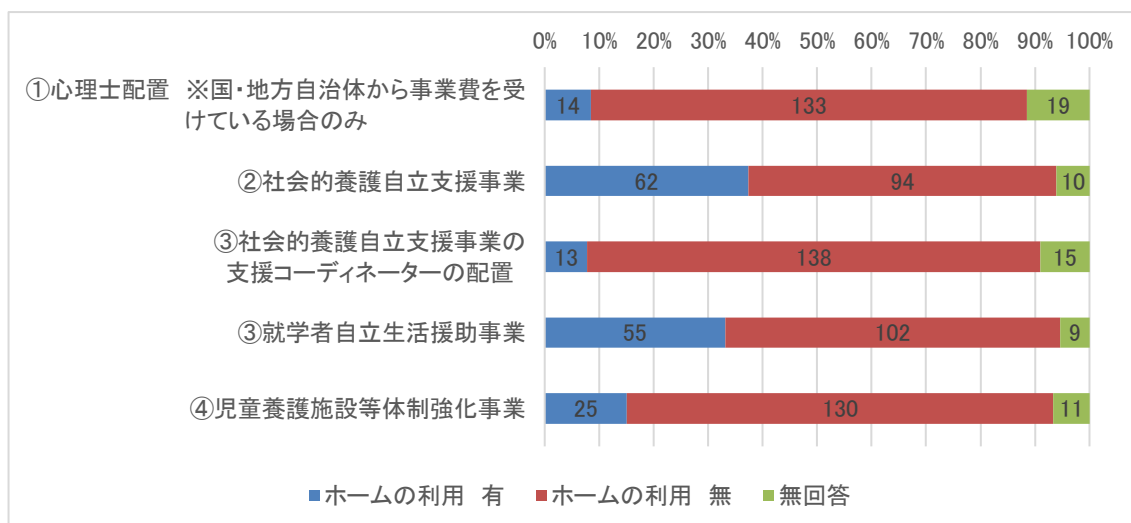
自治体の実施が有る事業として、最多であったのは「社会的養護自立支援事業」で、114ホームの所在自治体においては「実施あり」と回答されている。

一方、もっとも「実施なし」と回答されているものは、「心理士配置※国・地方自治体から事業費を受けている場合」であった。

	自治体の実施 有	自治体の実施 無	実施状況を知らない	無回答	全体
①心理士配置 ※国・地方自治体から事業費を受けている場合のみ	37	70	47	12	166
	22.3%	42.2%	28.3%	7.2%	100.0%
②社会的養護自立支援事業	114	17	26	9	166
	68.7%	10.2%	15.7%	5.4%	100.0%
③社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターの配置	67	44	45	10	166
	40.4%	26.5%	27.1%	6.0%	100.0%
③就学者自立生活援助事業	102	24	30	10	166
	61.4%	14.5%	18.1%	6.0%	100.0%
④児童養護施設等体制強化事業	58	35	62	11	166
	34.9%	21.1%	37.3%	6.6%	100.0%

3. 利用状況について

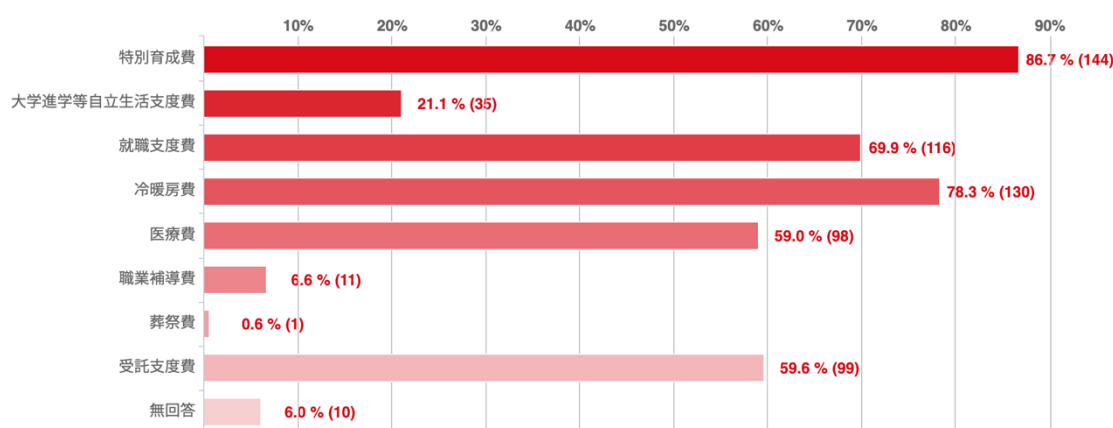
3-1. 各自治体事業のホームの利用状況



各自治体事業のホームの利用状況については、最も使用されていたのは「社会的養護自立支援事業」で、65 ホームだった。ただし、上記の通り、114 ホームの所在自治体においては「実施あり」と回答されていることから、実施があっても約半数の使用にとどまっていることがわかる。

	ホームの利用有	ホームの利用無	無回答	全体
①心理士配置 ※国・地方自治体から事業費を受けている場合のみ	14 8.40%	133 80.10%	19 11.40%	166 100.00%
②社会的養護自立支援事業	62 37.30%	94 56.60%	10 6.00%	166 100.00%
③社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターの配置	13 7.80%	138 83.10%	15 9.00%	166 100.00%
③就学者自立生活援助事業	55 33.10%	102 61.40%	9 5.40%	166 100.00%
④児童養護施設等体制強化事業	25 15.10%	130 78.30%	11 6.60%	166 100.00%

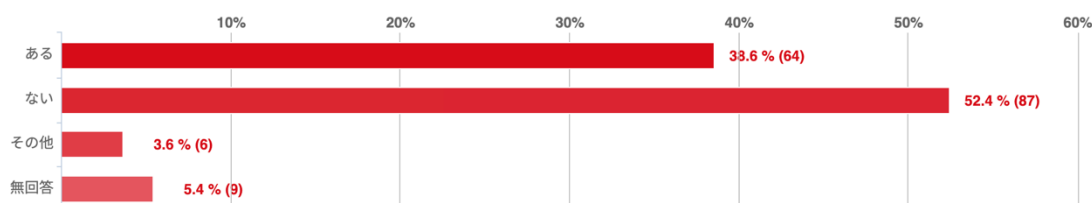
3-2. 入居者自身の支援に関わる費用の利用状況について



入居者自身の支援に関わる費用の利用状況については、「特別育成費」が最多で114 ホーム（86.7%）が使用したことがあった。反対に、もっとも使用がなかったのは、「葬祭費」であった。

	回答数	%
特別育成費	144	86.7%
大学進学等自立生活支度費	35	21.1%
就職支度費	116	69.9%
冷暖房費	130	78.3%
医療費	98	59.0%
職業補導費	11	6.6%
葬祭費	1	0.6%
受託支度費	99	59.6%
無回答	10	6.0%
全体	166	100.0%

3-3. 各自治体が独自で実施されている入居者・退居者個人が利用できる事業（措置費以外）またはホームに対する加算・助成事業



各自治体が独自で実施されている入居者・退居者個人が利用できる事業（措置費以外）またはホームに対する加算・助成事業はありますかという問いに対して、「ある」と回答したのは33.6%（64 ホーム）であった。

	回答数	%
ある	64	38.6%
ない	87	52.4%
その他	6	3.6%
無回答	9	5.4%
全体	166	100.0%

3-4. 各自治体が独自で実施されている事業について、事業名、実施自治体、金額、加算・助成対象

各自治体が独自で実施されている事業について、以下のものがあげられた。

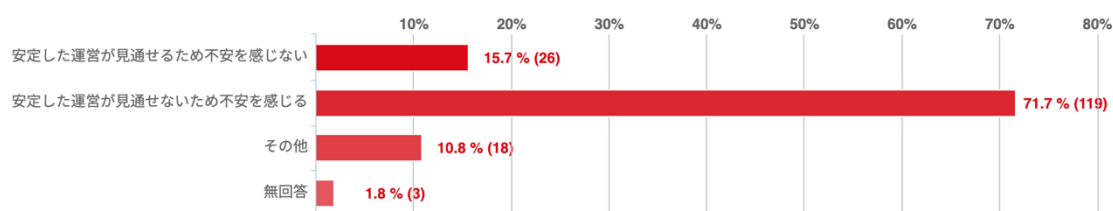
事業名	事業内容	実施自治体	金額	加算・助成対象
児童福祉施設被虐待児童等処遇向上事業		大阪市	12000 円/月	ホーム
(株)ジェイストーム 社会人一年生スタート応援助成			資格所得 18 万(限度)	
サービス推進費(4)				
サービス推進費(自立支援機能強化補助金)		東京都	2, 197, 000 円	ホーム
ジョブ・トレーナー事業(4)				
ジョブ・トレーナー事業(5)		東京都	2, 209, 000 円	ホーム
スキルアップ支援加算				
ほっとすぽっと				
まなび応援金			資格所得 15 万(最高額) 高校在学 月 2 万	退居児童・利用児童対象
愛知県民間児童福祉施設職員応援金		愛知県	100, 000 円	ホーム 施設で働く職員への慰労金の支給
一般生活費		神奈川県	3, 000 円/1 人	
開設事務費		横浜市	50, 000 円	ホーム
開設準備費初年度調弁費		横浜市	1, 000, 000 円	ホーム
各種学校等支度金加算				
各種学校等進学支度金加算		東京都	600, 000 円	利用者
学習塾費				
基本補助		東京都	30, 900(月額、児童 1 人当たり)	ホーム
希望の家事業	大学進学者の住居支援。家賃などを格安で提供し、担当の相談員がいて、月に 1 回以上面談する。	埼玉県		退所者
個別対応事業費加算		横浜市	26, 100 円	ホーム
広島市児童養護施設入所児童等自動車運転免許証取得費補助事業		広島市	20 万円	利用者
子どもの暮らし応援事業(2)				
子どもの暮らし応援事業			1500000 円	ホーム対象
子どもの暮らし応援事業フェアスタート応援事業		埼玉県	①大学等受験料を 2 校まで上限 6 万円で補助。 ②自動車運転免許取得費上限 185, 000 円。③インフルエンザ予防接種費上限 2, 000 円。④高校生学習経費。塾の費用や施設職員が学習指導した費用、高校入学・進級した費用(入学年額 60, 000 円、進級年額 30, 000 円)。④高校生活支援費。部活に関する費用。通学のための昼食代などの生活諸費年額 45, 000 円。	利用者
子どもの暮らし応援事業民間児童養護施設人材確保対策事業	職員配置の加配のための人件費	埼玉県	上限 150 万円	ホーム

施設入所児童等保証人支援事業補助金(高校・大学等入学時借入に係る連帯保証)(2)		鳥取県	1件30万円	
施設入所児童等保証人支援事業補助金(就職・入学に係る身元保証)(2)		鳥取県	1件30万円	
施設入所児童等保証人支援事業補助金(賃貸住宅入居に係る連帯保証)(2)		鳥取県	1件20万円	
子どもの暮らし応援事業費	人件費	埼玉県	1,500,000円	ホーム
児童自立支援施設から、高校入学にあたり、児童養護施設に措置変更が出来ず、自立援助ホームに入所となった学籍のある児童等に対して、一般生活費を特別基準にいただいている。				
児童福祉施設措置費横須賀市加算分		横須賀市	100円/日	利用者
児童福祉施設措置費横須賀市加算分		横須賀市	国公立高校4,000円/月、私立高校9,500円/月	利用者
児童養護施設等サポート事業助成 新入居生活支援			3万(一回)	利用者
児童養護施設等入所児童自立支援事業(大学等進学支度費助成事業)(2)		鳥取県	1人当たり19万円	
児童養護施設等入所児童自立支援事業(普通自動車運転免許取得費助成事業)(2)		鳥取県	1人当たり30万円	
児童養護施設等入所自動運転免許取得費補助事業				
児童養護施設入所児童等自立支援支給金	退所にかかる交通費の支給	愛知県	最大100,000円	利用者
自活継続支援加算				
自己決定支援加算				
自己決定支援加算	入所後30日目、16時間以上の面接	東京	15,640円	ホーム
自己決定支援加算	入所後60日目、8時間以上の面接	東京	6,520円	ホーム
自動車免許取得の助成		社会福祉協議会	10万円	
自動車免許取得費			100,000円	
自立援助ホーム体制機能強化事業補助金(2)	人件費1名分を補助	鳥取県	年額2688000円	
自立支援コーディネート事業		横浜市	209,000円	ホーム
自立生活促進費				
自立促進費		横浜市	1日/1,000円	ホーム
自立促進費(ホーム代支援)		横浜市	月30,000円、※最大6か月分まで(120,000円)	利用者
社会的養育推進事業費		神奈川県	111,300円/年	ホーム対象
就職支度金				
就職支度金	就職時の支度金	福岡市	45000円	利用者
就職支度費上乘せ				
就労支援加算				
処遇改善費	処遇の向上のため	香川県	850円/月	利用者
巣立ちサポート事業	運転免許取得助成	香川県	203,000円	利用者
退所支度費		横浜市	20,000円	利用者
大学進学者等奨励給付事業	一年間進学により退居した利用者に給付	札幌市	月額5万円	利用者
大学進学等自立生活支度費上乘せ				
大学等進学支度金				
大学等進学支度金	大学等進学時の支度金	福岡市	45000円	利用者

大学等進学支度金加算				
大学等進学支度金加算		東京	800000 円	利用者
地域との関係強化事業補助金		東京都	1,016,000 円	ホーム
鳥取県児童養護施設等入所児童自立支援事業		鳥取県	30 万円	利用者
通院・カウンセリング加算		東京都	5,920 円(月 2 回以下)・ 11,840 円(月 3 回以上)	ホーム
通院・カウンセリング促進加算				
通学交通費				
努力実績加算(東京都サービス推進費)				
努力実績加算(東京都サービス推進費補助金)		東京都	利用者基本補助(1 名につき1 か月 33,900 円)および利用者への支援実績に応じた補助	
東京都自立援助ホーム支援機能強化補助金		東京都		
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金 東京都 1,791,000 円 ホーム		社会福祉協議会		
特別育成費加算				
特別育成費加算		東京	特別育成費の除く学費	利用者
入学支度金				
入学支度金		福岡市	公立 5 万円、私立 15 万円 高校入学時の入学支度金	利用者
被虐待受入加算費				
被虐待児受け入れ加算(2 年目)		栃木県	月 13050 円	ホーム
普通自動車運転免許取得費用の一部免除				
面談継続加算				
目標自己決定加算				
目標達成加算				
目標達成加算		東京	130,990(退居時 1 回)	ホーム

4. 将来の見込みについて

4-1. 5 年先のホーム運営の見通し



今後 5 年先、ホーム運営（職員数・処遇レベル・資金の確保）の見通しについて、「安定した運営が見通せるため不安を感じない」と答えたのは 25 ホーム（15.8%）にとどまり、113 ホーム（71.5%）が「安定した運営が見通せないため不安を感じる」と回答している。ホームの安定的な運営に 7 割超が不安を感じているという深刻な結果となった。

	回答数	%
安定した運営が見通せるため不安を感じない	26	15.7%
安定した運営が見通せないため不安を感じる	119	71.7%
その他	18	10.8%
無回答	3	1.8%
全体	166	100.0%

4-2. 見通しの理由

上記の見通しを判断した理由について、以下のような自由記述が得られた。

<安定した運営が見通せるため不安を感じない>

- ・ 母体が社会福祉法人の為
- ・ 県の中心部にあり、交通の利便性が良い為、県内のほとんどの地域をカバーできる。また、2022年4月に午前、午後、夜間の3部制の定時制高校が開設されることから、今後も入居希望者の増加が予測されるため
- ・ 小規模で波が少ないため
- ・ 県との関係が良好であり、今後も支援の相談は可能
- ・ 定員払いで毎月安定した措置費収入がある。
- ・ 来月満室で、この状況が続くそうだから
- ・ コロナ禍においても、様々な支援・補助金が創設されたため。
- ・ 入居者のニーズが多い
- ・ 収益が上がっている為。
- ・ ニーズの高さと。自治体独自の加算があるので。
- ・ 職員の待遇保証が困難になる場合もある・職員の家族に対する介護などで勤務体制を維持できない可能性がある。
- ・ 法人母体が安定している(3)
- ・ 本部運営なので施設での不安はない

<安定した運営が見通せないため不安を感じる>

- ・ 3か月続いて、一人ずつ退居したが、その前後入居の問い合わせが、ほとんどない。
- ・ 5年以内に職員のリーダー級の退職が予定されており、新人採用や育成の課題を抱えているため。
- ・ 6人定員で開設したが、現在2名の入所である。その2名が19才であり、半年後に1名退所になる。今後の入所者数が厳しくなる状況が予想される。また、18～19才の児童であれば入所している期間が短い。
- ・ スタッフの確保 利用児童の問題行動による撤退
- ・ ホーム運営費は人件費がほとんどで余裕がない。職員の継続年数も短く、なかなか職員がホームに定着できていない。
- ・ マンパワー不足・後継者不足
- ・ 安定した職員の雇用への不安
- ・ 安定した職員確保、収入を維持するのが難しいため
- ・ 安定して職員を確保することが難しい。
- ・ 運営上は社会福祉法人なのである程度安定した経営が見通せるが、職員育成の面では大変不安を感じる。職員の世代交代を見越した計画が立てられていない。
- ・ 開設一年目のため 今年度の運営 職員体制の安定 経理面の状況の実績評価は 現在協議中である
- ・ 各地域で自立援助ホームが設立していますが精神を持ったこのホームの数が圧倒的に少ないと思います。ホームにくる子の多くは精神の障害を抱えてきており重い子の受け入れに躊躇しております。もっと専門性の高いホームがあつたらと思っております。
- ・ 寄付や助成金がないと、余裕のある職員の確保、宿直体制が確保できず、また、寄付がいつまで続くかわからず、不安である。
- ・ 近年、委託児童数が少なく、入居の打診自体も減少している。これまでは暫定定員の設定を免れているが、いつまで免除されるか先行き不透明な状況で、将来的に財政難による運営不安を感じている。
- ・ 経済的理由と職員確保
- ・ 月初に入所児童数を数える方法は自立援助ホームにはなじまないもので、いつ暫定を組まれてもおかしくないため。
- ・ 建物が乳児院と共同な為、今回のコロナウイルス感染症にて与える影響で、令和1年4月より、乳児院との協議の結果、新規受入を組めずに、児相に対しても応える事が出来ず、暫定を組まれる見込みで安定した経営が望めない。
- ・ 県内からの打診が減少し、近隣県でホームが設立されているうえに、一般就労に向かない入所者が増え、利用料負担が大きくなり入所に至らないケースも増えている。
- ・ 現在、自立援助ホームの運営方法や仕組みを検討するために休止を考えている状況のため

- ・ 現在の職員配置数ではハローワークに求人できない。
- ・ 現在は、ホーム長を含め低賃金で働いているが、将来の世代交代を考えると、生活できる給与を支給できないと人材は集められない。
- ・ 現状を維持することで手いっぱいのため、不測の事態に備える事ができない。
- ・ 今年度末に唯一の利用者が定時制高校卒業(20歳)により退居予定のため、入居者ゼロとなる。来年度1年間は何とか持ちこたえられるが、その間入居者がいない場合は閉鎖しかないと考える。
- ・ 困難を抱えた児童が多く、日常の業務の中で職員は疲弊している。児童養護施設と比較し、職員配置が薄く法人内の他施設からのサポートがなければ運営を継続していく事は困難である。
- ・ 埼玉県は県単独の補助金として、子どもの暮らし応援事業で職員1名分の人件費が補助されていたが、児童養護施設等体制強化事業を理由に減額され、今後はなくなる方針。現段階で体制強化事業は行われていないため、単純に体制が不安定になった状態。他県に比べては体制は強化されているが、以前よりは運営が厳しくなった。また今年度、埼玉県内で新規ホームが6ホームも増えたため、入居者の相談が分散し、暫定定員の危機を感じている。
- ・ 暫定基準が厳しい。暫定措置となった場合、運営継続が大変厳しい状況となる。
- ・ 暫定定員。職員不足
- ・ 暫定定員となった場合のスタッフの雇用問題など。
- ・ 暫定定員となると経営が成り立たなくなる。そのための基金は積み立ててあるが充分とは言えない。
- ・ 暫定定員になると、資金の確保が難しくなるので、いつも不安な状態。会費や寄付に助けられていることが大きいですが、会員数の減少もあり、こちらも不安。
- ・ 暫定定員による収入減
- ・ 暫定定員の可能性
- ・ 暫定定員への不安
- ・ 仕事内容に対して賃金が低い。求人を出しても応募がない。スタッフが定着しない。
- ・ 子どもの入居者が不安定
- ・ 資金確保に限界があるから
- ・ 児童への対応と職員の育成、関係機関との連携など業務が多岐にわたっており、ホーム長への負荷が大きくなっている。
- ・ 児童相談所から斡旋していただく措置児童が年々減少しているため、暫定定員になる可能性が無いとはいえないから。
- ・ 児童相談所との連携がうまく取れていないと思う。
- ・ 社会的養護の情勢が大きく変化している点とコロナ禍において先が見通せない。職員の質を保つことが難しい(退職者、資格保有者の確保困難)
- ・ 社会的養護の性質上、職員がより長く勤務できることがのぞましい。しかし、勤続10年、15年、20年となった職員が、ある程度納得できる金銭的な処遇はできるのだろうか？現在の措置額では難しいように思う。
- ・ 重篤なケースの対応の為、2.5名の人件費で6名の雇用をしているため、人件費が全く足りない。
- ・ 宿泊を伴う勤務に希望者と適性が合う人材とが一致して確保できるかは見通せない。
- ・ 将来、ホームを担ってくれる職員の確保
- ・ 職員が継続して働けない。児童への処遇の難しさもあり、1年未満で辞めてしまう状況。職員の確保の難しさ。応募が少なく、採用に繋がらない。
- ・ 職員のモチベーションの維持/職員が退職した場合の新規職員確保の難しさ
- ・ 職員の確保
- ・ 職員の確保、育成が難しい。
- ・ 職員の確保が難しい。職員配置数では泊数多くハローワークに求人は出せない。
- ・ 職員の代替わり、職員の待遇の低さと求められる資質の解離、入居者の確保
- ・ 職員の定着
- ・ 職員の配置人数と世代交代
- ・ 職員は必要最低限しか雇えていないため、辞職された時の人員確保に不安がある。
- ・ 職員を増やして子どもたちに対する支援を手厚くしたいが、これ以上職員を増やせない。職員のモチベーション維持のための昇給

ができるようにしたいが、財政的に困難。

- ・ 職員を探すのが難しくなったこと。児童養護施設の小規模化やグループケア化、また厚労省の里親の推進等で自立援助ホームへの入所者の処遇格差があるため。
- ・ 職員採用、定着が難しい。(待遇面的にも昇給がない。)
- ・ 職員数と処遇レベルが十分に確保されていないため。
- ・ 職員増などを予定しており、支出が増えるため不安。
- ・ 職員体制が基本 1 人のため、緊急時の対応等に課題がある。多方面の支援の必要が多い入居者が増えているため、少ない職員での細やかな支援に限界を感じる。
- ・ 職員配置が 6 名定員で 2.5 名であり、勤務が回らず労働環境が良くなく、労働環境改善のため、職員数を増やせば、赤字となる。労働環境が良い職場と言えない面で、安定した運営が難しいと思う。
- ・ 職員不足であるため
- ・ 職員不足である為
- ・ 職員補充の難しさ 寄付金ありきでの運営
- ・ 新規職員の補充が出来ない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により地方自治体等の財政に不安があり、委託費が減るのではと感じるため。
- ・ 人権費の確保に不安を感じるため、職員数も確保が心配
- ・ 人材確保・暫定定員等
- ・ 人材確保、人材育成
- ・ 人手不足
- ・ 世代交代すべく人材確保が困難である。
- ・ 措置児の入居が不安定なため、暫定定員になる可能性が常にあるため。
- ・ 措置児童数が暫定定員になった場合運営が難しいため
- ・ 措置費が少ない為
- ・ 措置費だけでは収入にはなるが人件費が大幅にあるため貯蓄は厳しい
- ・ 措置費収入が安定しないため。
- ・ 定員の確保を継続して行えるか不安である
- ・ 適正な人員配置が可能な予算が組めない
- ・ 東京都の補助金に頼ってる面が大きいので財政次第で変わってしまうことがあると思います。
- ・ 入居児のケアに対する職員配置の絶対的な人数不足や、外部へのアウトリーチのソーシャルアクションをとるための時間が人数不足により叶わない状況は、入居児童の難しさに応じて年々、増していくと考えられるため
- ・ 入居児の数が不明のため。
- ・ 入居者が安定していない為
- ・ 入居者が減れば暫定定員になり、現在の人数では運営できない。
- ・ 入居者の見通しが出来ない
- ・ 入居者の入居の期間が短く、新規入居者が少ない。
- ・ 入居者数が不安定、対応する職員の高齢化
- ・ 入居者数の見通しが立たないなか暫定定員数による予算措置は懸案事項であり、その結果として職員数・処遇レベル・活動資金の確保のいずれにおいても、大いなる不安を感じざるを得ない。
- ・ 入居人数が不安定。人件費の高騰。
- ・ 入居相談が減少傾向で、無事に自立すると途端に入居児童が減り、暫定にならないか不安である。
- ・ 入居定員数が安定しないことにより、暫定を組まれること。措置費が減額になってしまうことで運営が不安定となるので不安がありません。
- ・ 入所者数によって暫定定員がある中で職員の待遇維持向上を担保できない為(昇給・賞与・退職金制度など)・安定した職員の確保の難しさ
- ・ 入所者数により収入が作用されるため経済的安定が得られない。

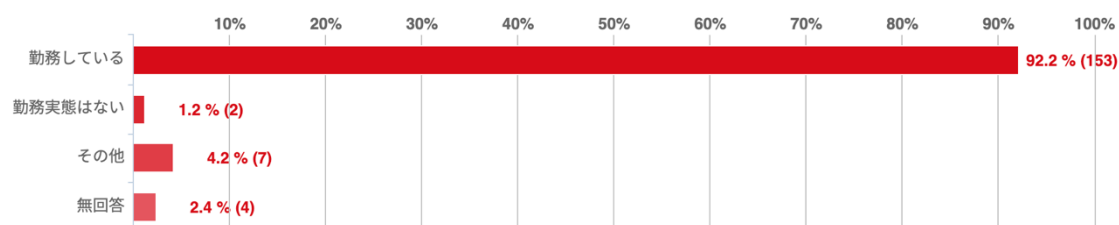
- ・ 法人との間に支援に関して見解の相違がある
- ・ 法人内他事業所の繰り入れに頼った運営となっているため
- ・ 無計画に新規ホームがいくつも立ち上がり、いつなごき暫定店員になって経営破綻してもおかしくないため。
- ・ 有資格者、経験者の確保 暫定定員設定になれば運営の継続が困難
- ・ 有資格者含め、専門性を備えた職員を求めることが難しい・措置費のみの運営のため、人件費の条件整備の見直しが出来ない・アフターケア(退居者支援)の人件費が捻出できない
- ・ 予算上、職員配置の増員もできず、職員の待遇も改善するまでに至っておらず、現段階で改善が期待できる材料がない為。
- ・ 余裕のある勤務体制を敷けないため常に不安定であり、その職員の不安が子供に伝播して不安定になり支援が難しくなりその難しさに耐えきれず職員が辞めていく。
- ・ 利用者が少ない・職員確保に不安要素がある

<その他>

- ・ 若い人が、入職して欲しい(世代交代も含む)
- ・ 5年以内に指導職級の職員の定年退職があり、職員の入れ替わりが想定され、新リーダーによる新人育成も始まったばかりであるため。
- ・ 5年先の社会情勢や経済状況は不透明となり、福祉の予算もどうなるか分からないため
- ・ かつて暫定定員払いに陥った経験から。
- ・ コロナ禍において、日本経済の停滞も予想され、福祉の予算がどのようになるか分からないため。
- ・ どうなるかわからないが出来ることやる。
- ・ まだ開所して1年なので手探り状態で運営している。
- ・ 開設したばかりなので、すべてが大変です。運営の見通しよりも基盤作りの段階です。
- ・ 暫定定員適用の判断が行政まかせで実態を知ってもらえない。児童相談所および養護施設が自立援助ホームの活用を積極的に考えてほしい
- ・ 職員の安定した確保は以前から状況は変わらず、長期的に続けていけるよう処遇等の改善はされても諸事情により長期的な人員確保は安定しているとは言えない
- ・ 他のホームに比べ、市の指定管理業務の為財源は安定していると思いますが、年々の措置費等の変化に対応できず、管理料の見直し検討が数年ごとで(今年と5年後が同じ費用)不安あり。また、入所児童数、常勤職員運営(非常勤やボランティアでは、今でも不十分な職員能力に加え不安が増大する)での人件費
- ・ 単独の自立援助ホームとして職員配置を考えるなら現状の6人に対して2.5人ではまわらない。

5. 雇用状況

5-1. ホーム長の勤務実態

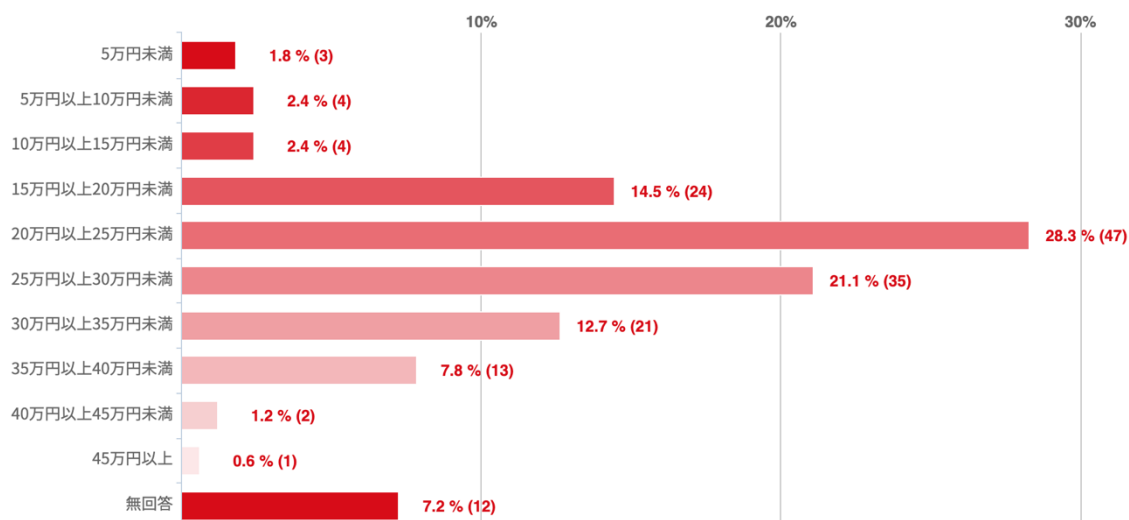


ホーム長の勤務実態では、「勤務している」ホームが92.2%(153ホーム)であり、ほとんどが勤務をしている実態がある。

「その他」の回答としては、兼務、同一法人が運営している養護施設長がホーム長を兼ねている、本体施設(児童養護施設)、他施設と兼務で給与は他施設からである、児童養護施設長と兼務、兼務なので週1回と必要に応じて、住み込み管理者として働いている、という回答があった。

	回答数	%
勤務している	153	92.2%
勤務実態はない	2	1.2%
その他	7	4.2%
無回答	4	2.4%
全体	166	100.0%

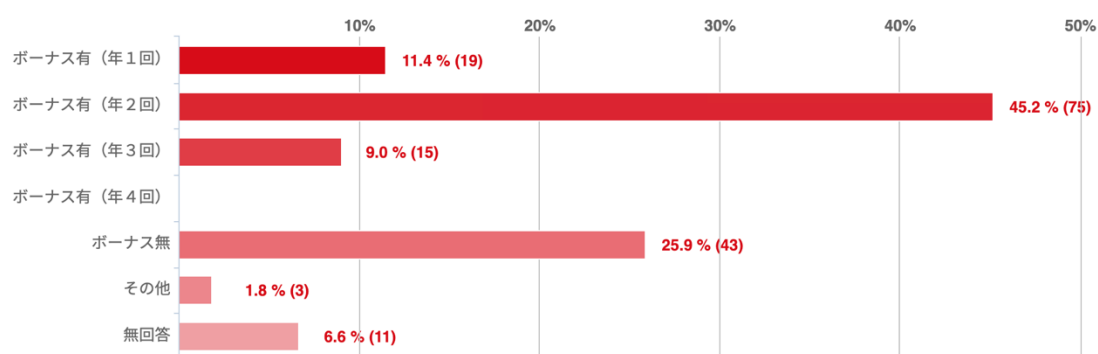
5-2. ホーム長の手取り給与



ホーム長の手取り給与としては、「20万円以上25万円未満」が最多で、28.3% (47ホーム) となっていた。同時に、給与にはばらつきがあることも読み取れる。

	回答数	%
5万円未満	3	1.8%
5万円以上10万円未満	4	2.4%
10万円以上15万円未満	4	2.4%
15万円以上20万円未満	24	14.5%
20万円以上25万円未満	47	28.3%
25万円以上30万円未満	35	21.1%
30万円以上35万円未満	21	12.7%
35万円以上40万円未満	13	7.8%
40万円以上45万円未満	2	1.2%
45万円以上	1	0.6%
無回答	12	7.2%
全体	166	100.0%

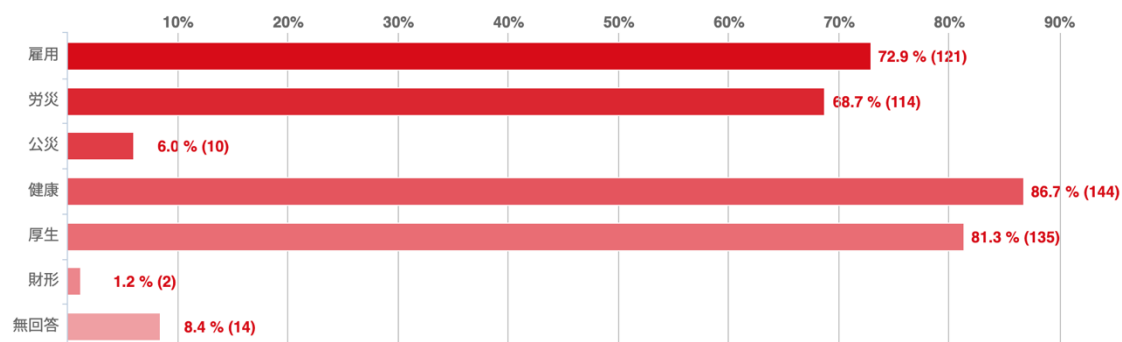
5-3. ホーム長のボーナスの有無



ホーム長のボーナスの有無では、年1回～年3回を合わせると約65%がボーナス有りであることがわかる。

	回答数	%
ボーナス有(年1回)	19	11.4%
ボーナス有(年2回)	75	45.2%
ボーナス有(年3回)	15	9.0%
ボーナス有(年4回)	0	0.0%
ボーナス無	43	25.9%
その他	3	1.8%
無回答	11	6.6%
全体	166	100.0%

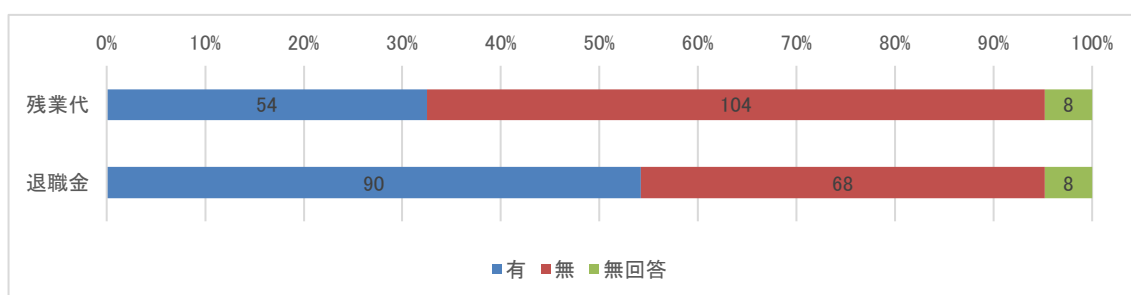
5-4. ホーム長の加入している保険



ホーム長の加入している保険では、「雇用」「労災」「健康」「厚生」には65%以上が加入していることがわかる。一方で、「公災」「財形」への加入は少数にとどまっている。

	回答数	%
雇用	121	72.9%
労災	114	68.7%
公災	10	6.0%
健康	144	86.7%
厚生	135	81.3%
財形	2	1.2%
無回答	14	8.4%
全体	166	100.0%

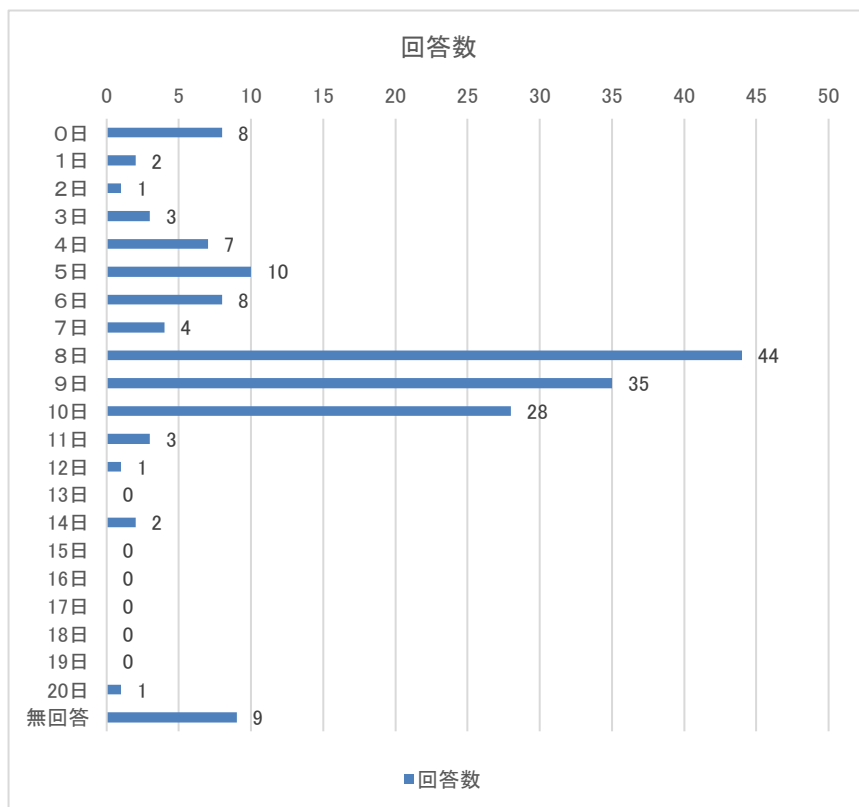
5-6. ホーム長の残業代と退職金の有無



ホーム長の退職金と残業代の有無については、残業代については32.5% (54 ホーム) が、退職金については54.2%(90 ホーム) が「有り」と回答している。

	有	無	無回答	全体
残業代	54	104	8	166
	32.5%	62.7%	4.8%	100.0%
退職金	90	68	8	166
	54.2%	41.0%	4.8%	100.0%

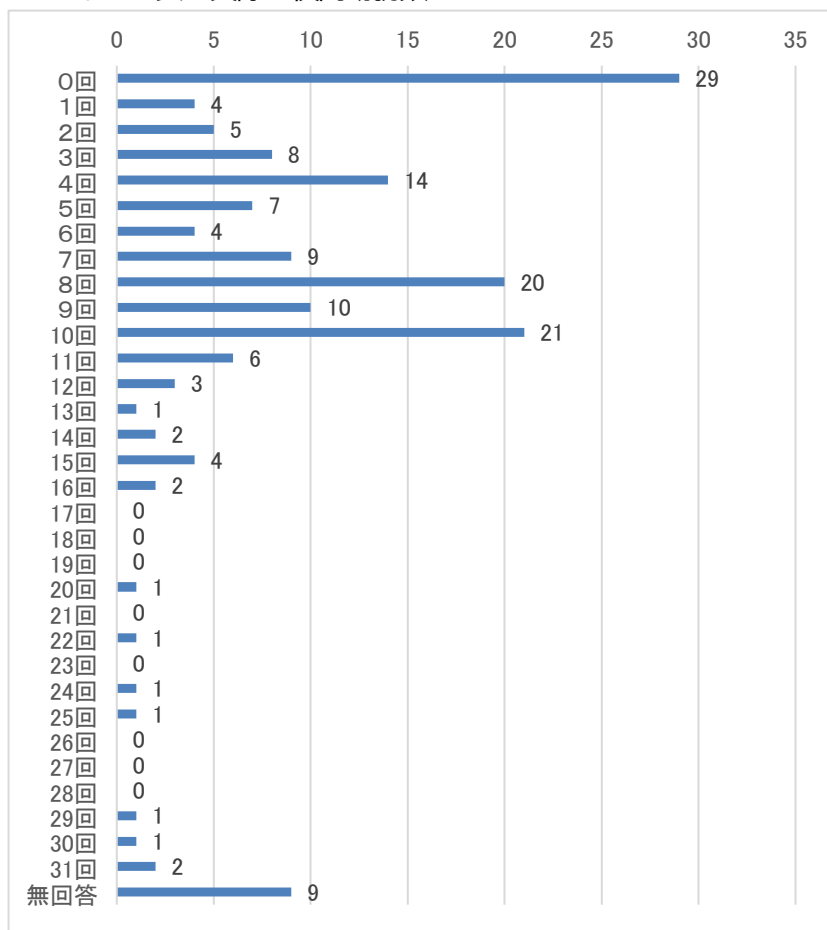
5-7. ホーム長の月の休暇日数



	回答数	%
0日	8	4.8%
1日	2	1.2%
2日	1	0.6%
3日	3	1.8%
4日	7	4.2%
5日	10	6.0%
6日	8	4.8%
7日	4	2.4%
8日	44	26.5%
9日	35	21.1%
10日	28	16.9%
11日	3	1.8%
12日	1	0.6%
13日	0	0.0%
14日	2	1.2%
15日	0	0.0%
16日	0	0.0%
17日	0	0.0%
18日	0	0.0%
19日	0	0.0%
20日	1	0.6%
無回答	9	5.4%
全体	166	100.0%

ホーム長の月の休暇日数は、8日が最多の26.5%（44ホーム）であった。

5-7. ホーム長の実際の夜間勤務数

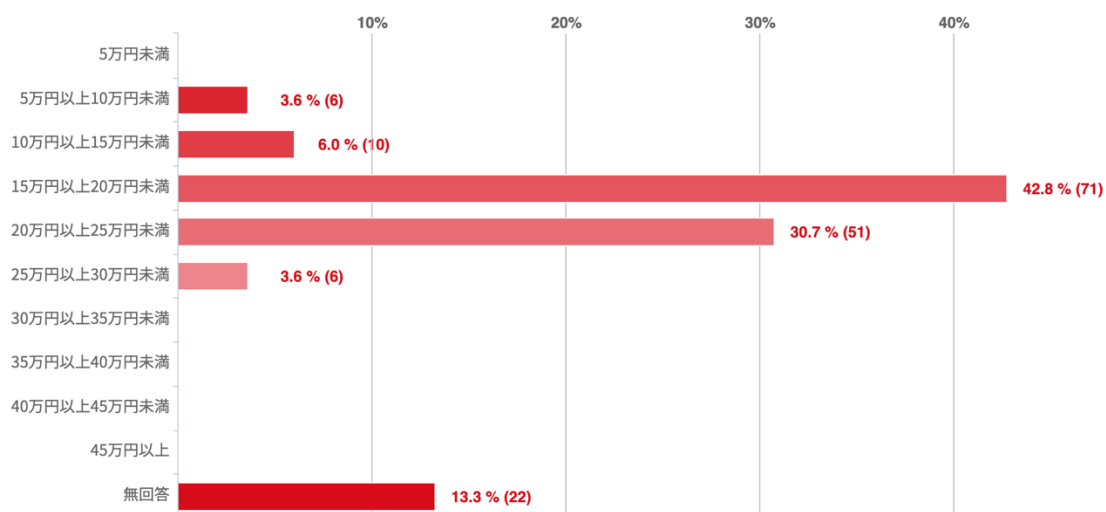


	回答数	%
0回	29	17.5%
1回	4	2.4%
2回	5	3.0%
3回	8	4.8%
4回	14	8.4%
5回	7	4.2%
6回	4	2.4%
7回	9	5.4%
8回	20	12.0%
9回	10	6.0%
10回	21	12.7%
11回	6	3.6%
12回	3	1.8%
13回	1	0.6%
14回	2	1.2%
15回	4	2.4%
16回	2	1.2%
17回	0	0.0%
18回	0	0.0%
19回	0	0.0%
20回	1	0.6%
21回	0	0.0%
22回	1	0.6%
23回	0	0.0%
24回	1	0.6%
25回	1	0.6%
26回	0	0.0%
27回	0	0.0%
28回	0	0.0%
29回	1	0.6%
30回	1	0.6%
31回	2	1.2%
無回答	9	5.4%
全体	166	100.0%

ホーム長の実際の夜間勤務数では、0のホームが17.5%(29ホーム)で最多であるが、次に高いのは10回が12.7%(21ホーム)となっており、ホームにより大きくばらつきがあることがわかる。

6. 契約について

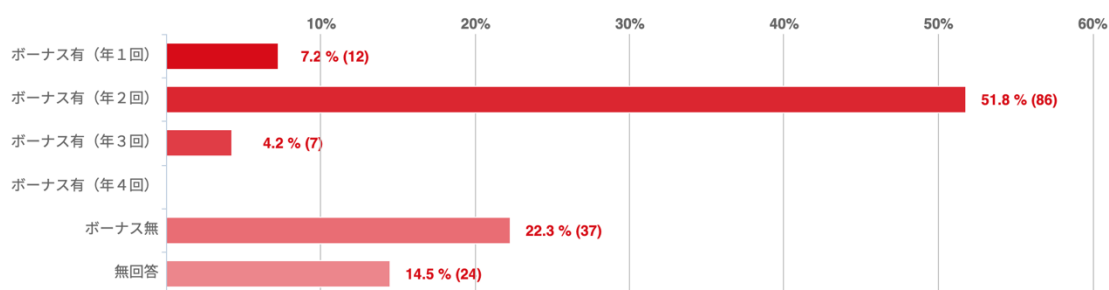
6-1. 求人募集の雇用条件



求人募集の雇用条件について、直近のもの（ハローワークなどで応募している雇用条件）では、最も多いのは「15万円以上20万円未満」で42.8%（71ホーム）、次いで「20万円以上25万円未満」が30.7%（51ホーム）となっている。この範囲に約7割が位置している。

	回答数	%
5万円未満	0	0.0%
5万円以上10万円未満	6	3.6%
10万円以上15万円未満	10	6.0%
15万円以上20万円未満	71	42.8%
20万円以上25万円未満	51	30.7%
25万円以上30万円未満	6	3.6%
30万円以上35万円未満	0	0.0%
35万円以上40万円未満	0	0.0%
40万円以上45万円未満	0	0.0%
45万円以上	0	0.0%
無回答	22	13.3%
全体	166	100.0%

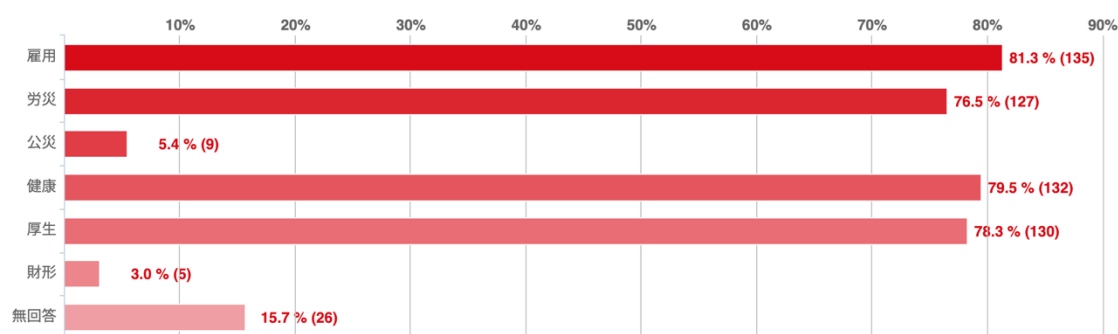
6-2. 雇用条件に記載しているボーナスの有無



雇用条件について、ボーナスの有無では、合わせて8割近くのホームが年1回以上のボーナス有を条件にしている。

	回答数	%
ボーナス有（年1回）	12	7.2%
ボーナス有（年2回）	86	51.8%
ボーナス有（年3回）	7	4.2%
ボーナス有（年4回）	0	0.0%
ボーナス無	37	22.3%
無回答	24	14.5%
全体	166	100.0%

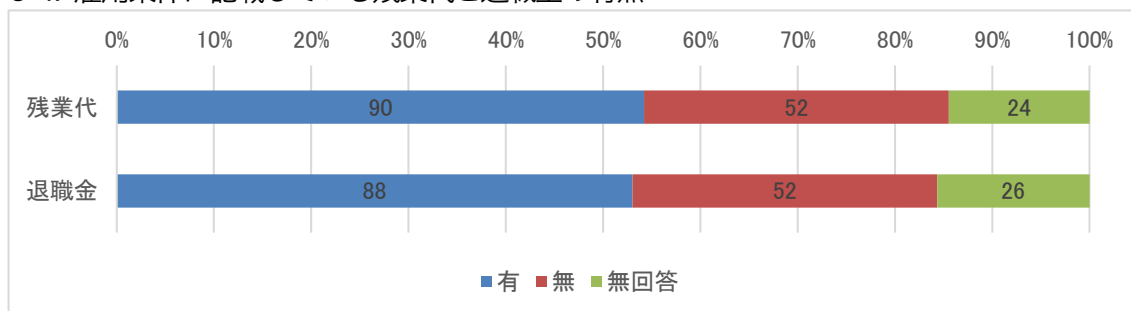
6-3. 雇用条件に記載している保険



雇用条件に記載している保険では、「雇用」「労災」「健康」「厚生」には75%以上が加入していることがわかる。一方で、「公災」「財形」への加入は少数にとどまっている。

	回答数	%
雇用	135	81.3%
労災	127	76.5%
公災	9	5.4%
健康	132	79.5%
厚生	130	78.3%
財形	5	3.0%
無回答	26	15.7%
全体	166	100.0%

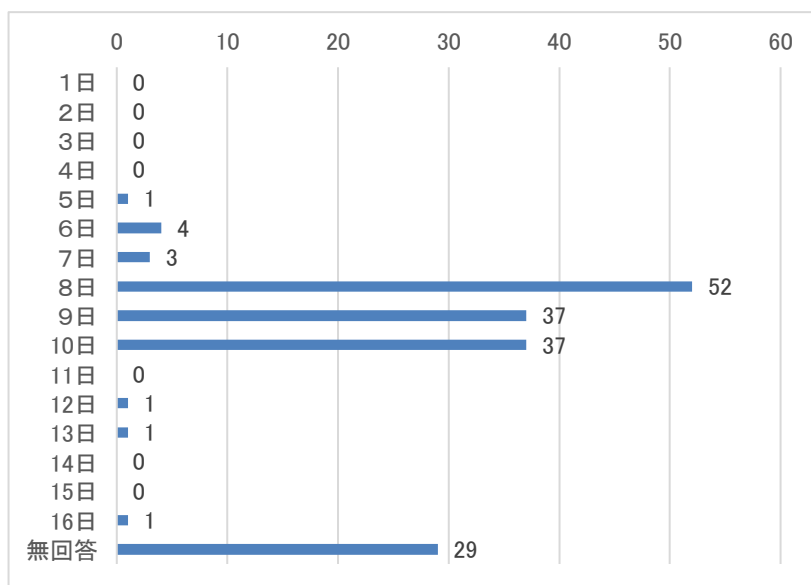
6-4. 雇用条件に記載している残業代と退職金の有無



雇用条件に記載している退職金と残業代の有無については、残業代については54.2% (90 ホーム) が、退職金については53.0%(88 ホーム)が「有り」と回答している。

	有	無	無回答	全体
残業代	90	52	24	166
	54.2%	31.3%	14.5%	100.0%
退職金	88	52	26	166
	53.0%	31.3%	15.7%	100.0%

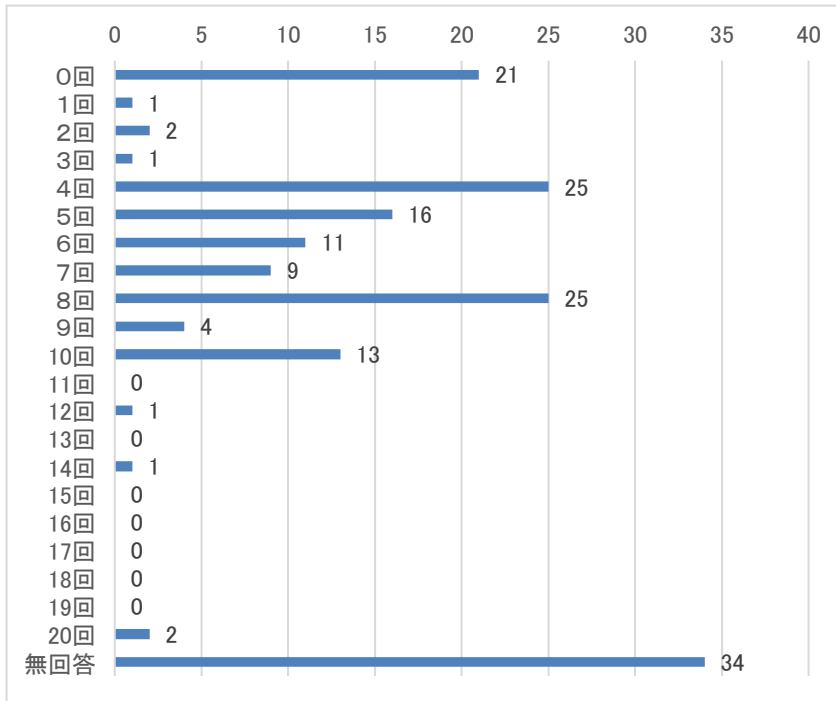
6-5. 雇用条件に記載している月の休暇日数



	回答数	%
1日	0	0.0%
2日	0	0.0%
3日	0	0.0%
4日	0	0.0%
5日	1	0.6%
6日	4	2.4%
7日	3	1.8%
8日	52	31.3%
9日	37	22.3%
10日	37	22.3%
11日	0	0.0%
12日	1	0.6%
13日	1	0.6%
14日	0	0.0%
15日	0	0.0%
16日	1	0.6%
無回答	29	17.5%
全体	166	100.0%

雇用条件に記載している月の休暇日数は、「8日」が31.3% (52 ホーム) が最多、次いで「9日」が22.3% (37 ホーム)、「10日」22.3% (37 ホーム) となっており、この範囲で75.9%となる。

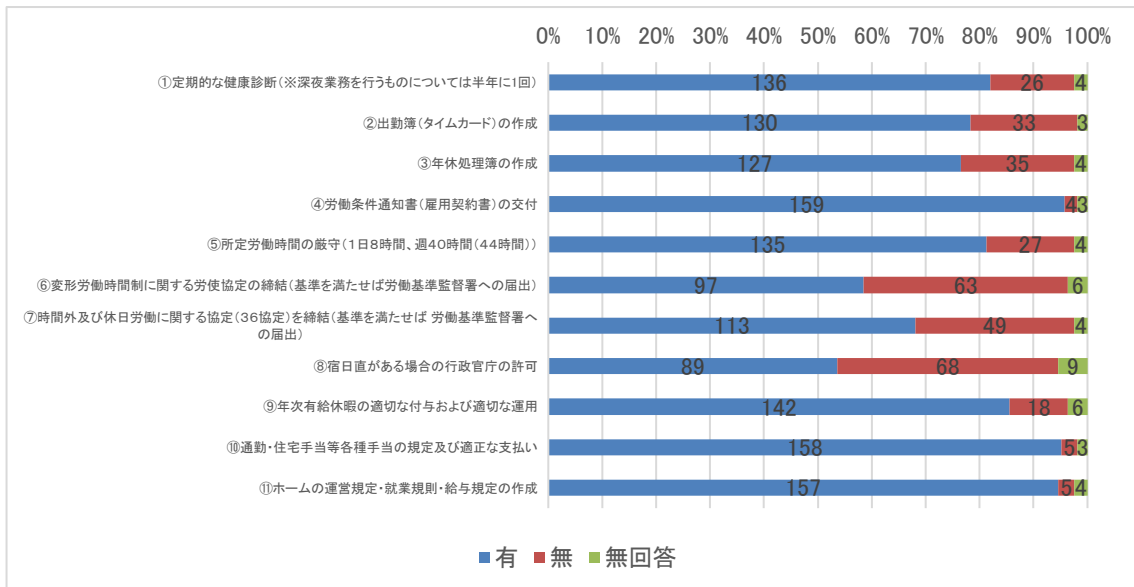
6-6. 雇用条件に記載している夜間勤務数



	回答数	%
0回	21	12.7%
1回	1	0.6%
2回	2	1.2%
3回	1	0.6%
4回	25	15.1%
5回	16	9.6%
6回	11	6.6%
7回	9	5.4%
8回	25	15.1%
9回	4	2.4%
10回	13	7.8%
11回	0	0.0%
12回	1	0.6%
13回	0	0.0%
14回	1	0.6%
15回	0	0.0%
16回	0	0.0%
17回	0	0.0%
18回	0	0.0%
19回	0	0.0%
20回	2	1.2%
無回答	34	20.5%
全体	166	100.0%

雇用条件に記載の夜間勤務数は、4回と8回が15.1%（25ホーム）が最多となっている。一方で、0回のホームも12.7%（21ホーム）あり、ホームによって条件にばらつきがあることがわかる。

6-7. その他の雇用状況

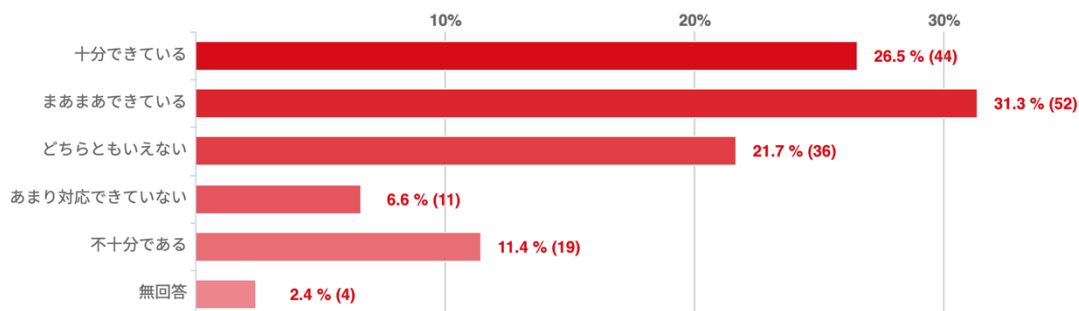


その他の雇用状況については有ると回答したホームは、「⑩通勤・住宅手当等各種手当の規定及び適正な支払い」が最多で95.2%（158ホーム）、ついで「⑪ホームの運営規定・就業規則・給与規定の作成」が94.6%（157ホーム）出会った。

反対に、もっとも「有り」が少なかったのは、「⑧宿日直がある場合の行政官庁の許可」で53.6%（89ホーム）であった。

	有	無	無回答	全体
①定期的な健康診断(※深夜業務を行うものについては半年に1回)	136 81.9%	26 15.70%	4 2.4%	166 100.00%
②出勤簿(タイムカード)の作成	130 78.3%	33 19.9%	3 1.8%	166 100.00%
③年休処理簿の作成	127 76.5%	35 21.1%	4 2.4%	166 100.00%
④労働条件通知書(雇用契約書)の交付	159 95.8%	4 2.4%	3 1.80%	166 100.0%
⑤所定労働時間の厳守(1日8時間、週40時間(44時間))	135 81.3%	27 16.3%	4 2.4%	166 100.0%
⑥変形労働時間制に関する労使協定の締結(基準を満たせば労働基準監督署への届出)	97 58.4%	63 38.0%	6 3.6%	166 100.00%
⑦時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結(基準を満たせば労働基準監督署への届出)	113 68.10%	49 29.5%	4 2.4%	166 100.0%
⑧宿日直がある場合の行政官庁の許可	89 53.6%	68 41.0%	9 5.4%	166 100.0%
⑨年次有給休暇の適切な付与および適切な運用	142 85.5%	18 10.80%	6 3.60%	166 100.0%
⑩通勤・住宅手当等各種手当の規定及び適正な支払い	158 95.2%	5 3.0%	3 1.8%	166 100.00%
⑪ホームの運営規定・就業規則・給与規定の作成	157 94.6%	5 3.0%	4 2.4%	166 100.0%

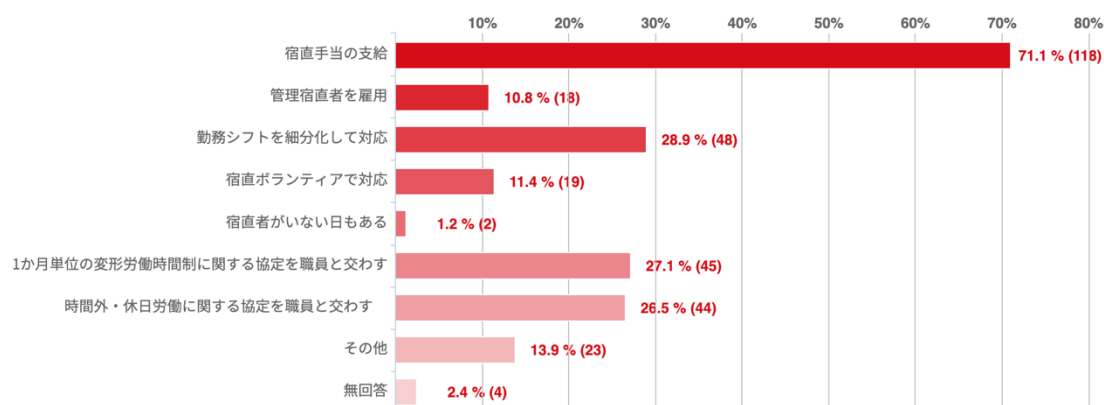
6-8. 夜間勤務について、労働基準関係法令に基づいた対応



夜間勤務についての労働基準関係法令に基づいた対応では、最多は「まあまあできている」で31.3%(52ホーム)で、次いで「十分できている」の26.5%(44ホーム)で、約6割弱が対応できていると回答している。

	回答数	%
十分できている	44	26.5%
まあまあできている	52	31.3%
どちらともいえない	36	21.7%
あまり対応できていない	11	6.6%
不十分である	19	11.4%
無回答	4	2.4%
全体	166	100.0%

6-9. 夜間の勤務体制



夜間の勤務体制については、「宿直手当の支給」を出しているホームが最多で71.1%(118ホーム)となった。また、その他の回答については以下の通りである。

<その他の回答>

- ・ 1年間単位の変形労働時間制に関する協定を交わす
- ・ ベッドを置いた一室を用意
- ・ ホーム長が住み込み
- ・ ホーム長と男性職員の常駐
- ・ 基本的にホーム長が住み込み(土曜以外)
- ・ 月6~7日、非常勤職員に宿直をお願いしている。
- ・ 原則として管理監督者が居住している
- ・ 宿直スタッフ(非常勤)の雇用
- ・ 宿直なし
- ・ 宿直のみの常勤
- ・ 宿直のみの職員
- ・ 宿直常勤職員
- ・ 宿直専門常勤職員配置
- ・ 宿直専門職員(2)
- ・ 職員のほか、宿直に派遣職員を当てている
- ・ 断続的労働
- ・ 同一敷地内に管理者とホーム長が夫婦で住んでいるので、その二人で夜勤をしている。
- ・ 同法人他事業所から宿直
- ・ 母団体の事業で住み込みスタッフが常時6名居る。緊急対応はそれに対応
- ・ 夜勤として対応
- ・ 夜勤と同等の扱いにしている
- ・ 夜勤手当を支給している

	回答数	%
宿直手当の支給	118	71.1%
管理宿直者を雇用	18	10.8%
勤務シフトを細分化して対応	48	28.9%
宿直ボランティアで対応	19	11.4%
宿直者がいない日もある	2	1.2%
1か月単位の変形労働時間制に関する協定を職員と交わす	45	27.1%
時間外・休日労働に関する協定を職員と交わす	44	26.5%
その他	23	13.9%
無回答	4	2.4%
全体	166	100.0%

6-10. 現在、実際に起こっている労働問題

現在起こっている労働問題としてあげられた自由記述は以下の通りである。

- ・ 2.5名では労働がまわらないため、同法人他事業所より応援をもらっている。
- ・ LGBTの方の採用、対応、働き方に苦慮
- ・ 発達障害の方の採用、働き方に苦慮
- ・ 入居児からの職員への恫喝、恐喝のような状況により、心身を病み退職に追い込まれた後の、被害請求や心理的ケアの保障等。
- ・ ぎりぎりの人数で勤務しているため、病気、出産等の休暇を取りにくい状況にある。
- ・ ホーム長の超勤が多く、残業代もない。また、休日出勤も多く、休みも少なくなっている状況。
- ・ マンパワーが充足しているとは言えない。宿直回数に偏りがある。
- ・ マンパワー不足
- ・ 一回毎の休憩時間を含んだ勤務時間の長時間化
- ・ 一人宿直勤務なので、急な体調不良などでお休みがしづらい。勤務時間(拘束時間)が長いと、体調を崩しがち。
- ・ 基本給が低いので、良い人材が見つかりにくい。
- ・ 基本給のみで働いてもらっている。ボーナスも無く若い人を雇うことが出来ない。ホーム長の引退がイコール閉鎖となる状況である。
- ・ 給与の昇給制度や住宅手当、退職金引当金を整備しなければならないと考えています。
- ・ 勤務調整
- ・ 近年、労働基準監督署の指導が入っており、残業代などについて指摘を受けている。深夜の職員体制については今のところ指摘は受けていないが今後、指摘を受ける可能性が高い。
- ・ 月の休暇については週休2日制にて月8~9休み
- ・ 宿直はスタッフ確保状況により月4~8と変動あり・ボーナスは基本的に無だが寸志として実績に応じて年に1~2回支払っているためハローワークでは実績有りととどめている
- ・ 健診は年1回のみ実施だったが2回実施を試みようとした年にコロナで年2回は実現しなかった
- ・ 現行の職員配置基準では、宿直体制について法令順守は難しい。かといって、宿直者不在にすることもできず悩ましく、職員の労直の上に何とか維持されている状態。
- ・ 子どもの仕事の時間に合わせた勤務体制なので、早朝と夜に人手が必要。
- ・ 社労士を入れて法令遵守で問題が起きないようにしている。
- ・ 週1回の宿直勤務ではローテーションがまわらない
- ・ 宿直スタッフの不足のため二人で回している。管理者に関しては休日は無いに等しくインターバルを持つ事ができない。スタッフ不足が慢性化している
- ・ 宿直は有償ボランティアで対応しないと、夜勤としての人件費が捻出できない。夜勤対応できるような措置費の検討をお願いしたい。
- ・ 宿直をほぼ常勤職員2人でこなしているの、あきらかに労働基準に抵触している。
- ・ 宿直回数が減らせない、夜間の睡眠時間がしっかり取れない
- ・ 宿直回数が多い
- ・ 宿直勤務が多いため体調の維持管理が難しい。
- ・ 宿直体制の整備が必要 勤務上、当法人運営の他ホームスタッフより宿直の応援でカバーしている。
- ・ 宿直日数が10日以上になる場合がある
- ・ 祝日の振替が取りにくい。
- ・ 女性の出産後の復職
- ・ 常に一人体制の夜勤のため、待機の職員体制がとれていない
- ・ 常勤、非常勤にかかわらず、急な休みがあった場合対応が困難である。(急病等)拘束時間が長時間となっている。宿直を含め月の拘束時間は240時間を超える。
- ・ 職員の現在の配置基準では、宿直回数について法令順守は不可能であること。かといって、夜間に宿直者をおかないことはできず、職員の労力のうえになんとか維持されている現状。
- ・ 新規職員の補充が出来ない。(見つからない)

- ・ 超過勤務が多い(2)
- ・ 突発的に傷病休暇取得者が出た場合の欠員補充ができず、職員の負担が増える。
- ・ 閉鎖した女子ホームにおける問題ではあるが、退職した職員から夜間宿泊時の休憩(就寝)時間を残業とみなし、その未払賃金を請求する訴訟が起こされている。
- ・ 問題化していませんが、有給を取らない職員がいたり、睡眠を取れない職員がいます。
- ・ 夜間・休日の職員配置が厳しい
- ・ 夜勤のできる人材がおらず、人員不足が起こっている。
- ・ 労働基準監督署の抜き打ち検査を受けている。残業代などについての指摘を受けており、定額残業代を支払い対応をした。夜間の勤務については、今後、指摘を受ける可能性があるが、今のところ書類上整えているだけで、実際には労働基準を大幅に超えている。職員のプライベートと仕事とのバランスの問題があり、一定の職員に今後、負担がかかる可能性が高い。法人の職階と対外的な職責がかみ合っていない。何らかの問題が起こった場合、過剰にホーム長が責任をおう恐れがある。
- ・ 労働時間以外の時間帯の対応に入るため、超過勤務が発生している。しかし消化できていない。
- ・ 労働問題は起こっていないが、ホーム法の負担が大きく、夜間管理者に十分な委託料が支給できない。事務的な負担をホーム職員が担っているのか、法人で対応しているのかで大きく違う。
- ・ 現在まで無し。
- ・ 特になし(12)

コラム：調査フォーラムB(財政・雇用について)

結ホーム 柴田 亮

調査フォーラムBでは、【B-1～B-4】まで大きく4つの項目があり、それぞれの項目で特に印象深い質問について取り上げてみることにした。

まず、【B-1 財政について】(Q2)の質問で、令和1年度の収入総額では、1500～2000万円が20%、2000～2500万円が30%、2500～3000万円が21%という結果になっている。

【B-2 事業・補助金の実施、利用状況について】(Q8・Q9)の質問で、各自治体が独自で実施されている事業、ホームに対する加算・助成事業について、「ある」が約40%で、その内容として、被虐待児受入れ加算(2年目)、自動車免許助成、ジョブトレーナー事業、自立促進費、自己決定支援加算、目標継続加算、通院・カウンセリング加算などホーム運営、利用者双方に対しての様々な事業、加算が行われていることがわかる。各自治体独自の事業なので、様々な事情で一律にはできないだろうが、他自治体がどのような事業をしているかを知り、理解しておくことは必要ではないかと思う。

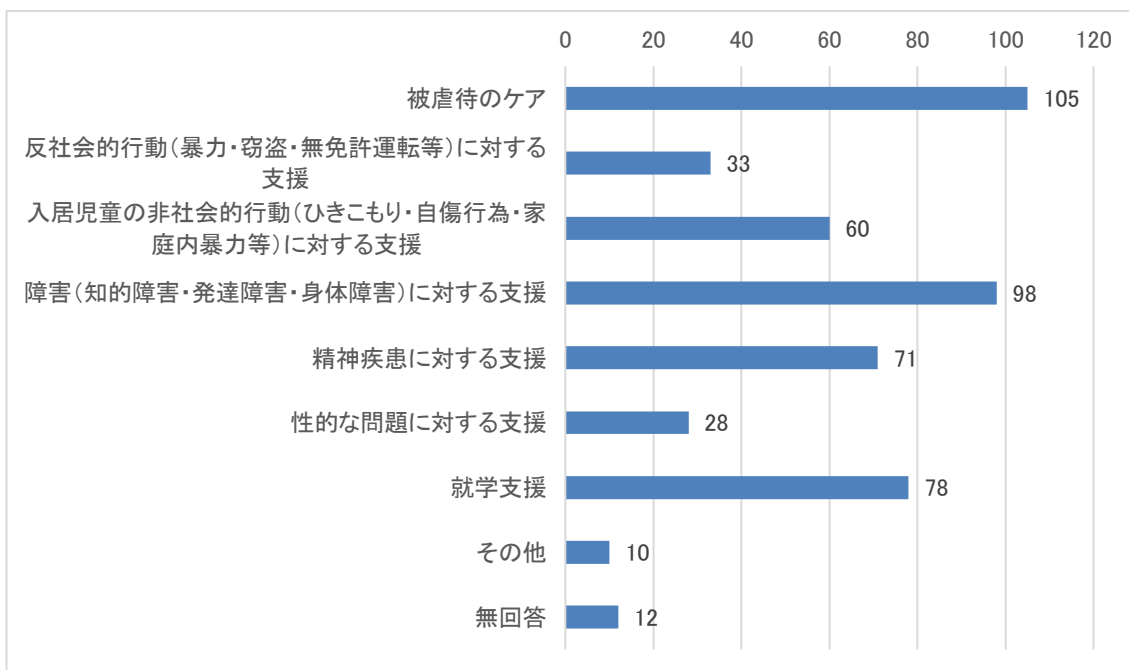
【B-3 将来の見込みについて】(Q10・Q11)の質問で、今後5年先、ホーム運営の見通しについて「安定した運営が見通せないため不安を感じる」が71.7%であった。多くのホームが不安を感じていることがわかる。その理由として、大きく2つの理由があり、一つが、措置児童の入所減少、定員の確保、暫定定員による収入減少など財政難による不安面であること、二つ目が、職員の人材確保、定着、モチベーションの維持、世代交代という職員面での不安があった。全国的にホーム数が増加している一方で、今後5年先の不安をこれだけの割合のホームが抱いている現状である。そのため、今後はよりホーム同士の横の繋がり、支えあいが求められるのではないかと思う。

【B-4 雇用状況、契約について】(Q17)の質問で、ホーム長の月の休暇日数は、週休2日未満(0回～7回/月)が25.8%と4分の1にあたり、週休2日(8～10回/月)が64.5%であった。(Q23)では同じ質問で「職員」の月の休暇日数は、週休2日未満が4.8%、週休2日が75.9%であり、ホーム長よりも職員の方が週休2日の割合が高く、逆に週休2日未満の割合は低い結果になっていることがわかる。(Q26)の夜間勤務について、労働基準関係法令に基づいた対応が出来ますか?の質問に「十分できている・まあまできている」が57.8%で「あまり対応できていない・不十分である」が18.0%という結果になっている。少ない職員数で運営している自立援助ホームではあるが、今年度より社会福祉士・精神福祉士の実習対象施設に追加されたことで自立援助ホームがより多く認知されるようになること、また来年度予算に「夜間業務等の業務負担軽減」が盛り込まれたこともあり、夜間勤務体制の在り方を見直す時期にきているのかもしれない。

C：入居者の支援について

1. 入居者の実態について

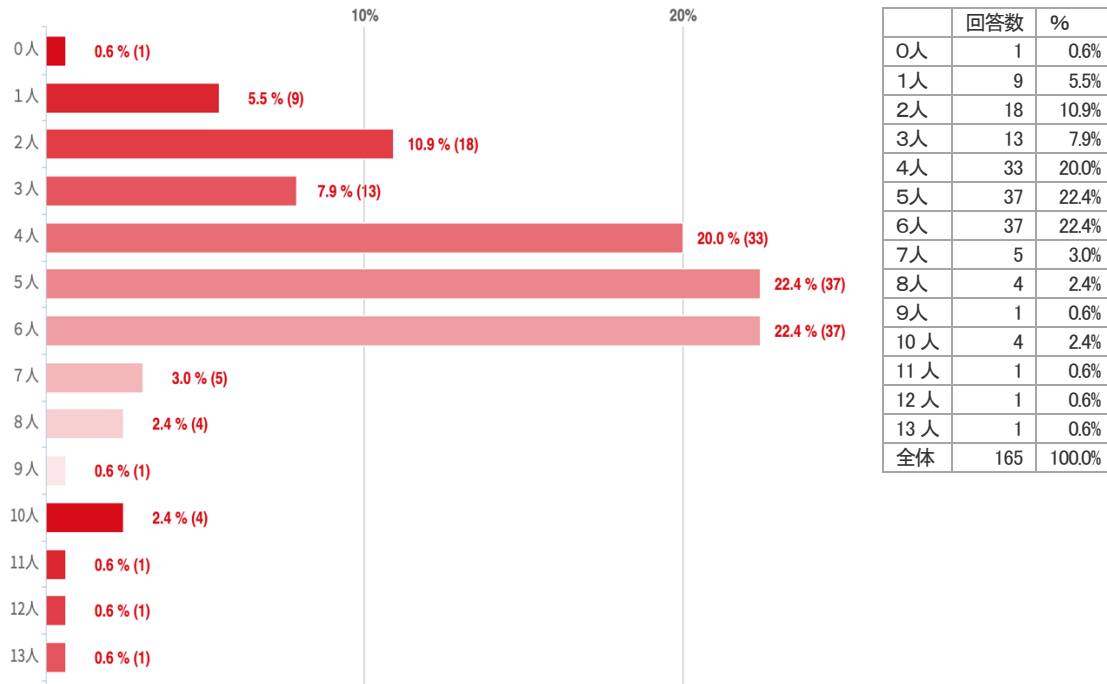
1-1. 入居打診のある若者に対する支援ニーズ



入居打診のある若者に対する支援ニーズとして基本的な生活・就労支援以外の部分で多いものから3つまでたずねた。その結果、「被虐待のケア」が最多で105ホームが選択していた。ついで、「障害（知的障害・発達障害・身体障害）に対する支援」で98ホームが選択している。また「精神疾患に対する支援」も71ホームが選択しており、より専門的な支援ニーズを持つ若者の入居打診があることがわかる。また就学支援も78ホームが選択しており、自立援助ホームにおける就学支援のニーズが高まっていることがうかがえる。

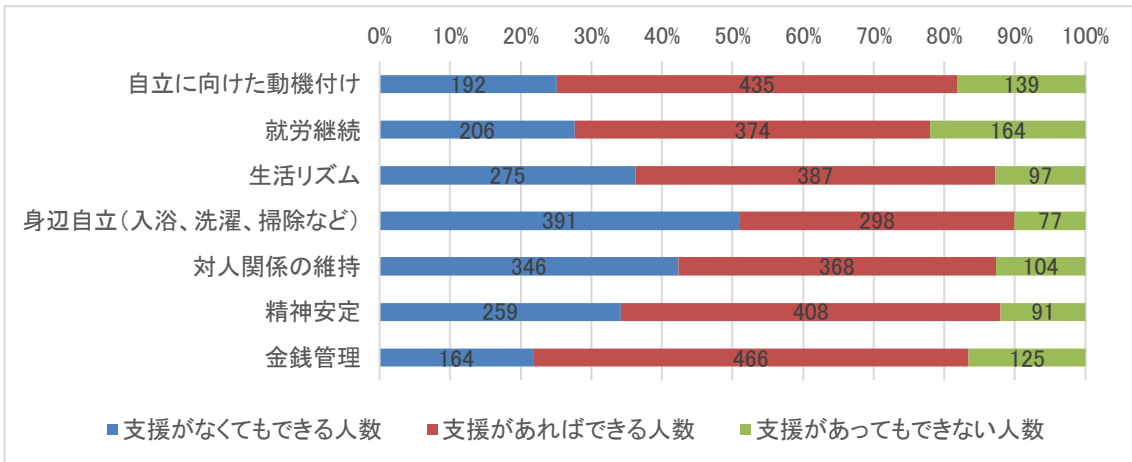
「その他」の回答としては、家族不仲、家族不和、受け入れ先が無い、進学に対する支援（経済的）、就労支援(2)、婦人科疾患などの通院加療支援、金銭管理、社会人基礎知識の習得、生活支援、就学支援のみ、があげられた。

1-2. 入居者総数(令和2年10月1日時点)



令和2年10月1日時点の入居者総数では、「5人」と「6人」が最多の22.4%（37ホーム）となっている。全てのホームの入居者数を足し合わせると、775人が入居している。

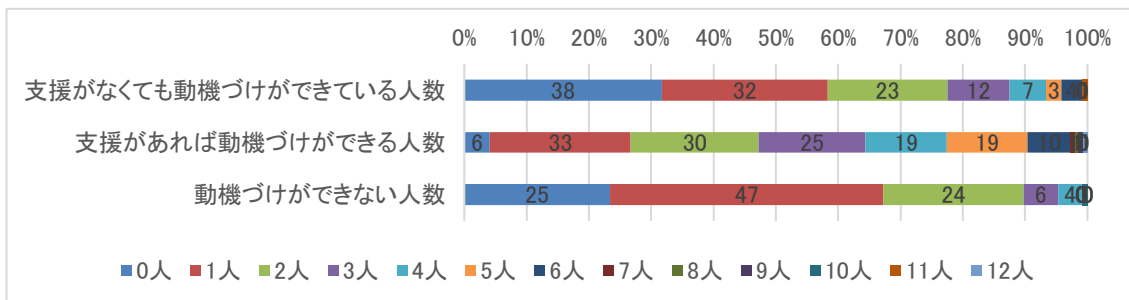
1-3. 入居者の支援の必要性



入居者の各事項に対する支援の必要性について、全ホームの人数を足し合わせると、グラフのようになった。もっとも「支援がなくてもできる人数」が多いのは、「身辺自立（入浴、洗濯、掃除など）」で、「支援があればできる人数」がもっとも多いのは、「金銭管理」だった。また、「支援があってもできない人数」がもっとも多いのは、「就労継続」であり、自立援助ホームの寮費を支払いながら生活支援を行う方法に、適応できない入居者が一定数いることが推測される。

各項目のホームごとの人数等の詳細は以下に示す。

1-3-1.入居者の自立に向けた動機づけが必要な入居者数

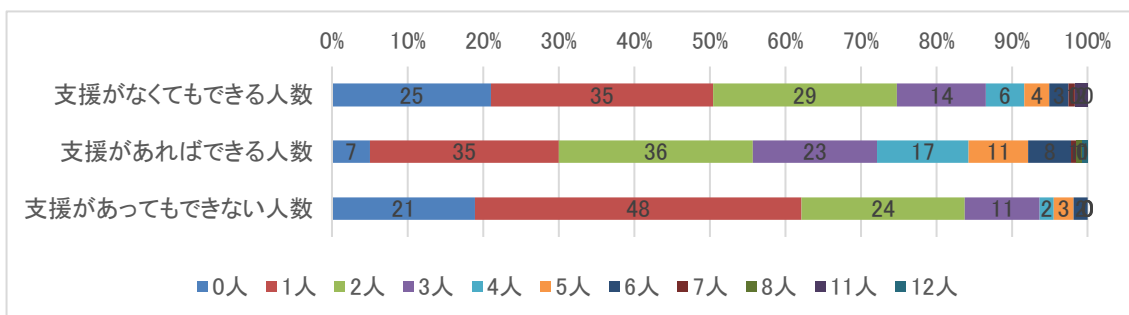


入居者の自立に向けた動機付けの状況について、各ホームの状況をたずねた。それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、ホーム全体で合わせて何人いるか計算すると、「支援がなくても動機づけができていない人数」が192人、「支援があれば動機づけができる人数」が435人、「動機づけができない人数」が139人となり、ホーム全体では自立に向けた動機付けのために支援が必要な入居者が半数上となっている。

	支援がなくても動機づけができていない人数	支援があれば動機づけができる人数	動機づけができない人数
0人	38	6	25
1人	32	33	47
2人	23	30	24
3人	12	25	6
4人	7	19	4
5人	3	19	0
6人	4	10	0
7人	0	1	0
8人	0	1	0
9人	0	1	0
10人	0	0	1
11人	1	0	0
12人	0	1	0
合計	120	146	107
欠損値	61	35	74

1-3-2. 入居者の就労継続に向けた支援



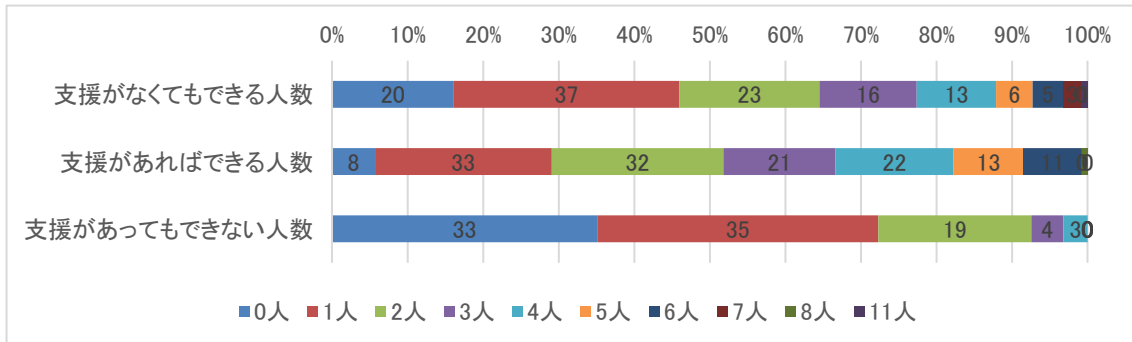
入居者の就労継続について、該当する状況の人数をたずねた。ここでは、福祉的なサービスなどを利用せず、一般的な就労を想定した場合をたずねている。

その結果、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が206人、「支援があればできる人数」が374人、「支援があってもできない人数」が169人となった。22.5%が支援があっても就労継続ができない状況にあると考えられる。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	25	7	21
1人	35	35	48
2人	29	36	24
3人	14	23	11
4人	6	17	2
5人	4	11	3
6人	3	8	2
7人	1	1	0
8人	0	1	0
11人	2	0	0
12人	0	1	0
合計	119	140	111
欠損値	62	41	70

1-3-3. 入居者の生活リズムの維持に向けた支援

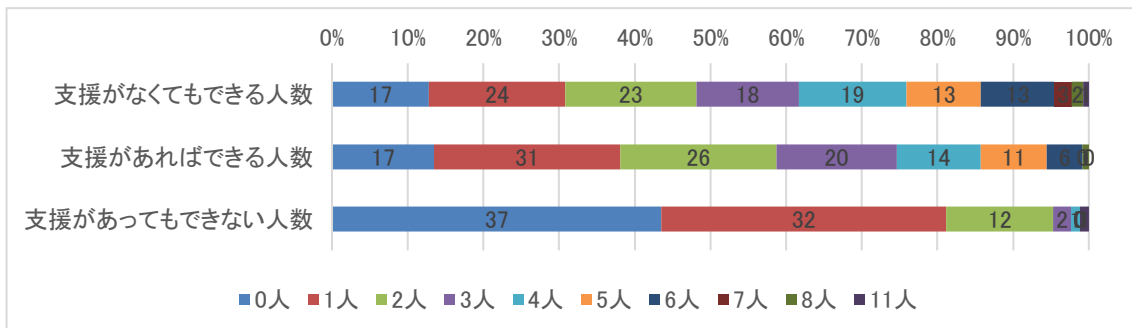


入居者の生活リズムの維持に向けた支援では、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が275人、「支援があればできる人数」が387人、「支援があってもできない人数」が97人となった。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	20	8	33
1人	37	33	35
2人	23	32	19
3人	16	21	4
4人	13	22	3
5人	6	13	0
6人	5	11	0
7人	3	0	0
8人	0	1	0
11人	1	0	0
合計	124	141	94
欠損値	57	40	87

1-3-4. 入居者の身辺自立（入浴、洗濯、掃除など）に向けた支援

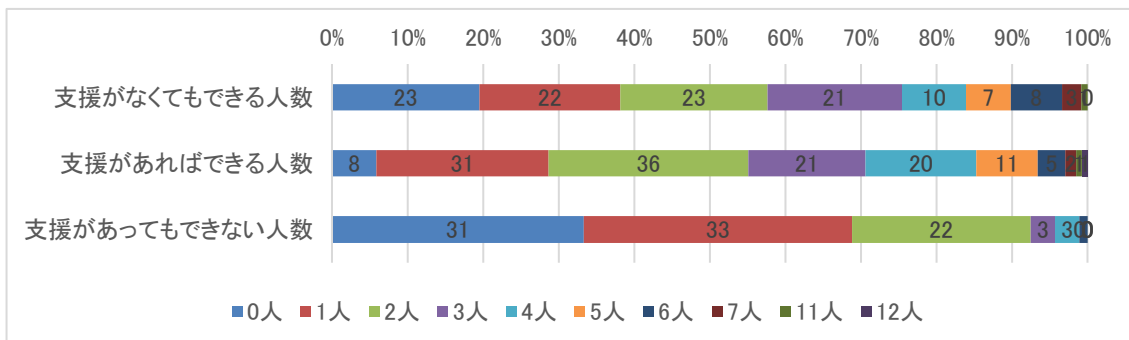


入居者の身辺自立（入浴、洗濯、掃除など）に向けた支援では、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が391人、「支援があればできる人数」が298人、「支援があってもできない人数」が77人となった。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	17	17	37
1人	24	31	32
2人	23	26	12
3人	18	20	2
4人	19	14	1
5人	13	11	0
6人	13	6	0
7人	3	0	0
8人	2	1	0
11人	1	0	1
合計	133	126	85
欠損値	48	55	96

1-3-5. 入居者の対人関係の維持に向けた支援

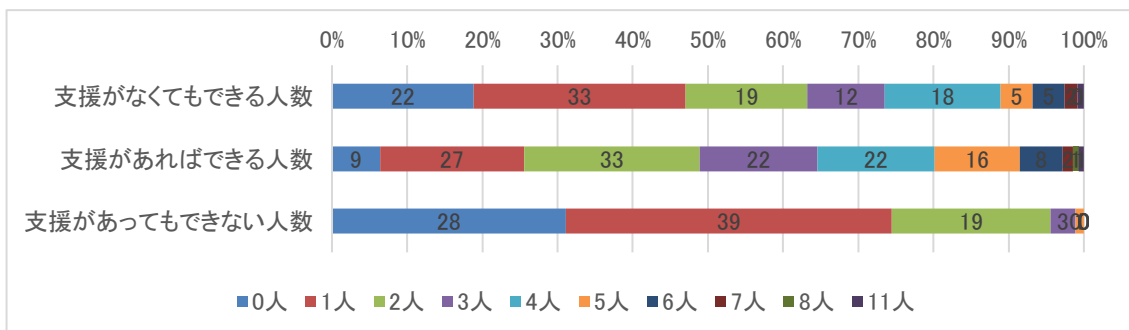


入居者の対人関係の維持に向けた支援では、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が346人、「支援があればできる人数」が368人、「支援があってもできない人数」が104人となった。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	23	8	31
1人	22	31	33
2人	23	36	22
3人	21	21	3
4人	10	20	3
5人	7	11	0
6人	8	5	1
7人	3	2	0
11人	1	1	0
12人	0	1	0
合計	118	136	93
欠損値	63	45	88

1-3-6. 入居者の精神安定に向けた支援

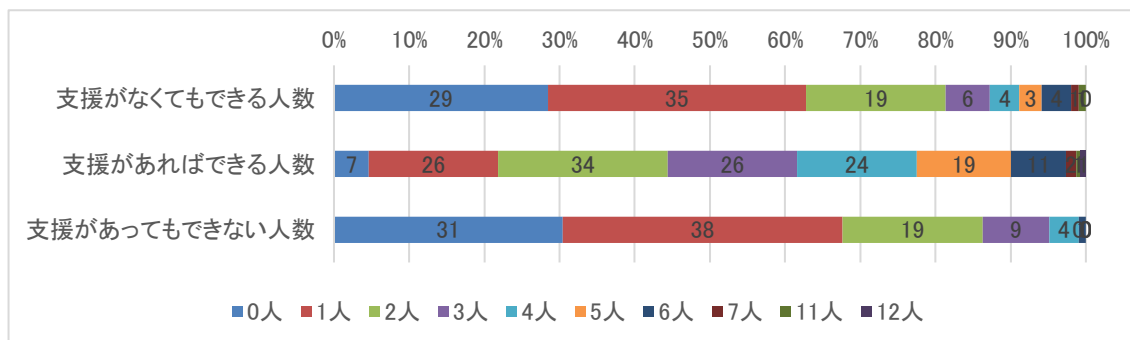


入居者の精神安定に向けた支援では、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が259人、「支援があればできる人数」が408人、「支援があってもできない人数」が91人となった。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	22	9	28
1人	33	27	39
2人	19	33	19
3人	12	22	3
4人	18	22	0
5人	5	16	1
6人	5	8	0
7人	2	2	0
8人	0	1	0
11人	1	1	0
合計	117	141	90
欠損値	64	40	91

1-3-7. 入居者の金銭管理に向けた支援

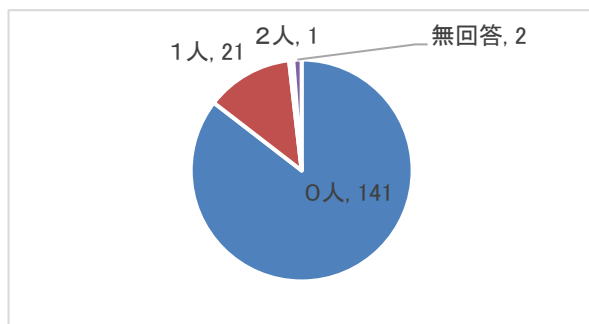


入居者の金銭管理に向けた支援では、それぞれのホームの回答はグラフのようになる。

各回答から、全体の人数を足し合わせると、「支援がなくてもできる人数」が164人、「支援があればできる人数」が466人、「支援があってもできない人数」が125人となった。

	支援がなくてもできる人数	支援があればできる人数	支援があってもできない人数
0人	29	7	31
1人	35	26	38
2人	19	34	19
3人	6	26	9
4人	4	24	4
5人	3	19	0
6人	4	11	1
7人	1	2	0
11人	1	1	0
12人	0	1	0
合計	102	151	102
欠損値	79	30	79

1-4. 入居者のうち外国籍である人数

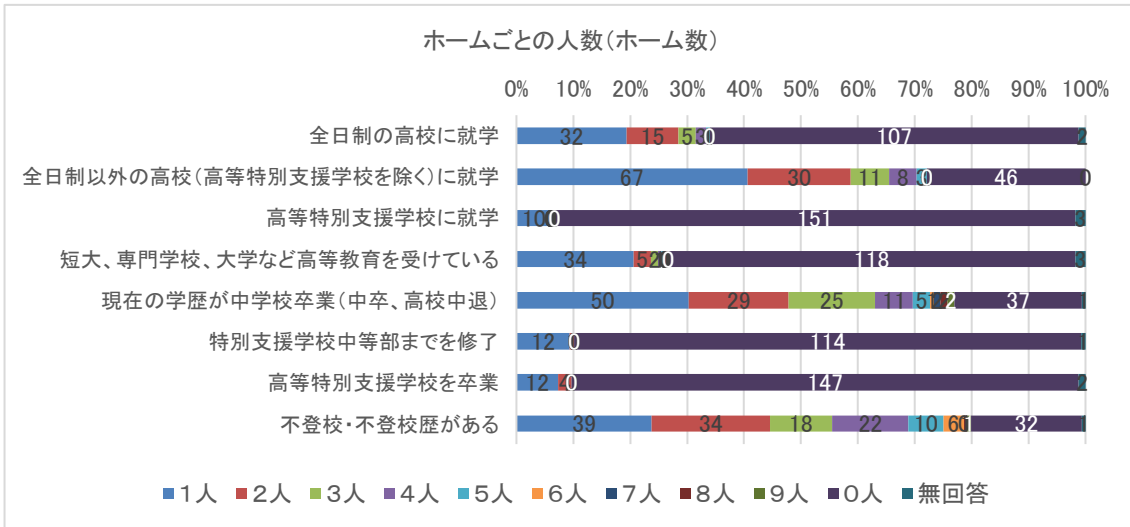


	回答数	%
0人	141	85.5%
1人	21	12.7%
2人	1	0.6%
無回答	2	1.20%
全体	165	100.0%

入居者のうち、外国籍である人数は、1人いるホームが12.7%(21ホーム)、2人いるホームが0.6%(1ホーム)であった。足し合わせると、全てのホームで23人の外国籍の入居者がいることになる。

1-5. 入居者の就学状況

1-5-1.ホームごとの就学状況



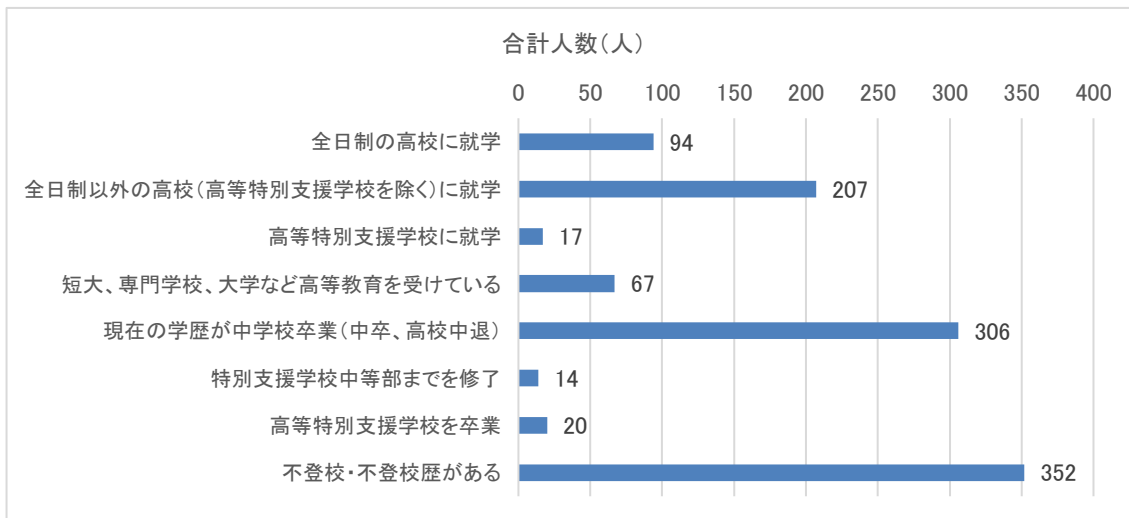
	全日制の高校に就学		全日制以外の高校(高等特別支援学校を除く)に就学		高等特別支援学校に就学		短大、専門学校、大学など高等教育を受けている		現在の学歴が中学校卒業(中卒、高校中退)		特別支援学校中等部までを修了		高等特別支援学校を卒業		不登校・不登校歴がある	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1人	32	19.4%	67	40.6%	10	6.1%	34	20.6%	50	30.3%	12	9.4%	12	7.3%	39	23.6%
2人	15	9.1%	30	18.2%	0	0.0%	5	3.0%	29	17.6%	1	0.8%	4	2.4%	34	20.6%
3人	5	3.0%	11	6.7%	0	0.0%	2	1.2%	25	15.2%	0	0.0%	0	0.0%	18	10.9%
4人	3	1.8%	8	4.8%	0	0.0%	1	0.6%	11	6.7%	0	0.0%	0	0.0%	22	13.3%
5人	1	0.6%	3	1.8%	0	0.0%	1	0.6%	5	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	6.1%
6人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	6	3.6%
7人	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
9人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
0人	107	64.8%	46	27.9%	151	91.5%	118	71.5%	37	22.4%	114	89.1%	147	89.1%	32	19.4%
無回答	2	1.2%	0	0.0%	3	1.8%	3	1.8%	1	0.6%	1	0.8%	2	1.2%	1	0.6%
全体	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	128	100.0%	165	100.0%	165	100.0%

ホームごとの入居者の就学状況をまとめてみると、

- ・ 「全日制の高校に就学している入居者」が1人以上いるホーム：33.9%(56 ホーム)
- ・ 「全日制以外の高校(高等特別支援学校を除く)に就学している入居者」が1人以上いるホーム：72.1%(119 ホーム)
- ・ 「高等特別支援学校に就学している入居者」が1人以上いるホーム：6.7%(11 ホーム)
- ・ 「短大、専門学校、大学など高等教育を受けている入居者」が1人以上いるホーム：26.6%(44 ホーム)
- ・ 「現在の学歴が中学校卒業(中卒、高校中退)である入居者」が1人以上いるホーム：77.0%(127 ホーム)
- ・ 「特別支援学校中等部までを修了している入居者」が1人以上いるホーム：10.2%(13 ホーム)
- ・ 「高等特別支援学校を卒業している入居者」が1人以上いるホーム：9.7%(16 ホーム)
- ・ 「不登校・不登校歴がある入居者」が1人以上いるホーム：79.3%(131 ホーム)

となる。

1-5-2. 自立援助ホーム全体での就学状況



	全日制の高校に就学	全日制以外の高校(高等特別支援学校を除く)に就学	高等特別支援学校に就学	短大、専門学校、大学など高等教育を受けている	現在の学歴が中学校卒業(中卒、高校中退)	特別支援学校中等部までを修了	高等特別支援学校を卒業	不登校・不登校歴がある
合計人数	94	207	17	67	306	14	20	352
入居者全体の中での%	12.1%	26.7%	2.2%	8.6%	39.5%	1.8%	2.6%	45.4%

自立援助ホーム全体での就学状況を、全入居者を 775 人としてまとめてみると、

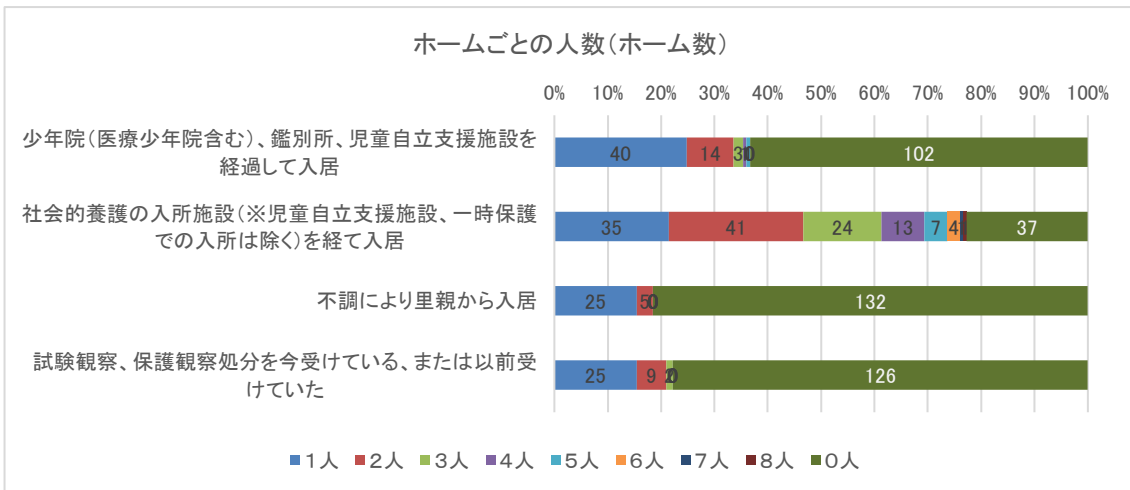
- ・ 「全日制の高校に就学している入居者」は、全体の 12.1%(94 人)
- ・ 「全日制以外の高校(高等特別支援学校を除く)に就学している入居者」は、全体の 26.7%(207 人)
- ・ 「高等特別支援学校に就学している入居者」は、全体の 2.2%(17 人)
- ・ 「短大、専門学校、大学など高等教育を受けている入居者」は、全体の 8.6%(67 人)
- ・ 「現在の学歴が中学校卒業(中卒、高校中退)である入居者」は、全体の 39.5%(306 人)
- ・ 「特別支援学校中等部までを修了している入居者」は、全体の 1.8%(14 人)
- ・ 「高等特別支援学校を卒業している入居者」は、全体の 2.6%(20 人)
- ・ 「不登校・不登校歴がある入居者」は、全体の 45.4%(352 人)

となる。

また、全日制高校、全日制以外の高校(高等特別支援学校を除く)、高等特別支援学校、短大、専門学校、大学を合わせて、就学している入居者は 385 人となり、49.6%とほぼ半数になることがわかる。

1-6. 入居者のこれまで経験した施設・ケアの状況

1-6-1. ホームごとの経験した施設・ケアの状況



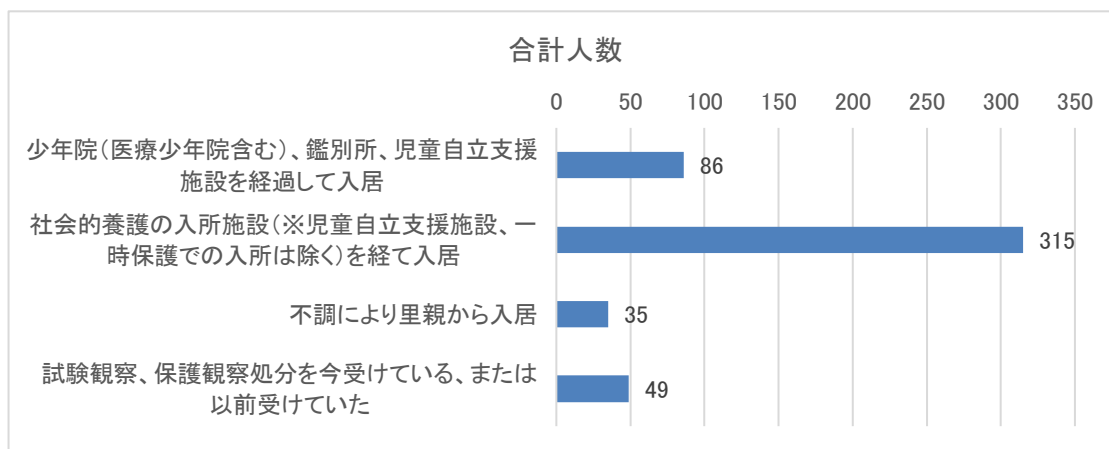
	少年院(医療少年院含む)、 鑑別所、児童自立支援施設 を経過して入居		社会的養護の入所施設(※ 児童自立支援施設、一時保 護での入所は除く)を経て入 居		不調により里親から入居		試験観察、保護観察処分を 今受けている、または以前 受けていた	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1人	40	24.2%	35	21.2%	25	15.2%	25	15.2%
2人	14	8.5%	41	24.8%	5	3.0%	9	5.5%
3人	3	1.8%	24	14.5%	0	0.0%	2	1.2%
4人	1	0.6%	13	7.9%	0	0.0%	0	0.0%
5人	1	0.6%	7	4.2%	0	0.0%	0	0.0%
6人	0	0.0%	4	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
7人	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
8人	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
0人	102	61.8%	37	22.4%	132	80.0%	126	76.4%
無回答	4	2.4%	2	1.2%	3	1.8%	3	1.8%
全体	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%

ホームごとの入居者の経験した施設・ケアの状況をまとめてみると、

- ・ 「少年院(医療少年院含む)、鑑別所、児童自立支援施設を経過して入居」した人が1人以上いるホーム：35.7%(59 ホーム)
- ・ 「社会的養護の入所施設(※児童自立支援施設、一時保護での入所は除く)を経て入居」した人が1人以上いるホーム：76.2%(126 ホーム)
- ・ 「不調により里親から入居」した人が1人以上いるホーム：18.2%(30 ホーム)
- ・ 「試験観察、保護観察処分を今受けている、または以前受けていた」人が1人以上いるホーム：21.9%(36 ホーム)

となる。

1-6-2. 自立援助ホーム全体での経験した施設・ケアの状況



	少年院(医療少年院含む)、鑑別所、児童自立支援施設を経過して入居	社会的養護の入所施設(※児童自立支援施設、一時保護での入所は除く)を経て入居	不調により里親から入居	試験観察、保護観察処分を今受けている、または以前受けていた
合計人数	86	315	35	49
入居者全体の中での%	11.1%	40.6%	4.5%	6.3%

自立援助ホーム全体での経験した施設・ケアの状況を、全入居者を775人としてまとめてみると、

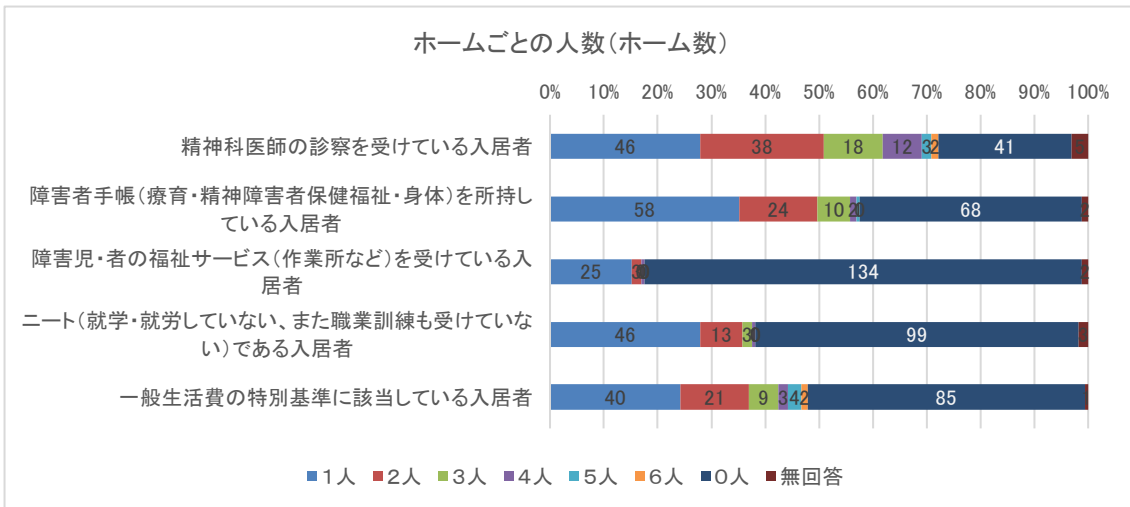
- ・ 「少年院(医療少年院含む)、鑑別所、児童自立支援施設を経過して入居」した人が、全体の11.1%(86人)
- ・ 「社会的養護の入所施設(※児童自立支援施設、一時保護での入所は除く)を経て入居」した人が、全体の40.6%(315人)
- ・ 「不調により里親から入居」した人が、全体の4.5%(35人)
- ・ 「試験観察、保護観察処分を今受けている、または以前受けていた」人が、全体の16.3%(49人)

となる。

特に、児童自立支援施設以外の社会的養護を経験している入居者が40.6%と半数以下であることが注目される。

1-7. 入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況

1-7-1. ホームごとの入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況



	精神科医師の診察を受けている入居者		障害者手帳(療育・精神障害者保健福祉・身体)を所持している入居者		障害児・者の福祉サービス(作業所など)を受けている入居者		ニート(就学・就労していない、また職業訓練も受けていない)である入居者		一般生活費の特別基準に該当している入居者	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1人	46	27.9%	58	35.2%	25	15.2%	46	27.9%	40	24.2%
2人	38	23.0%	24	14.5%	3	1.8%	13	7.9%	21	12.7%
3人	18	10.9%	10	6.1%	0	0.0%	3	1.8%	9	5.5%
4人	12	7.3%	2	1.2%	1	0.6%	1	0.6%	3	1.8%
5人	3	1.8%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.4%
6人	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.2%
0人	41	24.8%	68	41.2%	134	81.2%	99	60.0%	85	51.5%
無回答	5	3.0%	2	1.2%	2	1.2%	3	1.8%	1	0.6%
全体	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%

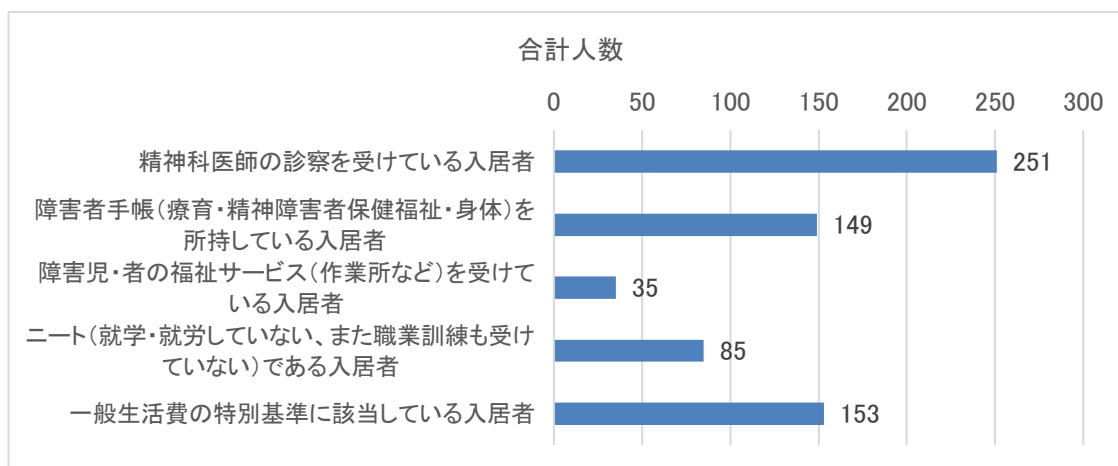
ホームごとの入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況をまとめてみると、

- ・ 「精神科医師の診察を受けている入居者」が1人以上いるホーム：72.1%(119 ホーム)
- ・ 「障害者手帳(療育・精神障害者保健福祉・身体)を所持している入居者」が1人以上いるホーム：57.6%(95 ホーム)
- ・ 「障害児・者の福祉サービス(作業所など)を受けている入居者」が1人以上いるホーム：17.6%(29 ホーム)
- ・ 「ニート(就学・就労していない、また職業訓練も受けていない)である入居者」が1人以上いるホーム：38.2%(63 ホーム)
- ・ 「一般生活費の特別基準に該当している入居者」が1人以上いるホーム：47.8%(79 ホーム)となる。

7割以上のホームで精神科医師の診察を受けている入居者がいる状況が明らかとなった。

1-7-2. 自立援助ホーム全体での入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況

² 一般生活費の特別基準【50,540円/① 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシェルターに保護されている児童等を含む)② 18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生】に該当している場合



	精神科医師の診察を受けている入居者	障害者手帳(療育・精神障害者保健福祉・身体)を所持している入居者	障害児・者の福祉サービス(作業所など)を受けている入居者	ニート(就学・就労していない、また職業訓練も受けていない)である入居者	一般生活費の特別基準に該当している入居者
合計人数	251	149	35	85	153
入居者全体の中での%	32.4%	19.2%	4.5%	11.0%	19.7%

自立援助ホーム全体での入居者の障害・ニート・特別基準適応の状況を、全入居者を 775 人としてまとめてみると、

- ・ 「精神科医師の診察を受けている入居者」が全体の 32.4%(251 人)
- ・ 「障害者手帳(療育・精神障害者保健福祉・身体)を所持している入居者」が全体の 19.2%(149 人) 「障害児・者の福祉サービス(作業所など)を受けている入居者」が全体の 4.5%(35 人)
- ・ 「ニート(就学・就労していない、また職業訓練も受けていない)である入居者」が全体の 11.0%(85 人)
- ・ 「一般生活費の特別基準に該当している入居者³」が全体の 19.7%(153 人)

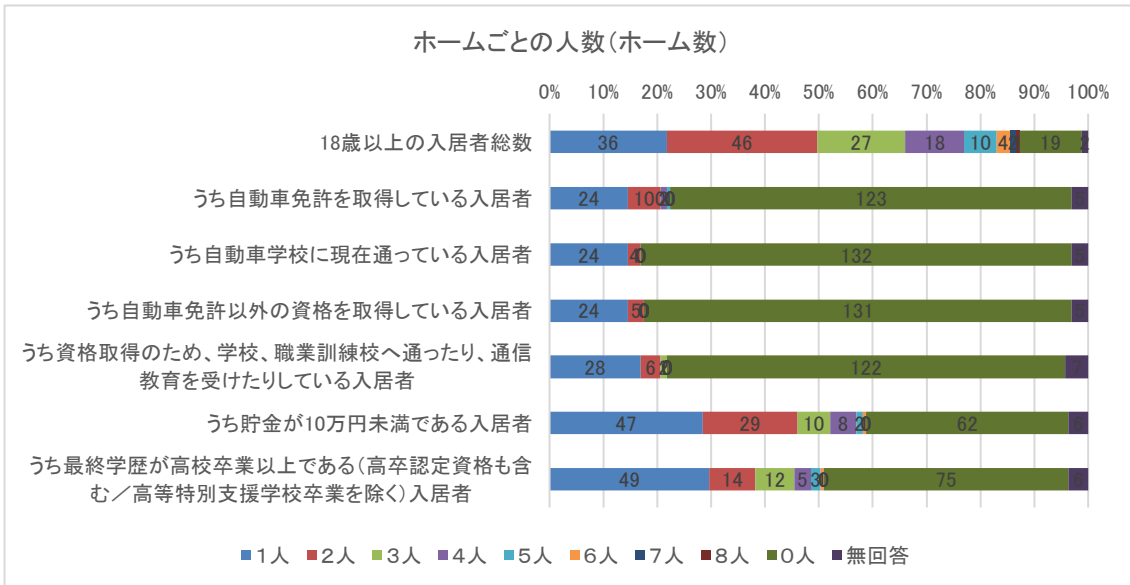
となる。

特に、入居者全体のうち 30%超が、精神科医師の診察を受けている状況は注目される。

³ 一般生活費の特別基準【50,540 円/① 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシェルターに保護されている児童等を含む) ② 18 歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生】に該当している場合

1-8. 18 歳以上の入居者の状況

1-8-1. ホームごとの 18 歳以上の入居者の状況



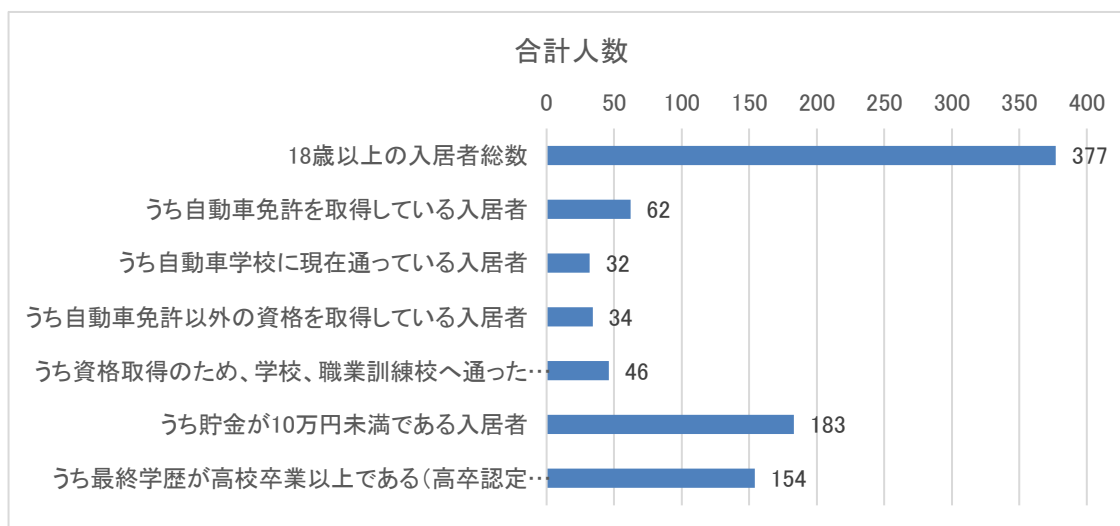
	18 歳以上の入居者総数		うち自動車免許を取得している入居者		うち自動車学校に現在通っている入居者		うち自動車免許以外の資格を取得している入居者		うち資格取得のため、学校、職業訓練校へ通ったり、通信教育を受けている入居者		うち貯金が10万円未満である入居者		1 うち最終学歴が高校卒業以上である(高卒認定資格も含む)／高等特別支援学校卒業を除く入居者	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1人	36	21.8%	24	14.5%	24	14.5%	24	14.5%	28	17.0%	47	28.5%	49	29.7%
2人	46	27.9%	10	6.1%	4	2.4%	5	3.0%	6	3.6%	29	17.6%	14	8.5%
3人	27	16.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.2%	10	6.1%	12	7.3%
4人	18	10.9%	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	4.8%	5	3.0%
5人	10	6.1%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.2%	3	1.8%
6人	4	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.6%
7人	2	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
8人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
0人	19	11.5%	123	74.5%	132	80.0%	131	79.4%	122	73.9%	62	37.6%	75	45.5%
無回答	2	1.2%	5	3.0%	5	3.0%	5	3.0%	7	4.2%	6	3.6%	6	3.6%
全体	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%	165	100.0%

ホームごとの 18 歳以上の入居者の状況をまとめてみると、

- ・ 「18 歳以上の入居者」が 1 人以上いるホーム：87.3%(144 ホーム)
- ・ 「18 歳以上の入居者のうち自動車免許を取得している入居者」が 1 人以上いるホーム：22.4%(37 ホーム)
- ・ 「18 歳以上の入居者のうち自動車学校に現在通っている入居者」が 1 人以上いるホーム：16.9%(28 ホーム)
- ・ 「18 歳以上の入居者のうち自動車免許以外の資格を取得している入居者」が 1 人以上いるホーム：17.5%(29 ホーム)
- ・ 「18 歳以上の入居者のうち資格取得のため、学校、職業訓練校へ通ったり、通信教育を受けている入居者」が 1 人以上いるホーム：21.8%(36 ホーム)

- ・ 「18歳以上の入居者のうち貯金が10万円未満である入居者」が1人以上いるホーム：58.8% (97ホーム)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち最終学歴が高校卒業以上である（高卒認定資格も含む／高等特別支援学校卒業を除く）入居者」が1人以上いるホーム：50.9%(84ホーム)となる。

1-8-2.1 自立援助ホーム全体での18歳以上の入居者の状況



	18歳以上の入居者総数	うち自動車免許を取得している入居者	うち自動車学校に現在通っている入居者	うち自動車免許以外の資格を取得している入居者	うち資格取得のため、学校、職業訓練校へ通ったり、通信教育を受けたりしている入居者	うち貯金が10万円未満である入居者	うち最終学歴が高校卒業以上である(高卒認定資格も含む／高等特別支援学校卒業を除く)入居者
合計人数	377	62	32	34	46	183	154
入居者全体の中の%	65.3%	10.7%	5.5%	5.9%	8.0%	31.7%	26.7%

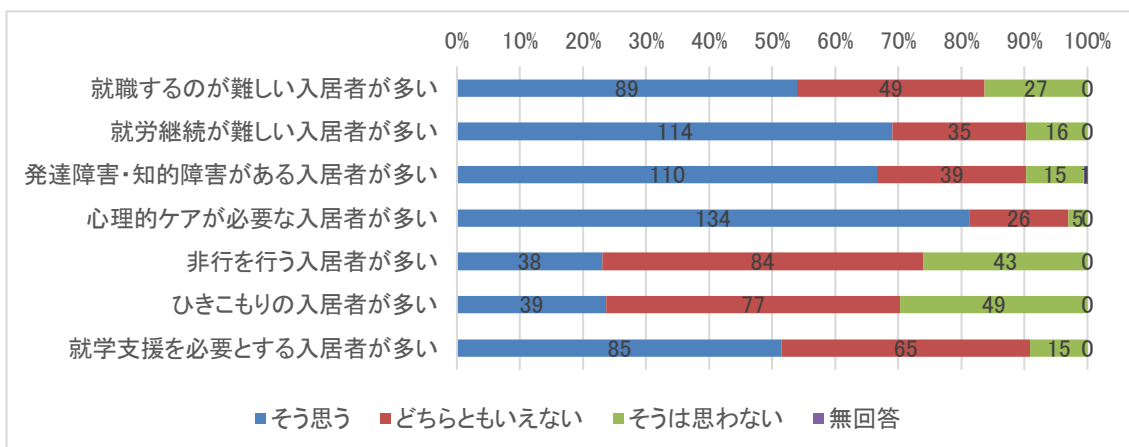
自立援助ホーム全体での18歳以上の入居者の状況を、全入居者を775人としてまとめてみる

と、

- ・ 「18歳以上の入居者総数」は、全体の65.3%(377人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち自動車免許を取得している入居者」は、全体の10.7%(62人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち自動車学校に現在通っている入居者」は、全体の5.5%(32人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち自動車免許以外の資格を取得している入居者」は、全体の5.9%(34人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち資格取得のため、学校、職業訓練校へ通ったり、通信教育を受けている入居者」は、全体の8.0%(46人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち貯金が10万円未満である入居者」は、全体の31.7%(183人)
- ・ 「18歳以上の入居者のうち最終学歴が高校卒業以上である（高卒認定資格も含む／高等特別支援学校卒業を除く）入居者」は、全体の26.7%(154人)

となる。

1-9. 入居者の傾向



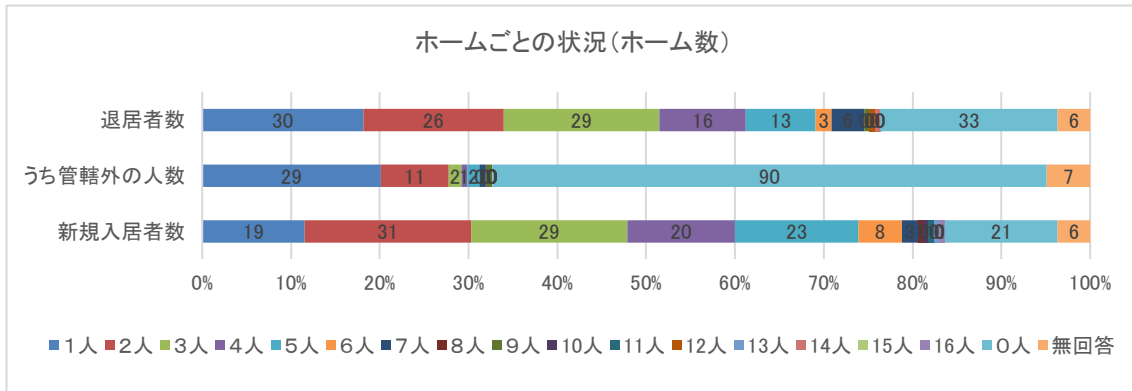
入居者の傾向について、どのよう
に感じるかたずねた。

もっとも「そう思う」の回答が多かったのは、「心理的ケアが必要な入居者が多い」81.2%(134 ホーム)で、ついで「就労継続が難しい入居者が多い」69.1%(114 ホーム)であった。

	そう思う	どちらともいえない	そうは思わない	無回答	全体
就職するのが難しい入居者が多い	89	49	27	0	165
	53.9%	29.7%	16.4%	0.0%	100.0%
就労継続が難しい入居者が多い	114	35	16	0	165
	69.1%	21.2%	9.7%	0.0%	100.0%
発達障害・知的障害がある入居者が多い	110	39	15	1	165
	66.7%	23.6%	9.1%	0.6%	100.0%
心理的ケアが必要な入居者が多い	134	26	5	0	165
	81.2%	15.8%	3.0%	0.0%	100.0%
非行を行う入居者が多い	38	84	43	0	165
	23.0%	50.9%	26.1%	0.0%	100.0%
ひきこもりの入居者が多い	39	77	49	0	165
	23.6%	46.7%	29.7%	0.0%	100.0%
就学支援を必要とする入居者が多い	85	65	15	0	165
	51.5%	39.4%	9.1%	0.0%	100.0%

2. 利用状況及び入退居について

2-1. 新規入居者数・退居者数



令和1年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の新規入居者数と同期間の退居者数について、ホームごとの状況ではグラフのようになる。

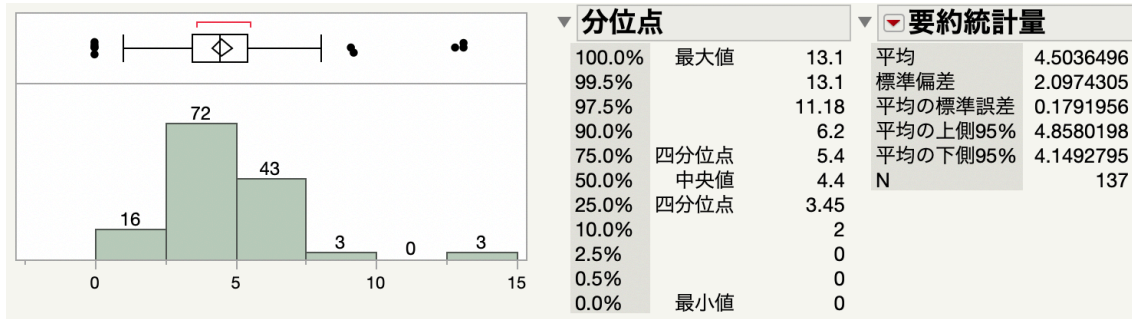
1人以上の新規入居者がいるホームは83.5%(138ホーム)、新規入居者のうち管轄外の場合が1人以上いるホームが32.6%(47ホーム)、退居者が1人以上いるホームが76.4%(126ホーム)であった。

ホーム全体で足し合わせると、令和1年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の新規入居者数は490人、そのうち管轄外的人数は87人、同期間の退居者数は393人とする。

	新規入居者数		うち管轄外的人数		退居者数	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1人	19	11.5%	29	20.1%	30	18.2%
2人	31	18.8%	11	7.6%	26	15.8%
3人	29	17.6%	2	1.4%	29	17.6%
4人	20	12.1%	1	0.7%	16	9.7%
5人	23	13.9%	2	1.4%	13	7.9%
6人	8	4.8%	0	0.0%	3	1.8%
7人	3	1.8%	1	0.7%	6	3.6%
8人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
9人	0	0.0%	1	0.7%	1	0.6%
10人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
11人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
12人	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
13人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
14人	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
15人	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
16人	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
0人	21	12.7%	90	62.5%	33	20.0%
無回答	6	3.6%	7	4.9%	6	3.6%
全体	165	100.0%	144	100.0%	165	100.0%

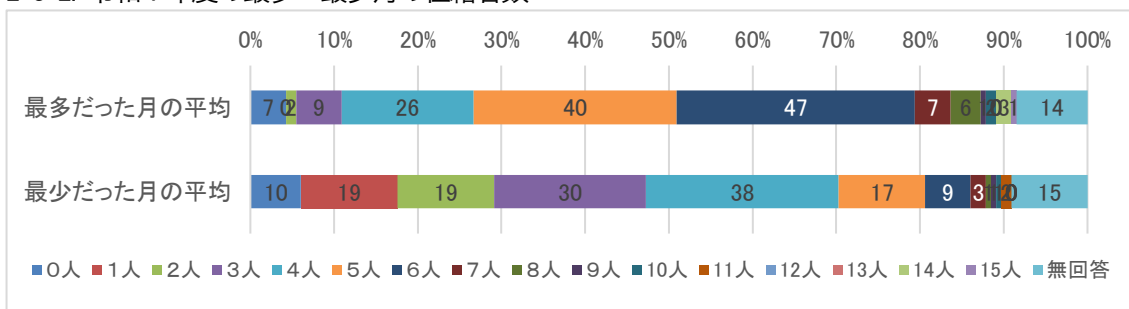
2-2. 在籍者数

2-3-1. 令和1年度の平均在籍者数



令和1年度の平均在籍者数を、四捨五入をして少数第1位までの回答を求めた。その結果、平均在籍者数の平均は4.5人となった。最大は13.1人、最小は0人だった。

2-3-2. 令和1年度の最多・最少月の在籍者数

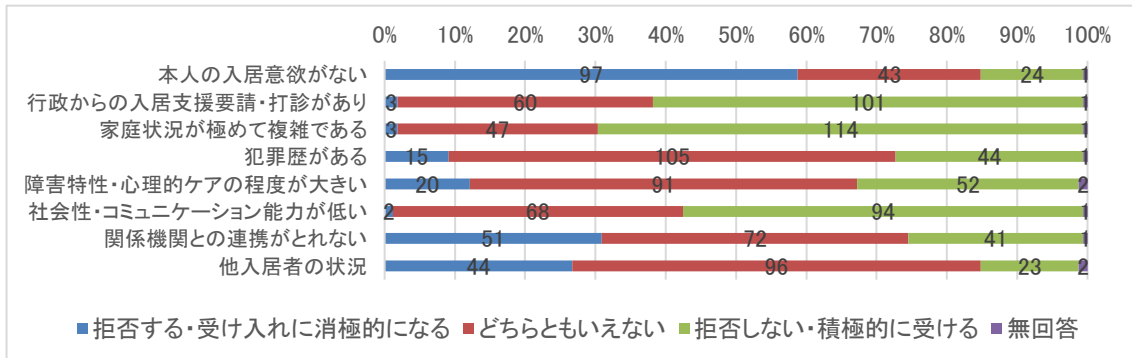


令和1年度の在籍者が最多だった月の在籍者数と最少だった月の平均の比較では、グラフ・表のようになる。

	最多だった月の平均		最少だった月の平均	
	回答数	%	回答数	%
0人	7	4.2%	10	6.1%
1人	0	0.0%	19	11.5%
2人	2	1.2%	19	11.5%
3人	9	5.5%	30	18.2%
4人	26	15.8%	38	23.0%
5人	40	24.2%	17	10.3%
6人	47	28.5%	9	5.5%
7人	7	4.2%	3	1.8%
8人	6	3.6%	1	0.6%
9人	1	0.6%	1	0.6%
10人	2	1.2%	1	0.6%
11人	0	0.0%	2	1.2%
12人	0	0.0%	0	0.0%
13人	0	0.0%	0	0.0%
14人	3	1.8%	0	0.0%
15人	1	0.6%	0	0.0%
無回答	14	8.5%	15	9.1%
全体	165	100.0%	165	100.0%

2-4. 支援上の問題による入居の判断

2-4-1. 支援上の問題による入居の判断



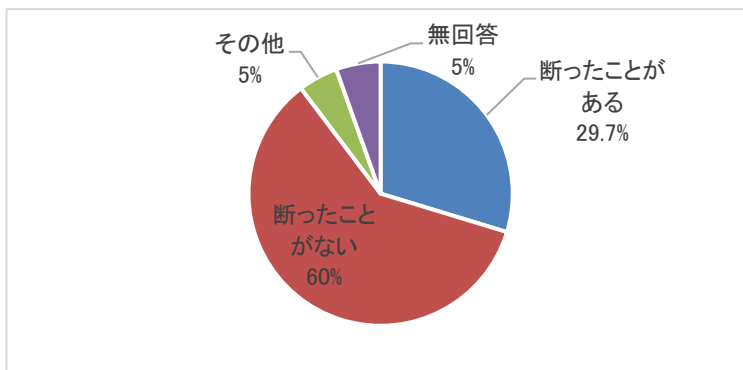
入居を判断する際、以下の内容がある場合、どのような判断になるか、たずねた。

受け入れが「もっとも拒否する・受け入れに消極的になる」のは、「本人の入居意欲がない」場合で58.8%(97ホーム)、ついで「他入居者の状況」で26.7%(44ホーム)であった。

反対に、受け入れを「拒否しない・積極的に受け入れる」のは「家庭の状況が極めて複雑である」場合で69.1%(114ホーム)、「行政からの入居支援要請・打診がある」場合で61.2%(101ホーム)であった。

	拒否する・受け入れに消極的になる	どちらともいえない	拒否しない・積極的に受ける	無回答	全体
本人の入居意欲がない	97	43	24	1	165
	58.8%	26.1%	14.5%	0.6%	100.0%
行政からの入居支援要請・打診がある	3	60	101	1	165
	1.8%	36.4%	61.2%	0.6%	100.0%
家庭状況が極めて複雑である	3	47	114	1	165
	1.8%	28.5%	69.1%	0.6%	100.0%
犯罪歴がある	15	105	44	1	165
	9.1%	63.6%	26.7%	0.6%	100.0%
障害特性・心理的ケアの程度が大きい	20	91	52	2	165
	12.1%	55.2%	31.5%	1.2%	100.0%
社会性・コミュニケーション能力が低い	2	68	94	1	165
	1.2%	41.2%	57.0%	0.6%	100.0%
関係機関との連携がとれない	51	72	41	1	165
	30.9%	43.6%	24.8%	0.6%	100.0%
他入居者の状況	44	96	23	2	165
	26.7%	58.2%	13.9%	1.2%	100.0%

2-4-2. 支援上の問題で入居を断ったケースの有無



	回答数	%
断ったことがある	49	29.7%
断ったことがない	99	60.0%
その他	8	4.8%
無回答	9	5.5%
全体	165	100.0%

支援上の問題で入居を断ったケースの有無について、「断ったことがある」のは 29.7% (49 ホーム)、 「断ったことがない」のは 60.0%(99 ホーム)であった。支援上の問題で入居を断ったことのないホームが6割という結果であった。

2-4-3. 支援上の問題で入居を断ったケースの内容

支援上の問題で入居を断ったケースの内容について、自由記述は以下の通りであった。

- ・ 16 歳女子
- ・ 18 歳女兒、家庭不和、就労支援
- ・ 精神疾患や障害が重いケース。②入居者と以前同じ施設に同時期に入所していた。③少年院からの依頼。
- ・ HIV 陽性の児童のため
- ・ LGBT
- ・ ひどい発達障害、共同生活が難しい
- ・ 家庭からの一時保護男子の受入れ依頼 ・児童養護施設からの措置変更としての受入れ依頼
- ・ 家庭環境不調により自宅での生活継続が難しい。
- ・ 過去犯罪を犯し、他児童とともに非行行為を行った入居者の弟で、同じような犯罪を犯し、鑑別所からの入所打診だった為
- ・ 帰宅拒否 虞犯
- ・ 共同建物、1F乳児院との関係
- ・ 県外(関西)の方で、本人自身も入所を希望しなかった。
- ・ 県外の女兒 ・性への関心が強い
- ・ 児童自立支援施設からの退所先として
- ・ 児童養護施設で虞犯を繰り返して不適応で退所されることになった方
- ・ 児童養護施設措置延長中 19 歳 6 カ月のケース。他の入所依頼で若年児童のケースが多くあった為
- ・ 社会的養護施設で他児と度重なるトラブルを起こしているケース
- ・ 就労困難(病的な問題等)、非行暴力行為
- ・ 重度知的障害
- ・ 職員が入れ替わり、ホーム長以外が未経験の職員だったため現入居者の安全性を考え断った。
- ・ 職員体制が整っていないため
- ・ 性的な問題行動のあった児童は断っている。
- ・ 性的問題行動あり
- ・ 精神科の病院に入退院を繰り返している方。母親の強い要望で高校を卒業させたいとのことで入居を打診された。
- ・ 前施設での暴力行為
- ・ 前年度に入居し、退居後は親許に帰っていた児童で、入居中無断外泊の問題があり、親許でも家出を繰り返していた。
- ・ 全日制高校に通っている 16 歳
- ・ 他県からのケースで非行があり他児も巻き込むとの理由から、児童養護で対応困難と言われた。しかし、該当児童は児童養護に戻りたいと言っていたため。
- ・ 他児との関係性(保護所で一緒にあり関係性の問題)
- ・ 知的障がいを抱えていた。
- ・ 知的障害や精神障害の度合いが強い者は障害福祉でのサービスをすすめています。
- ・ 当該時点で損していた施設の公共の場で器物破壊など、突発的な行動が絶えず、スタッフが疲弊している。高校になるにあたり、通学が難しい距離にある、4 年前に退所した心理社会治療施設の主治医から変更できていない
- ・ 同時期に同施設の入所経験があったので
- ・ 入居している男子の女子への態度に問題を感じ、新規の女子の受入を辞めていた。
- ・ 入居者・職員とトラブルが多かった
- ・ 年間 50 件以上の打診があり書き切れません
- ・ 非行歴
- ・ 保護者の本人を思う気持ちが強い。しかしその方向が本人にとってはストレスとなる。双方がカウンセリングなどを受けることで改善

が見込まれそうな事例。

- ・ 補導委託児童が入居していた為
- ・ 放火が好きなお子
- ・ 放火や殺人により少年院退居後の支援
- ・ 暴れる、自殺未遂がある、保護所に置いておくことが難しいためホームを希望するケース
- ・ 暴力的、威圧的、自殺志向がある
- ・ 本人の入居決断がぶれる。
- ・ 満所の場合、他入寮者との兼ね合い。
- ・ 満床、女子ケース、同出身施設で面識ある場合
- ・ 養護施設在籍時に長期の無断外泊を繰り返す

2-4-4. 支援上の問題で入居を断るに至った理由

支援上の問題で入居を断った理由について、自由記述は以下の通りであった。

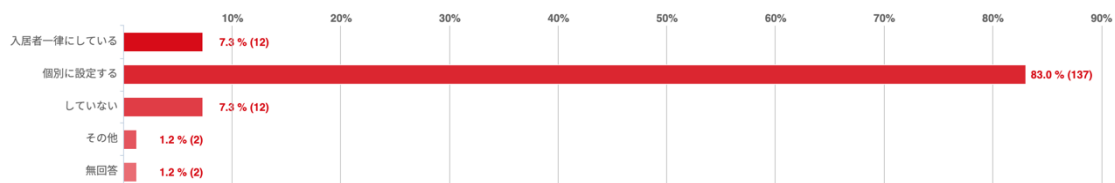
- ・ ①一人暮らしを目標とするのではなく、グループホーム入居や医療的ケアが必要だと考えられた。②入居者が不安定になりやすく、自傷行為など問題行動が出るため。③出身地が近所だったから。
- ・ ホームだけでなく、近隣住民への生命や被害を及ぼしたらいけないので
- ・ ホーム内における当該入居者が他児に与える影響が推察できなかったため
- ・ 以前、精神障害者が1F乳児院にて昼夜間、暴れた事や、コロナウイルス感染症の心配で、乳児院側から、受入を拒否された
- ・ 異性関係に問題のある児童で、男女共同の施設である事から、お断りした。
- ・ 異性交遊があり、労働意欲がなく、金銭管理も難しいと思ったから。
- ・ 該当児童には地元で彼氏や友人がおり、地元への愛着が強かった。家出歴なども多かったため、見知らぬ土地に来てもすぐに戻りたくなると考えられたため。
- ・ 既に入居している児童の支援に手がかかっている中での入居依頼だったため。
- ・ 建物改修工事の中の入居依頼だったため
- ・ 現在入居中の他児童が、精神的な問題を抱えているため、暴力的な行為、自傷行為、自殺企図がある児童の入居は控えた。両親の経済的支援がある。
- ・ 現利用者と同じ児童自立支援施設に在籍しており、両者の関係性から、同時入所は困難であったため。
- ・ 高校在学や家庭へのアプローチ等、施設入所をしなくても行き場がある可能性がある為、センター(児相)と協力して、家庭や本人、他施設と協議
- ・ 在籍児が知的障がいを抱え、同時期に入所していた入所者とのトラブルが絶えず、他の入所者から不満を言われていた。
- ・ 施設の場所が小学校と中学校の真正面にある為、もし強制わいせつ等の問題が起こった場合、施設の運営が困難になる為。
- ・ 施設側の受け入れ体制が不十分であったとの、他入居者への配慮のため。
- ・ 児童の無断外泊先がホーム所在地に近い為、入居しても無断外泊をすると判断したから
- ・ 児童養護施設、養育家庭が適切と判断。
- ・ 職員に専門スキルがない為
- ・ 職員体制が整っていないため
- ・ 性的問題行動の傾向があったため、他利用者への影響を考慮して。
- ・ 精神障害が重く、援助ホームの支援により医療が必要であると判断したため。
- ・ 前年度に入居し、退居後は親許に帰っていた児童で、入居中無断外泊の問題があり、親許でも家出を繰り返していたため、支援困難と判断した。
- ・ 全日制や定時制児童の場合、在籍校が遠方の場合には通学が現実的ではなく児童養護を勧めています。
- ・ 全日制高校に在学しており、児童養護施設対象であると考えた為
- ・ 他の入居者との関係、近隣の地域住民との関係
- ・ 男女ホームの為、性的虐待等異性に対して興味が高い場合、また、女性一人での宿直勤務がある為、きわめて暴力的な特性を持つ

ている場合

- ・ 通い慣れている特別支援学校の近くに他の施設があるから
- ・ 当該時点で損していた施設の公共の場で器物破壊など、突発的な行動が絶えず、担当精神科医師と施設の連携も取れておらず(ホームでは遠くまで同伴して通院させられない)、かつ、本人の入居の意欲が著しく低かったため
- ・ 特にない
- ・ 入居や見学までの本人の意欲不十分
- ・ 入居者・職員とトラブルが多かった
- ・ 入居中の利用者(男子)と同虞犯グループの女子であったため
- ・ 反社会と繋がっており、県内の児相の介入が厳しいケースだったから。
- ・ 非行性が強く、現段階の職員では対応が困難と考えたため。
- ・ 病院への愛着が強く、医療的ケアの環境に戻るために手段を採らないところが見受けられたため。
- ・ 保護者の下で愛着形成が未だ出来ると感じたことと、施設での共同生活によるストレスを考えた時に、今の段階では家庭での支援の方が本人にとって最良と感じた為。
- ・ 暴力行為があったため
- ・ 暴力行為で受け入れ先を転々としていたり逃げ出し行為が行く先々で見られていたため。
- ・ 暴力行為等
- ・ 暴力的行動の時、刃物を持ちだし、他利用者に危害を与えそうになった。
- ・ 満所のため。他の入寮者との兼ね合い。
- ・ 問題ある男子が女子に対して、上に立とうとする様子が見え、性的な興味も強かったため。
- ・ 落ち着いていない状態の在寮児童への悪影響懸念
- ・ 利用同意書に記載されている事が全部守れる。全部自分でできる。と言われたので できない方、困った感がある方が利用する施設だから

2-5. 退居の判断

2-5-1.自立のための貯金額の設定

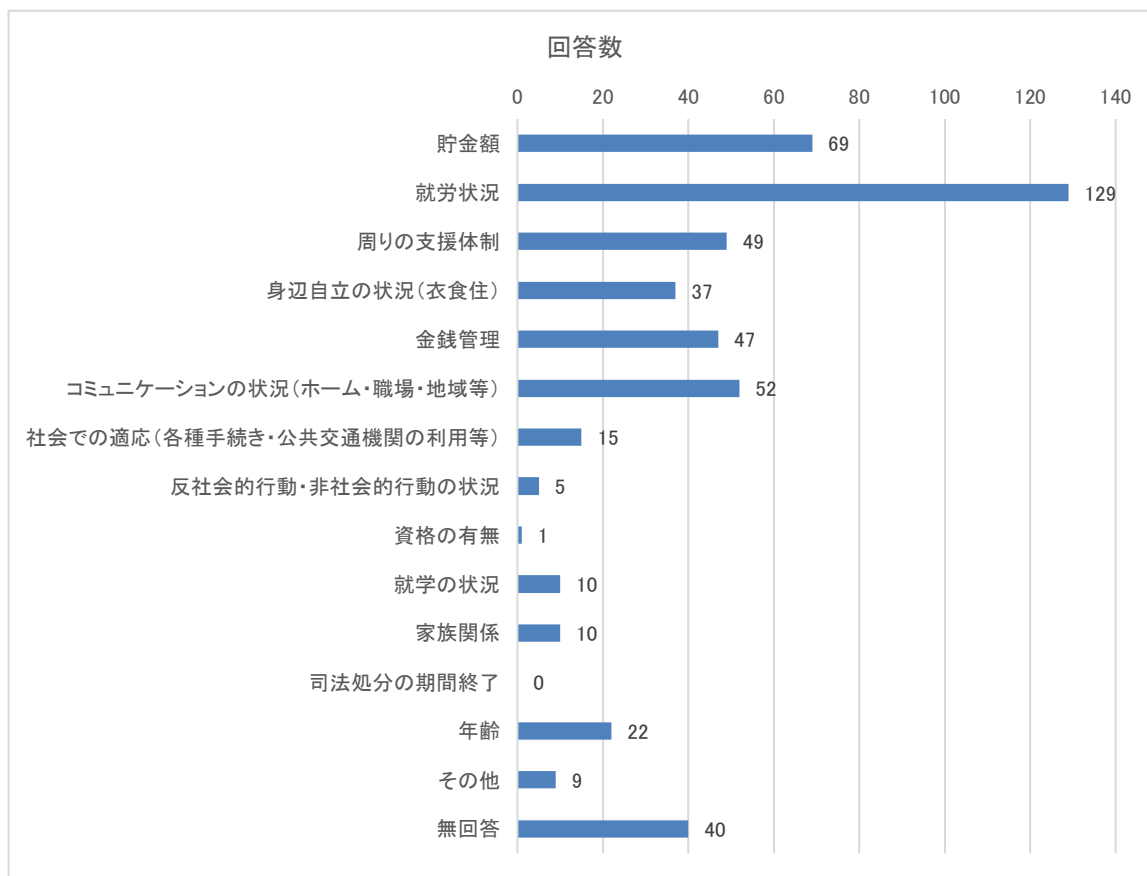


アパート自立を目指す上で入居者に対して目標とする貯金額を設定しているかという問いに対して、「一律に設定している」のは7.3%(12 ホーム)にとどまり、最多は「個別に設定する」場合で83.0%(137 ホーム)だった。

「その他」の回答内容については、設定はしていないが積立をさせている、働いて貯金を貯めアパート入居をしようとする意欲や覚悟がないというものがあつた。

	回答数	%
入居者一律に設定している	12	7.3%
個別に設定する	137	83.0%
していない	12	7.3%
その他	2	1.2%
無回答	2	1.2%
全体	165	100.0%

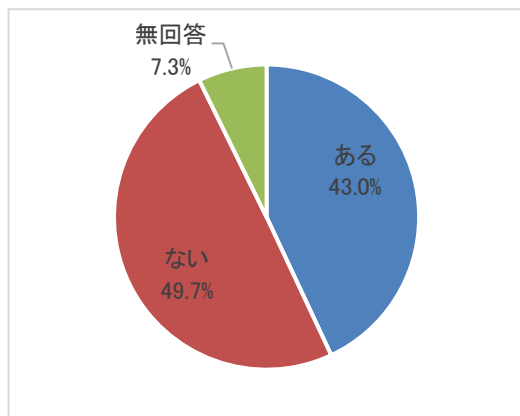
2-5-2. 比較的うまくいったケースの退居の判断



比較的うまくいったケースの退居を判断する上で重要だったと思うことを3つまで選択するよう求めた。その結果、もっとも回答が多かったのは「就労状況」で、78%(129 ホーム)が選択していた。ついで、「貯金額」42%(69 ホーム)となっている。

	回答数	回答%
貯金額	69	42%
就労状況	129	78%
周りの支援体制	49	30%
身辺自立の状況(衣食住)	37	22%
金銭管理	47	28%
コミュニケーションの状況(ホーム・職場・地域等)	52	32%
社会での適応(各種手続き・公共交通機関の利用等)	15	9%
反社会的行動・非社会的行動の状況	5	3%
資格の有無	1	1%
就学の状況	10	6%
家族関係	10	6%
司法処分の期間終了	0	0%
年齢	22	13%
その他	9	5%
無回答	40	24%
全体	495	300%

2-5-3. 入居の継続が困難となり、やむなく退居せざるを得なくなったケースの有無



	回答数	%
ある	71	43.0%
ない	82	49.7%
無回答	12	7.3%
全体	165	100.0%

令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）に入居の継続が困難となり、やむなく退居せざるを得なくなったケースがあるか、という問いに対して、「ある」と回答したのは43.0%(71ホーム)で、「ない」と回答したのは49.7%(82ホーム)であった。

2-5-4. 入居の継続が困難となり、やむなく退居せざるを得なくなったケースの具体例

入居の継続が困難となり、やむなく退居せざるを得なくなったケースの具体例について、寄せられた自由記述は以下のとおりである。

- ・ 15歳で援助交際がやめられず警察のお世話に度々なったため。コミュニケーションが取れないので。
- ・ ①自由に生活がしたいと希望があり、ホームの門限が守れないと訴えあり、本人の希望で退居になった。②入所者同士や職員と上手い関係が築けず退所となった。
- ・ 1本人が利用継続を望まなかった。2他利用者に着しく悪影響を及ぼす。
- ・ その日の感情にまかせ、転居願いを出しての正式退居。しかし、正式退居後1週間で、社会を放浪する生活に戻る。
- ・ バイト先でレジから金を盗んだことがばれた後にホームに戻らなかった。
- ・ ホームのルール(門限、深夜の無断外泊、外出)を繰り返し行い、その都度話し合いを行ってきた。それでも改善されず、最後は児相CWを交えて最後通告を行うも、それでも守れずのため退居を命じた。
- ・ ホームのルールを守らない
- ・ ホームルールを守らない。他の利用者への悪影響。職員への暴力
- ・ ホーム内での傷害事件となったケース。一時保護受け入れで利用していた利用者を警察介入で再度児相の一時保護所へ戻した。
- ・ ホーム内での暴力行為。触法行為による逮捕で少年院送致。
- ・ 飲酒、喫煙、男性関係、スマホトラブルなどがあり、これ以上のホームでの支援に限界と判断したため
- ・ 家出 ホームに戻る意思がない
- ・ 家出、虞犯
- ・ 家出して戻ってこなかったため
- ・ 家出や無断外泊を繰り返し行ったケース
- ・ 空き巣狙いの窃盗罪で逮捕されたため
- ・ 交通事故により長期入院となった。
- ・ 行政への報告的には、派遣会社への就職となっているが…実情は他人居児童を巻き込み犯罪行為を繰り返し共同生活を行うことが困難と判断したため、止むを得ず、支援としては不十分さを分かりながら、当法人が運営しているサポステ事業等の絡みで派遣業者を紹介し住み込みで就職決定と言うカタチで退居させた。当然長続きせず、犯罪行為を行い鑑別所を経て少年院入居になった。
- ・ 仕事先で上手くコミュニケーションが取れず仕事を辞め、収入がなくなった事で不安定になり他の児童とトラブルが起き退居となった
- ・ 施設内での暴言
- ・ 施設内不適応

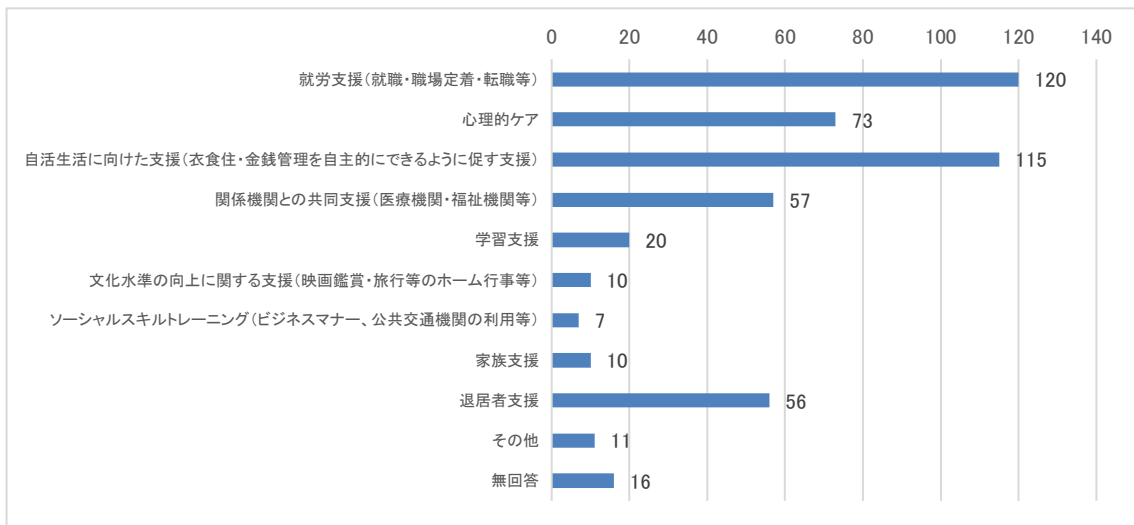
- ・ 自立への意欲や能力に限界があった。
- ・ 就職して半年ほどの間に、自立の為の預金をする目標だったが、就労につく前に、体験就労もして就職をしたが、職場の対人関係でもめる、無断欠勤が重なり、彼氏の家に引きこもる。
- ・ 就労が継続できず、施設利用料を8か月も滞納し、同居者に脅迫的に借金をしたり、暴力を振るったりした為。
- ・ 就労が長続きせず、異性との交際で無断外泊や夜遊びが収まらず、ホームの約束事を無視して深夜に騒ぐなど、他利用者に悪影響を及ぼす傾向が改善されなかった。
- ・ 就労をしない 近隣で窃盗行為を重ねたため
- ・ 就労意思が無い。連続した規則違反
- ・ 就労意欲がなく家賃滞納が続いたため。
- ・ 就労意欲とホームでの生活の意思が無くなり、家庭復帰した。
- ・ 少女院移送になった為
- ・ 職員への暴行により職員が負傷
- ・ 職員への暴力
- ・ 深夜に騒ぎ近隣住宅から何度もクレームが入った
- ・ 親に居場所が分かってしまった
- ・ 成年後見人(弁護士)が本人の希望によりアパート暮らしを認めたため退居した。
- ・ 生活費の滞納が8ヶ月あった。本人の就労することが困難。睡眠障害、愛着障害等のケアがホームでは困難。援助ホームは、生活費の負担が必要で、働く事を迫らずを得ないこともあるため。本人を精神的に追い詰めてしまう。
- ・ 精神疾患発症(解離性パーソナリティ障害)し、医療保護入院となる。
- ・ 他の利用者との関係において、ホームで自分の居場所がないと思いつき自分から親に連絡を取り親元に帰った。
- ・ 他害(悪口、暴力、器物破損)を始めたため。
- ・ 他児に暴力行為をしたため。
- ・ 他児への威圧的な態度、職員への暴言暴力
- ・ 他利用者との関係など ホームへの不満があった為
- ・ 大学に籍をおいていたものの、通学できず、アルバイトの継続も困難で、自室に引きこもり、昼夜逆転してゲームに耽ることが日常になったため。
- ・ 大学に通うためにホームを利用したが、欠席が続き、本人が退学の意向を示し、母親との生活を望んだため
- ・ 大学就学も不登校となり引きこもり。医学的管理も拒否し、半年間の療費滞納及び居室の著しい不衛生があり退居勧告のうえ退居。
- ・ 男女間のトラブル
- ・ 男性入居者が女性入居者に対して性的な問題行動を行った。・女性入居者の妊娠。
- ・ 当該児童本人が強く退居の意思を表明したことによる ←本人の日常生活の基盤がホームの遠方にあり、ホーム近隣の生活になじめなかった・ホームのルールを守れない(無断外泊等)事が多く関わるスタッフとの距離が広がる一方であった・結果として、本人が(弁護士等も関わるなかで)当ホーム以外での生活を強く望んだ。
- ・ 入居後、60キロ以上離れた彼女宅に、徒歩で無断外出することが2回続いたため。
- ・ 入居後すぐに妊娠が分かり、出産の為別の場所へ異動した。
- ・ 入居者・職員とトラブルが多かったため
- ・ 入所児童との関係が悪くなり本人の意思で自宅に帰った。
- ・ 妊娠
- ・ 発達障害がひどく、職員の対応が困難になり止む無く退居をお願いした。
- ・ 発達障害有り。服薬有り。高校在学中。ホームに入所し通学再開すると学校内での友人、地域の不良グループとの関わりも再開。本児の特性上、新しい刺激のある方へ流されてしまい、無断外泊を繰り返していた。最終的には帰宅しなくなり、行方不明届けを提出。保護され一時保護所へ。
- ・ 犯罪者
- ・ 母親からの心理的虐待と、折り合いがつかず母育児放棄の為、任意で入所した。しかし離れて生活するにあたりお互いに寂しくなり母がバイト先に会いに来て「お金がないから帰ってきてほしい」と哀願され、母が優しく受け入れたため、嬉しくなりホームを飛び出し

そのまま退所となった。

- ・ 本人からの退居申入れ、利用料の支払いが困難になる
- ・ 本人が家庭復帰を強く望んだから。
- ・ 本人が逃げ出した為
- ・ 本人に就労意欲がなく、ホームから自宅が近いので帰ってしまう。その度に保護者がホームに連れてくるが、次第に回数が多くなり、自宅から就労できる場所を確保して退所となった。
- ・ 本人の逸脱行動の繰り返し、ホーム職員や児童相談所との話し合いの席にもつかないとの理由から。
- ・ 本人の希望でなく入居したことがわかり、本人の希望する自立援助ホームへ入居した。
- ・ 無断外出 帰宅しない
- ・ 無断外泊
- ・ 無断外泊や逸脱行動の歯止めがかからなくなり、居なくなった。
- ・ 無断外泊を見児童相談所からの依頼で捜索願を出し連れ戻すも、同じことが 2 回続き、最終的には自殺をほのめかすような発言や行動が見られたため入院となり、退院後は児童自立支援施設への措置変更となった。
- ・ 無断外泊及び本人のホーム拒否 警察介入による身柄付き保護 警察介入による保護入院
- ・ 無断退所、ルール違反
- ・ 夜間徘徊、ホームの他児を巻き込み集団無断外泊、女兒を自室に宿泊させる、飲酒喫煙をしたため、契約解除をした

3. 支援について

3-1. ホームの特色として特に力を入れている支援

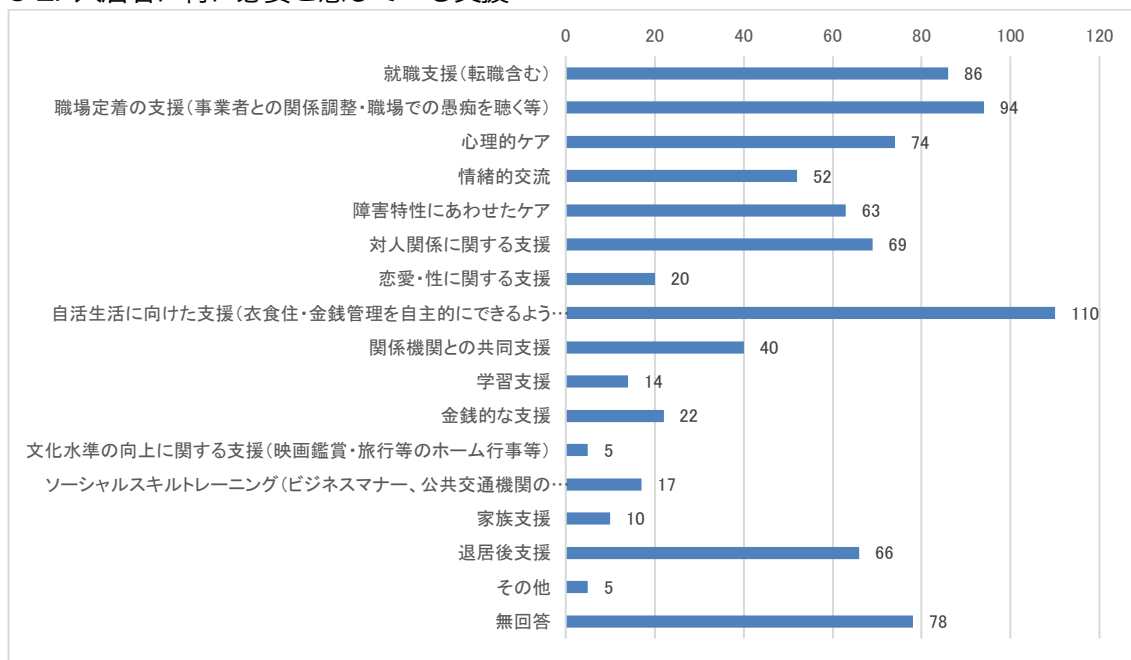


ホームの特色として特に力を入れている支援について、3つまで選択するよう求めた。

その結果、「就労支援」を選択したホームが72.7%(120ホーム)で最多であった。ついで、「自活生活に向けた支援(衣食住・金銭管理を自主的にできるように促す支援)」が69.7%(115ホーム)であった。

	回答数	回答%
就労支援(就職・職場定着・転職等)	120	72.7%
心理的ケア	73	44.2%
自活生活に向けた支援(衣食住・金銭管理を自主的にできるように促す支援)	115	69.7%
関係機関との共同支援(医療機関・福祉機関等)	57	34.5%
学習支援	20	12.1%
文化水準の向上に関する支援(映画鑑賞・旅行等のホーム行事等)	10	6.1%
ソーシャルスキルトレーニング(ビジネスマナー、公共交通機関の利用等)	7	4.2%
家族支援	10	6.1%
退居者支援	56	33.9%
その他	11	6.7%
無回答	16	9.7%
全体	495	300.0%

3-2. 入居者に特に必要と感じている支援



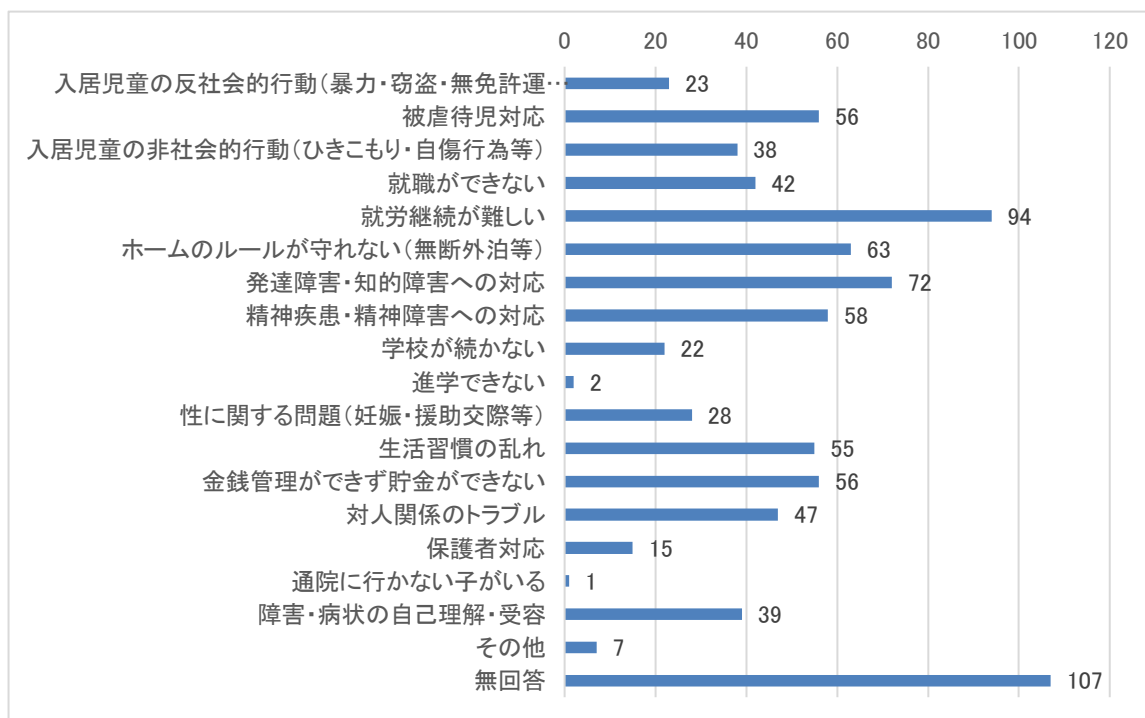
入居者に特に必要と感じている支援を5つまで選択するよう求めた。

その結果、「自活生活に向けた支援(衣食住・金銭管理を自主的にできるように促す支援)」が66.7%(110ホーム)で最多であった。ついで、「職場定着の支援(事業者との関係調整・職場での愚痴を聴く等)」が57.0%(94ホーム)であった。

「その他」の内容として、学歴・資格、自己肯定感の醸成、自己理解を深め、職員との継続的な関係を構築すること、生き立ちの整理、があげられた。

	回答数	回答%
就職支援(転職含む)	86	52.1%
職場定着の支援(事業者との関係調整・職場での愚痴を聴く等)	94	57.0%
心理的ケア	74	44.8%
情緒的交流	52	31.5%
障害特性にあわせたケア	63	38.2%
対人関係に関する支援	69	41.8%
恋愛・性に関する支援	20	12.1%
自活生活に向けた支援(衣食住・金銭管理を自主的にできるように促す支援)	110	66.7%
関係機関との共同支援	40	24.2%
学習支援	14	8.5%
金銭的な支援	22	13.3%
文化水準の向上に関する支援(映画鑑賞・旅行等のホーム行事等)	5	3.0%
ソーシャルスキルトレーニング(ビジネスマナー、公共交通機関の利用等)	17	10.3%
家族支援	10	6.1%
退居後支援	66	40.0%
その他	5	3.0%
無回答	78	47.3%
全体	825	500.0%

3-3. 入居者支援の中で苦慮していること



入居者支援の中で苦慮していることについて、5つまで選択するよう求めた。

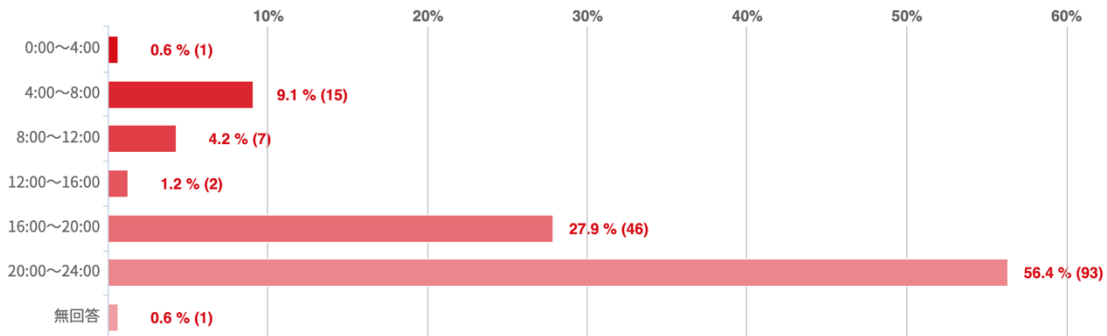
その結果、最多は「就労継続が難しい」で、57.0% (94 ホーム) であった。ついで、「発達障害・知的障害への対応」が43.6% (72 ホーム) であった。

「その他」の回答として、職員連携と連動・職員の動きによりすべての項目に当てはまる、食習慣・特に炭酸系飲料水多し、進学について(奨学金等)、生い立ちの整理、大人不信への対応、適性進路へのサポート、があげられた。

	回答数	回答%
入居児童の反社会的行動(暴力・窃盗・無免許運転・等)	23	13.9%
被虐待児対応	56	33.9%
入居児童の非社会的行動(ひきこもり・自傷行為等)	38	23.0%
就職ができない	42	25.5%
就労継続が難しい	94	57.0%
ホームのルールが守れない(無断外泊等)	63	38.2%
発達障害・知的障害への対応	72	43.6%
精神疾患・精神障害への対応	58	35.2%
学校が続かない	22	13.3%
進学できない	2	1.2%
性に関する問題(妊娠・援助交際等)	28	17.0%
生活習慣の乱れ	55	33.3%
金銭管理ができず貯金ができない	56	33.9%
対人関係のトラブル	47	28.5%
保護者対応	15	9.1%
通院に行かない子がいる	1	0.6%
障害・病状の自己理解・受容	39	23.6%
その他	7	4.2%
無回答	107	64.8%
全体	825	500.0%

3-4. 支援の必要な時間帯

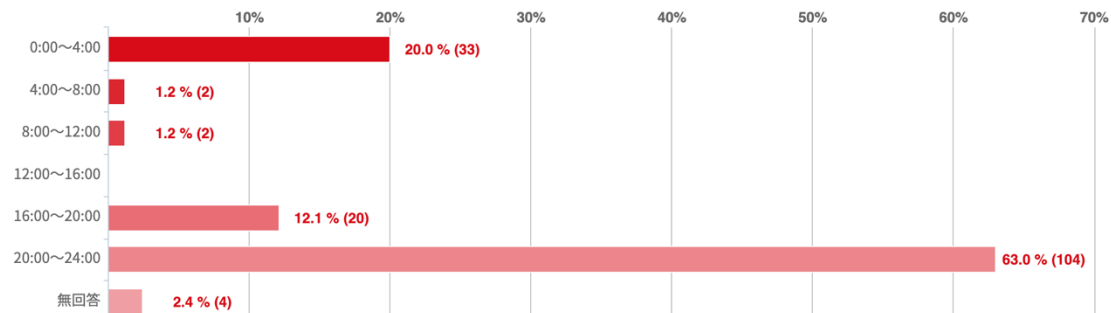
3-4-1. 入居者の支援が一番必要な時間帯



支援が一番必要な時間帯について、当てはまるものを選択するよう求めた。その結果、最多であったのは、20:00~24:00の時間帯で、56.4%（93ホーム）が選択した。

	回答数	%
0:00~4:00	1	0.6%
4:00~8:00	15	9.1%
8:00~12:00	7	4.2%
12:00~16:00	2	1.2%
16:00~20:00	46	27.9%
20:00~24:00	93	56.4%
無回答	1	0.6%
全体	165	100.0%

3-4-2. 入居者の問題行動が最も多く起こる時間帯



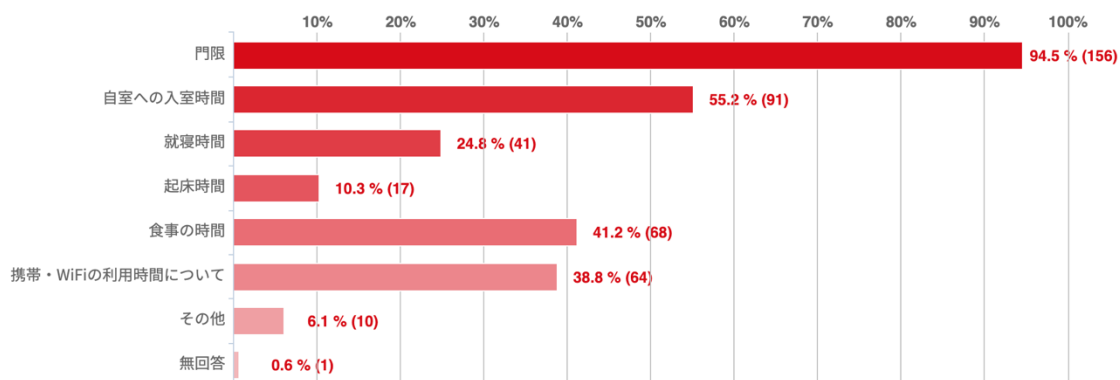
入居者の問題行動が最も多く起こる時間帯では、63.0%（104ホーム）が20:00~24:00の時間帯を選択し、最多であり、回答が大きく集中していることがわかる。

	回答数	%
0:00~4:00	33	20.0%
4:00~8:00	2	1.2%
8:00~12:00	2	1.2%
12:00~16:00	0	0.0%
16:00~20:00	20	12.1%
20:00~24:00	104	63.0%
無回答	4	2.4%
全体	165	100.0%



3-5. ホーム内の約束事

3-5-1. 時間についての約束

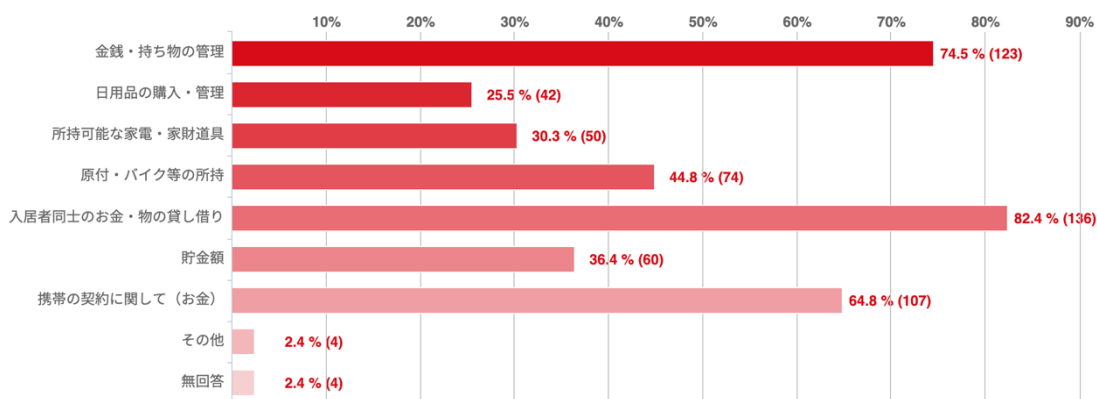


時間についての約束事として決めている内容をすべて選択するよう求めた。最も多く選択されたのは、「門限」で94.5%（156ホーム）が選択した。ついで、「自室への入室時間」で、55.2%（91ホーム）が選択している。

「その他」の回答としては、十分に睡眠をとる、他人の部屋への出入り、すべての項目で非該当、入浴・洗濯の時間、共用スペースの利用時間、共有スペースの出入り時間、入浴時間、就労時間（遅くとも10時までには始める仕事）、入浴、があげられた。

	回答数	%
門限	156	94.5%
自室への入室時間	91	55.2%
就寝時間	41	24.8%
起床時間	17	10.3%
食事の時間	68	41.2%
携帯・WiFiの利用時間について	64	38.8%
その他	10	6.1%
無回答	1	0.6%
全体	165	100.0%

3-5-2. 金銭・持ち物についての約束

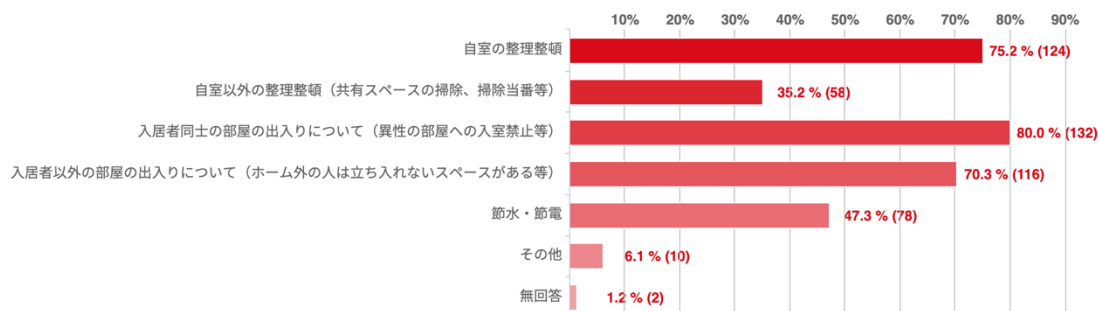


金銭・持ち物についての約束事では、「入居者同士のお金・物の貸し借り」について82.4%（136ホーム）が選択し、最多であった。僅差で、「金銭・持ち物の管理」が二番目に多く、74.5%（123ホーム）が選択している。

「その他」の回答としては、すべてスタッフと相談して決めている、自立貯金をすること、自由に使えるお金の限度額、利用料は自分が就労したお金から支払う、があげられた。

	回答数	%
金銭・持ち物の管理	123	74.5%
日用品の購入・管理	42	25.5%
所持可能な家電・家財道具	50	30.3%
原付・バイク等の所持	74	44.8%
入居者同士のお金・物の貸し借り	136	82.4%
貯金額	60	36.4%
携帯の契約に関して(お金)	107	64.8%
その他	4	2.4%
無回答	4	2.4%
全体	165	100.0%

3-5-3. 居室・共有スペースの管理についての約束

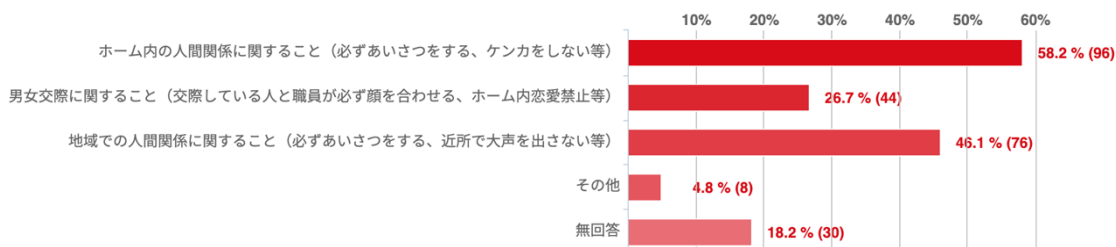


居室・共有スペースの管理についての約束事では、「入居者同士の部屋の出入りについて (異性の部屋への入室禁止等)」が最多で、80.0% (132 ホーム) の選択があった。

「その他」の回答として、同性であっても個人の部屋へ出入りは禁止、共有スペースに私物を放置しない、携帯の使用時間、所定の場での充電、洗濯、入浴時間、リビングの利用時間、自分の食器を洗い、洗濯をする、部屋を出るときは自室に鍵をかけて出る、共有スペースの使用時間、共有スペースでのマナー (公共のマナーと同じ。スマホの使い方など)、があげられた。

	回答数	%
自室の整理整頓	124	75.2%
自室以外の整理整頓 (共有スペースの掃除、掃除当番等)	58	35.2%
入居者同士の部屋の出入りについて (異性の部屋への入室禁止等)	132	80.0%
入居者以外の部屋の出入りについて (ホーム外の人は立ち入れないスペースがある等)	116	70.3%
節水・節電	78	47.3%
その他	10	6.1%
無回答	2	1.2%
全体	165	100.0%

3-5-4. 人間関係についての約束

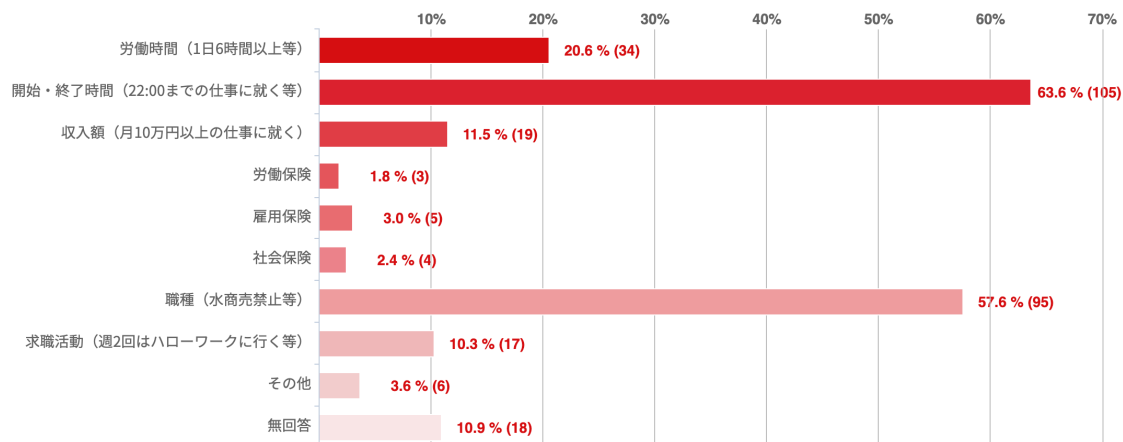


人間関係についての約束事では、「ホーム内の人間関係に関すること (必ずあいさつをする、ケンカをしない等)」が最多で 58.2% (96 ホーム) であったが、上記の他の種類の約束事と比べるとどの項目の低い選択となっている。

「その他」回答として、特に無い(2)、問題は、ホームミーティングで協議する、トラブルあったら話し合う、職場の人間関係、嫌な事があったらまずスタッフに相談する。直ぐに直接に言わない、距離感を大切にすること、があげられた。

	回答数	%
ホーム内の人間関係に関すること (必ずあいさつをする、ケンカをしない等)	96	58.2%
男女交際に関すること (交際している人と職員が必ず顔を合わせる、ホーム内恋愛禁止等)	44	26.7%
地域での人間関係に関すること (必ずあいさつをする、近所で大声を出さない等)	76	46.1%
その他	8	4.8%
無回答	30	18.2%
全体	165	100.0%

3-5-5. 仕事についての約束

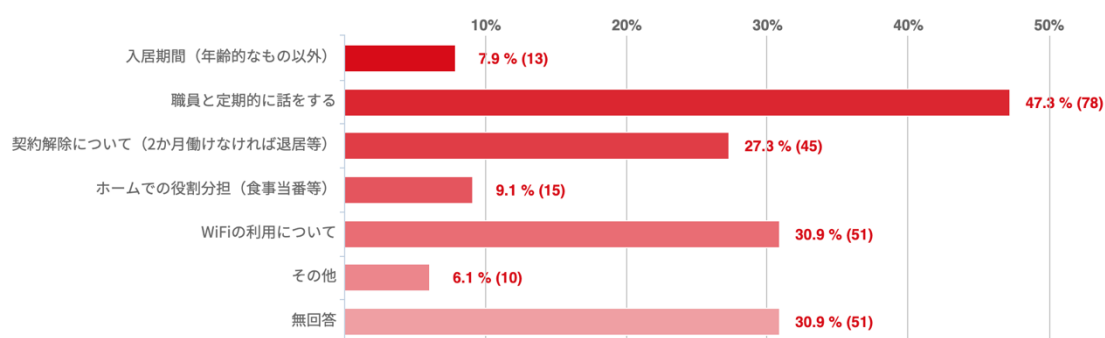


仕事についての約束事では、「開始・終了時間 (22:00 までの仕事に就く等)」について 63.6% (105 ホーム) が選択し、最多であった。ついで、「職種 (水商売禁止等)」が 57.6% (95 ホーム) であった。

「その他」の回答として、特に無い(2)、どういった形であれ仕事をする (女子の風俗店での就労は認めない)、ベストを尽くすことを求める、就職・就学していない場合当法人が運営するサポートステーションに通う、退職する時は事前相談する、入居後一か月で仕事に就くことを目指す、があげられた。

	回答数	%
労働時間(1日6時間以上等)	34	20.6%
開始・終了時間(22:00 までの仕事に就く等)	105	63.6%
収入額(月 10 万円以上の仕事に就く)	19	11.5%
労働保険	3	1.8%
雇用保険	5	3.0%
社会保険	4	2.4%
職種(水商売禁止等)	95	57.6%
求職活動(週 2 回はハローワークに行く等)	17	10.3%
その他	6	3.6%
無回答	18	10.9%
全体	165	100.0%

3-5-6. その他の約束



その他の約束事としては、「職員と定期的に話をする」が最多で、47.3% (78 ホーム) から選択された。

「その他」として、特に無い(2)、食事はできるだけ一緒に、学校か仕事には行く、禁酒禁煙、ホームの場所を他者へ教えてはいけない、免許は 18 歳以降に取得、車の所持は認めない、SNS に他ホーム生や近隣で撮影した写真・場所が特定できるような写真をアップしない、ウソやごまかしはしないこと、が挙げられた。

	回答数	%
入居期間(年齢的なもの以外)	13	7.9%
職員と定期的に話をする	78	47.3%
契約解除について(2か月働けなければ退居等)	45	27.3%
ホームでの役割分担(食事当番等)	15	9.1%
WiFiの利用について	51	30.9%
その他	10	6.1%
無回答	51	30.9%
全体	165	100.0%

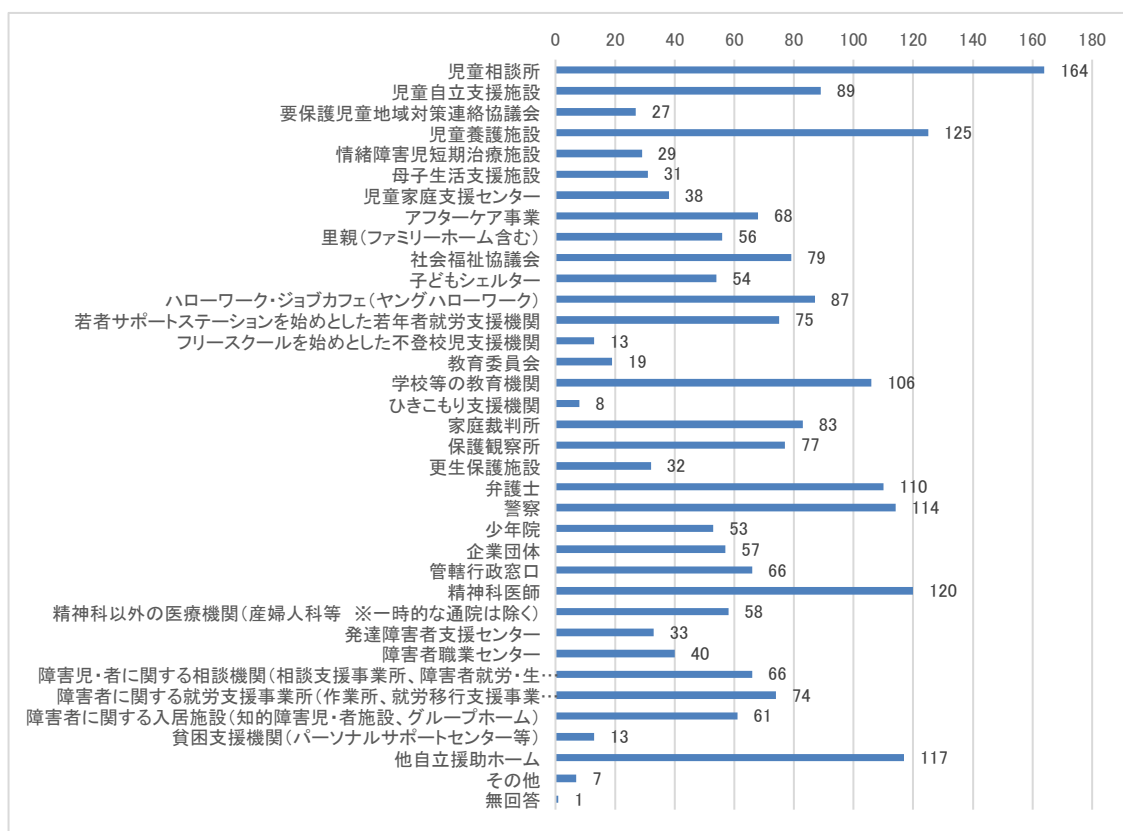
3-5-7 その他の約束の内容

その他の約束事の内容としては、以下の内容が寄せられた。

- ・ イベント積み立て費
- ・ うそはつかないこと、約束をまもること、他人のものはとらないこと
- ・ ごみの分別をする
- ・ ホームでのイベント事への参加は原則
- ・ ホーム規則の遵守
- ・ ホーム内での携帯ルール。ホームや利用者、職員の個人情報や画像を SNS にあげないなど。
- ・ 飲酒・喫煙の禁止
- ・ 飲酒、喫煙、施設内のケンカ、盗難は警察対応
- ・ 外出・外泊届出すこと
- ・ 基本的には月一回のホームミーティングなどで全員で話し合う
- ・ 言葉遣い 礼節
- ・ 光熱費については部屋ごとの請求になるため、節約していかないと実費になる。仕事学校については自力起床すること、遅刻、休みがちになるようであれば携帯やゲームの制限をつける。
- ・ 自立支援計画を職員と一緒にたてること 月1回開催する ことも主体のホーム会議に出席すること
- ・ 社会ルールを守る。門限の厳守。
- ・ 就労が安定しなければ携帯契約はできない
- ・ 就労の継続
- ・ 小さなことでも相談して決めること。悪いことでも隠さないで話すこと。
- ・ 人に迷惑をかけない。働いて利用料を払う。社会のルールを守る。
- ・ 生活費を納める
- ・ 転室は職員の進めによりされることがあります。(生活空間として最低限の居室は緊急一時保護などになるべく当てるため)
- ・ 働く事
- ・ 特になし
- ・ 入浴の順番を表にして、入居者で決めてもらっている。
- ・ 暴力・器物損壊・窃盗の3つは特に厳罰対象。
- ・ 門限・消灯・入浴は午後 10 時まで。外泊は外泊届を出して認めた場合のみ許可。
- ・ 有りません

4. 関係機関との連携について

4-1. 過去に情報共有をとまなう連携をした関係機関



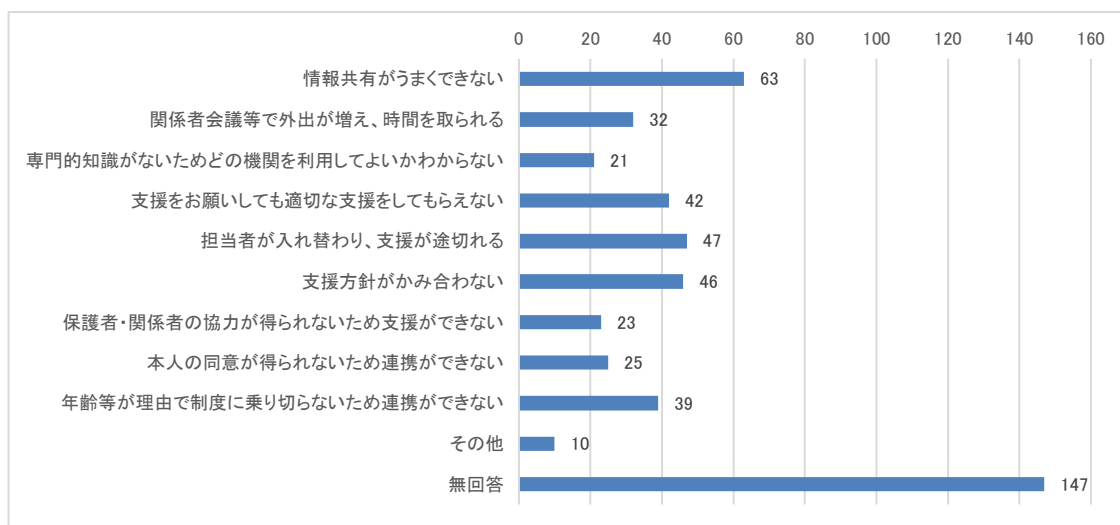
これまでに情報共有をとまなう連携をした関係機関をすべて選択するよう求めた。その結果、最多は「児童相談所」で99.4% (164 ホーム) が選択した。ついで多かったのが、「児童養護施設」で75.8%(125 ホーム)であった。

反対に、最も選択がなかったのは、「ひきこもり支援機関」で4.8% (8 ホーム) の選択にとどまった。

「その他」の回答としては、サポステ・法務少年支援センター・生活困窮者支援センター、県女性家庭支援センター、就労先、入管、保護司、法務局相談センター(鑑別所内) があげられた。

	回答数	%
児童相談所	164	99.4%
児童自立支援施設	89	53.9%
要保護児童地域対策連絡協議会	27	16.4%
児童養護施設	125	75.8%
情緒障害児短期治療施設	29	17.6%
母子生活支援施設	31	18.8%
児童家庭支援センター	38	23.0%
アフターケア事業	68	41.2%
里親(ファミリーホーム含む)	56	33.9%
社会福祉協議会	79	47.9%
子どもシェルター	54	32.7%
ハローワーク・ジョブカフェ(ヤングハローワーク)	87	52.7%
若者サポートステーションを始めとした若年者就労支援機関	75	45.5%
フリースクールを始めとした不登校児支援機関	13	7.9%
教育委員会	19	11.5%
学校等の教育機関	106	64.2%
ひきこもり支援機関	8	4.8%
家庭裁判所	83	50.3%
保護観察所	77	46.7%
更生保護施設	32	19.4%
弁護士	110	66.7%
警察	114	69.1%
少年院	53	32.1%
企業団体	57	34.5%
管轄行政窓口	66	40.0%
精神科医師	120	72.7%
精神科以外の医療機関(産婦人科等 ※一時的な通院は除く)	58	35.2%
発達障害者支援センター	33	20.0%
障害者職業センター	40	24.2%
障害児・者に関する相談機関(相談支援事業所、障害者就労・生活支援センター等)	66	40.0%
障害者に関する就労支援事業所(作業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等)	74	44.8%
障害者に関する入居施設(知的障害児・者施設、グループホーム)	61	37.0%
貧困支援機関(パーソナルサポートセンター等)	13	7.9%
他自立援助ホーム	117	70.9%
その他	7	4.2%
無回答	1	0.6%
全体	165	100.0%

4-2. 機関連携で苦慮していること



機関連携で苦慮している点についてあてはまるもの3つまで選択するよう求めた。

「その他」の内容として、以下のものがあげられた。

- ・ 関係機関の職員が親切だと、ホーム職員より関係機関職員に依存する。
- ・ 関係者会議がそれぞれが忙しくタイムリーでできない
- ・ 機関、対応者により自立援助ホームについて

理解が異なりケース対応にも大きく差があります

- ・ 機関連携を重視しているので特になし
- ・ 児童と児相の面談が把握できない
- ・ 対応してもらえるまで時間がかかる
- ・ 特にありません
- ・ 補導委託の場合、委託により調査官が安心して、調査・指導に熱心でなくなる。

	回答数	回答%
情報共有がうまくできない	63	38.2%
関係者会議等で外出が増え、時間を取られる	32	19.4%
専門的知識がないためどの機関を利用してよいかわからない	21	12.7%
支援をお願いしても適切な支援をしてもらえない	42	25.5%
担当者が入れ替わり、支援が途切れる	47	28.5%
支援方針がかみ合わない	46	27.9%
保護者・関係者の協力が得られないため支援ができない	23	13.9%
本人の同意が得られないため連携ができない	25	15.2%
年齢等が理由で制度に乗り切らないため連携ができない	39	23.6%
その他	10	6.1%
無回答	147	89.1%
全体	495	300.0%

4-3. 機関連携で工夫していること

機関連携で工夫していることについて、自由記述で以下のような結果となった。

- ・ お互いに連絡を密にする。
- ・ ケースの共有
- ・ ケースの合わせて、ケース会の回数を多くもてるようにしている。
- ・ こちらから出かけていく。こちらがあえてコーディネーター役を引き受けざるえない。
- ・ こちらに来訪してもらうのではなく、極力こちらが関係機関に出向き、顔の見える形で連携を行う。支援方針はあいまいにするのではなく、目標とそのため動き方をより具体的にしておく。
- ・ こまめに丁寧な連絡。時に訪問。顔が見える関係性を築くこと
- ・ こまめな情報共有、顔の見える関係性
- ・ こまめな情報共有を行うこと。
- ・ こまめな情報交換
- ・ こまめに情報を共有する
- ・ こまめに連絡や相談をし、共有する情報量を増やす
- ・ こまめに連絡をとる。
- ・ こまめに連絡を取り、面談に来てもらったったり、児相に出向いたりしている。
- ・ こまめに連絡を取り合うこと
- ・ できるだけこまめに報連相をしている。
- ・ できるだけ顔を合わせた支援を行う。
- ・ なるべく連絡を多く取るように心がけている。
- ・ フットワーク良く活動すること。
- ・ ホームの都合を主張せず、支援機関が対応できる部分をしっかりお願いすることと、特に問題が無くても顔を見て話ができるような関係性作りと、ちょっとしたことでも報告する。
- ・ 隠さず伝え、親交を深めている。
- ・ 援助ホーム単体ではなく、自団体での繋がりを全てを（サポステ・就労継続支援や移行支援・無料低額宿泊所・学習支援・等）利用している。（援助ホーム職員以外が繋がりを持っている場合それらのスタッフが引率する事もある）

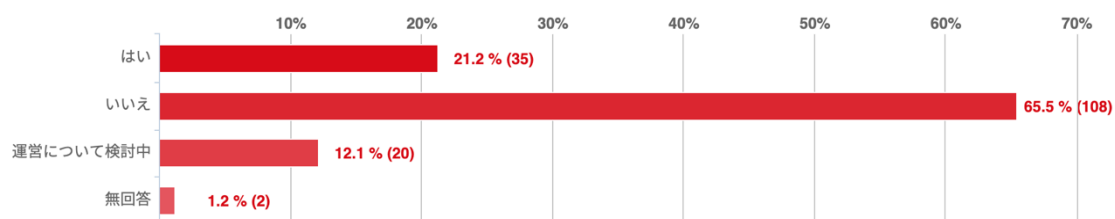
- ・ 遠慮せず何でも相談すること
- ・ 簡潔に内容を伝え、対面で内容のすり合わせを行う
- ・ 顔の見える関係。出来るだけタイムリーに動く。
- ・ 基本的にホームで支援機関のコーディネートを行う
- ・ 虐待の親に対して、本人の人権を守るために弁護士さんの支援で虐待親の親子関係の修復など時間をかけてする。金銭的、心理的な支配の緩和
- ・ 極力密に連絡を取り合う、情報共有をするように心がけている
- ・ 謙虚な態度で相手を不愉快にさせないよう努める。
- ・ 現場職員間での情報共有。支援の方向性の確認。
- ・ 細かい情報の共有
- ・ 子どもにとって最善を尽くす姿勢を見せること
- ・ 市が主催する各連絡協議会への参加を必ずしている
- ・ 支援上での変化があった際の連絡。
- ・ 支援内容について、できることやること等を明確にすること
- ・ 児相とは定期的に面談に来てもらい、ホームでの様子などを共有している。
- ・ 児相はもちろんのこと、関係機関の担当者ともまめな打ち合わせを行う。
- ・ 児童相談所などには、定期的に訪問して子供達の様子を知ってもらえるようお願いしている。
- ・ 児童相談所にも必ず入ってもらうようにしている。また、児相を通して、相談するようにもしている。
- ・ 児童相談所より入居打診があった場合、情報が不足していたり、入居にあたり問題が生じる可能性がある場合、まずは一時保護での措置をお願いしている。
- ・ 児童養護施設協議会および児童福祉施設連絡協議会に加入し、常任委員会への出席や各種行事、研修会に積極的に関与することで、日頃から社会的養護関係者との関係づくりを行っている。
- ・ 自立援助ホームの理解
- ・ 主とする支援者が自分たちであった場合は、自立援助ホームの支援方針を理解してもらったうえでの連携を行うこと。
- ・ 出来るだけ報告、連絡、相談を密にしていく
- ・ 小さな事でも、早急に報告、連絡、相談
- ・ 小まめな連絡・相談。
- ・ 常に報連相を意識しています。
- ・ 常日頃からの関係づくり
- ・ 状況の共有と役割分担が出来るよう
- ・ 早期の連携体制を整えること、互いに方針の確認を都度取りながら、役割の確認を明確にすること
- ・ 相手の立場に立って話しを進める事
- ・ 相手の立場を尊重すること。役割分担を明確化すること。
- ・ 他の自立援助ホームや専門家と定期的な事例検討会を行っている。そこで様々な情報を得ている。
- ・ 大人同士での情報共有、方針の擦り合わせを大切にしている。寮内での情報共有にプレが無いよう、複雑なケースでは窓口を一本化するなどしている。
- ・ 定期的な情報交換、役割分担
- ・ 定期的な茶話会
- ・ 定期的な報告、事故報告書の送付。顔がわかる関係
- ・ 定期的に近況報告を行う。
- ・ 定期的に手紙を発送している。
- ・ 定期的に連絡を取り合い、情報共有する。必要なことは書面で提供する。
- ・ 適切な情報をすばやく報告して相談する。又聞きではなく、担当本人と話す
- ・ 当事者を守り育てるための仲間意識を持つ
- ・ 当法人も、児童相談所も区役所も、担当者個人レベルでの子どもへの対応能力の差が起きることはあり、それは避けられないこ

とであるが、それを個人の差としてではなく、組織全体の課題として互いにフィードバックするよう意識するようにしている。同時に、担当者レベルで信じがたい対応があったとしても、そのことがただちに相手組織全体の課題であるとは断定できないため、話し合っ解決していくようにしている。また、児童相談所等動きが悪いことがあっても、担ってもらべき立場にある組織には、動いてもらえるように粘り強く働きかけるようにし、その組織を外したり、不信感をもって終わるといったことのないように意識している。

- ・ 特にありません
- ・ 特になし
- ・ 特に児童相談所の担当福祉士、担当心理士とは、連携を密にし、情報共有をしている。また、多機関が関わっている児童の場合は、年一回程度支援会議を開いている。
- ・ 日常的に情報共有を行う。・支援の方向性を確認し、その中で役割分担をするようにしている。
- ・ 入居する前に住んでいた施設のスタッフの方（あるいは親など）などその若者にずっと関わっていた方に連絡をとる。
- ・ 入居前から密に連絡を取りあい、相互理解や役割分担に時間や労力を割いています
- ・ 入所の際に複数の職員で情報を共有している
- ・ 入所児童と関係機関との定期的な面談の場を設定依頼 必要に応じて 相談 連絡 報告を入れている
- ・ 入所時に必ず不応や退所時の対応についてすり合わせをしておきます
- ・ 入所前に児相にケース概要をしてもらい、今後必要とされている支援や見通しを話し合い、関係機関と連携できるように早い段階から取り組む。
- ・ 必ず会議を開き情報共有を徹底する
- ・ 必要な時は、何度も電話をしたり、足を運んで願います。
- ・ 不安や恐怖感が強い子どもは関係機関の連携に揺さぶりをかけてくることがある。そこで何が起きているのかを俯瞰し、できるだけ率直にオープンに互いの思いを話し合える関係づくりを心掛けている。
- ・ 普段から子どもの情報共有を児相と連絡を取り合っている。児相からの連絡がないのであれば、ホームより連絡をとって訪問、面会をお願いしている。何かあった時では期間が長すぎて子ども「ワーカーさんになしてるんや」と不安にかんじてしまう事もあるため、常にこちらから投げかける事を行っている。
- ・ 法人内で役割分担して参加するようにしている
- ・ 未成年を理由に取り合わない時は、児相長にしてもらってます。
- ・ 密な情報交換
- ・ 問題共有してもらい 何かあったら訪問指導してもらっている
- ・ 役割分担をはっきりさせる
- ・ 連携先の方との意見交換の時間を意識的にとるようにしている。良い意味での相互批判も含めて、関係性の強化。
- ・ 連絡を取る機会を増やすなど、コミュニケーションを取る時間を増やす。
- ・ 連絡を密にして、情報を共有するようにしている。
- ・ 連絡を密にし良好な関係を構築
- ・ 論点整理等取り纏め役を予め明確にする。

5. ステップハウスについて

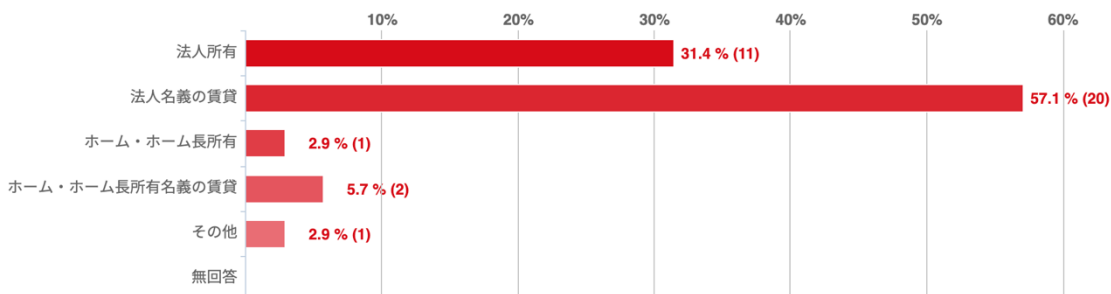
5-1. ステップハウスの運営



ステップハウスの運営をしているかについて、「はい」と回答したのは21.2% (35 ホーム) で、「いいえ」と回答したのは65.5% (108 ホーム) であった。検討中を合わせても、ステップハウスの運用が少数のホームにとどまっていることがわかる。

	回答数	%
はい	35	21.2%
いいえ	108	65.5%
運営について検討中	20	12.1%
無回答	2	1.2%
全体	165	100.0%

5-2. ステップハウスの所有・賃貸

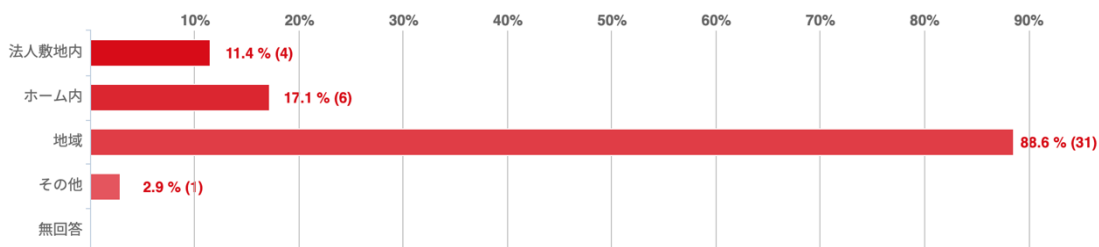


ステップハウスを運営しているホームに対して、所有・賃貸の状況をたずねた。その結果、「法人名義の賃貸」が多く、57.1%(20 ホーム)であった。

「その他」の回答としては、法人理事長所有、があった。

	回答数	%
法人所有	11	31.4%
法人名義の賃貸	20	57.1%
ホーム・ホーム長所有	1	2.9%
ホーム・ホーム長所有名義の賃貸	2	5.7%
その他	1	2.9%
無回答	0	0.0%
全体	35	100.0%

5-3. ステップハウスの所在地

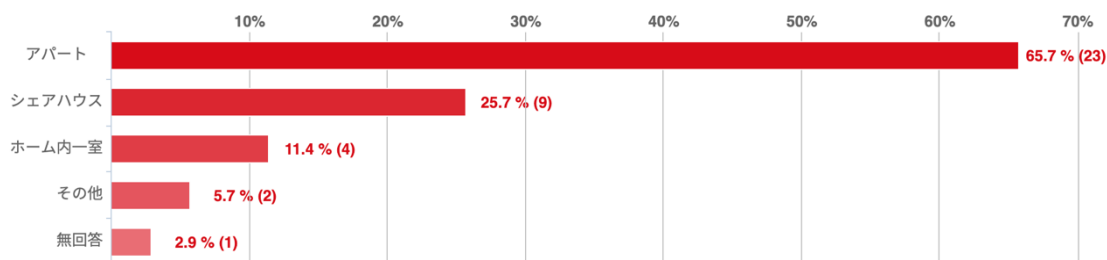


ステップハウスを運営しているホームに対して、所在地をたずねた。その結果、「地域」を選択したホームが圧倒的に多く、88.6%(31 ホーム)となった。

「その他」の回答としては、ホームに隣接した物件、があった。

	回答数	%
法人敷地内	4	11.4%
ホーム内	6	17.1%
地域	31	88.6%
その他	1	2.9%
無回答	0	0.0%
全体	35	100.0%

5-4. ステップハウスの形態

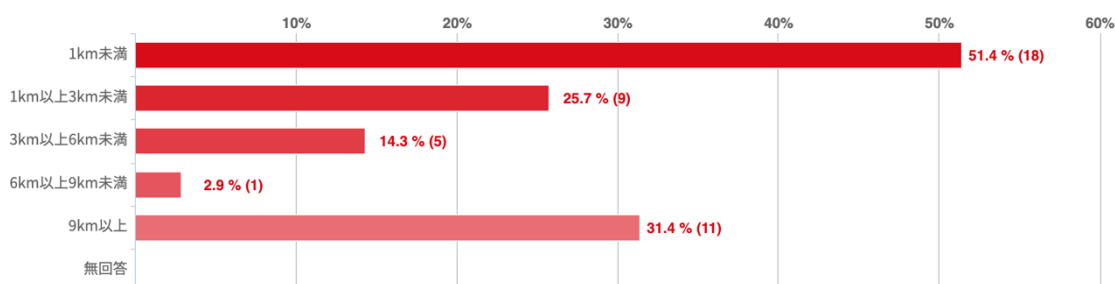


ステップハウスの形態としては、「アパート」が多く、65.7%(12ホーム)であった。

「その他」の回答としては、法人協力者で不使用になった2世帯住宅の2階部分、市営住宅、があった。

	回答数	%
アパート	23	65.7%
シェアハウス	9	25.7%
ホーム内一室	4	11.4%
その他	2	5.7%
無回答	1	2.9%
全体	35	100.0%

5-5. ステップハウスからホームまでの距離



ステップハウスからホームまでの距離では、「1km未満」が最も51.4%(18ホーム)であったが、ついで「9km以上」が31.4%(11ホーム)と多くなっており、二極化している。

	回答数	%
1km未満	18	51.4%
1km以上3km未満	9	25.7%
3km以上6km未満	5	14.3%
6km以上9km未満	1	2.9%
9km以上	11	31.4%
無回答	0	0.0%
全体	35	100.0%

5-6. ステップハウスの利用目的

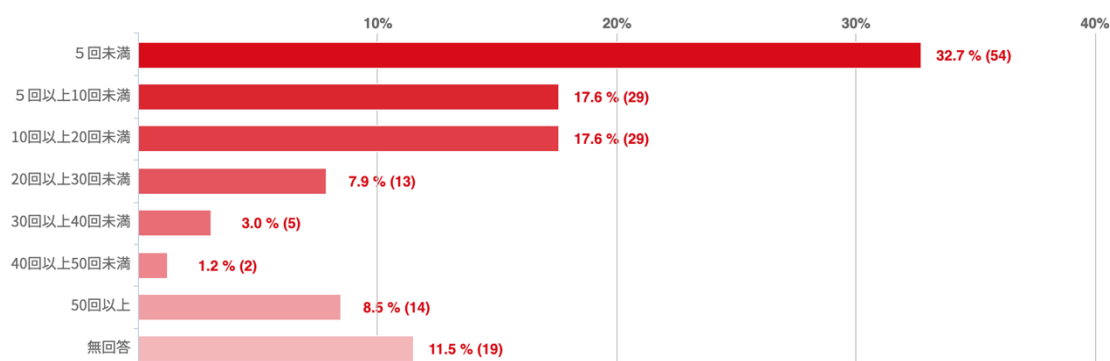
ステップハウスの利用目的について、自由記述で以下ようになった。

- ・ ホームが所在する市内で、丁寧なアフターケアの実現。②安心した環境で、段階的な自立の準備の実現。③行政機関等との連携がスムーズに！
- ・ 20歳を過ぎても支援が必要な者。(社会福祉の網から抜け落ちてしまう者)
- ・ 20歳を目前にして自立にはまだ課題のあると思われる利用者の支援。
- ・ OB、OGで職を失ったり、住むところが無くなった人のために、一時的に利用する目的。
- ・ ぜひ運営したいが、賃料など課題がある。
- ・ ホームに入居中の子どもが利用できるようになりたいが、ホームを正式利用中の児童は利用ができないとのこと。現時点ではホームの子ども間でトラブルが起きた時のクールダウンの場や、退所者が住居を失った場合の緊急的な受け入れ先として活用している。
- ・ ホーム退居後に当たって、特別に支援が必要な児童等に対して、利用している。
- ・ ホーム退居後の社会生活移行支援、地域生活の安定

- ・ より自立後の一人暮らしに近い形で、生活の中で出て来る問題や課題を解決していく力をつける。
- ・ リービングケアとしてなど、いろいろ
- ・ 独り立ちができない子頼れる大人がいない等
- ・ 1人暮らしのシミュレーション、大学生の生活の場所として等
- ・ 1人暮らしの模擬体験 ・ホーム内での入居者同士のトラブル対応 ・退居者が住居を失い、一時的な場所
- ・ 一人暮らしの疑似体験
- ・ 一人暮らしの体験利用、児童(退居者含む)緊急かつ一時的な生活の場の提供。
- ・ 一人暮らしの練習
- ・ 一人暮らしの練習、一人暮らしをしたときに、社会の厳しさを垣間見れる。
- ・ 一般就労に向かない入所者や、帰る実家の無い入所者の居住確保のため。
- ・ 現在、大学等への進学を希望している子どもが増えたため、そのような子どもが大学に在籍している期間は利用させたいと考えている。
- ・ 自活訓練よりも、今の自活能力がどれだけあるのか、アセスメントのために短期的に利用することを現在目的としている。その他、OB・OG たちの緊急避難先。
- ・ 自立！
- ・ 自立して一人で社会で生きていけるようになるまでの継続した支援のため
- ・ 自立に向けた訓練 仮想一人暮らし
- ・ 自立に向けた最終体験 身柄保障 集団になじめない利用者用 など利用目的は様々
- ・ 自立に向けた支援を行う場所
- ・ 自立に向けて
- ・ 自立に向けて、実際に一人暮らしを体験していく。
- ・ 自立に向けてのステップ。
- ・ 自立のために、ホームから出る前に、ひとり暮らしを練習する場。
- ・ 自立の一手手前でのサポート
- ・ 自立への前段階としての練習の場所
- ・ 自立をしてみて、失敗しても、直ぐに、対応できる所
- ・ 自立を準備するまでのつなぎ。
- ・ 自立援助ホームでの生活から一人暮らしのステップは大きく、子どもにかかるストレスもその分大きい。ステップハウスを使う事で、一段階スモールステップを踏むことができ、自立への不安や恐怖心といったストレス軽減を図ることができる。
- ・ 自立訓練、問題が起きた時の隔離部屋
- ・ 自立体験型とリービングケア型があり、振り返りを目的としたものを行っている。個別に退居後の道筋を立てる。又は自身の課題へのステップ目的
- ・ 社会的養護施設等より就労したが離職やトラブル等で行き場を失ったケースや就労のために居住地を必要とする者が次のステップとして利用する
- ・ 退居を目前とした利用者が自らステップハウスを利用したいと申し出たときに、生活面、金銭面、健康面などホーム側と話し合いを持ち、ステップハウスでの支援の内容を決める。週に2回ほどの訪問。利用期間は概ね3ヶ月くらい。
- ・ 退居後、更に生活スキルを向上させて自立の力を養う。安定した生活拠点の提供。
- ・ 退所後児童が生活に困窮した時に一時保護する場所。
- ・ 入居者の生活能力についてアセスメントを行うため

6. 退居者支援について

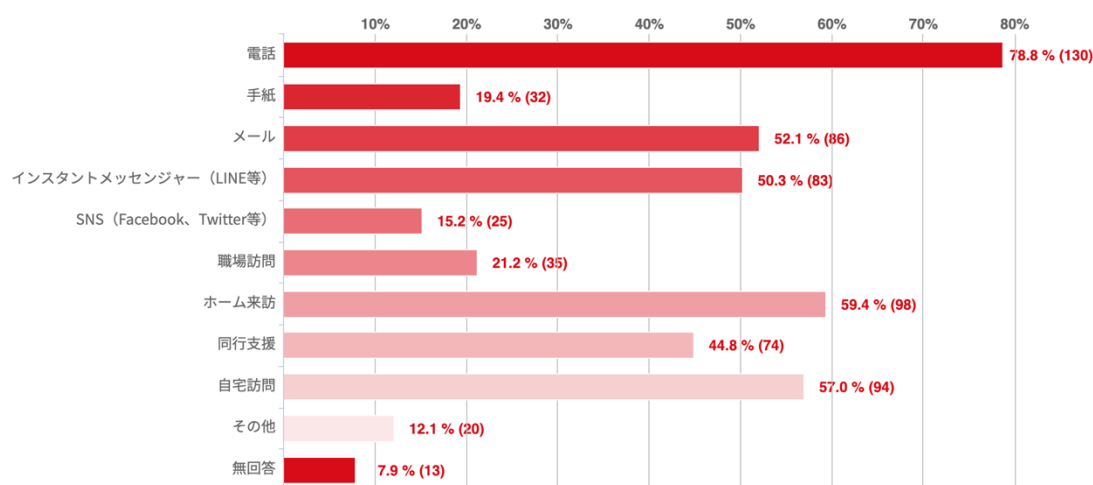
6-1. 退居者支援の月平均回数



月平均の退居者支援回数をたずねた。その結果、5回未満が32.7%(54 ホーム)で最多であった。回答の傾向から、ホームによって回数のばらつきがあることがうかがえる。

	回答数	%
5回未満	54	32.7%
5回以上 10回未満	29	17.6%
10回以上 20回未満	29	17.6%
20回以上 30回未満	13	7.9%
30回以上 40回未満	5	3.0%
40回以上 50回未満	2	1.2%
50回以上	14	8.5%
無回答	19	11.5%
全体	165	100.0%

6-2. 退居者支援の主な方法

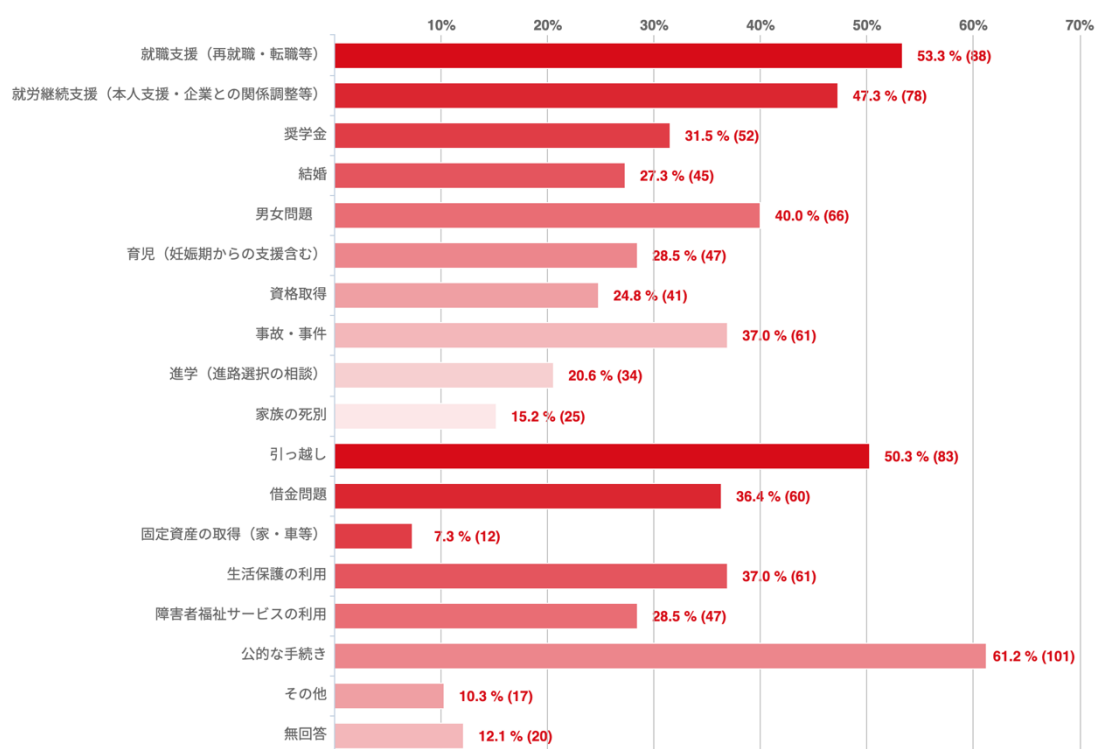


退居者支援の主な方法について複数回答でたずねた。最多であったのは、「電話」で78.8%(130 ホーム)であった。

「その他」の回答として、以下のものが寄せられた。
R2.7.1 開設のためまだ退居者がいない、ランチや夕食を一緒にとる、家賃振込(金銭管理)、開設前のため回答できず、関係機関との支援、関係機関との連携、関連機関対応、支援機関での面談や行政機関への同行、資金援助、会食、手続き代行、招待行事、食事処等、制度外での再入居支援、病院への面会、弁護士が行っている、本部支援事業部、本部支援事業部が行う、本部主導(2)

	回答数	%
電話	130	78.8%
手紙	32	19.4%
メール	86	52.1%
インスタントメッセージ (LINE等)	83	50.3%
SNS (Facebook、Twitter等)	25	15.2%
職場訪問	35	21.2%
ホーム来訪	98	59.4%
同行支援	74	44.8%
自宅訪問	94	57.0%
その他	20	12.1%
無回答	13	7.9%
全体	165	100.0%

6-3. 退居者支援の事案

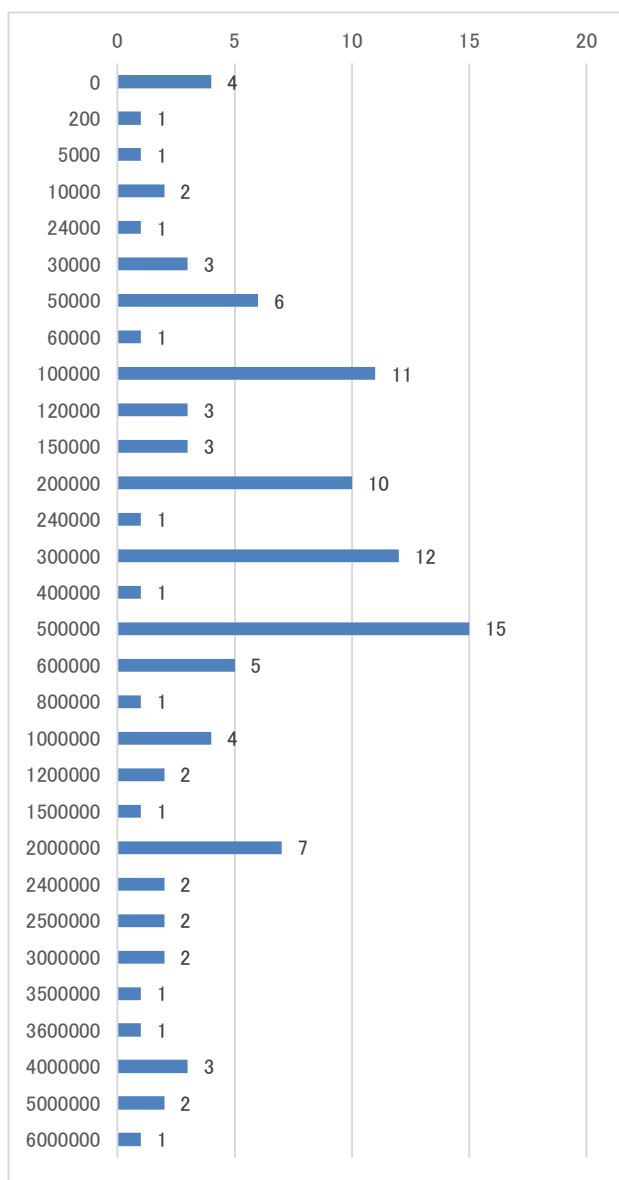


退居者支援として実際に関わったことがある事案について、複数回答でたずねた。その結果、最も多かったのは「公的な手続き」で64.2% (101 ホーム) が関わったことがあると回答している。ついで、「就職支援 (再就職・転職等)」で、53.3%(88 ホーム)が選択した。

「その他」の回答としては、R2.7.1 開設の為にまだ退居者がいない、アパートの賃貸契約に関する対応、家族間調整、金銭問題、現況報告・退所者からの悩み相談の話を聞く、仕事・プライベートの相談、手術後の見舞いと退院付き添い、受診付き添い、就学支援、生活相談、生活破綻により再入居させる、精神科通院の付き添い、弁護士が行っている、保護者の安否確認同行、貸付金書類作成、離婚の相談、除籍問題、があげられた。

	回答数	%
就職支援(再就職・転職等)	88	53.3%
就労継続支援(本人支援・企業との関係調整等)	78	47.3%
奨学金	52	31.5%
結婚	45	27.3%
男女問題	66	40.0%
育児(妊娠期からの支援含む)	47	28.5%
資格取得	41	24.8%
事故・事件	61	37.0%
進学(進路選択の相談)	34	20.6%
家族の死別	25	15.2%
引っ越し	83	50.3%
借金問題	60	36.4%
固定資産の取得(家・車等)	12	7.3%
生活保護の利用	61	37.0%
障害者福祉サービスの利用	47	28.5%
公的な手続き	101	61.2%
その他	17	10.3%
無回答	20	12.1%
全体	165	100.0%

6-4. 退居者支援に必要な金額（年間）



	度数	割合
0	4	3.5%
200	1	0.9%
5000	1	0.9%
10000	2	1.7%
24000	1	0.9%
30000	3	2.6%
50000	6	5.2%
60000	1	0.9%
100000	11	9.6%
120000	3	2.6%
150000	3	2.6%
200000	10	8.7%
240000	1	0.9%
300000	12	10.4%
400000	1	0.9%
500000	15	13.0%
600000	5	4.3%
800000	1	0.9%
1000000	4	3.5%
1200000	2	1.7%
1500000	1	0.9%
2000000	7	6.1%
2400000	2	1.7%
2500000	2	1.7%
3000000	2	1.7%
3500000	1	0.9%
3600000	1	0.9%
4000000	3	2.6%
5000000	2	1.7%
6000000	1	0.9%
1人 10000 円程度(支援人数で変化)	1	0.9%
1人につき 5~15 万円	1	0.9%
R2.7.1 開設の為、まだ退居者がいない	1	0.9%
一概には答えられない	1	0.9%
人件費として 360 万円	1	0.9%
退居者一人当たり 2 万円	1	0.9%
合計	115	100.0%
欠測値 N59		

1 年間に退居者支援に必要な金額についてたずねた。その結果、ホームによって回答がばらつくものの、50 万円という回答が 15 ホームを最多であった。

6-5. 退居者支援についての考え

6-5-1. 退居者支援で苦慮していること

退居者支援で苦慮していることについての自由記述では、以下のような回答があった。

- ・ LINE でのやり取りが増えているが、様々な状況によりなかなかやり取りが上手くかわせない時に対応が遅れてしまう事。
- ・ R2.7.1 開設の為、まだ退居者がいない
- ・ SOS が夜中であることが多い。
- ・ アパート契約
- ・ お金がかかる。交通費、食事代など自腹
- ・ お金の問題

- ・ コロナで対面が難しい
- ・ コロナ禍により退居者を気軽に招くことが難しくなりました。新しいつながり方を考えていきます。
- ・ スタッフの入れ替わりで知っているスタッフがなくなると、なんとなくホームから足が遠のく子もいる。会いに行ったり、同行したりできるスタッフが限られ、時間もとられる。
- ・ タイムリーな関りが時間的・距離的に難しい・ニーズを確認した後、ニーズに応じた連携機関を確保できていない
- ・ つながりを保つ事。
- ・ どうしても人手と時間がかかるため対応が後手に回ることがある。
- ・ どこまで踏み込んでよいか、判断が難しい。
- ・ なかなか連絡取れない
- ・ ホームからの支援に依存して自分から行動を起こさない退居者がいること
- ・ ホームからの自立するまでに特定のスタッフのみとの関係構築になりがちのため、相談者の偏り、負担増。・退居者自身が社会的孤独に陥っている状況があり、生きづらさを抱えている子どもの増に苦慮
- ・ ホームを利用している子どもと同時に対応しなければならない。
- ・ マンパワー不足(2)
- ・ 何よりも人材不足
- ・ メインが直接処遇をしながらなので、体力的にしんどい。
- ・ もう少し早い段階で困っていることを把握したい
- ・ もっと支援をしたいが、お金のかかる支援は支援費用がないのでしてあげられない。
- ・ もっと自分で考えてほしいことが多い
- ・ 往々にして、心配な状況下では当方からの連絡が取れず、事態が深刻になってしまうこと。
- ・ 音信不通になってしまう
- ・ 何処迄立ち入れれば良いか。
- ・ 家賃滞納 アパートからいなくなり、その処理 妊娠、離婚等 お金の貸付
- ・ 該当期間に対象者がいない為、今後の実績に応じて回答します。
- ・ 該当者の連絡拒否など。
- ・ 帰る実家の無い場合や、家族からの支援が受けられない場合に、ホーム近隣でトラブルを起こし、間接的に相談が入ってくる。
- ・ 起こっていることが小さいうちに相談してもらえず、大きくなり対応しきれなくなってからの相談が多い。
- ・ 虐待の連鎖を断ち切ること アウトリーチをすること
- ・ 居所不明、退居者支援の方針のズレ
- ・ 勤務を終えた後に、退居者支援を行っています。退居者支援が必要な時は、連日に及ぶこともあり、体力的に厳しいところがあります。
- ・ 金銭の要求。時間が合わない(一人勤務のため)
- ・ 金銭管理がうまくできず生活に行き詰ってしまうこと
- ・ 金銭管理ができていない。
- ・ 金銭面
- ・ 金銭問題(家賃の滞納など)
- ・ 金銭問題が多くお金の捻出先
- ・ 県外など遠くへいると直ぐに支援出来ない 自治体で制度が違うので、支援(アドバイス)が難しい 引越をしてしまうと、住所が分からない 退所者側のアプローチが無いと、状況が分からない
- ・ 県外にて就職をしている子どもが殆どの為、直接行つての支援は経費が掛かるため難しい。
- ・ 限られた職員で対応(ホームの勤務と退居した子どもとの関係性)
- ・ 孤独防止のため、ライン・電話・面談等の回数を増やす必要があるが、人員的にも費用的にも厳しい現状がある。 自立援助ホームとは別の地域における居場所が必要と思われるが、そのような居場所を運営するための人員も費用もない。
- ・ 今まで当事者を中心にしていたことが、結婚、出産で家族支援になっている事
- ・ 困った時にしか、連絡、相談があるが、その前に、相談があれば、大きくならなかつた事

- ・ 仕事の継続
- ・ 仕事を休み、職場からホームに連絡が入る。確認しようとしても本人と連絡が取りにくい。
- ・ 支援体制が確立されていない。
- ・ 資金がない、時間がない
- ・ 時間、人員、予算不足
- ・ 時間が取れない。退居者の勤務先から何とかして欲しいと連絡が来るが、こちらの呼びかけに応答しない。次の行き先を誰に相談し決めればよいのか、良く分からない。
- ・ 時間に関係なく連絡が来ること、急な支援が必要でもすぐに対応が難しい場合があること等
- ・ 時間の調整が難しい。24時間訴えてくる際は、いつ起こるか分からない。精神不安などの連絡。
- ・ 時間の検出
- ・ 時間帯がまばらである事。
- ・ 自立が難しい、関係機関の引継ぎ
- ・ 自立援助ホームで地道に努力してきたことを無視して、手っ取り早く、風俗に行こうとしたり、やけになる事。必ず助けてくれる関係機関を探す、信じることをしない。
- ・ 社会生活支援専門員(退居者支援員)の専門職員の配置が絶対必要である。生活支援員が業務で退居者支援を行うことは、大変厳しいと言える。(退居者は年々増えます)
- ・ 社会的養護から外れてしまった退居者への継続した支援がしづらい。
- ・ 主軸の支援者と関係機関の役割分担と協働を構築するのが難しい。つい支援の主軸になりやすい。
- ・ 十分な時間が取れない
- ・ 女子ホームなので、結婚や出産について
- ・ 情報管理 退所者間での SNS 相談による誤った判断
- ・ 職員の異動や退職に伴い、支援が途切れてしまう事。
- ・ 職員の確保とスキルアップ
- ・ 職員の手で支援をしてくださる方の報酬が払えない
- ・ 人手が少なく、十分な時間を退所者支援に充てることができない。
- ・ 人手とお金がかかること
- ・ 人手不足で専門に対応できる職員置けない。在寮児童の支援が手いっぱいでもっと濃密にかかわりたい大切な支援なのに出来ない。
- ・ 生活が安定しない(職が続かないため)相談しづらい事は、事が大きくなってから相談・伝わってくる 連絡がとれない。退居者の年齢が上がるにつれ、妊娠・借金など新たな課題が出てくる
- ・ 税金や負担金など支払いに追われて朝から晩まで働いている様子を間近に見ているので、とても心配
- ・ 専属の職員が居ないため、勤務中には動けず勤務外で対応しなければならないことが多い。
- ・ 専門的に取り組む余裕(人的・予算)がなく、出向いての支援に至らない。
- ・ 人事異動があると入居当時のことを知らない職員が増え、退居者の方が遠のいてしまう。
- ・ 双方の金銭的・時間的な余裕
- ・ 他機関との連携 マンパワー不足で思うように関われない
- ・ 退居後に金銭管理ができなくなる児童が多い
- ・ 退居者との連携がとりづらい
- ・ 退居者の相談を十分聞く時間をもつこと ホーム入居中の借金返済
- ・ 退居後に支援につながらないことがあり、その後、つながった時には危機的な状況になっている。根本的な生活の立て直しが必要であるが、一つひとつ解決することが求められるため、再入居支援も含めて支援を行わざるを得ない。
- ・ 退居者が多くなるに従い十分に支援ができない
- ・ 退居者及びその家族が自立援助ホームにどのような感情及び評価を持っているのか分からない為、こちらから連絡を躊躇する。
- ・ 退居者支援に対する行政からの費用面での支援がないこと
- ・ 退所者の希望する緊急の対応はしてあげられない。

- ・ 知的障害があり、精神的にも不安で反社会行動を行う退居者がおり、その都度関わりを持っているが、同様のことを繰り返してしまう。
- ・ 転居等により連絡が取れなくなり、退居者との接点がなくなる。
- ・ 経済的に困窮する退居者に支援しようにも、普段の生活ぶりが見えないため効果的な支援策が見当たらず 一時しのぎにしかならないことがある。
- ・ 今年は特にコロナ禍のため会う機会がづくりにくい。
- ・ 特別な支援が必要な退居者が一定数いるが、やれることには限りがある。退居者が増えていくと、入居者と退居者への支援で時間が取れなくなってくる。
- ・ 突発的な事案に対応するための職員の確保
- ・ 突発的な事故や病気による医療費の捻出。状態が悪くなると関係を断ちたがる傾向がある為、未然に予防できない場合は連絡が途絶えてしまう。
- ・ 入居中の児童の対応で、即動けないことがある。
- ・ 半永久的に継続される事が望ましい。
- ・ 費用の捻出が厳しい
- ・ 費用を捻出できるほどの収入がなく職員がほぼ自己負担で行っていること
- ・ 必要なニーズに応えきれない。言ってくる人にしか対応できていない。
- ・ 部屋代を払えず、費用などを弁償する件。部屋が汚く家主や近隣の苦情の対応。
- ・ 母親の支援(心理的な聞き取りなど)があれば少し子ども、親共にクールダウンできる時間が作れる。母へのアピールをしてもその場のぎで終わり次に繋がらない。家庭は兎相への不信感が多く「子どもを取られると思ったりする」とよく口に出している。母次第で子どもの情緒が左右されやすい。
- ・ 訪問するための交通費
- ・ 本人が他県へ移動しているときに、その土地のつながりがいないこと。
- ・ 本人との交流を継続すること
- ・ 本人と中々連絡がとれない。
- ・ 本人と連絡が取れなくなってしまう。家族と連携が出来ない。
- ・ 途中で連絡がつかなくなる
- ・ 連絡が取れない場合、緊急な対応でホームを開ける時間が必要となる。
- ・ 連絡が取れなくなること(2)
- ・ 連絡が途切れる。年末年始などの長期休暇での帰宅宿泊の打診があっても対応できない。
- ・ 連絡が突然取れなくなることがある
- ・ 連絡の取れない者が居る。
- ・ 連絡を取ることが難しい、生活の実態が見えない。
- ・ 特にない(5)

6-5-2. 退居者支援で大事にしていること

退居者支援で大事にしていることについての自由記述では、以下のような回答が得られた。

- ・ いつでもヘルプが出せる状態にいること
- ・ いつでも気軽に足を運べる場所であり、相談できるスタッフがいる事を伝えている
- ・ いつでも相談していいよ…のメッセージを常に送っている。
- ・ いつでも連絡できる安心感を持ってもらう事。音信不通にならないようにする事
- ・ いつでも連絡をとる
- ・ いつでも連絡を取れる関係を作っておくことを大事にしたい。
- ・ いろいろな支援機関と連携をしながら、支援を行うこと。また、制度に合わせようとする、即時的な支援が難しくなるので、まずは制度外のことも含めて検討を行う
- ・ こちらからの支援が過保護にならないように気をつけること

- ・こちらから積極的に連絡すること
- ・こちらが開いている事。
- ・こまめなメールなどでの確認
- ・つながり続けること、応援していることを伝え続けること。金銭トラブルを事前に防ぎたい。
- ・つながることを継続する。
- ・とにかく繋がっていられるようにしている。バースデーカード、年賀状は、毎年送っている。
- ・ひとりぼっちにしない。死なせない。
- ・プライバシーの保護。個人情報の保護。
- ・ホームと退居者の関係が切れないようにすること。・子どもの情報共有に対応するスタッフだけでなく、関係するスタッフ全体で把握し、支援の際に、退居者が孤独感を感じないように心掛けている。
- ・ホームや、支援機関との関係性を絶たないように、支援機関とも情報共有しながら、それぞれの役割分担をしている。
- ・ホームを辞めずに居続けて頼ってきた時に助けられるように心がけ
- ・ホームを実家機能として いつでも相談の場として 利用できること
- ・ホーム側から関係を切らない。過不足のないように関わる。
- ・ほどよい距離感
- ・まめに連絡を取り、困った時に連絡しやすいようにしておくこと。
- ・もらった連絡は無視しない。ホームで対応できない事はアフター支援等、それぞれに合った支援先に繋ぐ。
- ・一日一日無事過ごしていること自体、すごいことであり、その小さな幸せの積み重ねであることや、失敗することがあってもそこから学ぶ機会になっている、とても頑張っている等、具体的に常に本人を承認し、励ましていくこと 孤独にさせないこと 自主性を尊重しながら、常に相談してもらえる関係性を維持し、又は、SOS を発しにくい当事者の SOS を拾えるように定期的に連絡をとるようにする。その上で、問題に対処する際には、代わりに対処するのではなく、できる限り自分でやってもらうようにし、一人で難しいときも、一緒に考え一緒に対処することを心掛ける。地域での自立援助ホーム関係者以外の居場所や人的関係を広げる視点を常に持って、関わること
- ・縁を切ることなく必要な時に頼ることのできる状況作り
- ・押しつけにならないようにしている。
- ・音信不通にならない様にコミュニケーションを密に取る
- ・何かあった時でなく、日ごろからの何気ない連絡を心掛けている。
- ・何かあってもなくても、退居して何年経っても気軽に連絡してこれるような関わりを入居者から心がけている。毎年バースデーカードを送ったり、成人の祝いやOBOG会を開催、そういった場では入居者も参加したりと、自分たちもこうやって退居後来てもいいんだと思ってもらえるようにしている。退居者の来所時には新しいスタッフも一緒に対応してもらうことで、顔つなぎを行う。
- ・該当無し
- ・関係を切ってしまうない・他の支援との連携
- ・関係性(時間が空いたとしても途切れないこと)
- ・関係性の構築。(相談しやすい関係)
- ・共に生きている事を共感できること。
- ・傾聴
- ・継続した連絡
- ・繋がっていき、寄り添う事。SOS が来た時にできる限りのことをする。
- ・繋がっている事、頼れる存在であること
- ・繋がりがあつたことを切らさない。
- ・繋がりが続けること。
- ・個別の特性に合わせた対応。
- ・孤独・孤立をさせないこと
- ・孤独にしない
- ・孤独にならないように、体調や近況などを LINE などで確認している。

- ・ 孤独にならないように支援する事
- ・ 孤立させない。戻ってこれる居場所と出番をつくる
- ・ 今後も気兼ねなく連絡をしてもらえるように接する。
- ・ 困ったときに SOS が出せるような関係づくり
- ・ 困ったときは自分から相談できるような関係性を入居中にどれだけ築けるかを大事にしている。
- ・ 困ったら連絡できるよう日頃から気にかけている
- ・ 困った事態になったときに相談できる場所であり、安心して話せる顔見知りの職員がいる、ことを心掛けている。
- ・ 困った時、直ぐに相談出来るように、入所時から話しがし易い関係を築くようにしている
- ・ 困った時の相談場所であること。時折連絡を取り合うこと
- ・ 困るまでは手を出さない。丁寧な振り返り
- ・ 困る前のコミュニケーションを途絶えさせないように、定期的にコンタクトを取りようとしている。
- ・ 困る前を察知する
- ・ 細く長くかかわること。
- ・ 細く長く繋がりが続けること。関係を絶たない。
- ・ 支援されていることを退居者自身が意識し過ぎないように関わるようにしています。
- ・ 時間の確保
- ・ 自己決定 どんなことでも相談していいと思える環境づくり
- ・ 受け身でなく、積極的な関わりを継続する。
- ・ 就労継続すること
- ・ 小さな連絡にもしっかり返信。
- ・ 状態が悪くなりそうな時は豆に連絡とる。
- ・ 職員との関係性、関わりが途切れない様に ホームカミングデイ等を設けている
- ・ 職員間で協力し合う事、情報共有、空振りでも極力現地に出向くこと
- ・ 心のケア
- ・ 生活課題を本人と一緒に検討して問題解決を図る。
- ・ 生活状況の把握 精神的ケア 職員間での情報共有
- ・ 相談してくる以上は可能な限り受け止める。
- ・ 相談に乗るだけでは解決できず、金銭的な支援や同行支援(住むところ、仕事の支援)が大切
- ・ 相談をしやすくするために、こちらからも時々、安否確認する。
- ・ 退居者が拒否しない限り、ホーム側は援助をし続ける。
- ・ 退居者が必要と感じた時に気兼ねなく相談に来ることが出来るような受け入れ態勢・雰囲気であること
- ・ 退居者との信頼関係
- ・ 退居者及び関係者との繋がり
- ・ 退居先の環境、就労環境と条件
- ・ 退居していくときに、どのスタッフでもいいので、相談しやすい関係を築いておくことが一番重要・困ったときの相談のみでなく、ホーム側から積極的に連絡訪問の支援が必要と考える。特に心配なケースは。
- ・ 退居者がいつでも気軽に相談できるような場所であること。
- ・ 退居者ニーズに適した関わり方(個別化)
- ・ 誕生日や正月時にはこちらより連絡等するが、基本的には連絡が来た時になるべく早く対応すること。また、ホームにはいつでも帰ってきていいよという雰囲気を出す。
- ・ 直接支援が出来なくても、困った時に助けを求められるよう、協働できる関係機関を増やしておくこと。
- ・ 定期的な連絡
- ・ 定期的に連絡を取る
- ・ 定期的に連絡を取ること。
- ・ 定期連絡(誕生日カード、年賀状、イベント案内状など)、イベントの開催をし相談しやすい環境を作る。子どもが産まれた場合の積

極的な介入

- ・ 適度な距離
- ・ 適度な距離感をもった支援
- ・ 当事者の思いと家族の思い
- ・ 日頃からのやり取り。他機関との連携・情報交換
- ・ 入居者に対するのと同じ気持ちで支援したい
- ・ 入居中に、退居後も繋がれる職場以外の繋がりを作れるようにする。
- ・ 入所している時から一人ではない。常に誰かが繋がっている見守っていると伝えている。また法人内でのアフターケアも連携をして主にnatureが連絡を取り合いそれでも無理であればお願いをするという事をしている。退所前から出前講座等も行ってきている。
- ・ 頻繁な連絡手段
- ・ 普段からのかかわり
- ・ 保護者や児相との連絡をこまめにする
- ・ 本人が必要としている時に直ぐに動くことができる事
- ・ 本人が望むことを関係機関に同行して、手続きなど一緒にやっけて対人関係の橋渡しや、対応を自分でできる自信につなげる。
- ・ 本人と話すこと。
- ・ 本人の意見を尊重する事。
- ・ 本人の意向
- ・ 本人の意思と退居者が連絡をし易い体制づくり
- ・ 本人の気持ちに寄り添う
- ・ 本人を否定しないこと。
- ・ 本人意思を重視しています
- ・ 本当に困った時に頼ってきてくれるように、ホームに入居中から関係構築を意識しているが、必ずしもすべての子どもたちがいい関係で退居していくわけではない。そこで、子ども達同士の繋がりがりや関係機関を活用して退居後の子どもたちの状況をなるべく把握し、困った時には相談して欲しいと伝えるように心がけている。また、時候の手紙や、SNS、バーベキューなどの集まりを定期的に行い、相談があれば自宅訪問や個別の食事会などで問題点を整理し、場合によっては市町村等の所管課に同行して繋ぐことも大切だと考えている。
- ・ 頼れる大人でいること。
- ・ 連絡があったらできるだけ敏速に対応する
- ・ 連絡が途切れない事、タイミングを逃さない事、状況整理、他機関との連携
- ・ 連絡は途切れないようにする。(不在着信があった場合にはかけ直すなど)
- ・ 連絡を切らさないようにする しつこくは聞かない 距離間を取る 失敗しても、受け入れ出来る体制を取っている
- ・ 話をよく聞く

コラム：調査フォームC（入居者の支援について）

丸亀おひさま荘 合木 啓雄

調査フォームCから見てくると（入居者の支援について、入居者の実態について、利用状況及び入退居について、支援について、関係機関との連携について、ステップハウスについて、退居者支援について）として、非行やひきこもりの入居者が3割程度に対して心理的ケアを必要とする入居者が多い、発達障害・知的障害のある入居者が多いという回答が7割から8割という事で、非虐待児童もしくは発達障害や知的障害のある児童が入居していることが分かる。被虐待児童と発達障害や知的障害を切り分ける事は難しく、発達障害と知的障害があつて、かつ虐待をうけてきていると混合した入居者が増えてきていると感じる。

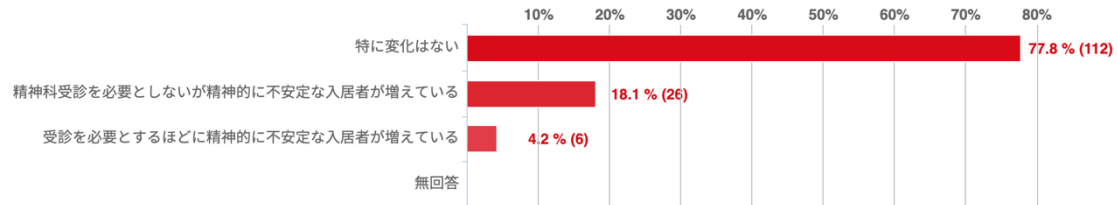
また、就学支援を必要とする人と就職するのが難しい入居者が5割となっていて半々である。就学、就職とどちらとも支援が必要であり、その上で就労を継続することが課題となってくるのが7割になっていることからその難しさがホームの課題になっていると読み取れる。ホームに入所してくる背景が虐待のみならず、何らかの障害も起因してきている事が現在の自立援助ホームの共通している事だと思う。ここからは推測の部分になるのだが、障害をもった子どもが増えたというよりはこれまでグレーゾーンの中で生きづらさを抱えた部分に診断名がつくようになって医療的ケアや心理的ケアの必要性も可視化されるようになってきたのではないかと考える。氷山の一角としてとらえられてきたが、その氷山の部分にも目を向けられるようになってきた時代の変化を感じる。

また、入居者支援の中で苦慮していることと自立援助ホームを必要としている若者の状況はほぼ似ていると思う。発達障害、知的障害、精神疾患、精神障害と何らかの障がいのある入居者への対応に苦慮しており、その上で就労継続が難しい状況が発生していると読み取れる。何らかの障害という部分で、障害福祉の制度を利用するまでではないがある程度の支援が必要というグレーゾーンの児童に対しての就労継続への支援が困難をきたしているのではないかと思う。続いて苦慮している対応に非虐待児童への対応も4割を超している。自立援助ホームでの支援に関して被虐待児童の対応だけでなく、発達障害や精神疾患などのへの対応も同時に行っていかなければならない状況で児童福祉、障害福祉、就労支援等のさまざまな支援を横断的に広く浅くでも知っておく必要があり、そのさまざまな支援を入居者の背景や特性、個性に合わせていくつもの引き出しを持っておかなければ対応は難しく、その無数の引き出しをもっておくということが自立援助ホームにおける支援の専門性ではないかと考える。

D 新型コロナウイルスについて

1. 入居者について

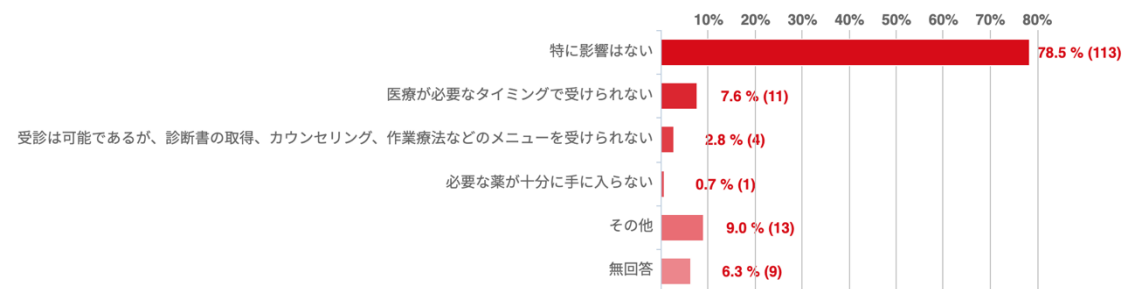
1-1. 新型コロナによる入居者への健康面・精神面への影響



新型コロナによる入居者への健康面・精神面での影響について、「特に変化はない」と回答したのが77.8%(112ホーム)であった。一方、「精神科受診を必要としないが精神的に不安定な入居者が増えている」と回答したのが18.1%(26ホーム)、「受診を必要とするほどに精神的に不安定な入居者が増えている」と回答したのは4.2%(6ホーム)にとどまった。

	回答数	%
特に変化はない	112	77.8%
精神科受診を必要としないが精神的に不安定な入居者が増えている	26	18.1%
受診を必要とするほどに精神的に不安定な入居者が増えている	6	4.2%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

1-2. 精神科受診を必要とする入居者への新型コロナの影響



精神科受診を必要とする入居者への新型コロナの影響では、「特に影響はない」と回答したのが78.5%(113ホーム)であった。

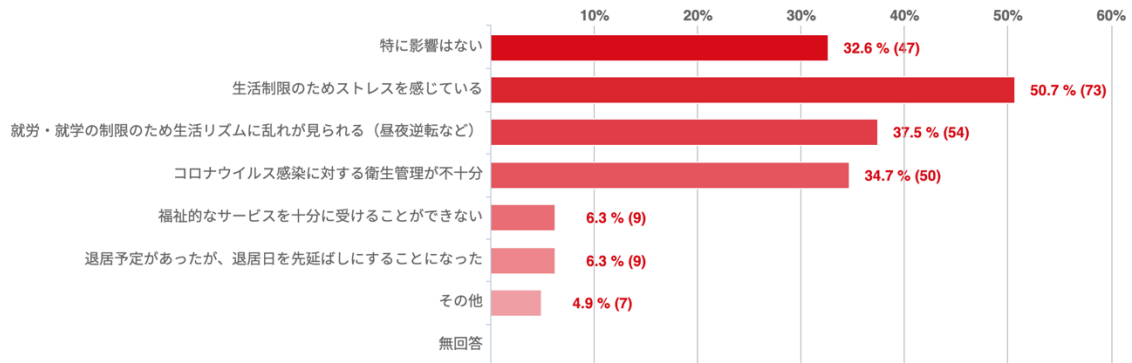
また、「その他」の回答として、以下のものがあげられた。

- ・ 現在精神科受診している入居者がいない
- ・ いない
- ・ 入居者が受診を嫌う
- ・ 現在精神科受診を必要とする入居者がいない
- ・ ホームにてメンタルカウンセリングを行います
- ・ カウンセリングがオンラインになった
- ・ 受診する程ではない。

	回答数	%
特に影響はない	113	78.5%
医療が必要なタイミングで受けられない	11	7.6%
受診は可能であるが、診断書の取得、カウンセリング、作業療法などのメニューを受けられない	4	2.8%
必要な薬が十分に手に入らない	1	0.7%
その他	13	9.0%
無回答	9	6.3%
全体	144	100.0%

- ・ 電話での診療となった
- ・ 電話受診にしている
- ・ 感染防止の観点から受診日を調整する必要がある
- ・ 精神科に通院している入居者なし

1-3. 新型コロナによる入居者の生活状況への影響



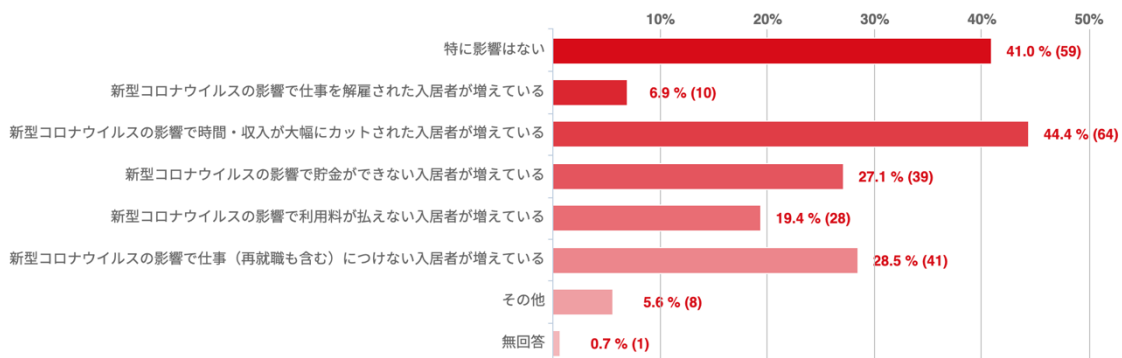
新型コロナによる入居者の生活状況への影響を複数回答で求めた。その結果、「生活制限のためストレスを感じている」が最多の50.7%(73ホーム)であった。そのほかにも「就労・就学の制限のため生活リズムに乱れが見られる（昼夜逆転など）」、「コロナウイルス感染に対する衛生管理が不十分」が3割強であり、入居者の日常生活に影響があることがうかがえる。

	回答数	%
特に影響はない	47	32.6%
生活制限のためストレスを感じている	73	50.7%
就労・就学の制限のため生活リズムに乱れが見られる（昼夜逆転など）	54	37.5%
コロナウイルス感染に対する衛生管理が不十分	50	34.7%
福祉的なサービスを十分に受けることができない	9	6.3%
退居予定があったが、退居日を先延ばしにすることになった	9	6.3%
その他	7	4.9%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

「その他」の回答として、以下のものがあげられた。

- ・ 非正規雇用の利用者がシフトを減らされたため十分な給与を得ることができなくなった。それに伴い本人の自由費が少なくなり、今後の見通しが立たないことも相まって金銭的にも精神的にも余裕がなくなっていった。
- ・ 食事を各自の部屋でとれるようにしているので、かかわりの機会が減っている。
- ・ 仕事先のストレスで仕事を辞めた
- ・ 就活
- ・ 外での活動時間が圧倒的に減ったため、職員が割く一人当たりの役務提供時間が減少した。
- ・ 実習を受け入れてもらえない

1-4. 新型コロナによる入居者の就労状況への影響



新型コロナによる入居者の就労状況への影響としては、「新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた入居者が増えている」が44.4%（64ホーム）で最多となっている。

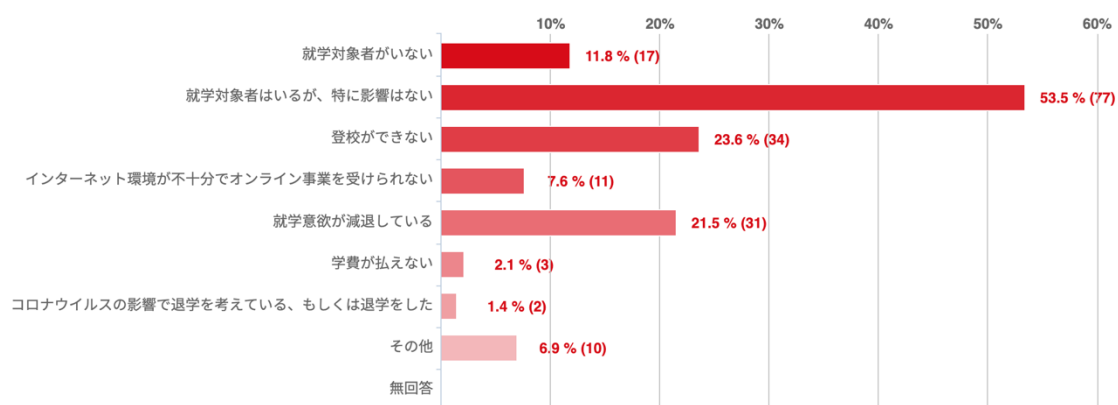
「その他」の回答として、以下のものがあげられた。

- ・ 働く時間が少なくなったことで就労意欲がなくなってきている

- ・ 当初、仕事が減った者がいたが、今は回復している
- ・ コンビニや飲食店などシフトに入れる時間が大幅に減っていないが、減っている入居者はいる。また、求人自体が減っていることで、職選びが限られてくる面はある
- ・ 感染症蔓延を理由に働かない子どももいる
- ・ 清掃業など求人があってもホームとして心配で応募の許可をだせなかった
- ・ 退居児童のパートナーが影響を受け収入が減り家庭内での収入大幅減少および借金生活事例あり
- ・ スーパーなど、密にならざるを得ない仕事が多く、リスクである
- ・ 休みになり賃金保障(60~80%)ついた利用者があった

	回答数	%
特に影響はない	59	41.0%
新型コロナウイルスの影響で仕事を解雇された入居者が増えている	10	6.9%
新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた入居者が増えている	64	44.4%
新型コロナウイルスの影響で貯金ができない入居者が増えている	39	27.1%
新型コロナウイルスの影響で利用料が払えない入居者が増えている	28	19.4%
新型コロナウイルスの影響で仕事(再就職も含む)につけない入居者が増えている	41	28.5%
その他	8	5.6%
無回答	1	0.7%
全体	144	100.0%

1-5. 新型コロナによる入居者の就学状況への影響



新型コロナによる入居者の就学状況への影響では、「就学対象者はいるが、特に影響はない」が最多の53.5% (77 ホーム) であったが、「登校できない」「就学意欲が減退している」も2割強あり、就学対象者のいるホームが増えているからこそその影響がうかがえる。

「その他」の回答として、以下のものがあげられた。

- ・ オンライン授業を受けているが、「出席さえ取ればいい」と言い授業に参加せずに遊んでいる様子が見受けられた
- ・ 就学対象者はいるが、来春に過年度卒業生として公立高校定時制を受検する予定
- ・ トラウマや発達障害等抱える学生が、リモート講義についていけず、単位が取れず留年した
- ・ 登校できない時期があった
- ・ 就学対象者がいるが、バイトが減ったり、昼夜逆転で、テスト結果が悪くなったりした
- ・ コロナ感染者が出て終業式に行けなかった
- ・ 休校措置の時の学習が十分に出来なかった
- ・ ホームにいる時間が増えたため、他入居者とのトラブルが増した
- ・ 入学当初、急なオンライン授業にPCを購入する必要があったが、品薄ですぐには入手できず職員のPCを使って授業に参加していた
- ・ 学習が大変

	回答数	%
就学対象者がいない	17	11.8%
就学対象者はいるが、特に影響はない	77	53.5%
登校ができない	34	23.6%
インターネット環境が不十分でオンライン事業を受けられない	11	7.6%
就学意欲が減退している	31	21.5%
学費が払えない	3	2.1%
コロナウイルスの影響で退学を考えている、もしくは退学をした	2	1.4%
その他	10	6.9%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

1-6. その他の新型コロナによる入居者への影響

その他の新型コロナによる入居者への影響として、自由記述で以下のような内容が寄せられた。

- ・ ①ソーシャルディスタンスをとる必要あり、なかなか話づらい。②イライラが募り反動的 ③危機管理を伝えるが意識が高まらない(もともと自分や他者を大切にできない、命を大切に思っていないので、自分も他人も感染してもよい、死んでもいいという考え)、感染予防してくれない、繁華街等の外出止められない。
- ・ 2期連続で旅行も中止、カラオケなどの月間行事も中止、楽しく過ごす時間を奪われストレスを感じないわけがない。投薬が増えた子どもや、入院した子どもが例年と比べ多い。関係があるのではないかと思っている。
- ・ 4月に頭痛発熱で受診した際、コロナ感染を疑われ、入院し、抗生剤等の大量投与で、解熱し退院した。しかし、コロナウイルスは陰性だった。その後、腸内環境が崩れ、常在菌が体内で増悪して再び入院した。人混みを避ける、首都圏以外に行かないなど、行動制限を促すことにより、ストレスがある
- ・ アルバイトの日数がカットになり、収入が減少している
- ・ アルバイト先の経営不振で、解雇しないで繋いでおくために都合よく週1日数時間程度での勤務となっている。特に飲食業。
- ・ ひきこもり傾向にある方にとって、就学者が休校時に施設内で過ごされるとき騒がしくなり、不安定になってしまい、対応が難しい状態になる
- ・ ホーム内で発熱者が出ると、他のホーム生もしばらく仕事を休まなくてはいけなくなり、そのため収入が減ってしまう月があった。入居者発熱時に施設入所中で集団生活の為、PCR検査を強くお願いしたが検査を受けることができなかった。
- ・ もともと仕事ができない子が、「コロナだから仕事ができない」と認識してしまうところがあった。
- ・ 飲食店がコロナでオープンできずそこで働く予定だった入居者がなかなか働く事が出来なかった。
- ・ 家族や友人との面会外出に制限がかかり暇を持て余す様子がみられた。外泊等も本来なら息抜きとして許可したかったが、許可に至らず、結局無断外泊の結果となった。
- ・ 外出禁止になると施設から出れなくなるのでストレスがたまりやすくなる。
- ・ 外出制限のため自由がなくなり友人関係を強く求め、スタッフとトラブルになったり落ち込んだりスタッフも含めてナーバスになる時がある。
- ・ 学生は、学校がオンライン授業に切り替わったことで、活動量が下がり生活リズムの乱れから意欲の低下が著しい。
- ・ ①感染対策として、退所に向けてや家庭の冠婚葬祭以外の外泊を禁止②感染拡大地域や県外への外出を制限。そのことで、県外から措置されている子は、地元との交流が出来なくなり、いつまで続くかわからない状況にストレスを感じ、実際に退所を決意し地元に戻っていった。学校も退学することになった。いつもならリビングでおしゃべりを楽しむ子たちが、感染不安から部屋で過ごす事が多くなった。
- ・ 感染予防は利用者に協力してもらうことが多く、負担をかけている。労いたい、外出やレクの企画も立てづらい。
- ・ 感染予防対策を行い慎重に運営はしているものの、児童の意識が低く対応に困っている。
- ・ 関西方面、九州方面に用事があっても行きにくい。
- ・ 勤務先の人員不足でシフトが増え、疲弊している寮生が増えている。
- ・ 現在、職員の家族などに新型コロナの陽性反応が出て、(職員自身は陰性であるが)最低でも2週間出勤停止になり、入居者とのかわりが手薄になっている。
- ・ 現在の所特に影響はありません
- ・ 行動の制限(不要不急外出)によるストレス 思うように 仕事に就けない
- ・ 自ら正しい情報をキャッチすることができない。行動自粛などを意味を十分に理解できなくて要請に従わない行動を取ってしまう。説明などが必要になる。
- ・ 就労、就学面などの直接的な影響だけでなく、ホームでの行事等も行えなくなっているため、ホーム全体の雰囲気も暗くなった。「楽しいと思えることがない」と発言している利用者もあり、精神的に影響が出ているように感じる。
- ・ 就労移行支援事業所に通っている入居者の子どもが作業所に行って新型コロナに感染したら心配で通いにくくなっています。
- ・ 処遇上、入居者の行動を制限できないため感染リスクが全体にふりかかる
- ・ 食事の際は、向かい合わせにならないよう席を考えました。
- ・ 食費がかかった。喧嘩が増えた
- ・ 入居者の行動制限などは基本的にはできない(大人から見ると無自覚に集って交友している)ため、被害者になる心配よりも、加害

者になる心配をしているところです。

- ・ 非常事態宣言時とそうでない時では変化をしている。(仕事、生活、就学、精神衛生等)
- ・ 風邪の症状などが出た場合、スムーズに受診できないことが増えた。・学校の長期休校やオンライン又はレポート提出など、登校できないことが多くなり、生活リズムの乱れや就業意識の低下がみられる。
- ・ 保護者が特別給付金関連の連絡をしてきた。保護者が失業し、夜逃げしたため、保護者が借りていた福祉貸付資金の返済要請が本見にきた。
- ・ 有形無形のストレス問題あり。例：イライラなど
- ・ 余暇としてカラオケが人気だが制限しているので不満が出ている いくつかの経路で誰が感染するかもしれない不安がありストレスになっている
- ・ 特になし(3)
- ・ なし

1-7. 新型コロナに感染した入居者数

コロナに感染した入居者数は、1人いるホームが3ホーム(2.1%)で、5人いるホームが1ホーム(0.7%)であった。これらを合わせると自立援助ホーム全体で、8人の入居者が感染したと考えられる。

1-8. 入居者が感染した際の支援

入居者が感染したホームの中での支援について以下の項目を自由記述でたずねた。

1-8-1. 感染した入居者数への支援

- ・ トイレやお風呂等の必要最低限のみ以外は部屋から出ないようにお願いした。食事は部屋に届けて、食べてもらうようにした。
- ・ 保健所への連絡の代行。コロナ休業中の傷病手当や給付金等の申請の手伝い。
- ・ 直ぐに保健所に連絡をして検査をしてもらい、隔離療養してもらった。
- ・ 共有の洗濯機を使用できないため、下着類を1週間分支給。行政が指定するホテルで宿泊療養した後は、すぐにホームには戻らず(濃厚接触者が待機中のため)、別のホテルに入ってもらった。

1-8-2. 入居者が感染した際のホーム運営・連携方法

- ・ 保健所には陽性者の行動把握をして伝えた。また県庁児童家庭課へも報告した。所管児相にも報告した。職員体制は2名で宿直も合わせて勤務をした。職員からはコロナ感染の影響を考え、勤務を控えたいという連絡があり、体制を整えることはできなかった。2名で勤務を行うことしかなかった。
- ・ 保健所がすぐにPCR検査をしてくれなかったため、児童相談所に依頼して検体を採取してもらい、検査することができた。罹患した入居者が軽症者用療養施設に移るまでの間は、ゾーニングを行い、食事提供、屋内消毒について保健所の指示に従った。職員が2名濃厚接触者となったため、3名体制で2週間ホームを回した。その後、経験を踏まえて管理体制についてのマニュアルを作成し、児童相談所にも提言した。
- ・ 消毒を徹底的に行ったが職員体制はこれまで通り、児童相談所とは連絡を密に行った。
- ・ 濃厚接触者となってしまった住み込みのスタッフに、できるだけホーム内の対応をお願いした。行政と連携し、補助金でホテルの宿泊をお願いした。

1-8-2. 入居者が感染した際に感じた課題

- ・ 自己免疫力をつけるために、日頃からの運動や食事について気をつけることが大切に感じた。
- ・ 今回の場合は、本人が発熱など症状が出た後速やかに自主的に部屋に閉じこもってくれたので感染や濃厚接触者があまり広がりずに済んだが、無症状感染の場合は対応できると思えない。
- ・ 感染者本人がホテルに移動するのは、検査結果が出た「翌日」となるが、それまではホームでの共同生活が続く。万が一のための一時保護や、別の隔離場所が必要。感染者本人や濃厚接触者となった入居者の生活の面倒を誰が見るのか？(今回は、たまたま住

みみみのスタッフにそのまま動いてもらったが、そのスタッフがいない場合)、スタッフが常に感染のリスクに晒される。

1-9. 濃厚接触者となった入居者数

1-9-1. 濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者数では、1人いるホームが8ホーム(5.6%)、2人いるホームが1ホーム(0.7%)、4人いるホームが1ホーム(0.7%)であった。

ホーム全体を合計すると、入居者のうち14人が濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった事になる。

1-9-1. 濃厚接触者のうちPCR検査を実際に受けた入居者数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者のうち、PCRを受けた人が1人いるホームが7ホーム、0人のホームが5ホームであった。上記の濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者14名のうち7人がPCR検査を実際に受けたと推測される。

1-10. 入居者に濃厚接触者が出た際の支援

入居者に濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象が出たホームの中に対して、支援について以下の項目を自由記述でたずねた。

1-10-1. 濃厚接触者となった入居者への支援

- ・ 念のため検査を受けるということで、入居者の検体を保健所まで持参した。
- ・ 感染者が出た場合の支援と同じ。
- ・ ステップハウスに入居しているケースであったため、体温計、衛生用品、食料品等を届けた。
- ・ 部屋で生活ための支援(飲食など)
- ・ 職場で感染者が出た際、濃厚接触者の特定ができるまで自宅待機となった。会社と連絡をとり、濃厚接触者ではない、と確定されるまでは検温と健康観察をしながら自室待機、食事を部屋へ運ぶなどを行った。結果、濃厚接触者ではないと保健所より判断が下された旨会社から連絡があったため、通常の生活に戻した。
- ・ 5日間は風呂、トイレ以外は、自室で過ごしてもらった。
- ・ 個室での食事、ホーム内は常にマスク着用。
- ・ 居室で制限された環境で数日間過ごさなければいけなくなったため、食事等を運んで食べさせた。
- ・ ホテルに隔離、検査日程の調整。
- ・ バイト先の同僚の父がコロナに感染し、同僚がPCR検査を受けるまで、基本自室から出ないように助言し同僚のPCR検査が陰性だったため、感染に気を付けながら就労するように伝えた。

1-10-2. 濃厚接触者となった入居者が出た際に感じた課題

- ・ 万が一陽性だった場合の職員・他児への感染がとても心配だった。
- ・ 濃厚接触の段階では、傷病手当等を受けられないので、休業中の補償がなく、収入面で不安。また、保健所の対応としては、「必要最小限」の外出は認める、ということだが、何が最小限なのかがはっきりせず、本人は精神的にかなり追い詰められた様子であった。
- ・ 自室ではなく、共用部も別となった待機場所(生活場所)があればよかった。
- ・ 濃厚接触者と接する際の、スタッフ側の感染リスク。・自宅待機中の学習環境の保証や、収入減への対策など。
- ・ 隔離できる場所、体制。

1-11. 入居者に感染者・濃厚接触者が出た際のホーム運営のルール

新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者が出た際のホーム運営の方法や職員体制について、管轄児相、法人またはホームでルールを決めているか、ま

た、関係機関との連携などについて具体的に回答を求めた。寄せられた自由記述は以下の通りである。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への対応策」、「新型コロナウイルス対応マニュアル」を定めている。なお、感染者が発生した場合は県担当課へ連絡することになっている。
- ・ 感染者又は濃厚接触者が出た場合、直ぐに関係機関に報告。2、緊急連絡網で全職員と理事に連絡し、対策を講じる。3、入居者全員に注意を促す。4、足りない職員の補充又は、応援者を捜す。
- ・ ①勤務変更を行い、休み予定の職員等によって職員の補充する。②同法人の児童養護施設まきばの家の職員に依頼し、勤務してもらう。③同法人の特別養護老人ホームディアコニアに応援を依頼する。他機関からの応援は見込めないため、①～③の方法を取り、運営を継続する。
- ・ 4月に入居児童1名が発熱をした際には、児相や県とホームで密に連絡を取り合った。結果は陰性だったが、実際のケースとして今後に生かすために報告をあげた。施設でルールや対策は決めているが、状況に合わせてその時々判断しなければならないことはあるので、柔軟に対応を考えていく必要がある。
- ・ コロナ相談センターに連絡し医師の指示を仰ぐ。ホームにて様子観察の場合は、医師の指示のもと一定期間、個室隔離し様子観察する。管轄児相に状況報告し、指示を仰ぐ。
- ・ スタッフ会議等で検討し、ルールを決めた。
- ・ センター
- ・ ホームで会議をし、マニュアルを作成した。会社と連絡体制を密にするほか、児童相談所にはすぐに報告し、指示を仰いだ。
- ・ ホーム自体で独自にルールは決めていない。
- ・ ホーム独自で決めている。
- ・ ホーム内での対策マニュアルは作成している。関係機関との連携については、速やかに報告し、指示を仰ぐ程度しか決めていない。
- ・ マニュアルの作成をしている
- ・ マニュアルを作った。
- ・ ルールは決まっている。市よりマニュアルをいただいている。
- ・ ルールは決められていない。
- ・ 一定期間の隔離
- ・ 運営や職員体制にルールを決めてはいない。
- ・ 家の共有スペースの部分の全てをマスク・フェイスガード・ゴム手・エプロン・キャップをして対応する。行動の制限を行う。一定程度、部屋内で隔離するなど。
- ・ 各関係機関への周知徹底。ホームでのリアルタイムな情報共有の徹底。
- ・ 隔離できる部屋、対応する職員を決め、備品を準備し、法人内で協力して対応していく。
- ・ 隔離部屋で、隔離する。
- ・ 隔離部屋で過ごすことを子ども達に伝えている
- ・ 感染者および濃厚接触者の対象者がでた場合所轄児相に報告と共に保健所の指示に従う。法人の理事に報告をして、運営面での指示を仰ぐ。買い物等については法人内スタッフにお願いして門の外まで持ってきていただく。
- ・ 感染者が出た場合と同等の対応を行う。区分した場所で担当職員が対応することになっている。
- ・ 感染者は入院を希望するが、受け入れ先が無い場合はホーム内の個室にて隔離。濃厚接触者についてはホームで経過観察になる。職員がホーム外で感染した場合は出勤停止。濃厚接触者の場合も同様。ホーム内で濃厚接触者となった場合は、帰宅すると家族内感染の可能性が高くなるためホーム内で経過観察となる。
- ・ 感染者や濃厚接触者が出た場合は、対象者については速やかに保健所への通告、医療機関の受診、各児相への連絡を計画しています。職員については可能であれば自宅待機(ホーム全体が濃厚接触者になる可能性もあることからホーム内での待機)職員配置はホーム長以下主任スタッフの勤務交代を考えている。利用者、職員が感染しないように外出の制限、手洗い手指消毒、うがいの徹底 換気加湿も十分に行っている。
- ・ 感染対策のマニュアルは作成しているものの、具体的な職員体制等や運営方法については、決めることが難しく、その場の対応でのぐしかないと考えている

- ・ 管轄官庁より新型コロナウイルス感染が疑われる児童・職員が発生した場合の対応についてのマニュアルをもらっており、その内容で対応する。法人間では、3か所の自立援助ホームを運営しているので、緊急時のホーム間での職員ヘルプ体制を考えている。
- ・ 管轄保健所への報告及び紀南児童相談所への報告 勤務先への連絡等決めています。
- ・ 関係機関(保健所、病院、児童相談所)に連絡をして、指示を仰ぎ、それに伴い行動する。
- ・ 関係機関に準ずる処置を行う
- ・ 基本的には国や都道府県から示されたマニュアル(社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策)で行動することとしている。
- ・ 具体案については検討中
- ・ 具体的なルールづくりはできていない。感染対応マニュアルをつくり、*自室での待機や、トイレ、洗面の使用の『分け』などを規定している。他機関との連携は決めていない。対象者になった利用者が出た場合、児相に報告する。
- ・ 決めていない。
- ・ 決めているが、発覚したタイミングや状況で対応がかなり違ってくると思われる。
- ・ 県・児相に報告の上、指示を仰ぐことにしている
- ・ 県からのルールを基に、ホームでのルールを作成し、職員へ徹底していますが、法人からの応援見込みは無く、ホーム職員で、乗り越える様になっている。
- ・ 県と連絡は取り合っている
- ・ 県の児童課に連絡を入れ指示を仰ぐ。ホームとしては速やかに保健所の指示に従い隔離をし、必要な検査を受けさせる。
- ・ 県庁、保健所、市町村への報告。指示を受け、隔離と適切な医療機関への連絡、連携を行う。
- ・ 県本課に対して、ホームのマニュアルを提示した。スタッフ間で対応マニュアルを作成し確認している。
- ・ 現在、法人として対象者が出た場合に備え、一般の共同住居(アパート)を数戸借り上げており、濃厚接触者等の対象になった際は、所轄庁に報告及び対応の確認の上、分離することとしている。*分離生活となった際は、担当職員を決め分離した入居者の対応をすることとしている。
- ・ 厚労省と奈良県の指示にそった対応をすることになっています。
- ・ 厚労省等の指示文書によって行動する予定であり、法人独自のルール等は決めていない。所轄児童相談所との情報交換の機会を従前より増やした。
- ・ 埼玉子ども安全課と緊急時の連絡網で連携をとり、対応にあたる。
- ・ 産業医への報告
- ・ 児相・県と連携を取り合う、保健所の指示に従う、この2点が決まっていることです。
- ・ 児相に連絡をして一時保護をしてもらえればありがたいが具体的に相談はしていない 正直、まだルールが決まっていない。
- ・ 自宅待機では、1階荷物置き場を隔離する部屋として、他の児童は原則2階のみ、食事は職員が運ぶことにしています。職員も常勤者のみとし、宿直はホーム長が行う。
- ・ 実際に感染者等が出た場合は、ホーム内の職員体制だけでは運営が困難であるため、法人理事などがバックアップに入る申し合わせをしている。
- ・ 社会福祉法人からの指示に従っています。不特定多数と接触するような場所に入入りした利用者については、自室隔離として、他利用者との接触をできるだけさせないように意識しました。毎日の検温、ホーム内の消毒等に関しては毎日のルーティンとして実施。職員についても、食事の場面以外は常時マスク着用としています。
- ・ 秋ごろに、管轄児相からガイドラインが出た。ホーム内では、ある程度ルールを定めていたが、実際に感染者が出た後、その経験をもとにガイドラインを作成した。
- ・ 出勤者は最小限度(施設長+1名) 病院等の対応は原則施設長 食事は弁当で対応 事務処理は在宅で
- ・ 女子児童は自身の居室、男子児童は別棟での隔離を行い、保健所・法人理事長・東京都福祉保健局育成支援課に連絡。また、学校や職場にも連絡し発熱していない児童も含め外出禁止。
- ・ 常勤2名が住み込みの為、非常勤を自宅待機とし、常勤2名で対応する。
- ・ 状況に応じて判断することとなるが 閉鎖を検討せざるを得ないと思われる。
- ・ 職員、入居者共に経過観察期間はホーム内での生活とすることとしている。その間、職員は住み込みの状態となることを法人本部に確認している。感染拡大防止のため、他事業所からの支援はなく本事業所のみで対応することとなっている。

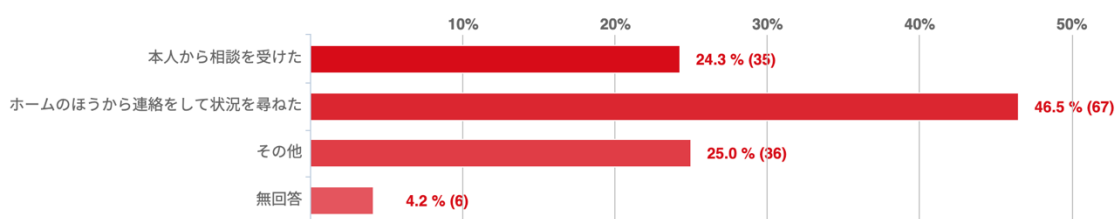
- ・ 職員体制については、特定の 1 名の職員がホーム内に留まることにし、外部との接触をなくす。他のスタッフは食材や、灯油などの配達など内部と接触しないようサポートする。職員人員不足の際は、緊急時アルバイト要員を確保しておりますので、そちらで補う予定です。関係機関との連携は、県こども政策課および担当児童相談所への報告。そして、医療機関においては、保健所の指示を仰ぎます。
- ・ 食事の提供方法、隔離方法や、職員の対応方法等は決めている。関係機関へは報告を行うが、連携等について具体的に決まっていはいない
- ・ 他府県に出かけた児童については、一週間、自室での生活としているが、濃厚接触の可能性が出た場合は隔離部屋に移動。
- ・ 対応マニュアルを策定し、ミーティングや引継ぎ時に職員間で折に触れ協議している。
- ・ 対象者が出た場合はトイレ・入浴以外は自室から出ないようにしている。PCR検査が必要になった場合は児相に連絡をしている
- ・ 当該自治体からの通知を読み、大事に備えていますが、職員体制などにおきましても、もし、コロナ罹患者がした場合、急に人を呼んで来て、処遇をしてもらうのは、簡単ではなく、万一の時はどうしたものかと悩んでいます。
- ・ 特になし
- ・ 特にルールは決めていなかった。京都市の関係部署や学校と密に連絡を取り合った。
- ・ 特に決めていません。発症者が出た場合は、担当児相や所轄の行政担当者と協議させていただくことになる。
- ・ 特に有りません。
- ・ 入居者から濃厚接触者が出た際にはホーム長が泊まり込み対応に当たる。ホーム長が勤務不可(症状が重い)場合は、都の職員応援派遣の事業を活用する。
- ・ 入居者が感染あるいは濃厚接触者になった場合は速やかに提携病院に連絡を取り、入居者全員のPCR 検査を受けるとともに入居者の健康状況などを確認し、入居者全員を外出禁止の措置を取ります。管轄の児相に連絡を入れ、保護者の方に連絡が取れる場合は、お伝えして頂きます。保健所に連絡を入れ、速やかに消毒をしていただくよう手配します。職員に関しましては、最少人数にして入居者が不安にならないよう心のケアを万全にしていきます。
- ・ 濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者が出た際、医療機関にかかるまでの対応として一定のルールは決めている。児相は受け入れ困難との回答を得ている。
- ・ 濃厚接触者であった場合、PCR 検査の結果により陰性であっても2週間の経過を見たうえで、入居を検討する。
- ・ 発熱で罹患の疑いが出た際には県、児相、法人に連絡
- ・ 部屋に隔離しトイレ、洗面所は当該児童のみ使用。食事は紙皿、割り箸、紙コップ使用。使用後はビニール袋に入れてドアの外に置く。
- ・ 福岡市の児童相談所、子ども家庭課へ報告。同法人の別ホームと情報を共有し、必要であれば一時的に職員を移動させる。
- ・ 保健センターに準ずる対応をとる。
- ・ 保健所に連絡を入れ、その指示に従うよう、県から指示を受けている。
- ・ 保健所の指導に従う
- ・ 保健所や県に連絡、相談しながら対応する
- ・ 報告・連絡を密に取る。
- ・ 法人では考えられてはいると思うが、末端部署までは届いていない。ホームでも感染症のマニュアルは考えられてはいるが、コロナ特有のものは把握できてない。また、感染者を隔離できる場所を作ろうと考えてはいるが実現には至っていない。
- ・ 法人で対応マニュアルを作成しているが、基本的には保健所の指示に従って対応することになる。
- ・ 法人として全対象児童と職員が PCR 検査を受ける。居室での隔離と消毒の徹底。
- ・ 法人全体でコロナ対策をしています。各ホームで感染者が出た場合は、一人のスタッフが泊まり込み施設を封鎖する。外部との接触はさせない。
- ・ 法人内でのマニュアルを作成した。
- ・ 法人内での一時的なルールは作っているが、管轄自治体に確認したところ、陽性者が出た場合は、その時点での保健所の指示に従ってほしいと言われている。
- ・ 法人内でマニュアルを作成
- ・ 本体施設と協同したマニュアルを決めている。
- ・ 毎週の MTG で職員や入居者の体調の変化を話し合い、熱が出たなど少しでもコロナウイルスに感染した疑いがある場合、ポランテ

ィアの方はもちろん、高齢の家族がいる職員には休んでもらい、疑わしい者にはすぐに PCR 検査を実施。陰性と診断があるまでその状態を継続しもし感染者がいてもクラスターが発生しないように配慮している。

- ・ 明確には決めていない。
- ・ 要請者が出た場合の対処策は、スタッフ数が少ないため具体的な対処案がありません。また県からは陽性者が出た場合には保健所の指導に従ってくださいということで、それ以上の解答はありませんでした。
- ・ 陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応について、県から通知が出ている。また法人としてもマニュアルは作成した。ただ実際に出た場合はその場その場で判断が必要で、不安はあり、職員体制も十分ではないので、一定の職員に負担がかかってしまう。
- ・ 話してはいるが、連携など具体的にできていない

2. 退居者について

2-1. 退居者の現在の状況の把握



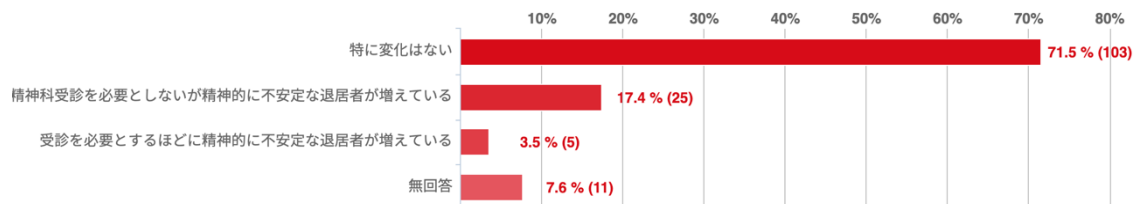
退居者の現在の状況をどのように把握しているかたずねた。「ホームのほうから連絡をして状況を探ねた」が46.5% (67 ホーム) で最も多かった。「本人から相談を受けた」24.3%(35 ホーム)を合わせると、約7割が退居者の状況を把握していると考えられる。

	回答数	%
本人から相談を受けた	35	24.3%
ホームのほうから連絡をして状況を探ねた	67	46.5%
その他	36	25.0%
無回答	6	4.2%
全体	144	100.0%

「その他」の内容としては、以下のものがあげられた。

- ・ ①本人から相談②ホームから連絡した 両方のケースがある。
- ・ 3 密を避ける、手洗い・マスクの着用についてSNSを利用して声がけをしました
- ・ いない
- ・ お互いに連絡を取り合って
- ・ こちらからの連絡と、本人からの両方ある
- ・ なし
- ・ まだ退居者がいない
- ・ 住所がわかる退所者へ手紙送付
- ・ 上記の両方の方法で把握している。
- ・ 他施設へ移動
- ・ 退居された方は保護委託のため、兎相で対応している。
- ・ 退居者なし(4)
- ・ 退居者については把握していない
- ・ 退居後はアフターケア事業者に任せている。こちらから連絡をすることはなし、連絡を受けたこともない。
- ・ 特になし(2)
- ・ 特に直接連絡はしていない
- ・ 特に連絡はしていない。
- ・ 把握できていない
- ・ 付き合いのある入居者を通して状況の確認を行った。
- ・ 本人からの連絡とホームからの連絡の両方
- ・ 本人から相談を受けることもあるし、他の退居者づてに状況を聞くこともある。
- ・ 本人から定期的に連絡あるものは直接聞いたが、遠方の者へはホームより尋ねた例もあり。多くは年賀状で近況尋ねる予定で、そこからの返しあればと考えている。
- ・ 本部アフターチームが把握
- ・ 本部が統括
- ・ 本部の支援事業部
- ・ 本部支援事業部アフターチームが把握
- ・ 本部主導(2)
- ・ 連絡していない
- ・ 連絡を取っていない

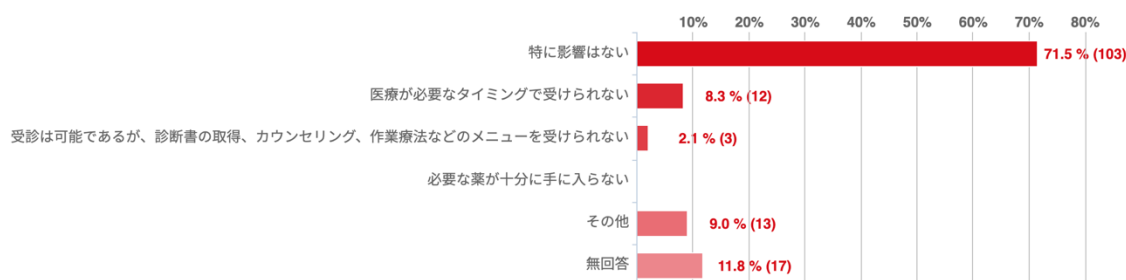
2-2. 新型コロナによる退居者への健康面・精神面への影響



新型コロナによる退居者への健康・精神面での影響は「特にない」が71.5%(103)ホームで多くを占めた。

	回答数	%
特に変化はない	103	71.5%
精神科受診を必要としないが精神的に不安定な退居者が増えている	25	17.4%
受診を必要とするほどに精神的に不安定な退居者が増えている	5	3.5%
無回答	11	7.6%
全体	144	100.0%

2-3. 精神科受診を必要とする退居者への新型コロナの影響



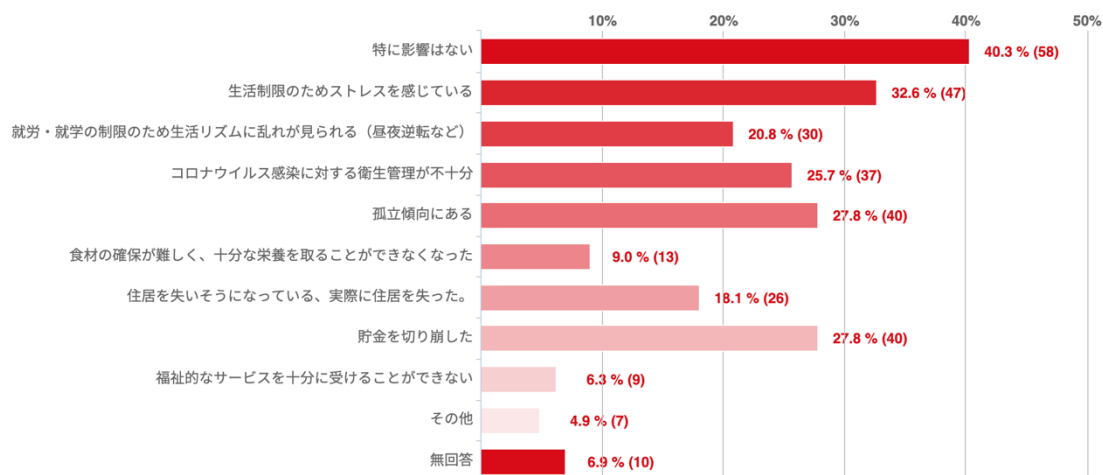
精神科受診を必要とする退居者の新型コロナの影響としては、「特に影響がない」が71.5%(103 ホーム)で最多であったが、「医療が必要なタイミングで受けられない」との回答も8.3%(12 ホーム)あった。

「その他」の内容としては、以下のものがあつた。

	回答数	%
特に影響はない	103	71.5%
医療が必要なタイミングで受けられない	12	8.3%
受診は可能であるが、診断書の取得、カウンセリング、作業療法などのメニューを受けられない	3	2.1%
必要な薬が十分に手に入らない	0	0.0%
その他	13	9.0%
無回答	17	11.8%
全体	144	100.0%

- ・ 入院者1名
- ・ 精神科受診を必要としていた退居者の動向についてはホームで把握できていない。
- ・ 通院へのモチベーションが下がって医療が中断しそうになってしまう。
- ・ オンライン診断となっている者もいる
- ・ 外出が怖くて引きこもっている
- ・ 受診するお金が無い
- ・ 対象者がいない。
- ・ 該当者なし
- ・ 把握できていない
- ・ 連絡が無いため把握していない。
- ・ 実態を把握していない
- ・ 具体的には把握していない
- ・ わからない

2-4. 新型コロナによる退居者の生活状況への影響

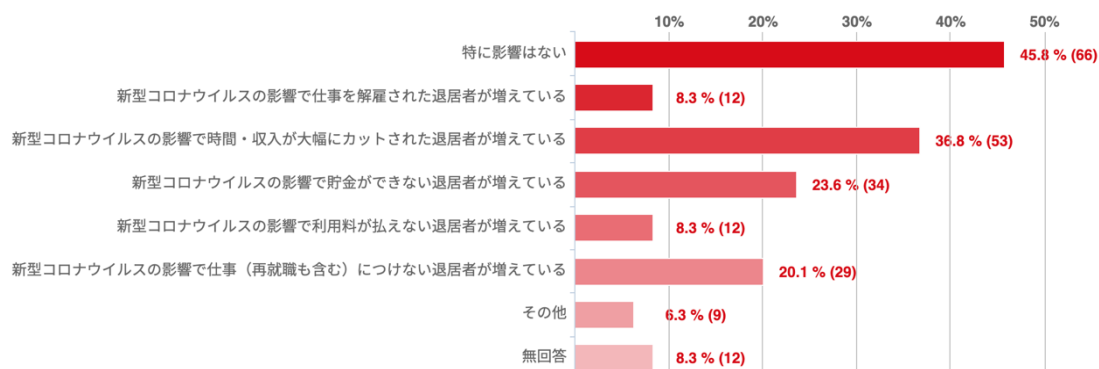


新型コロナによる退居者の生活状況への影響（複数回答）では、「特に影響がない」は40.3%(58 ホーム)にとどまり、「生活制限のためストレスを感じている」「貯金を切り崩した」との回答も約3割のホームが選択している。

	回答数	%
特に影響はない	58	40.3%
生活制限のためストレスを感じている	47	32.6%
就労・就学の制限のため生活リズムに乱れが見られる(昼夜逆転など)	30	20.8%
コロナウイルス感染に対する衛生管理が不十分	37	25.7%
孤立傾向にある	40	27.8%
食材の確保が難しく、十分な栄養を取ることができなくなった	13	9.0%
住居を失いそうになっている、実際に住居を失った。	26	18.1%
貯金を切り崩した	40	27.8%
福祉的なサービスを十分に受けることができない	9	6.3%
その他	7	4.9%
無回答	10	6.9%
全体	144	100.0%

- ・ 仕事先長期休業で収入激減
- ・ わからない(2)
- ・ 具体的な把握はできていない
- ・ コロナウイルスに対しての危機感が感じられない
- ・ 実態を把握していない
- ・ 学校寮に入っているが対人関係を苦手としていたのでオンライン授業になり精神的に安定して生活面も落ち着いた。

2-5. 新型コロナによる退居者の就労状況への影響



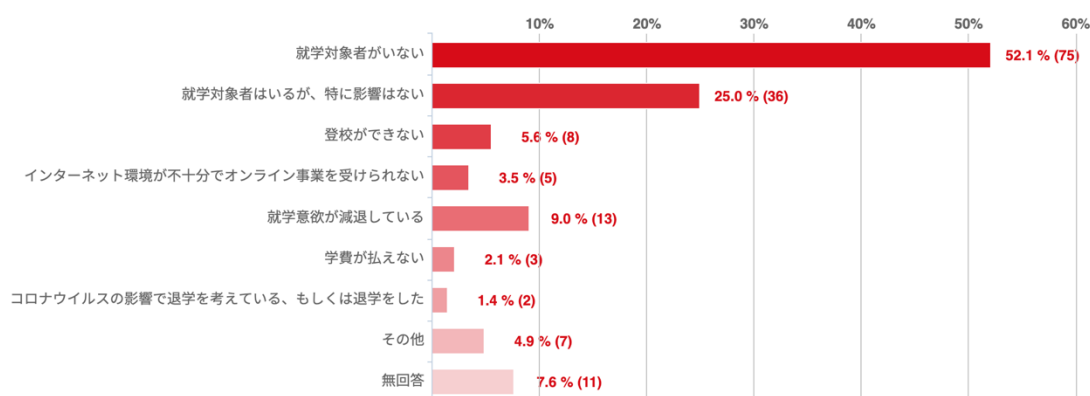
新型コロナによる退居者への就労の影響では、「新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた退居者が増えている」が36.8% (53 ホーム)、「新型コロナウイルスの影響で貯金ができない退居者が増えている」が23.6% (34 ホーム) など、影響がみられる。

「その他」の回答としては、以下のものがあげられた。

- ・ 就労の形態や勤務時間に変化があったように聞いている。
- ・ 把握しているのは少数
- ・ 把握していない
- ・ 影響については不明な点が多い
- ・ わからない
- ・ 把握できている分では特に影響はない。
- ・ 解雇されたが、現在は再就職
- ・ 実態を把握していない
- ・ 職種によっては忙しくなっている子もいる。

	回答数	%
特に影響はない	66	45.8%
新型コロナウイルスの影響で仕事を解雇された退居者が増えている	12	8.3%
新型コロナウイルスの影響で時間・収入が大幅にカットされた退居者が増えている	53	36.8%
新型コロナウイルスの影響で貯金ができない退居者が増えている	34	23.6%
新型コロナウイルスの影響で利用料が払えない退居者が増えている	12	8.3%
新型コロナウイルスの影響で仕事(再就職も含む)につけない退居者が増えている	29	20.1%
その他	9	6.3%
無回答	12	8.3%
全体	144	100.0%

2-6. 新型コロナによる退居者の就学状況への影響



新型コロナによる退居者への就学の影響では、「就学対象者がいない」が52.1% (72 ホーム)、「就学対象者はいるが、特に影響はない」が25.0% (36 ホーム) で多くを占めるが、「就学意欲が減退している」などの影響がみられる。

「その他」の回答としては、以下のものがあげられた。

- ・ わからない
- ・ 慣れないリモート授業や膨大なレポート作成に苦労した。
- ・ 実態を把握していない
- ・ 1名だけだが、しっかりと勉学に励み、内定をもらっている。
- ・ 大学のオンライン授業での課題等が多く、ついていけず大幅に単位を落としてしまい留年が確定した。
- ・ 対人関係を苦手としていたのでオンライン授業で直接人と接するの必要がなくなり学習意欲が増した。

	回答数	%
就学対象者がいない	75	52.1%
就学対象者はいるが、特に影響はない	36	25.0%
登校ができない	8	5.6%
インターネット環境が不十分でオンライン事業を受けられない	5	3.5%
就学意欲が減退している	13	9.0%
学費が払えない	3	2.1%
コロナウイルスの影響で退学を考えている、もしくは退学をした	2	1.4%
その他	7	4.9%
無回答	11	7.6%
全体	144	100.0%

2-7. その他の新型コロナによる退居者への影響

その他の新型コロナによる退居者への影響として、自由記述で以下のものがあげられた。

- ・ アルバイトが出来ない時間が多くなり貯金が出来ないなどで、将来への不安が増している。
- ・ お金の問題

- ・ コロナによる影響が月日と共に深刻になっている（仕事、住まいなど）
- ・ ストレスがあるように感じられるが 通院が必要にまでは至っていない
- ・ バイトの就労時間数が減った。
- ・ やはり仕事が少なくなっており、経済的に生活が厳しくなっている（業種によるが）。
- ・ 飲み屋で働いていた退居児童が複数いるが、収入が安定せずに生活に不安を感じているようである。
- ・ 沖縄のホテルで、派遣での住込み就労をしていた子が失業。住むところがなくなり再入居。
- ・ 解雇されて、収入がなくなり困窮していた。TikTok の助成金で一息つけた。
- ・ 帰省ができない。
- ・ 求人が減り、求職者が増えているので、社会適応が苦手な退所者は現在の仕事を辞めたら再就職に困難を抱えることを予測する。
- ・ 孤独やうつ状態が続いて心配な子やそのような状態になりつつあるあたりの子確認しているだけで3名います。
- ・ 仕事量、収入が減り、民間の給付金により経済的支援を受けさせていただいた OBOG が複数人いる。
- ・ 実態を把握していないので不明である。
- ・ 就職先がなかなか見つからない。
- ・ 就労が不安定になったため、住居も含めて生活全体が不安定になっている退居者もいる。
- ・ 就労先の解雇やシフト減の影響による収入減により、家賃等の支払いが難しくったり、生活費が足りなくなるなどといった状況がある。
- ・ 住み込み就労をしているものへの影響が大きい
- ・ 新型コロナの影響でなくとも上記の設問に該当する者がいる。
- ・ 直接対面できないこともあり、歯がゆさを感じる
- ・ 転職により 新たに仕事になかなか就けないと相談を受けた。ホームに来ることを希望しているながら 不要不急の外出制限の中ストレスを感じている児童へのサポートが難しい。
- ・ 都会に進学している子どもがバイトの時間も大幅にカットされ、オンライン授業も中々実が入らず、コロナに感染するのではと恐怖を感じていると連絡が来るが、遠方の為会いにも行けず、連絡するしかないのが心苦しいです。
- ・ 当ホームでは緊急事態宣言期間を除き、退居者の来所制限は行っていないが、退居者が気軽に来所できなくなっている（電話で話をすると「感染拡大防止のために来所することに躊躇している」という声が多かった）また、入居者が退居者の来所について若干距離を取っている様子が見受けられる。
- ・ 分かる範囲で連絡を取りましたが、返信のない人もいて良くわかりません。
- ・ 面会（来所、訪問）しての支援が難しい時期もあったため、後手になった。
- ・ 例年行っていた交流行事が中止になり、近況をつかむことが難しくなっている。
- ・ 連絡が取れない退居者について把握できない。
- ・ 特になし(2)
- ・ なし
- ・ 特に報告ありません。

2-8. 新型コロナに感染した退居者数

コロナに感染した退居者数は、1人いるホームが4ホーム（2.8%）であった。自立援助ホーム全体で、4人の退居者が感染したと考えられる。

2-9. 退居者が感染した際の支援

退居者が感染した際の支援について、以下の項目ごとに自由記述でたずねた。

2-9-1. 感染した退居者に対する支援

- ・ 体調不良連絡時、専門医療連絡先の伝達と状況確認の連絡。
- ・ お大事にとメールを送り安否確認をした。
- ・ 県外のケースであったため、直接的な支援を行うことができず、関係機関と連携を行い、本人の状況確認を行った。

- ・ 感染し、回復したあと本人から電話で連絡があった。

2-9-2. 退居者が感染した際のホーム運営・連携方法

- ・ 入院の際、病院や自治体との状況確認共有。
- ・ 特にしていない。
- ・ 県外ケースであったため、特にホーム運営に影響はなかった。
- ・ 感染したり、周りの感染者が発生した場合は、当方ホームへの訪問を2週間控えてもらう。

2-9-3. 退居者が感染した際に感じた課題

- ・ 本人が入院したので大丈夫と言って来たので、何もなかった。出来なかった。
- ・ 県外に出たケースだと、本人のSOSがあっても直接的に支援を行うことができない。
- ・ 本人が申告せずに訪問したり、感染している自覚がない場合に、訪問してきた場合の予防は難しいと感じた。

2-10. 濃厚接触者となった退居者数

2-10-1. 濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった退居者数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった退居者数では、1人いるホームが1ホーム(0.7%)であった。

ホーム全体を合計すると、退居者のうち1人が濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となったことになる。

2-10-2. 濃厚接触者のうちPCR検査を実際に受けた退居者数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった退居者のうち、PCRを受けた人が1人いるホームが1ホームであった。上記の濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった入居者1名がPCR検査を実際に受けたと推測される。

2-11. 退居者に濃厚接触者が出た際の支援

2-11-1. 濃厚接触者となった退居者への支援

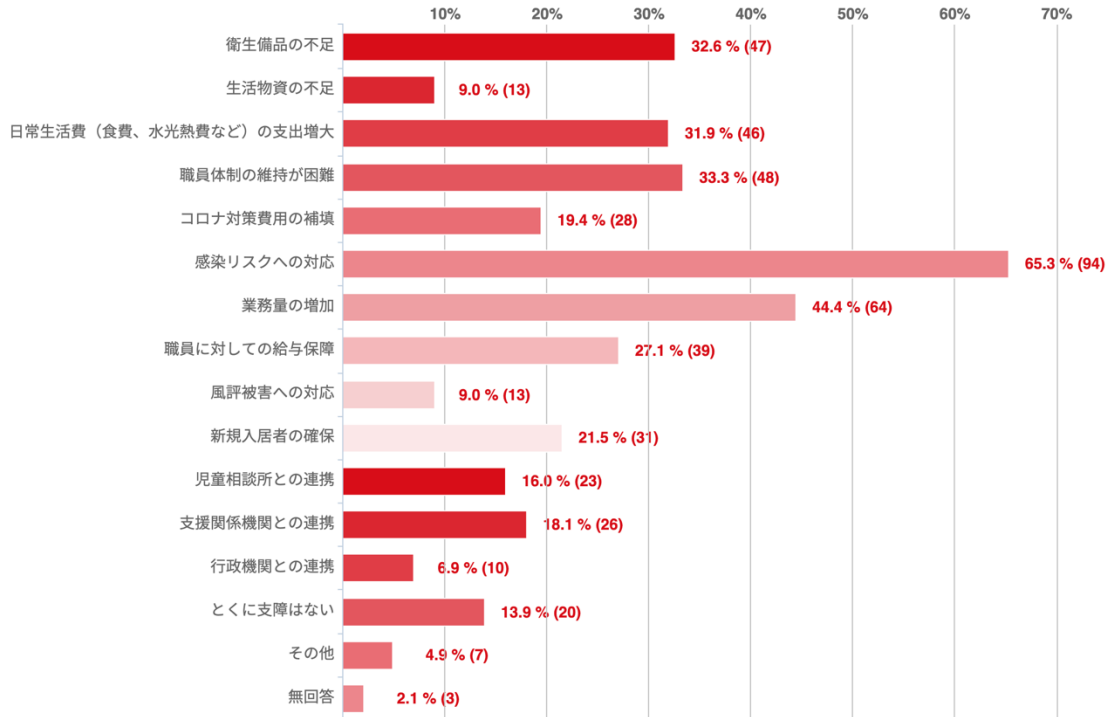
濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった退居者が出た際の支援については、「話を訊く」という回答があった。

2-11-2. 濃厚接触者となった退居者が出た際に感じた課題

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった退居者が出た際に感じた課題としては、「入居者についても言えることだが、濃厚接触では休業の補償対象にならず、出勤できない期間は直に減収となるため、困窮に結び付きやすい」との回答があった。

3. ホーム運営について

3-1. 新型コロナウイルスの影響によるホーム運営の支障



新型コロナウイルスによるホーム運営の支障については、「感染リスクへの対応」が最多の65.3%(94ホーム)であった。

「その他」の回答を以下にあげる。

- ・ 今年開設したが、コロナ禍であったため職員を近隣在住にするために大変だった。
- ・ 利用者さん同士の関係性の悪化
- ・ 職員3人の家族が、自衛隊の従事者であるため、自衛隊の規定が厳しすぎて、職員の仕事や、児相訪問などに影響が出ている。
- ・ 職員の業務負担増、感染したときに代わりがないプレッシャーなど、水面下に出ないところで疲弊している
- ・ 一番心配なのは、ホーム内で感染者が出た時の体制。対策はかながえてあるものの、本当にそれでシフトが回るかわからない。
- ・ 感染予防対策として助成金が出たりこれから申請手続きがあるようで有難く思っております。インフルエンザワクチンも含めてワクチンの助成金があったらありがたいです。
- ・ 職員が罹患した場合、代替りの人員を確保できるあてがない。

	回答数	%
衛生備品の不足	47	32.6%
生活物資の不足	13	9.0%
日常生活費（食費、水光熱費など）の支出増大	46	31.9%
職員体制の維持が困難	48	33.3%
コロナ対策費用の補填	28	19.4%
感染リスクへの対応	94	65.3%
業務量の増加	64	44.4%
職員に対しての給与保障	39	27.1%
風評被害への対応	13	9.0%
新規入居者の確保	31	21.5%
児童相談所との連携	23	16.0%
支援関係機関との連携	26	18.1%
行政機関との連携	10	6.9%
とくに支障はない	20	13.9%
その他	7	4.9%
無回答	3	2.1%
全体	144	100.0%

3-2. 新型コロナによるホーム運営への影響

新型コロナによるホーム運営への影響について、自由記述で回答を求めた結果、以下のようなった。

- ・ 7月末から8月に、スタッフの家族が感染者の濃厚接触者として、保健所から検査を命じられた。その間、スタッフにもその家族の検査結果がでるまで、自宅待機をしてもらった。結果は、陰性だったが、もし陽性の場合、スタッフの補充が必要となる所だった。
- ・ これまでに前例のないことであり、感染が広まった場合の対応策について、できる限り準備はしているが、予想がつかない。
- ・ コロナ感染対策や衛生管理に無頓着な子どもが多い。指導はするが感染する可能性は高い。その分、職員は一定の緊張感を保たなければならないが、疲労がたまる。
- ・ スタッフが感染した場合、替わるものが居ない。症状が無いならホームに留め置き、働いた方が良いのかとさえ考える。
- ・ ただでさえ人手不足なのに余分な仕事が増え、ストレスを感じる
- ・ どのような職員体制を組むことが、現実的なのかいまだ正解がわからない。
- ・ なし
- ・ ブロック会議ができないや、県外に出られない。施設では、最低限のマスク着用や手洗いアルコール消毒はして予防はしているが、施設運営している地域に感染者が少ないため、それほどの影響は受けていない。
- ・ ホームとして計画していた行事(宿泊旅行等)が実施できず、利用者間の親睦・交流の機会が制限されていると感じられる。
- ・ 一時保護委託に慎重になっている
- ・ 外来者への対応について、感染防止の対策及びルールを定めたが、徹底されていないところもあり、強要できないという問題がある。
- ・ 感染リスクの観点より職員に対してもプライベートでの制限が多くかかっている。入居者も仕事場での感染リスクがある為、そういったことに対してのスタッフへの保証がほとんど出来ていない中で働いてもらっている状況
- ・ 感染者が増加しているが、もし1人でもホーム内で感染者が出た場合の対応策が確立できないことに不安を感じる。
- ・ 休業補償、必要な物品の購入などで出費が増えた。
- ・ 休校等で在宅にいる時間が増えることにより、対応する職員の業務量の増加や少なからず水道光熱費の増加となっている。
- ・ 緊急事態宣言が出た時は、スタッフ会議等を取りやめた。休職した職員の保障は行政が補填してくれたのでよかった。漠然とした不安がいつもあった。
- ・ 緊急事態宣言時は入居者スタッフ共に精神的な余裕がなくなった。
- ・ 研修や情報交換等の機会がなくなり、職員の資質向上・メンタルヘルスケアが出来なくなっている。
- ・ 県外からの入所打診の激減 県内からの入所には控えているような状況で打診も無い 民生委員や弁護士からの相談はあるが、児相の対応が先送り
- ・ 県外児相との面談等が困難になった。
- ・ 見学者などの受け入れをお断りしたり、外部との交流が出来ない。
- ・ 現時点ではなんとかこなしているが、感染者が出た場合の影響が読めない。
- ・ 現状、影響は軽微である。
- ・ 現状は特に大きな影響はないが、感染もしくは濃厚接触者等に職員がなった場合、ギリギリの人数でやっている為、運営そのものが難しくなるかもしれない
- ・ 幸いにも子どもたちに感染者はいないので大きな影響は受けていませんが、子どもたちも居酒屋やスーパー等でアルバイトをしているのでいつ感染してもおかしくない状況であることと、職員も同様のリスクがあるので常に緊張状態は続いています。「働け」とは言っている中「遊びには行くな」はなかなか通用しない子ども達なのでその辺りも苦慮しています。
- ・ 今いる入居者が家にいることを苦としない子が多いので外に遊びに行けないストレスは対して感じさせないが、友人と遊びに行く際、行ってはいけない場所や施設を指定しているのでそれに不満を持つことはあるが、特段問題ではない。
- ・ 今のところ感染者、濃厚接触者は発生していませんが、いつ、感染してもおかしくないため不安な毎日です。子どもたちの行動制限について、どこまで制限すべきか判断に悩むときがあります。
- ・ 今現在、ありがたい事に感染者・濃厚接触者ともに0なのですが、入居者の中には精神的に弱く、やっとの思いで外に出る決心がついた子どもが、コロナの影響で外に出ることが出来ず逆戻りしてしまった子どもがいます。また、外出できるようになるのか心配でた

まりません。就労しないと貯金も使い切ってしまうし、何とか職場に復帰できるようにしないと金銭的にも困ってしまいます。

- ・ 子どもたちは在宅時間が増え、昼夜逆転の生活に。
- ・ 支出は増えてますが、まだ支障がでるまでに至っておりません。
- ・ 手洗いうがい・マスクの着用が本当にできない。自分はそのために、他の利用者に対しての要求が強い
- ・ 宿直担当の職員が体調不良になった際に、代わりに泊まれる職員がいなかったため、子ども達だけで一晩過ごすという事があった。
- ・ 消毒液やマスクなど予防する物の購入に苦労した。利用者が就労に行けず水光熱費が昨年に比べて増加した。
- ・ 職員(特に新任)研修がなく、研修参加や他ホーム見学などができず横の繋がりができず、職員の意欲などメンタルが心配。
- ・ 職員が不安な状況にあります。目のまえの子どものために、表には出しませんが。
- ・ 職員の通勤、特に電車通勤者は不安が増大している。またコロナが出た場合の職員体制に不安を感じている。
- ・ 職員数が少ないため、職員から感染者が出た場合職員の体制を維持するのが難しい。
- ・ 新規入居者の見込みが出来ない状況な為、来期は暫定を組まれる見込みで、運営に支障が生じる事
- ・ 相談支援専門員の活動が制限され新規入居者の面談が減少、入居者そのものがキャンセルになった。
- ・ 退居者を呼ぶ行事が軒並み中止となり新しい職員との顔合わせが行えていない。・寮内で行う行事は規模の縮小により寄付をいただく企業を例年より減らして開催することとなった。
- ・ 当初は衛生備品が買えず、休日返上で探し回った。
- ・ 当寮では、寮生の余暇充実のために、外出行事を月1回程度企画・実施しているが、今年度はコロナ禍でほとんど実施ができなかった。
- ・ 日々 職員から入居者へ感染予防の徹底を促すこと 外出先帰宅時間の把握することに対して 入居者が反発 反動的な態度がホームの和やかな雰囲気を壊してしまう。職員側も消耗してしまう。
- ・ 入居者が減少したと感じる
- ・ 入所児童の外出制限や帰宅後の消毒等の指導が浸透しない。
- ・ 濃厚接触の職員が二名であったときにはなんとか乗り切ったが、それ以上になると心配
- ・ 発熱した児童はいたが検査は受けられなかった。隔離や消毒の徹底等で感染は広がらなかったのは幸い。
- ・ 不安定な入居者が増加したため、職員の負担が増した。入居者だけでなく、職員も閉塞感を持っている。
- ・ 法人で自主事業として行っているバザーが開催できず、自主財源の確保ができない。また、日頃より、バザーを通して支援して下さっているボランティアの方々との交流の場が確保できにくくなっている。
- ・ 訪問や見学などを控えることになり、他のホームとの繋がりをもちづらくなってしまうことで、運営についての相談などがしにくく発展的な運営ができていないと感じている。
- ・ 利用料を納められない利用者の増加。感染リスク対応と行政への報告、申請手続きの多さに時間を取られる。
- ・ 特になし
- ・ 特に影響はありません。

3-3. 新型コロナに感染した職員数

コロナに感染した職員が、3人いるホームが1ホーム(0.7%)であった。自立援助ホーム全体で、3人の職員が感染したと考えられる。

3-4. 濃厚接触者となった職員数

3-4-1. 濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった職員数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった職員数では、1人いるホームが6ホーム(4.2%)、2人いるホームが2ホーム(1.4%)であった。

ホーム全体を合計すると、職員10人が濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった事になる。

3-4-2. 濃厚接触者のうちPCR検査を実際に受けた職員数

濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった職員のうち、PCR検査を実際に受けた人数は、1人いるホームが3ホーム、2人いるホームが4ホームであった。ホーム全体を合計すると、職員11人が濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となり、実際にPCR検査を受けたと推測される⁴。

3-5. 職員に感染者・濃厚接触者が出た際のホーム運営のルール

職員に感染者・濃厚接触者が出た際のホーム運営のルールでは、以下のものが自由記述であげられた。

- ・ ホーム内に観察室を設けて体調不良時に備えている
- ・ 感染者、濃厚接触者が出た場合は保健所の指示に従い、自宅待機をしてもらう。また、必要に応じて、保健所や児童家庭課へ、所管児相に報告する。
- ・ 検査結果は陰性であったが出勤停止2週間。その間リモートでできる作業等を数日設定し勤務扱いとした。残りの職員でシフトを組み直した。
- ・ 県への状況報告、シフトの変更(職員内でカバー)、濃厚接触者からの状況報告の共有、入所者への報告
- ・ 社会福祉法人の本園と連携して対応。住み込み職員が中心となって対応する。
- ・ 住み込みスタッフ(濃厚接触者)にホーム内の業務を任せた。
- ・ 入居者への情報開示、県と連携、保健所の指導に従う
- ・ 濃厚接触者となった職員は自宅待機。それ以外の3名で交代勤務。
- ・ 濃厚接触者には、家でできる仕事は在宅でやってもらい、施設内への立ち入りは禁止に、その分は、ほかの職員に補ってもらった。
- ・ 濃厚接触者はPCR検査を受け、保健所の支持を受け出勤停止。当該職員が陽性だった場合、職員と子ども全員検査を受ける。児相と県に報告。子ども・職員に症状等が出ているようならば、保健所と連携し、入院等の対応をとる。職員が皆症状が出れば、運営不能なので、保健所と連携し子どもらのホテルでの受け入れ等検討するか、職員家族や関係者に食事等の手配を頼む。皆無症状ならば、2週間出勤、通学停止にし、自室からできるだけ出ない様に生活する。陰性の職員が食料など買い出し、感染しない様に受け渡しをする。当該職員が陰性だった場合は、他の職員でできるだけシフトの穴を作らない様に話し合う。県へ状況について報告をし、連絡を取り合う。子どもと職員の健康状態に注意を喚起する。
- ・ 利用者時記載内容と同様

3-6. 職員に感染者・濃厚接触者が出た際に感じた課題

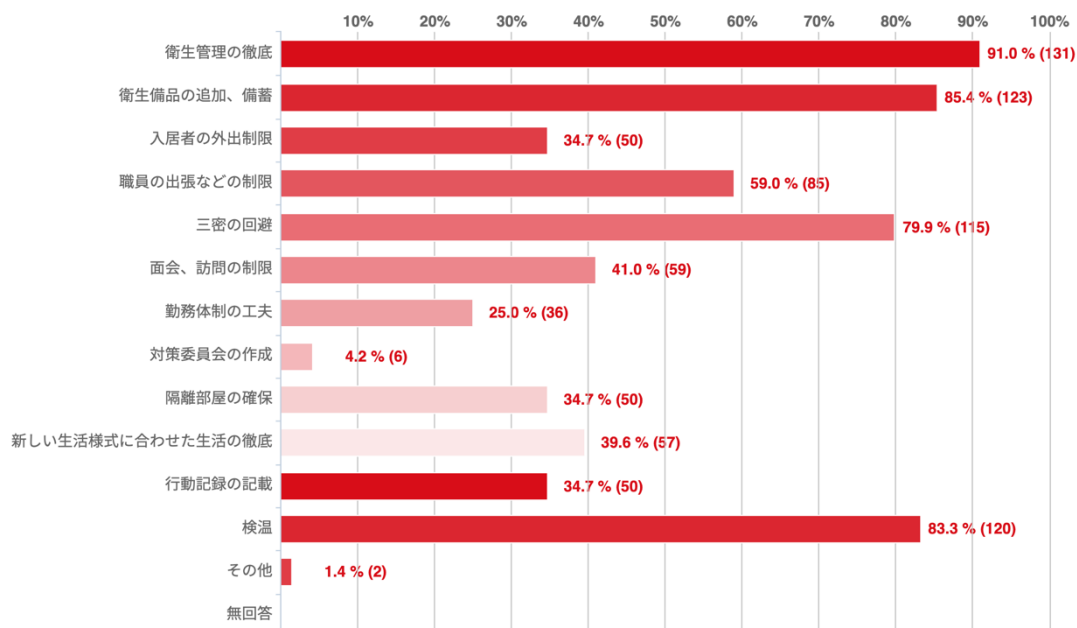
職員に感染者・濃厚接触者が出た際に感じた課題として、以下のものがあげられた。

- ・ 出勤停止にした際、年休を使わせるのか等の議論が煮詰められていない。年休を毎年捨てている状況なので年休消化で対応したが、複数人が同時に濃厚接触者や陽性者になった際。
- ・ 2週間の出勤停止期間の勤務および業務の補填を現状の職員がしなくてはならない為、給与保障ふくめとても負担が大きい
- ・ 法人の本園も職員数が少ない状態にあるため、現実的のどこまでフォロー体制が整うかむずかしい。やはり動ける職員にのみ負担がかかる。
- ・ 賃金保証。
- ・ 出勤停止の期間、他の職員にしわ寄せが行く(次回は、その影響を吸収し切れるか不透明)。当人は有給を一気に消化することとなり不安。
- ・ 同居家族が濃厚接触者となった、など職員本人でない場合の対応に苦慮する。人手、財源が十分であれば迷わず休職してもらってその分を補償するところだが、ぎりぎりの体制でやっているし、濃厚接触者の家族、という立場では検査は有料でしか受けられないことが不安を助長する。
- ・ 常勤職員3名のうち、1名が最低2週間出勤停止になるので、他の職員への業務負担が大きくなる。

⁴ 3-4-1の濃厚接触者あるいはそれに準ずる対象となった職員数と合致しない回答となっているが、回答通りに報告する。

4. 感染対策について

4-1. 新型コロナウイルス感染症対策



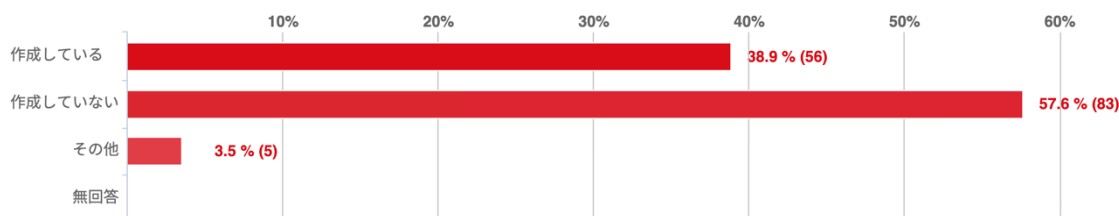
現在行っている新型コロナウイルス感染症対策では、「衛生管理の徹底」が91.0%(131 ホーム)、「衛生備品の追加、備蓄」が85.4%(123 ホーム)、「検温」が83.3%(120 ホーム)と上位三つでも多くのホームが対策をしている様子が見られる。

また「その他」の回答として、手洗い・うがい・マスクの着用の声かけ、ボランティアの受け入れを休止、があげられた。

	回答数	%
衛生管理の徹底	131	91.0%
衛生備品の追加、備蓄	123	85.4%
入居者の外出制限	50	34.7%
職員の出張などの制限	85	59.0%
三密の回避	115	79.9%
面会、訪問の制限	59	41.0%
勤務体制の工夫	36	25.0%
対策委員会の作成	6	4.2%
隔離部屋の確保	50	34.7%
新しい生活様式に合わせた生活の徹底	57	39.6%
行動記録の記載	50	34.7%
検温	120	83.3%
その他	2	1.4%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

4-2. 対策マニュアル

4-2-1. 対策マニュアルの作成

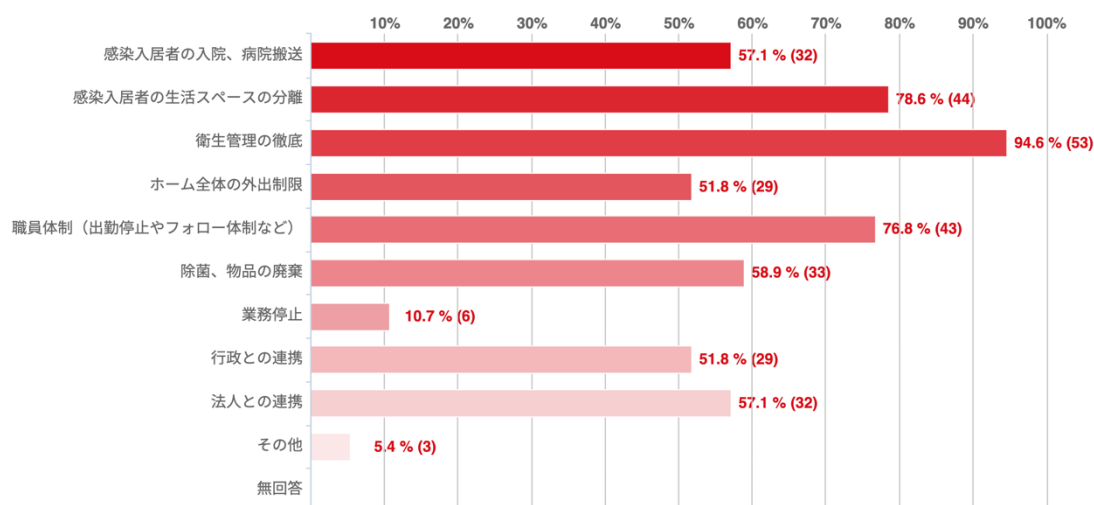


対策マニュアルについては、「作成していない」が57.6%(83 ホーム)と作成していないホームの方が多かった。

「その他」の回答として、作成する予定、都や国からの通達を基準とする、他のホームで作ったマニュアル利用、感染症対策マニュアルに準ずる、行政からの通達を掲示、があった。

	回答数	%
作成している	56	38.9%
作成していない	83	57.6%
その他	5	3.5%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

4-2-2. 対策マニュアルの記載内容



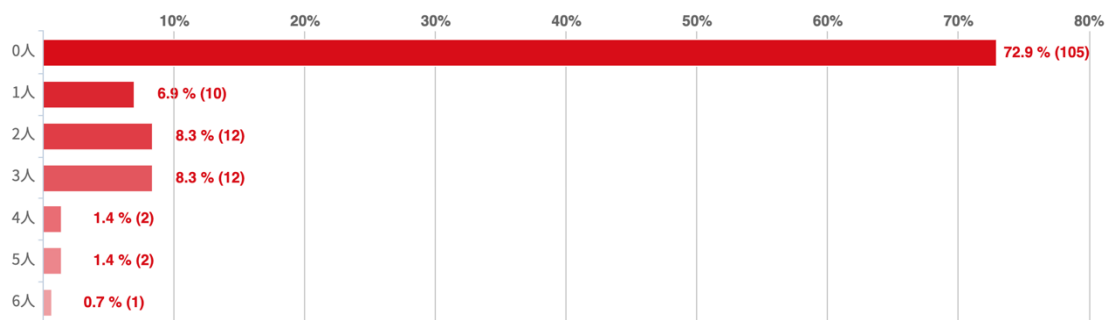
対策マニュアルを作成している中で、その記載内容としては、「衛生管理の徹底」が94.6(53 ホーム)と最多であった。

また、「その他」として、感染者の対応とそれ以外の利用者並びに職員の対応について、基本的には各自治体からの指示に応じる、があげられた。

	回答数	%
感染入居者の入院、病院搬送	32	57.1%
感染入居者の生活スペースの分離	44	78.6%
衛生管理の徹底	53	94.6%
ホーム全体の外出制限	29	51.8%
職員体制(出勤停止やフォロー体制など)	43	76.8%
除菌、物品の廃棄	33	58.9%
業務停止	6	10.7%
行政との連携	29	51.8%
法人との連携	32	57.1%
その他	3	5.4%
無回答	0	0.0%
全体	56	100.0%

5. 一般生活費の特例措置について

5-1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う一般生活費の特例措置を利用した入居者の人数

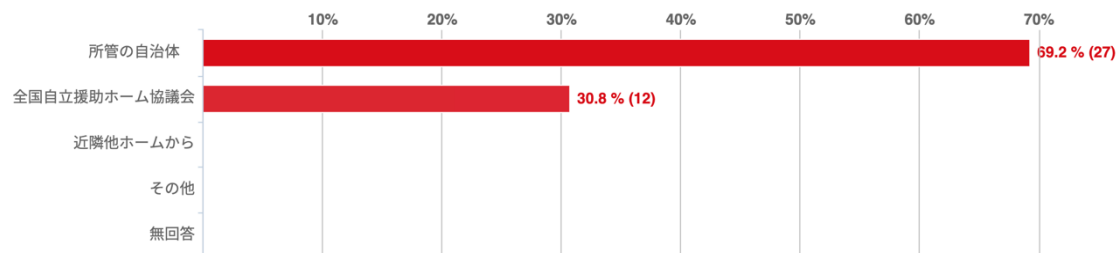


新型コロナウイルス感染拡大に伴う一般生活費の特例措置を利用した入居者の人数では、2人のホームと3人のホームが8.3%(12 ホーム)で多くなっている。

全てのホームを足し合わせると、自立援助ホーム全体で94人が利用している計算となる。

	回答数	%
0人	105	72.9%
1人	10	6.9%
2人	12	8.3%
3人	12	8.3%
4人	2	1.4%
5人	2	1.4%
6人	1	0.7%
無回答	0	0.0%
全体	144	100.0%

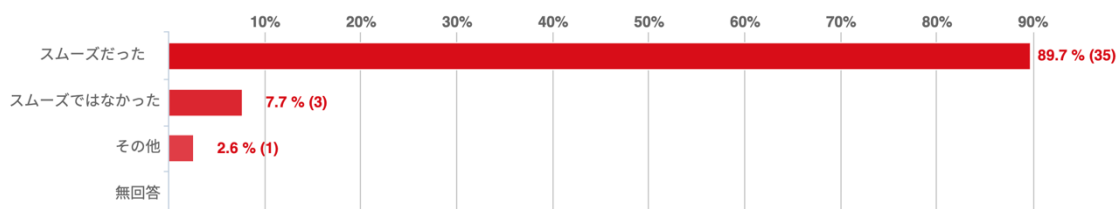
5-2. 特例措置を知った経路



特例措置を利用したことのあるホームのうち、特例措置を知った経路としては、「所管の自治体」が最多の69.2%(27ホーム)であった。

	回答数	%
所管の自治体	27	69.2%
全国自立援助ホーム協議会	12	30.8%
近隣他ホームから	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
全体	39	100.0%

5-3. 特例措置の申請から支弁

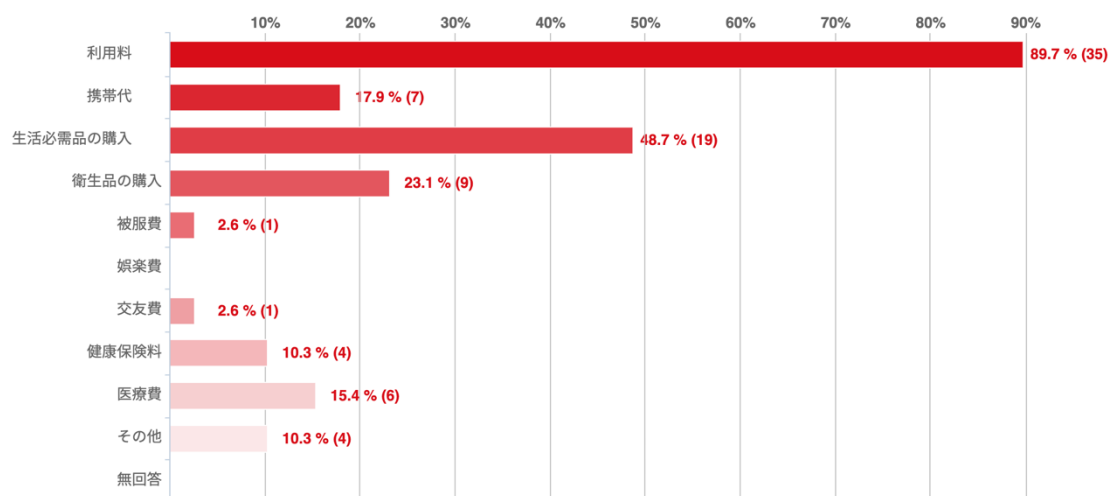


特例措置の支給から支弁までの流れについて、利用したことのあるホームのうち、89.7%(35ホーム)が「スムーズだった」と回答している。

また、「その他」の回答として、自治体により対応が異なった、との意見があげられた。

	回答数	%
スムーズだった	35	89.7%
スムーズではなかった	3	7.7%
その他	1	2.6%
無回答	0	0.0%
全体	39	100.0%

5-4. 増額になった一般生活費の活用

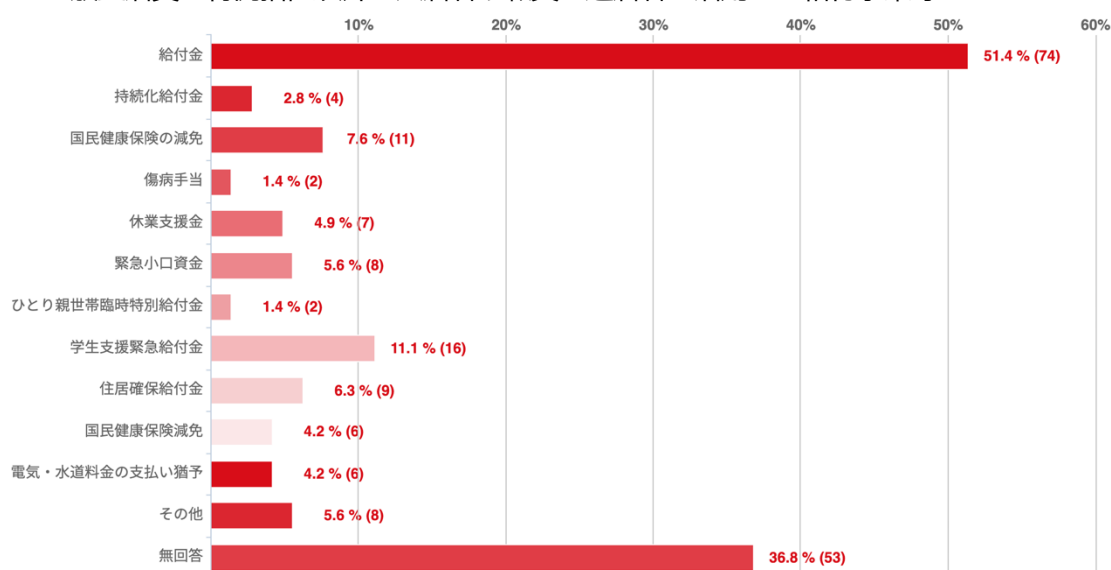


活用したホームにおいて増額になった一般生活費の活用としては、「利用料」にあてたホームが、最多の89.7%(35 ホーム)であった。

また、「その他」の回答として、休職した職員の補償、交通費、当人の就活費と小遣い、進学費用の貯蓄、があげられた。

	回答数	%
利用料	35	89.7%
携帯代	7	17.9%
生活必需品の購入	19	48.7%
衛生品の購入	9	23.1%
被服費	1	2.6%
娯楽費	0	0.0%
交友費	1	2.6%
健康保険料	4	10.3%
医療費	6	15.4%
その他	4	10.3%
無回答	0	0.0%
全体	39	100.0%

5-5. 一般生活費の特例措置以外で入居者や職員・退居者が活用した給付事業等



一般生活費の特例措置以外で活用した給付事業等では、「給付金」が最多の51.4%(74 ホーム)であった。そのほかの項目では利用が低調な様子が見られる。

「その他」の項目としては、なし(2)、特になし、家賃免除、失業給付(入居者)、除菌機能付きのAeria設置、携帯代の猶予、生活保護、があげられた。

	回答数	%
給付金	74	51.4%
持続化給付金	4	2.8%
国民健康保険の減免	11	7.6%
傷病手当	2	1.4%
休業支援金	7	4.9%
緊急小口資金	8	5.6%
ひとり親世帯臨時特別給付金	2	1.4%
学生支援緊急給付金	16	11.1%
住居確保給付金	9	6.3%
国民健康保険減免	6	4.2%
電気・水道料金の支払い猶予	6	4.2%
その他	8	5.6%
無回答	53	36.8%
全体	144	100.0%

6. 新型コロナウイルスの対策に関する問題点・疑問点・要望について

6-1. 新型コロナウイルスの対策について問題点や疑問点

新型コロナウイルスの対策について問題点や疑問点として、以下のものが寄せられた。

- ・ アルバイトで給与が減少している入居者に対して、多少なりとも支援金を出していただきたい
- ・ キリがないこと。見えない敵と戦う不安。政府の無策。
- ・ スタッフの罹患に対して、どうしたらよいか
- ・ ただでさえ職員体制がギリギリのところまで運営しているのに、そこにコロナの陽性者が出た場合には職員の体制を変えるべきではあるが、現実的には難しい状況である。
- ・ バイトで生計を立てている子どもが大半を占めている自立援助ホームなので、バイト先から出勤時間を減らされたりして収入が激減しています。収入が激減しているので食べる物にも苦労している状況を聞くといたたまれなくなります。何か支援をしていただけると幸いです。
- ・ ホームの性質上、利用者の外出等の行動を制限することは難しく、他の社会福祉施設と比較しても感染を持ち込むリスクは大きいと考えられ、それがスタッフにとって日々の不安につながっている。
- ・ まだ、感染事例が少ない為、どのように対応すればいいのかがマニュアル化することが難しい。
- ・ 医療関係者への臨時手当金は大変理解出来る。施設関係者にも手当の支給を願いたい。
- ・ 衛生用品等備蓄するのに最低限でも必要な基準を示して欲しい
- ・ 加湿器購入の手続きをしようとしたが、送られて来た書類の作成が手間で、いまだに助成金の申請が出来ていない。役所相手の業務は書類倒れで疲れる。
- ・ 感染者が出たホームがどう対応したのか知りたい
- ・ 感染者が出た場合の対応について、表に出にくいため、外部での対応の様子がつかみにくい。
- ・ 感染者本人にはかなり厚い補償が行われるが、その周辺になると、同等の制限を求められても補償がなく、苦しい。
- ・ 感染予防策は取っているが、無症状感染者がいると聞いているので、対策が十分かどうか不安である。
- ・ 危機感の無い行動の児童に感染予防の意識を高めるには、どうしたらいいのか
- ・ 高校や専門学校との連携が難しい
- ・ 自立援助ホームの体制ではゾーニングは不可能だと思う。
- ・ 職員が勤務できない状況になった場合の代替りの職員の配置ができない。
- ・ 職員が罹患するなどして物理的に運営がままならない場合どのようにしたらいいのか。
- ・ 職員の勤務の負担、個人情報保護の観点からインターネットを利用した会議等の限界、幸い入所者にはアルバイト等の影響は出ませんでした。退所者の職種によっては大幅に給与が減額され、その補填もなくとても大変でした。
- ・ 職員や入居者への感染リスクに対する徹底(外出制限等)が難しく、普段の外出だけでなく遠方まで外出してしまう場合もあり、一概に全て禁止をすることが難しい。
- ・ 対策と共に、感染を想定していかなければならず、大きな問題として、人員不足が否めません。想定としても、ホーム長が感染したら言うことは、想定しきれないので、今は除外して考えるので精いっぱいな現状です。
- ・ 第三波といわれているが、春ごろに比べて危機感が少ない。映画館など衛生面の配慮がされているので、お出かけを止める方は少ない。
- ・ 地域性や風評被害等のおそれから、さまざまな活動を制限しています。個人的には、旅行や行事よりも、サービス業のアルバイトのほうが感染リスクは高いと考えています。また入居者が休みの日にじっと部屋に籠ることはなく、各々モールなどのショッピングセンターへ行ってしまう。それらを考慮すると、行政からのマニュアルを配布して頂き、その旅行マニュアル等に沿い、職員引率のもと、スキー旅行などに行き、大人との関係の中で、楽しい思いを経験したほうが良いと考えています。まだ、スキー旅行は間に合いますから、ぜひ安全なスキー旅行のマニュアルを配布してください。
- ・ 注意をしても入居者は無視しているので、職員は疲弊する。
- ・ 都では新型コロナウイルス感染者はホテル等での隔離となっていますが、保健所からは自宅での隔離と言われたホームがあり、対応方法に齟齬があると感じる。
- ・ 当ホームが民間からの借り上げ施設であることを理由に「隔離部屋の増築・施設の改修等」に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業に係る補助金(厚労省)」が充当されないのは、痛手であった。

- ・ 当ホームでは、入居者及び職員とも新型コロナウイルスに感染したこともなく、また、濃厚接触者の対象となったこともない。しかし、今後、新型コロナウイルスに感染したことを考えると不安である。そのような場合、具体的なことを相談できるところが欲しい。現時点では県の担当課となるが。
- ・ 当施設のある市ではさほどないように見受けられるが、遠方からの来られる人の制限は実質ないので、遠方者との接触をどう避けるかが課題と思われる。
- ・ 同じ年代の子どもや児童養護の子どもたちは通学停止等で守られているのに、自立援助ホームの子どもたちは働かないといけない状況であることに格差を感じた。給付金や一般生活費の上乗せなどの対応はあるものの、それだけではやはり十分ではないのが現状。それで働き先を失うと、次に見つかるまでに時間等がかかるので辞めるにも辞められない。それをどうにかして欲しいと言うより、こういう子どもたちも「いる」と言うことをもっと世間に知ってもらいたいと感じた。
- ・ 入居者に感染者が出た場合、ホーム内での分離ではホーム内の感染拡大防止にも限界がある。また、住居を分離した場合でも、対応する職員体制もひっ迫してくることが予想される。
- ・ 入居者の外出制限は、出来なかった。止めても出かけてしまう人がいて困った。
- ・ 入居者の中には、社会の動きに無頓着だったり感染対策に関心を持ってない者がいる。
- ・ 発熱した扁桃腺炎の利用者の受診の同行をした際に高熱の若者の場所に利用者と職員(中高年)が待機させられた。感染する危険があると感じた。入所施設のため発症者が出た場合の感染拡大は避けられない。トイレの使用など他利用者の部屋の前を通ったりすることにもなり、隔離は難しい。
- ・ 発熱者が出た際検査がすぐに受けられない状況だと感染が拡大してしまうのではないかという問題
- ・ 複数の罹患者が出た際の隔離部屋スペースの確保をどうしているか。
- ・ 問題や疑問点は多々あるが、世界でも初めての出来事なので完璧な政策や対策はないと考える。なので、当施設も含め試行錯誤でやっていくしかないと思う。
- ・ 予防対策は職員等は徹底できるが、入居者に関しては声かけはできるが、無理矢理させることはできないので、いつ感染するか不安がある。またホーム内での予防としてマスクや食事、話す時など、どこまで予防するかは悩むところがある事業所ではあるが、家庭らしさはこころがけたいし、あまり気を張りすぎるのもお互いの関係にあまりよくない。
- ・ 利用者も感染や PCR 検査への不安、職場に迷惑をかける心配を抱えている。職員も同様、通院することでコロナ陽性となりホーム運営に支障がでる懸念から、報告したり休暇を申請したりすることが難しいという現実がある。一方、衛生用品(マスクや消毒用品)は都や支援団体からのご寄附がいただけるので、現状不足していないことには感謝しています。
- ・ 特になし(2)
- ・ なし(2)

6-2. 新型コロナウイルス対策で今後、必要に感じていること

新型コロナウイルス対策で今後、必要に感じていることについて、以下の自由記述が寄せられた。

- ・ PCR 検査やワクチン接種を無料でいつでも受けられるようにしてほしいこと。
- ・ PCR 検査を早めに受けられることが望ましい。
- ・ Zoomの利用をしました。思った以上に、意思疎通ができると感じました。今は違和感なく、利用しています。インターネットやPCを利用した、役務の提供や事務作業の効率化もできるだろうと思っています。ICT活用の予算を月1万円程度、つけてほしいと考えます。
- ・ アフターケアに多くの時間を要したがその予算がない。早急に必要。
- ・ かかりつけ医や相談できる看護師の確保、共用部も分離された隔離部屋の確保、職員への手厚い体制・感染した時や感染者が出たときにフォローに入る職員への保障・安心感が必要だと思います。
- ・ スタッフやその家族が罹患者やその疑いで出勤停止にした際、代替職員がいない。住込み者が罹患または疑いが出た際、シフトが回らなくなる事が課題。
- ・ マニュアルの作成
- ・ ワクチンの接種について
- ・ ワクチン接種等、医療行政の努力を待つしかない。ホームとしては3密回避などについて指導を徹底し続ける以外に無い。
- ・ 一刻も早いワクチンの接種。

- ・ 衛生用品や消毒液等は自前で確保できたが、一時的な支給ではなく継続的な支給を望む。
- ・ 感染者が出た場合は、クラスター防止の観点から優先的に症状に応じた療養施設での受け入れをしてほしい。
- ・ 基本の、マスク、消毒以外の防護服など準備をすべきか。
- ・ 検査の簡易化
- ・ 暫定定員の緩和を本当に検討してほしい。
- ・ 仕事先や、バイト先が倒産するなどが想定される現在、今後は、自立生活をしている児童に対しての家賃保障や、生活費援助を厚くして頂けたらと切に思います。
- ・ 子どもが安定的に就業できるために、景気の改善と求人増加
- ・ 子供たちが、危機感を持って行動してもらいたい
- ・ 施設内で発症者と思われる利用者がでた場合、その方の病院通院など送迎をしたスタッフが濃厚接触者となった場合、スタッフ不足が慢性化しているなか、対応できるか心配。岡山市で何人発症したかの情報があるが、もう少しピンポイントで情報がほしい。
- ・ 試行錯誤して、良い政策は継続、悪かった政策は即座に断念すると言った臨機応変な対応を希望する。
- ・ 事例集
- ・ 自立援助ホームの入・退居者の場合、サービス産業に従事し、しかも非正規であることが多く、コロナの影響をもっとも直接的に受けやすい。在宅でもできる簡易な作業の発掘などが今後必要かもしれない。
- ・ 自立援助ホームは就労が前提の施設なので就労や外出の制限は難しい
- ・ 自立援助ホームは小規模施設であり、ひとたび感染が起ってしまうと、勤務体制がとれなくなってしまう。コロナウイルスに限らず、感染症などの危機管理を考えると、現行の職員体制では対応が困難である。危機管理も含めた職員体制の構築が必要であると考える。
- ・ 実用性のある衛生用品の支給(申し訳ないですが、アベノマスクは子どもは絶対つけません。)
- ・ 若い利用者が対象の施設であっても未感染の他利用者やそこに働く職員やその家族への感染拡大を防ぐため、そして何よりも行き場のない利用者のための生活の場として運営を維持するためにワクチンなどが早急に実施され、早期の接種対象となることを願っています。
- ・ 収入源の確保や、衛生面での対策強化、PCR 検査やワクチンの接種をスムーズにできるようになってほしいです。
- ・ 消毒等の物品購入や消毒作業の追加に対して助成されている「かかり増し経費等」の金銭的支援をぜひ継続していただきたい。
- ・ 職員が感染者又は濃厚接触者となった場合、出勤できる職員が穴埋めするにも限界がある。その場合の職員の確保に悩んでいる。
- ・ 全国のホームの対応状況を詳しく知りたいと思う。
- ・ 退居者の生活を保障するための金銭的な支援とその対応するための職員の確保
- ・ 長期化しそうなため、マンネリ化して危機感が薄れてしまっはいけない。
- ・ 長期間の行動制限による在宅時間の過ごし方の提案や工夫を考えていくこと
- ・ 冬の燃料費や、ガソリン代が増えた。
- ・ 入居者、職員が感染した場合、具体的な細かいことを相談できる所が欲しい。
- ・ 入居者の PCR 検査が優先的に受けられるようになってほしいです。
- ・ 入居者の利用料は免除制度が使えたが、その他の生活費がなく、金銭的に困った入居者がいた。
- ・ 特になし
- ・ なし(2)

コラム：調査フォームD（新型コロナウイルスについて）

鳥取フレンド 内藤 直人

本調査が実施された期間は第2波が終息し、第3波に差し掛かった時期にあたり、比較的、現場の雰囲気としてはひと段落した時期であった。

そのため、入居者への健康面・精神面の影響については「特に変化はない」というホームが8割近くになっている。ただ、一方で染状況が落ち着いた状況にも関わらず、2割のホームで、精神不安な入居者が増えているという実態が明らかになっている。また精神の不安定までには至っていないが、生活制限のためにストレスを感じている入居者が増えたと答えたホームが約5割、生活リズムの乱れがある入居者が増えたと答えたホームが4割弱あり、精神科医療の対象となる予備軍が多数いるという実態が明らかになった。

就労状況においても、なお時短による収入カットの問題があり、その影響で利用料が払えない入居者が増えたホームが約2割ある。今回、調査では明らかにすることはできなかったが、現場から聞こえてくる声として、利用料だけでなく、日々の生活に必要な費用（携帯通信費や医療費など）の支払いが難しくなったということを目にすることがあり、新型コロナ感染症は利用者の生活に大きく影響をしていると思われる。

入居者が新型コロナウイルス感染症に実際、感染したホームが4ホーム（全体の2.9%）あり、ケースとしては少ないが、その中でも報告された支援や課題について見てみると、共同生活であるがための困難さ（隔離対応の問題、職員体制の構築など）があることが明らかになっている。また対応マニュアルを作成しているホームもあるが、一方で、前例のない事態であるため、対応が明確になっていないホームも散見され、混乱の度合いが深刻であることがうかがえる。

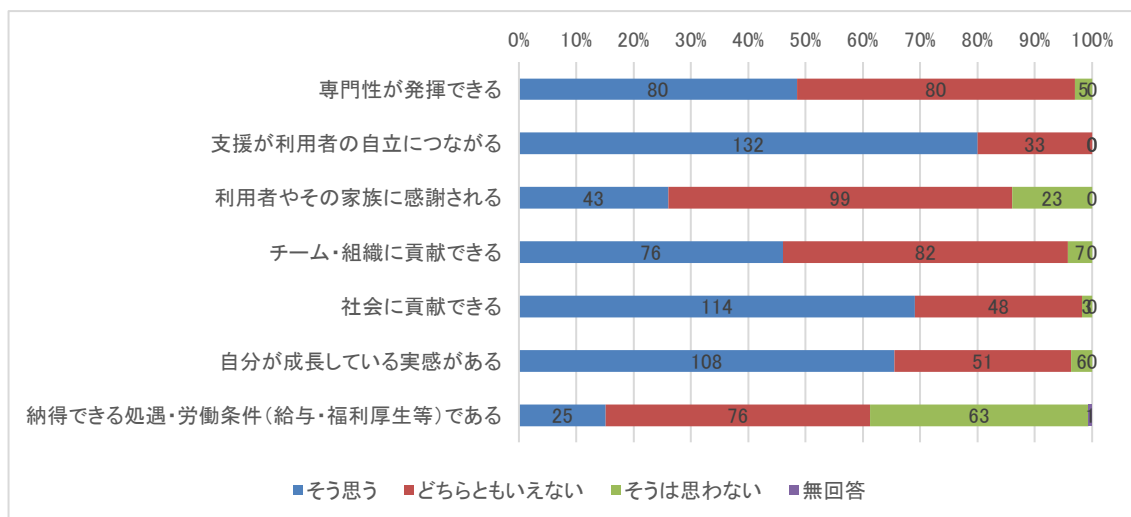
また退居者の状況においても、健康面・精神面への影響があったと答えたホームが2割ある。特に退居者において、深刻なのは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が激減した退居者が増えていると答えたホームが4割を超えており、経済的に頼るところが少ない退居者にとっては深刻な状況につながっているものと考えられる。自由記述に目を向けると、“孤独やうつ状態が続いている”、“住居の不安がある”、“就職先が見つからない”などといった深刻な状況に陥っている退居者の実態がより具体的に記載されている。こういった退居者が公的な援助を受けることは可能であるだろうが、そもそも被虐待経験から対人不安を抱えている退居者がかかわりの少ない支援機関にSOSを出すことができるかは疑問が残る。そのため、公共機関へつなぐための日々の支援・ケースワークの重要性を改めて考え直さなければならないと感じる。

ホーム運営についても、特に感染リスクを回避するために、濃厚接触者やそれに準ずる状態に至った職員への対応とそれを補填するための対応に困難さ（一定の職員の業務過多など）を抱えている実態が報告をされている。そもそも“調査A-2 職員体制”の問題の中でも明らかになったように、ギリギリの職員体制で運営が行われている状況で、職員の感染が明らかになった場合、緊急対応的に職員を確保することは非常に困難である。支援上の問題だけでなく、緊急対応を念頭に置いた職員の確保が望まれる。

E：その他

1. 自立援助ホームのやりがい

1-1. 自立援助ホームで働くやりがい

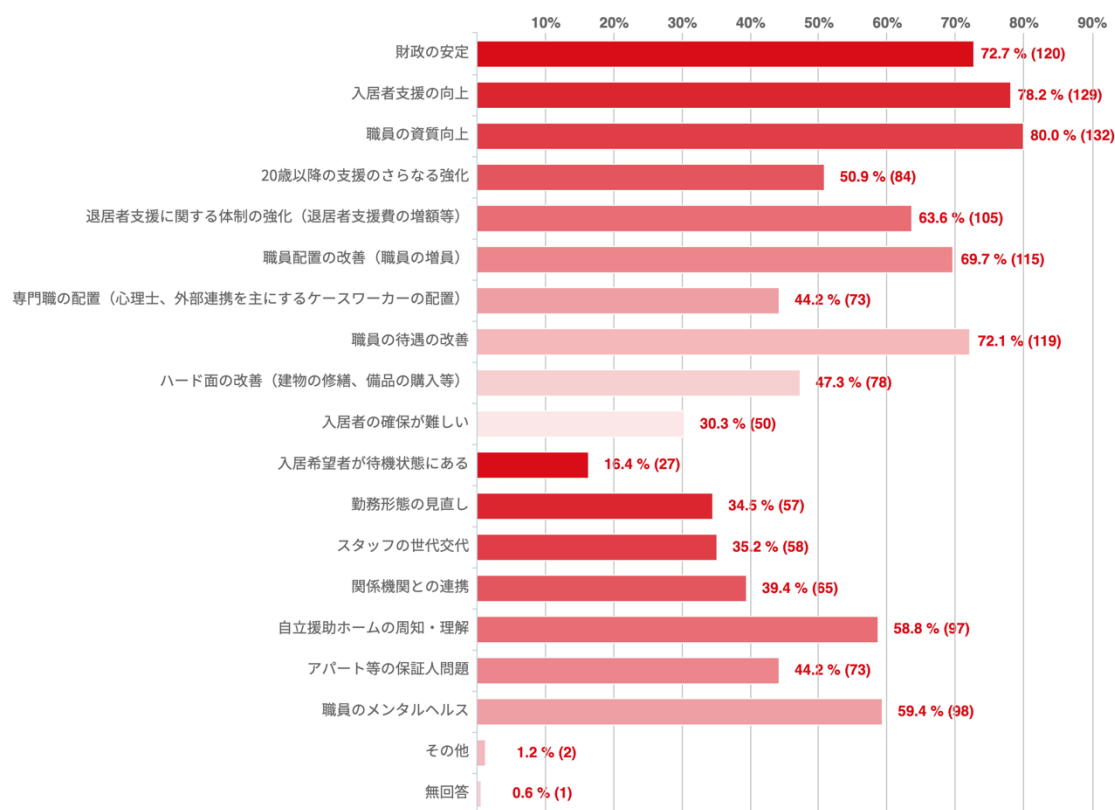


	そう思う	どちらともいえない	そうは思わない	無回答	全体
専門性が発揮できる	80	80	5	0	165
	48.5%	48.5%	3.0%	0.0%	100.0%
支援が利用者の自立につながる	132	33	0	0	165
	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%
利用者やその家族に感謝される	43	99	23	0	165
	26.1%	60.0%	13.9%	0.0%	100.0%
チーム・組織に貢献できる	76	82	7	0	165
	46.1%	49.7%	4.2%	0.0%	100.0%
社会に貢献できる	114	48	3	0	165
	69.1%	29.1%	1.8%	0.0%	100.0%
自分が成長している実感がある	108	51	6	0	165
	65.5%	30.9%	3.6%	0.0%	100.0%
納得できる処遇・労働条件(給与・福利厚生等)である	25	76	63	1	165
	15.2%	46.1%	38.2%	0.6%	100.0%

自立援助ホームで働くやりがいでは、項目のうち「そう思う」の割合が最も高かったのは「支援が利用者の自立につながる」で80.0%(132ホーム)であった。反対に、「そう思う」割合が低く、「そう思わない」割合が高かったのは「納得できる処遇・労働条件(給与・福利厚生等)である」であった。

2. 課題・要望

2-1. ホームの課題



ホームの課題としてあてはまるものをすべて選択するよう求めた。多くの項目に選択があったが、最多は「職員の資質向上」で80.0%(132ホーム)が選択していた。

「その他」としては、人材確保が難しい、との回答があった。

	回答数	%
財政の安定	120	72.7%
入居者支援の向上	129	78.2%
職員の資質向上	132	80.0%
20歳以降の支援のさらなる強化	84	50.9%
退居者支援に関する体制の強化(退居者支援費の増額等)	105	63.6%
職員配置の改善(職員の増員)	115	69.7%
専門職の配置(心理士、外部連携を主にするケースワーカーの配置)	73	44.2%
職員の待遇の改善	119	72.1%
ハード面の改善(建物の修繕、備品の購入等)	78	47.3%
入居者の確保が難しい	50	30.3%
入居希望者が待機状態にある	27	16.4%
勤務形態の見直し	57	34.5%
スタッフの世代交代	58	35.2%
関係機関との連携	65	39.4%
自立援助ホームの周知・理解	97	58.8%
アパート等の保証人問題	73	44.2%
職員のメンタルヘルス	98	59.4%
その他	2	1.2%
無回答	1	0.6%
全体	165	100.0%

2-2. 国や地方自治体に対する要望

国や地方自治体に対する要望を3つまで自由記述でたずねた。その結果は以下の通りである。

- ・ 15歳～20歳までの若者が精一杯働いても、ホーム費、携帯代などを支払うと自分の好きな物を買うには厳しい面があるため、措置費には生活費として補填してやってほしい。
- ・ 20歳までの若者に対して、収入が少ないにも関わらず国民年金の負担を免除してほしい。
- ・ 20歳以降の就学者について、医療費、通学交通費等の支援を継続してもらいたい。
- ・ 20歳未満の児童が自立する際に、児童名義でアパートの契約をやりやすくなるようにしていただきたい。
- ・ PCやシステム分野でのセキュリティー対策等秘守義務を守れる人材派遣のシステム
- ・ SVの設置
- ・ アフターケアの予算確保。
- ・ アフターケアへのより良い環境作り
- ・ アフターケア加算をつけて欲しい。
- ・ アフター費用の負担
- ・ スタッフに払える給料について、消費税が上がリ、最低賃金が上がっている中で、最賃割れを起こしたりしかねない。待遇の改善を求めます。入居者が「この時給じゃ嫌だ〜」(←これはこれで社会を知らないからなのですが)といいながら仕事選びをしている時給と変わらないものしか出せない。
- ・ スタッフの処遇が改善されるよう体制を見直してほしい。
- ・ スタッフの配置基準の改善
- ・ ステップハウスのような退居後のフォロー施設の制度化
- ・ ステップハウスの整備補助
- ・ ステップハウスの設立
- ・ ステップハウスの補助
- ・ ステップハウスの利用
- ・ ステップハウスやアフターケア事業を拡充し、ホームを出た後もホームが関わっていきける仕組みが欲しい
- ・ ステップハウス援助支援
- ・ ステップハウス等のハード面での整備拡大
- ・ ステップハウス補助又は加算
- ・ ホームの数を増やして欲しい。
- ・ ホームを退所した後の支援継続のための資金を用意してほしい。
- ・ ホーム職員の待遇についての支援(勤務継続のため)
- ・ マイナンバーカードの発行を住民登録自治体以外の住所でも取得できるようにしていただきたい。
- ・ まずは自立支援の実態を知ってほしい
- ・ もう少し職員体制を整えたい
- ・ 安定運営の為、保護/委託単価を上げて欲しい
- ・ 安定的な運営のための措置費の増額
- ・ 一時保護の委託先として無料低額宿泊所が使われることがあるが、保護所がいっぱいという理由だけで委託するには、十代の住環境としては合わないように思える。視察などして、どんな環境か確認した上で、委託してほしい。また保護所の余裕を持って、本当に子どもに必要かどうか考えてからの入居にしてほしい。
- ・ 一時保護所の改革
- ・ 一時保護所の設置
- ・ 一般生活費の改善
- ・ 一般生活費を、全員に特別基準と同程度を出してほしい。
- ・ 一方的な押し付けはやめてほしい
- ・ 運営が安定するよう改善してほしい。
- ・ 運営の安定性

- ・ 運営費の拡充
- ・ 運営費の増額
- ・ 運転免許の取得など地方格差に応じた支援制度
- ・ 援助ホーム入所基準の改正
- ・ 横のつながりを増やすための交流会・勉強会など
- ・ 何かの時に職員が個人として保証人になるので何とかしてほしい。
- ・ 家賃の補助はあるが、日常生活における環境改善に対する費用が捻出できないため、がまんさせることが多い。
- ・ 管理宿直者配置
- ・ 関係省庁との現場での意見交換会など連携強化
- ・ 基本給を上げてほしい。
- ・ 基本的人員の増員。児童養護施設の GH 並みの配置
- ・ 勤務形態の変化(宿直ではなく夜勤体制)
- ・ 金融機関等への自立援助ホームの周知と、外国籍の未成年者の通帳を作れるようにしてもらいたい。
- ・ 継続した運営と職員確保のための運営費の安定化
- ・ 研修の充実
- ・ 現在の状況であれば、明らかな労働基準法違反である。労働基準監督署からの指摘を受けることも増えているが、必要な支援を行うことに支障がでている。職員配置基準の見直しが急務である。
- ・ 現場への理解
- ・ 現状の職員配置基準で、未成年の児童に起居をともしする支援を行った場合、労働基準法に抵触する恐れがある。夜間の職員配置について、具体的な指針を国から示してもらいたい。
- ・ 個別対応職員の加配
- ・ 高校生(全日制)の利用者に対する補助金等の充実
- ・ 高校生が入居した際の事業費の見直し(児童養護施設等と同等の扱いにならないか)
- ・ 高校生の医療費の全額負担をお願いしたい。
- ・ 高校生の入居者に対しての生活費の増額
- ・ 高校生の入居者の生活費支援
- ・ 高校生の利用料の負担を自治体でお願いしたい。
- ・ 高校生入居も増えている。その際は養護と同等額を児童に対し支給できるようにしていただきたい。
- ・ 最低基準の改善
- ・ 最低限児童養護施設並みの財政基盤を整える事。
- ・ 財源(措置費等)の安定と増額(入居者向け・職員向け・施設設備の充実向け)
- ・ 財政の安定
- ・ 財政の確保
- ・ 暫定の緩和や数字だけでない事情の理解
- ・ 暫定基準の緩和(次年度やその後も暫定扱いになった場合、職員体制に大きな影響が出てしまう)
- ・ 暫定措置に関する緩和策や特例措置の緩和
- ・ 暫定定員にせずに定員にしてほしい。
- ・ 暫定定員になった時、赤字になる不安です。継続出来ず、廃止する心配が常にある。
- ・ 暫定定員の緩和
- ・ 暫定定員の見直しを図り、安定運営できるようにしてほしい
- ・ 暫定定員の設定により安定したホーム運営に不安を感じる。(条件の緩和を希望します)
- ・ 暫定定員はせめて4名の保証が無いと運営が出来ない。
- ・ 暫定定員を失くして欲しい。
- ・ 暫定定員以上の人数の入居者が入った際、事業費の協定人員もその人数分頂きたい(正規入居者だけでなく高校生のような長期一時保護者も人数にカウントしてほしい)

- ・ 暫定定員制度の緩和。自立援助ホームは入居者の入れ替わりや同時期の退居もあるため、入居者数が安定しない。働く覚悟がまだできておらず、家に戻るケースやパートナーのところへ行く入居者も多い。
- ・ 暫定定員制度の撤廃
- ・ 暫定定員設定のない仕組みの再考
- ・ 暫定定員払いの基準緩和。
- ・ 子どもが自立するにあたって、仕事、アパート、携帯、車などの保証人問題
- ・ 子どもが破損させたホーム内の修繕費や改善費の支給を希望
- ・ 子どもに格差が生まれぬよう措置費の要件等を見直してほしい。
- ・ 子どものケアに努める職員として、親子関係の改善にもっと力を入れて欲しい。子どもにだけ努力を強いる社会はどうかと思う。
- ・ 支援スタッフの人員配置
- ・ 施設整備に対する支援
- ・ 施設退所者に対するメンタルヘルス(カウンセリング、セラピー)費用の負担(健康保険外)
- ・ 資格取得特別加算費を実費の満額支給にしていもらいたい。
- ・ 事業として国の予算があっても県では予算がつかないため実施できないことがある。国から県に積極的な事業実施について指導していただきたい。(住んでいる地域によって受けられる支援に格差が生じている)
- ・ 事務に関する経費補助
- ・ 事務職員の配置
- ・ 事務費を定員(6名)払いにして欲しい。それが無理なら5名分程度の事務費にして欲しい。雇用の安定なくして、質の高い自立支援はできない。
- ・ 事務量の軽減
- ・ 児相ケースワーカーによっての支援方法の違い
- ・ 児童自立生活援助事業を必要としている児童に、もっと支援が行き届くよう、市町村の関係部局に(都道府県を通じて)国から周知のための通知を发出してほしい。
- ・ 児童相談所が新規で受け入れる年齢の引き上げ(18歳未満から23歳未満へ)
- ・ 児童養護施設との機能分担の再定義、明確化
- ・ 児童養護施設等体制強化事業の要件の緩和
- ・ 児童養護施設同様職員配置を増やす
- ・ 自治体の格差で、自動車免許取得の補助(金銭的な格差)は、就労の格差へと連鎖していく
- ・ 自分で健康保険に加入できる状態になるまでは医療費を出してほしい。
- ・ 自由に使える助成金の拡充
- ・ 自立援助ホームから進学する児童が増えてくることを考慮して、大学進学等自立生活支度費の支弁施設に自立援助ホームを加えて欲しい。
- ・ 自立援助ホームでも、虐待など家庭的な環境上の理由での入居者が増加している今、小規模な家庭的な環境での養育環境を提供できるため、養護施設の小規模グループホームや、地域小規模児童養護施設と同等の措置費の処遇を希望します。
- ・ 自立援助ホームと一括りにするのではなく、障害を持っている子どもを専門的に援助する施設等、細分化して欲しい。
- ・ 自立援助ホームに対する理解
- ・ 自立援助ホームに来る施設出身(児童養護、児童自立)の子どもたちに事前にSSTを受講させていただきたい。子ども自身の成長になるので。また、自立援助ホームに入所する児童に措置元がSSTを受ける機会を作ってほしい。
- ・ 自立援助ホームの周知・徹底。
- ・ 自立援助ホームの数と入所希望者数のバランスをとるために新規設置数を設定する必要がある。
- ・ 自立援助ホームの卒業生は、養護施設の子供、里親の子どもがもらえる知事からの高校卒業祝い金がもらえない。処遇先で差別は許せない。現在交渉中。
- ・ 自立援助ホームの多くは小規模な特定非営利活動法人等により運営されているため、暫定定員に起因する経営不安は地域の社会的養護の力を削ぐことにもなりかねず、常々懸念している。かねてから発出されている暫定定員の回避要件について、柔軟に運用するようあらためて各都道府県市に通知していただきたい。

- ・ 自立援助ホームは子どもを自立に向けて出すための施設なので、月初の在籍者数平均で暫定を組む基準とすることに合わない。暫定を免れるために子どもの退所を妨げなければならない状況が生まれかねない。
- ・ 自立援助ホームを、どこにも行けなくなった児童の最後に行くところにしたくない。
- ・ 自立援助ホームを必要とする入居者の成育歴背景の多様化に伴い、児童自立生活援助事業の枠内でおさまらない支援や対応が多い現状に目を向け、理解していただきたいです。心理的ケアの必要や被虐待児、愛着障害等、またそこから派生する人間関係形成の難しさや就労の難しさなど。
- ・ 自立訓練室の設置
- ・ 実のある支援を物心両面でお願いしたい
- ・ 社会的養護自立支援事業の柔軟な対応
- ・ 社会的養護自立支援事業は“継続”が前提となっているが、一度、退居したものの再入居についても 22 歳年度末までであれば、支援の適応をお願いしたい。
- ・ 就学者自立支援や社会的養護自立支援の利用が行政間で違い、県内の利用者では予算が取れてないから利用できなかったり、県外の利用者には予算が取れているので利用できたりする。
- ・ 就労できない者への医療的支援・国民健康保険料の支援
- ・ 就労の場合でも一般生活費の増加希望
- ・ 柔軟な地方自治体の対応
- ・ 宿直回数が担当一人当たり10回を超えているため改善が必要と感じます。
- ・ 処遇手当の支給を要請希望
- ・ 障害者受け入れ加算
- ・ 常勤職員を増やして欲しい
- ・ 常勤心理士の配置
- ・ 常時 2 人勤務の体制が取れ、且つ職員 1 人あたり週に 1 回の宿直で運営が出来る職員の配置。
- ・ 情報共有・連携の強化
- ・ 職員スキル向上のための研修
- ・ 職員のメンタルヘルス
- ・ 職員のメンタルを保つための制度を用意してほしい。
- ・ 職員の斡旋をよりしてほしい。
- ・ 職員の家庭の介護などもあり、急な勤務変更などが必要になるが、現体制では対応ができない。緊急時を想定した職員体制の強化が必要。
- ・ 職員の最低配置基準の見直し
- ・ 職員の処遇、待遇の改善。
- ・ 職員の処遇をもっとよくしてください
- ・ 職員の増員(予算の増額、現場の勤務状況を知ってもらいたい)
- ・ 職員の待遇の向上
- ・ 職員の待遇向上
- ・ 職員の定数の見直し(2.5 人は労基違反である)6 人の定員に対して 4 名の配置を希望。
- ・ 職員の配置基準の見直し(2)
- ・ 職員の配置基準の増員
- ・ 職員の配置基準を改善して欲しい
- ・ 職員の配置基準を上げてほしい
- ・ 職員の配置人数が少ない
- ・ 職員の配置人数の見直し
- ・ 職員を 2.5 名から 3.5 名にしてください。
- ・ 職員研修に係る経費の助成
- ・ 職員研修の機会の増加 職員の資質向上とモチベーションにつながる

- ・ 職員雇用のための人件費にあたる費用の支給を増やしてほしい。
- ・ 職員定数 2.5 人は少なすぎるので、増員をお願いしたい。
- ・ 職員定数の増員
- ・ 職員定数増。
- ・ 職員配置の改善(2)
- ・ 職員配置の改善(増員)。
- ・ 職員配置の見直し、処遇改善
- ・ 職員配置の最低基準改善。専門職配置でなく最低基準の見直し。
- ・ 職員配置の増員(2)
- ・ 職員配置を増やして欲しい。
- ・ 職員配置を増加してほしい。
- ・ 職員配置改善
- ・ 職員配置基準(管理者別枠)
- ・ 職員配置基準の改善
- ・ 職員配置基準の見直し。自立援助ホームは入居者が働くこと前提なので、入居者によって休みや働き方がバラバラなので、ホームに職員が常に必要となる。余裕を持った勤務体制でないと、高校生や仕事の継続が難しい入居者への支援が難しくなってくる。体制強化事業の開始や条件の資格なしなどの条件を緩和してほしい。
- ・ 職員配置基準の充実
- ・ 職員配置数の改善
- ・ 職員補充が難しい。配置基準と共に、若い人が働きやすく魅力的な職場となるよう職員の待遇改善につながるような制度・政策をさらにご検討いただきたい。
- ・ 心理士を雇用できる人件費が必要です。親子関係が築けていない児童が多く、職員の志がくじける場合が多い。児童の心の成長を促す支援方法の習得が必要です。短期間での支援では児童を助けられない難しい仕事です。
- ・ 心理士配置に関する増額と条件緩和
- ・ 心理職の配置
- ・ 心理職等の専門職の配置
- ・ 心理的ケアが可能な機関又は施設の設置
- ・ 新たな事業やメニューが新設されても、県単位では十分な活用に至っておらず、地方では予算が取れないので、国の100%補助で運用して欲しい。
- ・ 親権について(虐待などにより、親の同意を得ることができない場合の対応を柔軟にしてほしい)
- ・ 人員体制の強化
- ・ 人件費 2.5 人分のみでは労基にひっかかる。最低 4 人ないし 6 人付けていただきたい。
- ・ 人件費が少なすぎる、勤務時間が長すぎる、ゆえに働く人がいない。
- ・ 人件費などの理由による職員不足に対するサポート
- ・ 人件費の増額、県単補助金の不安定さから措置費の予算確保
- ・ 人材確保に関する費用の捻出
- ・ 人材確保のため労働環境改善
- ・ 制度設計と運用のされ方の解離を是正してほしい。(高等教育にむけた精度はあるが、児相の職員が利用させたい人は就労の継続や高等教育に向けた人ではなく、施設不応やグループホームまでのつなぎのようなことが求められる)
- ・ 精神保健福祉士受検資格取得の実習免除対象施設にしてほしい
- ・ 責任ある仕事にふさわしい待遇が出来るよう措置費を考えていただきたい
- ・ 専門・短大・大学等に進学を希望する利用者への奨学金や生活費等の充実
- ・ 全ての高校生に対して、特別育成費他進学費用を措置費と同等に
- ・ 全日制高校に通学している児童がホームを利用しやすくなるような補助をしていただきたい
- ・ 措置施設への転向

- ・ 措置費で暫定定員を打たれると人件費などの固定費がある為、財政的に厳しい。いっそのこと措置費でなく障害福祉サービスのよう
な給付費制度にしたらどうか？
- ・ 措置費の改善
- ・ 措置費の拡充
- ・ 措置費の基本単価を上げる
- ・ 措置費の増額。
- ・ 措置費の定額払い(暫定定員の撤廃)
- ・ 措置費は妥当な金額であるのか？人件費で出費が嵩み貯蓄は今後出来ていくのであろうか？
- ・ 措置費科目に建物の修繕費等を加えていただきたい。
- ・ 措置費単価の見直し(ホームの児童は、発達や精神疾患等専門的なケアを有し、他の施設で支援困難な児童が措置されることがほ
とんであり、職員の待遇改善は大きな課題である)
- ・ 続けて行くための財政
- ・ 待遇改善
- ・ 待遇向上
- ・ 退居後、親の支援無しで自立するには本人の努力の他に周りのサポートが不可欠。金銭的支援が必要
- ・ 退居後の支援に対する加算の更なる拡充、人員配置基準の緩和
- ・ 退居者に対する 20 歳以降の支援のさらなる強化
- ・ 退居者支援に関する体制の強化
- ・ 退居者支援費の充実
- ・ 退居者への支援にさける人員と予算の確保
- ・ 退居者支援制度の拡充
- ・ 退所後の支援費の創設
- ・ 退所児の雇用の受け入れ
- ・ 退所者に対する支援費(相談員との飲食費など関わり続けるための費用)
- ・ 退所者のアフターケア予算が足りないと感じています。
- ・ 退所者支援にかかる費用にも支援をしていただきたい。
- ・ 退所者支援について:退所者支援費は自治体によってあるところないところがある。国の制度として支給して頂きたい。
- ・ 退所者支援に対する事業を更に展開して強化して頂きたい
- ・ 退所者支援に対する体制の強化
- ・ 退所者支援の資金援助
- ・ 退所者支援の職員の給与をお願いしたい。現在は無給で持ち出しである。
- ・ 退所者支援費の拡充
- ・ 地域の里親支援体制の強化、包括支援、予算確保。里親不調が多すぎる。里親支援が整っていない
- ・ 地域小規模児童養護施設と同等の職員配置
- ・ 地方自治体には、国が開始した補助金事業について、速やかに予算化して実施してほしい。
- ・ 地方自治体は人事異動で担当者が頻りに変わり、その都度考え方が変わるので、事業の成長に繋がらず、国の発する方針と地方
自治体の受け止め方が違い、独自の方向性に転換される。
- ・ 定員 6 名 常勤2非常勤1から、常勤3非常勤1に変更になると助かります。
- ・ 定員6名に対しスタッフの配置が2名では足りず3名に増員したものの、やはり手が回っていないのは事実であり、施設長が突発的
な子どもの対応となると 時間外対応になっているのは仕方がない。身体が2つ欲しい。
- ・ 定期的な修繕費用の確保(児童退居後のハウスクリーニング等)
- ・ 都道府県格差をなくして欲しい
- ・ 土日祝日の関係機関との連絡・対応ができる体制。
- ・ 働けない、収入が少ない子どもの受診券は必要。
- ・ 特性のある子ども(障害)を受けた場合の加算があった方がいい。

- ・ 特別育成費について:上限を設けず掛った費用を全額支給して頂きたい。
- ・ 特別育成費の事務作業が格段に増えて、事務職の配置もなく、直接処遇の質に影響が出ております。実払い?はやめていただけたら助かります。学籍のある児童は何かと入用が多いので
- ・ 特別育成費の請求が煩雑になりました。就学支援の専門の担当者が欲しいと感じます。
- ・ 特別育成費をはじめとした、措置費請求をもっと簡単にできるようにしてほしい。
- ・ 入居児童の学習支援。特に大学生に対して
- ・ 入居者の高校生生の割合が非常に大きくなってきたことを考慮して、一般生活費の支弁を受ける場合の基準を緩和してほしい。
- ・ 入居者へのアフター支援を行ってほしい
- ・ 入居者への専門職(保健師等)のサポート
- ・ 児童養護施設と同等レベルの支援補助
- ・ 入所希望段階で、明らかに自立援助ホームでは難しそうなケースばかり依頼がくる。他のホームで暫定の話を開くと、断るとホームに入所依頼がなくなるのかと不安になる。どのようなケースが男女何人くらい現在待機しているのかなどオープンにして欲しい。
- ・ 入所後3ヶ月までの利用者負担金の創設
- ・ 入所児童の低年齢化による未就学(中卒)、未就労(低所得)に対して、生活費や医療費(保険外診療など)の援助をさらに手厚くして欲しい。生活諸費の対象児童の範囲を広げて欲しい。
- ・ 年齢制限によらない支援期間の設定をしてほしい
- ・ 被虐待児に対する心理的支援の充実
- ・ 被虐待児は育った環境から、低学力による無知、倫理観の希薄、精神的な歪みが甚だしい。それは保護者(養育者)との相互関係に起因している。保護者の教育も重要ではないか?
- ・ 補助金事業を措置費のような義務費事業にして欲しい。予算の取れない県は実施することができない為
- ・ 包括的な相談支援のための加算又は地域連携加算
- ・ 法人に処遇の改善を呼びかけてほしい。
- ・ 豊かな財源確保
- ・ 未成年で一人世帯、十分な収入を得る事はできないが、いち社会人同等の義務が生じている。医療費の補助などが必要に感じている。
- ・ 未成年者への支援の拡充
- ・ 夜間に2人態勢がとれるように、職員を増やせる措置費を出してほしい
- ・ 夜間支援体制強化事業など国が事業実施を策定しても、自治体がやる気がなく利用できない。
- ・ 要望1のように、自立援助ホームに入居を希望する児童の支援の質が多様化してきているため、心理職員配置の加算を自立援助ホームも対象にしてほしいです。
- ・ 要望1のように自立援助ホームに入居を希望する児童の支援の質が多様化してきているため、職員体制の強化(複数人の配置)のための予算や助成を要望します。
- ・ 養護と同等の補助金
- ・ 養護施設の全日制高校生と同じ条件なのに、自立援助ホームでは寮費や医療費等が自己負担になる。不平等に感じる事がある。
- ・ 養護施設の付属では無いと言う、専門性への理解。
- ・ 利用者が20歳以降も手厚い支援を受けられるようにしてほしい
- ・ 利用者が減少した時の経済支援。
- ・ 利用者の医療費補助を拡充して欲しい
- ・ 利用者の確保
- ・ 利用者の教育の支援に関わる予算枠の拡大
- ・ 利用者の歯科受診費を措置費で組んでほしい
- ・ 利用者の退園を二十歳の年度末まで引き上げてほしい
- ・ 利用者の中には障害者が多い。また、入居期間が平均的に短い。しっかりと目的を持って自立するには課題が多すぎる。児童相談所も多忙のため連携がうまくとれない。今は駆け込み寺的な存在の感がある。その辺りを整理する必要があるのではないか?
- ・ 利用者への支援のための全体的な補助金アップ

- ・ 里親不調、児童養護施設不適応児の受け皿となっていることから、児童養護施設同様、またはそれ以上の加算が必要である。
- ・ 寮費が発生しないようなケースの利用者の増加に伴った金銭面を含めた経営上のサポート
- ・ 令和3年度予算要望で実現しなかった項目
- ・ 冷暖房費を実費もしくは支給額を増額してほしい
- ・ 労基で定められている宿直回数を守ることができるだけの職員が確保できる人件費をいただきたい。

3. 全国自立援助ホーム協議会関係

3-1. 地区ブロック・近隣自立援助ホームとの交流

地区ブロック・近隣自立援助ホームとの交流についての自由記述は以下の通りである。

- ・ 合同で研修等を行う。・広報誌の送付
- ・ 1か月に1回、集まって話し合いを設けている。現在はリモートにて。
- ・ 2か月に一度の県内ホームの連絡会議 年に一度の、県内全児相と、全ホームの連絡会議
- ・ 2ヶ月に1度の会議
- ・ あまりしていない。
- ・ コロナの影響でできず、残念。近隣ホームとは電話でやりとり。
- ・ コロナ前は、北関東ブロックの定例会議に参加し、その時の議題でお勉強させていただき、交流会でざっくばらんな話を聞かせていただき、励みになっておりました。近隣ホームとの交流としては、年に数回、ケース紹介や現況についてお話させていただいたり、ホーム長同士、いつでも電話でお話しさせていただいております。
- ・ したいと思うがスタッフ不足のせいでホームを回すのが精一杯のため、交流は夢のまた夢。
- ・ ズーム会議に参加している。
- ・ ブロックでの、研修などには必ず参加していますが交流はそれほどありません、地方に出向いたときなど、お互いに訪問し見学をします。コロナ禍にあっては、今はそれも出来ていません。
- ・ ブロックでは研修会、交流会として年2回程度実施。(今年はコロナで年1回Zoomで予定) 県内では「県内ホーム連絡会」として2か月に1度ランチをしながら情報交換。
- ・ ブロックでは定期的に研修会を実施している。
- ・ ブロックで集まりがあり、積極的に呼びかけていただいている。また、それに極力参加している。
- ・ ブロックのホーム長会議などを通して、個別他ホームのホーム長さんとやりとりしている。
- ・ ブロックの連絡会や研修に参加。その時の交流に留まっている。
- ・ ブロックホーム長会、ブロック連絡会、スタッフ勉強会、交流会、見学、電話やメールオンラインで交流等
- ・ ブロック委員の方の主催
- ・ ブロック会での研修、意見交換会
- ・ ブロック会議での交流
- ・ ブロック会議の開催と交流会による、情報共有
- ・ ブロック会議は例年、年2回程度で、近隣ホームとの定期的な情報交換は無いが、タイミングが合えば見学に出向き意見交換をする。
- ・ ブロック活動や近隣ホームとの関係性を望んで居ますが、時間的余裕のなさから活動出来ていません。申し訳なく感じています。
- ・ ブロック協議会の定例会、研修への参加。県内スタッフの勉強会の開催
- ・ ブロック研修会参加。情報提供、共有。訪問見学。
- ・ ブロック単位の活動はほとんどなく、近隣ホームと合同の研修等、交流を図っている。
- ・ ホーム長会、JT分科会等
- ・ 一緒に研修会を行っている。・ホーム見学を行っている。
- ・ 茨城県は月一で大学教授を講師に迎えての学習会とホーム長会議を行っております。
- ・ 開設したばかりの為、県内の先輩ホーム長へ相談をしたり学ばせてもらっている。
- ・ 該当無し
- ・ 協議会での情報交換

- ・ 近畿ブロックでの交流を定期的に行っている。
- ・ 近畿ブロックの協議会が定期的開催されており、参加しています。互いのホームを見学したりしています。
- ・ 近畿ブロックの研修会には積極的に参加し、研鑽、情報交換をしている。
- ・ 近畿ブロックの方たちと積極的に交流させてもらっています。またスタッフの研修についても受け入れてもらっています。
- ・ 近隣では市単位で会合あり。県単位でも会議などがあるようです。
- ・ 近隣に自立援助ホームがないため特に交流はなし
- ・ 近隣自立援助ホームとの交流は、研修会等で集まる機会がある。その際に近況の情報交換を行っている。
- ・ 月に1度の定例ミーティング
- ・ 月に1度分科会の開催がある。
- ・ 月に一回、都を交えたホーム長会と同日に分科会を開催
- ・ 月に一回のブロック活動、各種役割分担を行い活動している。研修会等を開催している
- ・ 月に一回の集まりと年一回の施設長研修並びにスタッフ研修
- ・ 月に一回ブロック会を開催している。役割分担もできているので小グループの活動も行っている。ブロックで研修会なども開催している
- ・ 月に一度の東京都のホーム長会、同じ市内に男子ホームがあるので、連絡を取り合っています。
- ・ 月一回の定期的横浜市自立援助ホーム情報交換会 開催に出席している
- ・ 研修の運営・情報交換・施設見学
- ・ 研修や委員会など
- ・ 研修や会議があった際に参加している
- ・ 研修会
- ・ 研修会での意見交換や親睦
- ・ 研修会の実施
- ・ 研修会やホーム長会を開催。
- ・ 研修会等での情報交換
- ・ 研修等を通して、近隣ホームと情報交換等をしている。
- ・ 県主催の子相連絡会議に参加(年2回)
- ・ 県内のホームと2ヶ月に1度集まりミーティング(交流会)を行っている
- ・ 県内のホームとは定期的に情報交換を行っています。県内のホームで協議会(任意団体)を作っています。
- ・ 県内のホームは2月に一度の交流会で相談したり普段からメーリングリストを利用して相談等している。
- ・ 県内の自立援助ホーム協議会で月1回勉強会、ケース検討会、ホーム長会議をしている。
- ・ 県内の自立援助ホーム長会を定期的開催。職員間の勉強会を定期的開催。ホーム同士で職員の交換実地研修。
- ・ 県内ホームで2か月に一度連絡会を開催している。
- ・ 県内ホームとは、コロナウイルス感染中に一度集まり、情報共有、交換を行った。ブロックについては、電話交流のみ
- ・ 県内ホームとは、定期的(月1回程度)に情報交換、事例検討会を行い、県への予算要望も行っている。児童養護施設長会の参加もしている。LINEグループで繋がっており、こまめに情報交換をしている。
- ・ 県内ホームとは定期的に定例会の開催、情報交換。また、支援で困ったときには相談等も行っている。
- ・ 県内協議会の設立。月に一度以上の交流(研修及び会議、昼食会)
- ・ 県内自立援助ホームで2カ月に1回ペースで、ホーム長会議の実施。入居児の様子や、措置費等制度に関して、他機関との連携事例などについて意見交換。
- ・ 地区単位で年2回のホーム見学を兼ねた研修会の実施と親睦を深める会を実施。
- ・ 見学情報交換
- ・ 現在は会って話すことが難しいため、ズームによるホーム長会や職員研修を検討している
- ・ 交流なし
- ・ 行政とのホーム長会前に定期的に会議している。
- ・ 香川県内では香自協があり年2回ほどその中で研修会を開催している。また理事、施設長以外のスタッフで人選し研修委員を開きス

スタッフ同士が会って話ができる時間を設けている。

- ・ 今年度は例外として、ブロックとして呼びかけに応じて交流が来ています。
- ・ 今年度コロナ禍で活動はないが、2 か月に 1 回横浜市内の自立援助ホームで集まり情報交換会を行っている。他にも何かあると、メーリングリストでやり取りしている。
- ・ 昨年度、今年度は交流できていない
- ・ 市内にあるホームとの情報交換をする予定。
- ・ 児童相談所での会議に出席して情報交換をしている。
- ・ 児童対応や職員の処遇問題等について、電話等で意見交換を図っている。
- ・ 自立援助ホーム協議会にて交流している
- ・ 自立援助ホーム協議会の全国大会などの参加
- ・ 自立援助ホーム全国大会や会合に参加している。
- ・ 主に定例会。
- ・ 出席していない
- ・ 出来るだけ参加をし、学びたいし、交流を図りたい。
- ・ 諸問題が生じたときに気軽に相談できている
- ・ 情報交換(職員同士)、研修、他施設見学
- ・ 情報交換や支援処遇に関する意見交換の機会を増やしていく
- ・ 神奈川県では、隔月の情報交換会を持っている・
- ・ 相談事など個別に電話やメールで連絡
- ・ 他のホームでの勤務を体験させてもらい、支援の仕方を学ばせてもらった。困った時に電話で相談している。
- ・ 他の自立援助ホームとの交流はほとんど持っていません。
- ・ 対応に苦慮した時に、互いに助言し合う。
- ・ 地区のまとめ役の方々のご配慮で、さまざまに有益な情報をご提供いただき、感謝しています。・いつでも相談にのっていただける体制があるので心強いです。
- ・ 地区ブロック、近畿協議会 コロナ禍の中で限られた交流になっておりますが、自援ならではの問題点等を共有共感することができるといい関係だと感じています。
- ・ 地区ブロックでの研修やホーム長会への参加
- ・ 地区ブロックでの情報交換会・交流会・研修会など輪番で行っている。他ブロックの研修会にも参加する。(コロナ感染症の流行で中断している)
- ・ 地区ブロックの活動には参加できていない。近隣ホームとは、電話等で連絡を取っている。
- ・ 地区ブロックの研修で交流している
- ・ 地区ブロック会の他に隔月でホーム長会を開催。またホーム長以外のスタッフで埼玉スタッフ会を行っている。
- ・ 地区ブロック研修、また近隣援助ホーム訪問等により交流している。当ホームは、運営期間が短く、未熟な部分が多々あるので、地区ブロックや他ホームからの情報により助けられています。
- ・ 地区ブロック担当ホームが交流会や研修会を企画・運営している。
- ・ 地区ブロック長会議や研修会に出席すること
- ・ 地区連絡会の開催時には可能な範囲で参加している。
- ・ 中国ブロックが年間で数回集まり、情報交換を行っている。
- ・ 通信などのやりとり
- ・ 定期定例会 (2)
- ・ 定期的に、情報交換している
- ・ 定期的にホーム長会やスタッフ連絡会の開催 気軽にホーム間で相談が出来るような関わり
- ・ 定期的に会合を持っている。必要に応じて電話での情報交換。
- ・ 定期的に県内ホームのスタッフ会(ホーム長を除く)、ホーム長会が開催されている。北関東東北ブロックの連絡協議会。
- ・ 定期的に情報交換会や研修会が開催されており、困った時には横のつながりで連絡を取り合って情報交換を行っている。

- ・ 定期的は顔合わせがある。
- ・ 定例会を行っている。
- ・ 適宜、県内ホーム長会を開き情報共有を図る
- ・ 電話。
- ・ 電話で話したり、ホーム長会議に参加したりした
- ・ 電話会議や見学など
- ・ 東京とは毎月1回のホーム長会が行われる。その前の時間を使い都社協の自立援助ホーム分科会で忌憚なく意見交換ができる。
- ・ 東京都ホーム長会議、専門職会議、児童養護施設主催学習会など
- ・ 同市内の自立援助ホームホーム長が定期的集まり、情報交換をしながら交流を深めている
- ・ 同法人にもう一所自立援助ホームを運営しているため、相互での連携。道内では年一回をめぐりに研修会などを行っているが、コロナ禍であることや距離の問題があるため、オンラインをもっと活用していけばいいと思う。
- ・ 特になし
- ・ 特になし
- ・ 独自の連絡協議会の形成、実行。
- ・ 年2回のブロック定例会に参加。年6回のホーム長会・年2回の県スタッフ会 年1回の交換派遣研修
- ・ 年に2～3回の情報交換。年に1回の研修の機会を作る。
- ・ 年に一回ずつ研修会と総会をしている。
- ・ 年に数回の研修
- ・ 年に数回の研修時に会うのみ。
- ・ 年一回の研修、ホーム長会議を行っていましたが、今年はコロナ禍により未定です
- ・ 年数回、集まって会議を行うようにしている。
- ・ 必要な問合せは適宜。県内は1か所なので、開設当初から、憩いの家に何かと教えて頂いている。
- ・ 必要に応じて交流、ブロックでは総会・研修会開催
- ・ 平成27年3月より近畿・東海地区連絡会として、定期的に意見交換会や職員研修を開催している。・年間2～3回程度、ホーム長会や職員研修会を開催し、情報共有や支援技術の向上に努めている。
- ・ 訪問(今年はコロナのためあまりできていないが)
- ・ 本年4月に開所し、コロナ禍の状況もあり具体的な交流はできておりません。開所前には、北海道内の自立援助ホームの見学を3カ所ほどさせていただきました。
- ・ 毎月一回ホーム長で会議を開催

3-2. 今後の自立援助ホームのあり方

今後の自立援助ホームのあり方についての自由記述は以下の通りである。

- ・ 20歳以上の支援の拡充、若年出産支援、発達障害者支援など今後、自立援助ホームの役割は多様な展開を見せると思います。
- ・ DVで児童相談所に措置されたり、施設入所する子供達のほかに、思春期にあつて親とうまくいかず家出するなど友達の家を転々としたり、夜の世界で働いている未成年がまだまだたくさんいます。その子供たちに自立援助ホームの存在を知らせる手段を考えてほしい。
- ・ あらゆる分野からの参入により、乱立しているような印象もある。よくも悪くも多様化しすぎており社会的養育という観点から離れていく支援への対応に不安を感じる。入所する児童の背景はそれほど大きな変化はないと考えるが、全国的に新設する自立援助ホームの方が変化している。児童福祉法からかけ離れた運営実態をどう軌道修正していけるのか。
- ・ こうあるべきというのが通用しなくなってきたため、「あり方」を考えるのが難しくなっているように感じる。ただ、児童福祉社の中では最後の砦のような施設だと感じるため、法制度や行政の線引きとしては非常に難しいとは思いますが、自助努力も含めて充実させていきたい。
- ・ これから益々、多様化するニーズに応えられる様に、関係団体との協力関係を作っていくことが大事と思う。
- ・ コロナ禍もあり児童虐待が増加している昨今、より手厚い援助が必要とされている。国からの補助なども増やしていただけたらと考

える。

- ・ ブロック研修が固定メンバーに陥りやすいので、里親さんとの交流もあってもいいのではないかと？又、地域小規模養護施設との交流会を回り、社会的養護の共通の悩みなど共通理解を深めるのもいいのではないかと？
- ・ ホームがそこにあり続ける為にも、どの様に地域に根ざし共生を図るか、各々考えていく必要があると考えます。
- ・ ホームを退所する前に一人暮らしができるステップハウスが法人ごとであり、自分で一人暮らし、グループホームを選べられるシステム？や関係機関が子どもに合わせて連携していくなど「入れられた、行かされた」という疎外感による寂しさが強い傾向がある。子どもの情勢にあった時代が送れたらいい。発達障害や愛着障害など見極めるにも制度でできないなど…ホームと児相と発達や関係機関が連携しないと難しいと思われる。
- ・ 一人でも不遇な子供を減らす。学習や就労等を誰もが受けれる権利がある。惜しみない支援が必要。
- ・ 一般企業が利益を見込んで多数参入しているので、児童が心配である。
- ・ 開所したばかりでわからない。
- ・ 開設して間もないですが、入居者の中でも知的障がいや発達障がい等の方の割合も多く、退居後の住まいや働く場などで障がい福祉サービスとの連携の重要性も感じています。
- ・ 各ホーム、地域に根差し、地域と共生できるホーム運営が求められて来るのではないのでしょうか。
- ・ 各ホームが多様性を持つことはよいが、それが利用したい人の選択肢が広がる方向であることを望む
- ・ 学生の入居の増加、精神的な疾患を持っている入居者の増加もあり、より専門的な支援が求められる。また、20歳を過ぎても支援が必要な入居者への対応も増えると考えている。
- ・ 基本的な理念の共有を踏まえた上で、ホームの特色や独自色を打ち出せる環境づくり。
- ・ 虐待報告件数の増加により、ニーズは高まるが、職員の待遇向上がない限りは時代に取り残されると思われる。
- ・ 現在協議会役員会等で挙がっている懸案事項を、あり方検討委員会で解決に向けて活動していく。
- ・ 現状のままです十分と思っています。
- ・ 限りなく児童養護に近づいたと言われるようになったが職員配置だけは変わらず、受入れ児童の対応は専門性を求められる。一方で、制度が充実されてくると、自立援助ホームの柔軟性が失われるという懸念もある。本質は、子どもの自立支援であって、児童虐待防止が本質だと思うので、今後の自立援助ホーム協議会のあり方や、各ホームの状況把握・情報交換の場は重要になってくると思う。
- ・ 交流、研修の大切さを実感しています。
- ・ 高校在籍の利用者が増えることへの対応(学習支援、進学支援)、心理的ケアを日常生活に入れていくトラウマケアのスキル、発達特性に応じた個別対応の多様化が迫られていると感じている。同時に、退所後の(自立)生活も多様なため、特に退所者には、ホーム以外の応援してくれる人や機関との関係構築が重要になっている。
- ・ 今までの就労就学の支援は行いが、医療の支援が最近増えてきたように感じる。専門性がないスタッフでどの程度の支援が可能なの不安に感じることもある。それによって就労が出来ない利用者に対しての支援も頭を悩ませている。退居者支援も今後重要になる。年々退居者は増える一方、制度に関して言えば、暫定定員の設定ももう少し条件の緩和を望みます。青少年全般の相談機関を中心に相談や連携が取れるようになりたい
- ・ 今までは「働く子どもの場所」だったが、今後は「子どもが働けるようになるための場所」になる必要があると感じています。その為には、やはり、学歴や資格を取得させる必要があり、それに対しての国や地方自治体からの支援が今まで以上に必要になると感じています。
- ・ 今後、被虐待体験等により重篤な心身ケアの必要な利用者がますます増加すると思われるので、専門性の高い職員配置が必要になると思われる。
- ・ 今後のあり方を一度整理し、協議会加盟ホームで大まかな方向性を一致させる必要があると思います。
- ・ 今後も継続して情報交換ができればと思います。
- ・ 今後も自立に向けた若者支援に力を入れたいと思います
- ・ 子どもたちのこれまでの生育環境を理解した上で、それぞれの心の傷に寄りそうことを大事にしたい。そして、一人一人に合った目標に向かって、少しずつ、段階を経て、自立させてあげたい。退所後、身寄りのない子どもには引き続き見守り、いつでも味方でいられる付き合いができるよう長い支援をしていきたい。
- ・ 子どもにより良い自立援助をするために、職員の質とは何かについてより具体的にオープンに話し合い、深めていく必要を感じる。

- ・ 子ども達の安全基地として今後も継続支援を行うのみ
- ・ 支援が多様化しており、関係機関との連携、専門機関との連携が より重要になっている。退後の支援も見据えて、本人を取り巻く環境を整えていくことが大切になると思う。
- ・ 支援を必要としている子供達に、きめ細かく寄り添い、社会に出るまでの短い期間を、充実した時間を過ごす場所になって欲しい。
- ・ 支援実施状況に応じた評価制度の確立に合わせて、加算状況内容を強化して運営の安定性図ることで支援充実を増進させて行きたいと存じます。
- ・ 施設不適応により自立援助ホームを利用する18歳未満児童のニーズが高まっている。児童養護施設等の集団養育では適応できない児童の受け皿としての在り方も求められてくると、今の利用料や措置契約の在り方では不十分にも思われる。
- ・ 私たちの自治体では、高齢児童で、児童養護施設で受け入れてもらえない、行き場のない子どもの受け皿的存在になっており、高校生年齢が殆どである。養護されるべき存在の年齢にも関わらず、大人の都合で利用料を払わざるをえないのは、納得できない。そういった子ども達が困ることのない法整備を願う。今後、そのような児童の増加が見込まれることを鑑み、自立援助ホームのあり方も変わっていくのではないだろうか。
- ・ 児童にとって、‘ふるさと’のような居場所になっていければと思います。
- ・ 児童自立生活援助事業は、地域に必要な事業であると思います。入居者の特性をみるとその支援は困難を要し 専門的知識が必要不可欠となりつつあります。この必要で困難な事業に対し、支弁される費用が少ないと感じています。専門的支援が必要な子を受けるのであれば、それなりの費用を支弁して体制が整った専門ホームでないといけないので、そのような入居者特性に合わせたホームがあってもいいと思う。
- ・ 児童自立生活援助事業は第 2 種社会福祉事業で届出制ではあるが、「実施要綱第 2 条」に「都道府県知事が適当と認めた者とする」とある以上、もっと都道府県が積極的に指導監督を行い、その責任も負うべきである。具体的には、児相や所管課と定期的な協議を行い、地域の自立支援を支える社会資源として、これまで以上に自覚と責任が求められると思う。暫定定員制度によってホームの品質を一定保障するような消極的な施策ではなく、都道府県と自立援助ホームが協働して支援の必要な青少年を支援するという積極的な姿勢が必要なのではないか。
- ・ 児童養護施設が受け入れられない高校生、家庭出身の引きこもりの若者や自立しにくい若者、潜在的な DV 家庭出身の若者の受け皿になると思います。
- ・ 児童養護施設と同等にしてほしい。
- ・ 児童養護施設は失敗させてあげられない施設です。自立援助ホームは失敗させてあげられる(失敗させられないほどのマンパワーがない)。入居者のトライアンドエラーが多数できる場所であるといいなと思っています。すってんてんになるのも、ホームを出たあとそうなるなら、ホームにいる間に1度なればいいと思います。「自分は金銭管理できないんだ(人に頼ればいいんだ)」というのもし一度やらないとわからない。(一度でもわからない) 失敗に涵養なところでありたいとは思っています。
- ・ 自立が難しい子どもも多く受け入れている中で、改めて自立援助ホームの役割を明確化し、その中でホームの特徴や地域性等を活かした差別化が必要。
- ・ 自立を目指しているが環境的に難しい子供達の支援をしていく。
- ・ 自立援助ホームの「自立」の意義について、全自協全体で今一度議論すべきである。※就労・就学支援に特化し過ぎており、入居児童の愛着形成上の問題に焦点が当たっていないように感じる。
- ・ 自立援助ホームのあり方というより、自ホームのあり方を考えているところです。利用者の主体性を守るためにもまず自ホームに主体性が必要と考える事が多くあった、今もその問題を抱えている状態です。
- ・ 自立援助ホームは働いて自立する子どもの支援が目的のはずが、現状では一般就労に向かない入所者が増えており、自立援助ホームの利用料負担が大きな壁になっていると感じる。一般就労できる入所者と、一般就労ができない入所者を同じ屋根の下で共同生活させるのは無理がある。障がいを抱える子どもを受け入るに至っては、個別の担当を配置できるような支援が必要だと感じる。
- ・ 自立援助ホームを必要とする入居者の成育歴、背景も多様化して、児童自立生活援助事業の枠内でおさまりきれない現実、そもそも入居者が自立という事をのぞんでいるのか？理解できているのかという入居に至るまでのプロセスが丁寧にされていない気がして、そのあたりから見直しされていかないと真の自立援助が成り立ちにくいように思います。
- ・ 自立支援を求める者の多様なニーズに対応できるような柔軟な運営ができるような環境と職員の専門性を持つこと。
- ・ 失敗やうまくいかないことを無条件で許され、自立に向けた経験としてそれを積み重ねていける場所。
- ・ 社会のニーズによって必要性を問われる場面が出てくると思います、児童養護施設との違いや、自立援助ホームの理解によって。

- ・ 社会的な認知度が上がる必要があると思います。その為にも人員配置や措置費の拡充を図っていただき、青年の自立を専門性を持って支援できる施設となっていけると良いと思います。
- ・ 社会的包摂から孤立した児童への支援方法の一つ
- ・ 社会的養護のあり方が見直され、自援のあり方も時代の変化に合わせて変えていかなければならないのかもしれませんが、自援は大枠から漏れてしまう子ども達の受け皿として、自援の待遇が改善されてもその多様性、柔軟性は確保していただきたい。
- ・ 社会的養護の最後の砦・仕上げという機能を十分に果たせるよう、その前段階である児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設等に対し、全日制や通信制に通う子どもたちを、きちんと受け入れるよう、厚労省に働きかけ、実践してもらおう。他方で、その移行までも時間がかかる上、子どもの状態によっては児童養護施設等での受入れが難しい場合もあり得るので、自立援助ホームとしても、自立の前段階である養育(児童養護施設に類似した機能)をも、担えるよう、それに見合う人員配置・財政措置を講じるべきであるとして厚労省に働きかけるとともに、自立援助ホームとしても、各都道府県の社会的養護の整備状況に合わせて、柔軟に対応できるように体制を整えていくことが大切である。また、自立援助ホームは、一人暮らしの準備の場であるとともに、一度自立をしても支援が必要な状態が長く続くことを想定し、アフターケアをより充実させていく必要がある。合わせて、地域に自立援助ホームとは別の、退居者の居場所となる場(=退居者とつながることのできる人材)をセットで準備できるようにしていく必要があると思われる。
- ・ 社会的養護の支援機関としてではなく、さらに発展して青少年(貧困、ひきこもり、発達障がいなど)の支援機関として、社会的地位を確立してほしい。
- ・ 社会的養護関連施設全体での機能分担の再検討をしたうえで、必要な役割を果たすべき
- ・ 需要は増えると思うが対応の難しいケースが増えると思う。職員が対応出来るか心配
- ・ 就労できない、継続できない子どもが増えると思われるので、ウチのようにすぐ就労を目指さないスタイルは良いと思うが、対応スタッフの待遇の向上が必要。
- ・ 就労の支援を行いつつ、進学への支援も重要視する必要があると思う
- ・ 就労を前提とした本来の対象者だけでなく、多様な問題を抱えた児童が支援を必要としていることが明らかになり、今後も続いていくと思われるので、対応できる制度を整備していく必要がある。
- ・ 就労以前の問題、課題を抱えている子のホームや 高齢児専用(義務教育終了～18 歳)の一時保護専用のホームなどの住み分けが必要では。
- ・ 宿直職員不在での運営を行っているホームがあると聞いているが、あくまでも福祉施設であるため、宿直者不在での運営は改善する必要があると考える。
- ・ 少年院など出た子どもの受け皿に積極的になれるよう 児相が間に入ってほしい。
- ・ 障がいや非行、ひきこもりへの対応がもっと必要になる
- ・ 障害児は障害福祉サービスに、将来の目的を持って自立を目指す子どもは自立援助ホームにと、入居前に仕分けをしたうえで入居を受け入れるべき。
- ・ 職員の世代交代の時期に来ているが、現在の、職員配置、宿直勤務、事務量の増加、暫定定員との問題が多数あって、給与面を含み、利用者との問題が多い所へ応募してくる職員は、いません。法人内での異動においても、自立援助ホームとなると、辞職してしまいます。このままだと、児童養護の最後の砦が無くなってしまいます。
- ・ 職員を確保するため(昼間の常駐等)の資金を確保できるようにしてほしい。
- ・ 制度にとらわれない柔軟な対応や支援が可能になるとよいと思う
- ・ 制度の狭間の子どもの支援をしてきた経緯を今後も大切にできるとよいと思います。
- ・ 精神科病棟に入院しているお子さんの打診がおおく、生活の中での回復を期待されていることは理解できるが、対応できる体制がない。
- ・ 青少年支援の地域の拠点機関として社会的養護に限らず、幅広い支援を行うことが必要。また相談支援、就労支援(法人が起業して中間的就労として仕事を提供できる…など)を発展的に行うことが望ましい。
- ・ 前述「ホームの課題」の解消を図り、さらなる支援の強化につなげていきたいです。
- ・ 全ての面で、法的整備がのぞまれる
- ・ 全国民への周知、自立援助ホームの多様化。
- ・ 全日制高校に通学中の入居者と就労する入居者は分けられた方がいい。

- ・ 増々増える各種障害者の入居も含めた対応について どのように考えていくべきかに苦慮している。
- ・ 多様なニーズに答えていく必要がある。
- ・ 退所後でも困った時に助けを求められるような場所
- ・ 退所者支援に力をいれていくべきだと思う。
- ・ 大きなところ(ホーム・法人ともに)が円滑な運営が継続すると思う。
- ・ 単純に必要だと思います。しかし熱意のあるスタッフを継続的に雇用し続けることは簡単ではないと感じています。少ない人員で運営しているため、各ホームのスタッフの負担はかなり大きいのではと感じます。また障害を有する児童が増えたこともあり支援の複雑化に直面しています。
- ・ 地域に周知され、誤解されないような場所にしなければならない。
- ・ 地域住民の理解があれば物件も見つけやすい
- ・ 中卒や、高校在学中など安定した就労が難しい入所児童が増えていると思われる。自立援助の前にまずは生活と心身の安定が優先されるため、お金の事を気にせず安心して生活しながら、自分を取り戻しやりたい事を見つけれられるような環境を作ってあげたい。開所してまだ1年だが、児童養護施設や児童自立支援施設的な役割が大きいと感じる。人件費も足りないため、職員がギリギリの人数でこれらの支援を行っているため、人間的、精神的、体力的、経営的にも余裕がない。今後も自立にはまだ遠いケースの入所が続くと思われるため、心身ともに安心・安定した生活を送りながら将来を考えられる場と、育て直しができる場所となるのではないかと思います。
- ・ 働いて、寮費を支払って、貯金して自立、ということがとても難しい。難しい状況の中で、エンパワメントをどのようにしていったらよいか、どのような支援ができるかが悩ましいところ。
- ・ 特にございません
- ・ 特になし
- ・ 入居してくる子どもたちも多様性が出てきており、高校生や働くことが難しい子も多い。従来の働けないといられないではなく、働けなくても見守ることも必要になる。高校生の受入れも増えてきたので、高校に通いながらも生活できるような金銭面の支援なども必要になってくる。
- ・ 入居する子だけでなく、地域(社会的養護出身者、里親家庭、ニート、引きこもり等)に必要な青少年たちの支援ができるようにしていく必要がある。(例:自立支援のデイケアなど)
- ・ 入居児童の複雑な生い立ち成育があるために職員の質や資格を厳しくする必要がある。中卒の職員がいるホームもあるために自立援助ホームの評判が悪くなる。国として職員の資格の規制をする必要がある。
- ・ 入居者、退居者支援は様々な領域に渡る。児童指導員の枠を超え様々な分野に対応できる人材を育成しなければならない。
- ・ 入所児童は皆、母子関係の問題を抱え関係調整していくことが自立心のケア支援につながる。就労支援から就学支援と役割が変わっていく中 ホーム費を入居者に求めるのは困難。全日制高校に通う児童は親からの支援を受ける必要性あり。親から経済的援助を受けることで 将来的には親子関係を取り戻す大きな要素になると考えられる。
- ・ 認知度が低いので、知ってもらうための活動ができればと思う。
- ・ 年々、入居者の抱える問題が大きく、複雑になっているのを感じる。児童養護施設で不適応を起こす児童の多くは学校にも行けず、働く事も困難なことが多く、また思春期になって虐待が発覚しホームに入居した場合は、一定期間経過後に精神疾患が現れる。従来とは「行き場がない」の理由が異なってきていると感じるので、より多機関との連携と職員の専門性、継続性が重要になってくると同時に、積極的な退居者支援が必要になってくると思う。
- ・ 配置基準は変わらないものの、人件費については自立支援担当職員の配置や体制強化事業、地域との関係強化事業等で増加しているが、職員の役割が細分化され、やりにくさも感じる。
- ・ 被虐待ケースなど精神的なトラウマのケアの支援が重要になっているケースが多いため、就労を基本としながらも、各制度を駆使しながら、各人に必要な支援を柔軟に提供していくことが求められると考えます。
- ・ 未成年の入所者対応、ダメな事はダメ、良い事は良い、その事をしっかり指導・援助出来るよう また、横の繋がりや連携、管轄は無視できませんがとらわれ過ぎないように、管轄自治体にホームがない、少ない自治体がある中、子ども達に管轄の枠は必要なし
- ・ 模索中
- ・ 問題を抱えた児童に適した対応のできる専門的な職員の育成と配置が益々必要になると思う
- ・ 様々な特性の入居者が存在している為、それに対応するにはやはり職員定数増が不可欠。

- ・ 様々な問題を抱えた子供達が社会にきちんと安定して適応していけるよう、練習するための場所
- ・ 養護との住み分け
- ・ 養護と変わらなくなってきている印象。就労できない児童の増加に対しては少ない人員で対応が難しく感じることも多い。おそらく障害福祉であろう対象児童の打診も多い。その辺りの対象を広げるには医療との連携が必要であるがなかなか現実的ではないように思われる。
- ・ 養護施設で受け入れられない学生の利用が増えてきている。働く事が第一目標ではあるが、学習支援等様々な支援が必要になってくるのではないかと感じている。
- ・ 利用するにあたり就労が絶対条件としていますが、社会で自立するためには高校卒業は必要と考えます。修学だけを目的とするならば、児童養護施設を利用すべきですが、適応できない児童が多いと感じております。今後、そのような児童を受けるかどうか検討が必要と思っています。
- ・ 利用ニーズが時代や地域によって大きく変わってくる。一様でなく柔軟に対応できる受け皿でありたい。

3-3. 全国自立援助ホーム協議会のあり方

全国自立援助ホーム協議会のあり方についての自由記述は以下の通りである。

- ・ LINE などで速やかに情報を送って下さり、感謝している。
- ・ Q6で述べた部分でのバックアップ的存在であってほしい。
- ・ SNS での発信は、出先等で確認できることも多く有難い。
- ・ SNS 等で情報の発信(助成金、寄付等)は大変ありがたい。
- ・ あまりまだよくわからない。
- ・ いつも細やかなご配慮を頂き、感謝しております。
- ・ いつも必要な情報を送ってもらい、大変助かっている。
- ・ いつも連絡をくださり、ありがとうございます。コロナ禍でも、いろいろなところからの支援金についてのお知らせは有難かったです。
- ・ お忙しいところ、多大な時間と労力を使って自立援助ホームの業務を支援していただき、感謝しております。
- ・ きめ細かい情報提供に感謝しています。
- ・ これから益々共に向上していきましょう。
- ・ コロナの時期は、メール等での交流で良いかと思います。
- ・ コロナ禍にありホームページ、SNS などは情報交換の方法として有効だと思います。
- ・ ブロックごとに連携して力をつけていく必要がある。
- ・ ブロックごとの活動や情報の動きに大きく差があり、一部では独自で情報収集や研修が必要になっている。
- ・ ブロック活動の活性化
- ・ ブロック体制については現状な形だと、時間や距離的なことから参加が難しい。
- ・ ブロック内での日常的な交流が活発になると良い。
- ・ ホームが全国的に増えていくなかで、全国自立援助ホーム協議会の役員、執行部の方々の運営や情報発信は非常に大きな存在であり有難いです。全国規模の研修だけではなく、ブロック単位での情報交換や勉強会の場があることはホームの孤立化を防ぎ、不透明なホーム乱立を牽制、防止する役割も担っていると思います。また、調査研究においては、自立援助ホームの歴史やマインドを情熱で伝えることも大切ですが、数字で実状を把握し制度改正や行政へのアプローチしていくための手段として重要なことだと思いますし、既存のホームの意識を把握するためにはなくてはならないものです。
- ・ ホームページ、SNS、メーリング等を介して提供される情報には、有益なものも多く、勉強にも励みにもなります。ぜひ、継続していただきたいです。
- ・ ホーム数が増えているため、現状の体制ですべてのホームの状況把握ができるのか、不測の事態が発生したときに対応が可能であるのか危惧している。
- ・ ホーム数の増加により各ホームの把握が難しい中大変かと思えます。ネットを使った情報配信等も今後検討が必要ではないかと。
- ・ ホーム数も更に増えているので、副会長 1 名増員。その為に会長推薦を 1 名追加。事務局員増加。県内の協議会、連絡会でもブロックの活動経費を使える様にして組織化を図る。
- ・ まだ、加入したばかりなので、今のところ意見はありません。

- ・ まとまった情報を頂けるため助かっている
- ・ メーリングリストでの情報やホームのお便りなどを見ることにより、色々と参考にさせていただいております。
- ・ 運営の方々は、日々の業務の忙しい中とても一生懸命行っていただきありがとうございます。助成金の情報なども随時挙げていただいて利用させていただいています。
- ・ 開所してまだ1年で、コロナ禍になってしまったため、よく分からないことが多いです。色々な情報をメーリングリストで送ってもらえる事は有り難いと感じます。
- ・ 各ホームがいかにか主体性を持って協議会の活動に取り組めるか、常に創意工夫が必要かと思えます。また、協議会の次世代を担う、人材育成にも積極的に力を注いでいきたいと思えます。
- ・ 感謝しかないです。有難うございます。
- ・ 規模は拡大しているが、活気はなくなり、ブロック体制も統一性が無く、ちょっと寂しい感あり。
- ・ 協議会からの通達やお知らせ等々、いつもありがとうございます。協議会につながっているという事が、自分たちホームが孤立しないでいられており、ホームとしての方向性を見失わないという支えとなっております。
- ・ 協議会として、各ブロックに最低限の活動指針みたいなものがあると、組み立てやすいかもしれません。
- ・ 協議会活動や狙いが各地のホームにきちんと届けられているか協議員ホームとして未熟さを感じているところです。
- ・ 今で満足しています。
- ・ 今のままで良いです。
- ・ 細かく様々な情報を発信していただき助かっている。現在コロナ禍と言うこともあり研修など設けられず残念だが、今後を楽しみにしたい。
- ・ 事務局のおかげで色々な情報提供をしていただけるので助かっている。
- ・ 自ホームを抱えながらの協議会の事され、今年はコロナ禍で特に大変な中ありがとうございます。Zoomも参加したかったのですが、時間調整ができず参加できませんでした。LINEで手軽に連絡が頂けれるようになり助かりました。
- ・ 自立援助ホームで働く職員が悩んだり疲れたりしないよう仲間を思いやれるケアラーのためのケアになるような発言があると良いと思います
- ・ 情報も頂けるのでとても助かっています。
- ・ 情報共有がしっかりされている。
- ・ 情報共有がしっかりなされている様に感じます。
- ・ 情報共有や制度への働きかけ等の役割を担っていただきありがとうございます。lineの活用や新しいツールやシステムの開発なども知恵を出し合えるといいと思いますが、一部のホームに負担になっているところもあるとおもっています。
- ・ 情報発信や意見収集などそれなりに頑張っている。
- ・ 情報発信等感謝している
- ・ 職員の研修などもあり、大変助かっている
- ・ 新設のホームが軌道に乗るまでは、地域差があつて地方と都会では入居率の差がありすぎると思う。また、里親、ファミホ養護施設でも最長22才まで置けるようになったので、当ホームに入所する児童の打診すらない状況。このような状況の中でも職員態勢は万全を期している。1年目は事務費定員払いであっても、2年目はどうなるのか不安である。とても大事な、とても必要な施設であるのにと思っている。
- ・ 人材確保は、他の機関(mpoなど)と連携しながら取り組んでいけたらと思います。
- ・ 制度交渉をしっかりやっていたい。
- ・ 積極的参加ではなく申し訳ございません。
- ・ 全国においてもブロックにおいても、自立援助ホーム全体を考える人たちと、そうでない人達との乖離が心配。
- ・ 全国の自立援助ホームが情報共有できる場であると思う
- ・ 全国協議会の研修や情報の発信、また意見を聞き取り関係機関に要望していただいていることなど非常に助けられております。運営等についても特に申し上げることはありません。
- ・ 全国組織として自立援助ホームの運営 交流 問題解決機関としての機能があることに大きな意義を感じている
- ・ 全国大会や研修がコロナの影響で中止となったことで、大切さが身に染みだ。LINEでの情報提供は、大変助かります。
- ・ 全自協の中でも各ブロックがあり、その中でかわりが必ず年1回ある事がとても有難い。今年はコロナもあり研修会等の開催が出

来ないのが本当に残念である。

- ・ 相談できる場所があり、心強い
- ・ 大きな組織になり事務局の負担が増えているのではないかと思う。国からの情報がすぐに共有できるので助かっている。
- ・ 大変有意義な会であると感じる
- ・ 団体の信用性についてもホームページで判断される時代なので、ホームページの刷新とこまめな更新は必要であろうと思う。協議会のLINEはタイムリーに情報を得られるので、非常にありがたい。
- ・ 知名度をあげる施策をお願いいたします。児童養護施設の職員から見学に来たいという要望をいただくこともあります。組織だってそのような交流があっても良いと思います。
- ・ 特にありません
- ・ 特にございません
- ・ 特になし
- ・ 特に思いつかないので、他の方々の意見を伺いたい。
- ・ 特に無いです。
- ・ 特に無し。
- ・ 日々のご苦勞を考えると、少なからず共、役員報酬的な分野を強化していかなければならないと考えています。専任職員が必要だと思います。
- ・ 日々の業務をこなしながらタイムリーに全国的な情報を発信できるとは思えず、情報発信等は専門に業務を委託して取り組んでもらう方がよいような気がする。
- ・ 日頃からメールでの周知等、細かい情報提供に感謝しています。
- ・ 日常業務が大変な状況の中、協議会運営にご尽力していただき感謝の気持ちでいっぱいです。
- ・ 非常に多くのことを助けられています。法人化のお話が出ていますが、具体的に進めていただいて、多くの自立援助ホームの運営バックアップ組織になっていけばいいと思います。
- ・ 勉強中です。すみません。
- ・ 法人化して専門職員を配置できればと望みます。そのため、多少の会費増額は止むを得ないと考えます。
- ・ 問題に感じていることはありません。いつも大変お世話になっているので感謝しかありません。特にホームページの言葉一つ一つが支援者である私たちを励ましてくれています。各種大会・会議も有意義であると感じています。
- ・ 役員の皆様には、自らのホーム運営で大変な所、毎回、最新情報を下さりまして、大変感謝しております。
- ・ 有用な情報などの取りまとめや共有に感謝しています
- ・ 様々な集まりや企画、提言など、大変助かっています。いつもありがとうございます。全国だけでなく、ブロックや県でも会議・研修も増えて、とても有意義ですが、職員体制に余裕があるわけではないので、子どもとの関りが減ったりしないように配分を考えて行かなければと考えております。
- ・ 良いと思います。事務局が丁寧で助かっています。
- ・ 良くわかりませんが、情報が多すぎて対応が難しいです。

3-4. 全国自立援助ホーム協議会に対する要望

全国自立援助ホーム協議会に対する要望についての自由記述は以下の通りである。

- ・ Q7と同じ
- ・ いつもありがとうございます
- ・ これからもよろしく申し上げます(2)
- ・ コロナが蔓延している中で、従来の会議や、大会ができないので、何とも言えない。
- ・ コロナなので、遠隔ツールももっと使いたいです。ビデオ会議が可能であればブロックも地区である必要がないのでは？(実際集まる時はブロックがいいと思いますが)
- ・ コロナ禍の中で zoom という良いアイテムが浸透してきているため、是非これからも研修会以外で時間を設け全国のスタッフと繋がるチャンスを活用してほしい。各ホーム長、中堅、新人等分類をして開催するのも有難いです。
- ・ ご苦勞様です。協議会職員としてのポジションを作り、賃金をもっと支払い全国の恒常化に努めてほしい。

- ・ タイムリーな情報、助成金の情報など、とても役に立っています。
- ・ つねに、様々なサポートしていただき感謝しています。
- ・ つぶやきを拾い上げて頂くところがあつたら…あるのかも？ですが、今年は…も？いろいろありました。
- ・ ホームを抱えている方たちの運営ですので、過労にならないよう宜しくお願いします。
- ・ ホーム運営でご多忙のところいつもありがとうございます。
- ・ ホーム数が増えたため、協議会の負担が大きいのではと感じています。皆さま、いつもありがとうございます。
- ・ ホーム数の増加に体制が追いついていない。ブロック研修の充実のために協議会役員の派遣等も考えてほしい。
- ・ 加盟ホーム間での交流の機会を増やしてほしい。
- ・ 会長はじめ、事務局の皆様にはお忙しい中、本当にいつもありがとうございます。
- ・ 各種規定や規約の統一したひな形を作成して欲しい。防災訓練や避難訓練等のマニュアルを作って欲しい。自立援助ホームは各ホームの独自性を大切にしているというが、ベースとなる基本的標準モデルも必要だと思う。ブロック会議や研修会はインターネットを活用して対応できる環境を整備して欲しい。
- ・ 研修をする機会があれば嬉しいです。
- ・ 研修後の交流会に参加しない方もいるので、研修時に分散会など交流や自由な意見交換の場があればいいと思います。・SNSやホームページで他ホームの取り組みや工夫していること等を紹介して欲しいです。
- ・ 御座いません。本当にありがとうございます。
- ・ 厚労省へ2.5人の人件費の打破をお願いします。
- ・ 行政からのメールが転送されてくるがありますが、内容が複雑でわかりにくい。「つまり何なのか」「各ホームでこれについて回答してください」などの補足があれば助かります。
- ・ 国・地方自治体と連携をしつつ、現場に即した制度・政策ができるように働きかけていただきたい。
- ・ 今のままで良いです。
- ・ 今後ともよろしくお願いします。
- ・ 暫定定員の見直しについて国と協議して欲しい
- ・ 私たちは措置費をいただいて運営していますが、ともするとそのことが当たり前になってしまうことがよくあります。援助ホームの本来の魂、先輩の皆様の過去の苦闘をシェアしていただければと感じています。社会的養育の隙間を埋める援助ホームの意義を毎回確認できるような協議会であり続けてください。いつも私たちを支えてくださり本当にありがとうございます。
- ・ 児童養護施設、里親との連携強化。社会的養護の重要性について政治への働きかけ。
- ・ 自主独立した中身の運営強化が望ましいと思います。
- ・ 自立援助ホームの「自立」の意義について、全自協全体で今一度議論すべきである。※就労・就学支援に特化し過ぎており、入居児童の愛着形成上の問題に焦点が当たっていないように感じる。
- ・ 自立援助ホームの周知を進めてほしい
- ・ 自立援助ホームの性格上、夜間に職員配置がないなどありえないと考える。しかし職員定数を考えると、経済的に厳しい状況になっている。児童養護施設に近づけるよう地位向上を訴えていただきたい。前回の大学生の調査の内容に大いに疑問がある。不備もあり、内容を検討して受けて欲しい。または、助言をして実施するなど。検討してほしい。
- ・ 自立援助ホームは数も少なく認知度も低い。自治体においても使える制度などご存じないことも多く、われわれが法をしっかりと理解しておかないといけないのですが、法も制度も変わります。少ない人数での業務をこなすと言う自転車操業のような勤務形態では、そこを常に新しいものの上書きできておらず、そういった新しい情報を流して下さることはとてもありがたいこと。そこに加えて、子どもたちの環境改善の為、また職員の労働環境の改善のため全国協議会でみなさんの声を拾い上げて、意思決定の場に向けて政策提言をしてほしいと思います。
- ・ 首都圏と地方では情報量と入ってくるスピードに差があると感じる。また、自治体単位で単独の加算や先駆的取り組みもあると聞くので、他県がどのような取り組みを行っているのか、他県ホームはどのように行政に訴えているのか等、広報委員とも協働で情報を発信して欲しい。
- ・ 先駆的な取り組みをしている都道府県があれば事例を紹介して頂けると有難い。地域差はあるが、他の県や市への良い取り組みが広がると良いと思う。
- ・ 全国規模で支えてくださる体制が確立していることに心強さを感じています。これからもよろしくお願いします。

- ・ 大変な仕事をお願いしており、感謝しております。
- ・ 特にありません(4)
- ・ 特になし(10)
- ・ 特になし。現状で、満足しています。
- ・ 内輪の情報交換にとどまらず、外部の講師を招いて 実践・実例に基づいた研修会をして欲しい。Web会議で。
- ・ 無し
- ・ 役員の皆様、日々の活動ご苦労様です。会員のマンパワーをどう活用するかも検討。
- ・ 役員の方々は頑張っておられると思います。
- ・ 役員会での決定事項は必ずブロック長を通じて全ホームへ周知する。
- ・ 養育を担っている自立援助ホームには、児童養護施設なみの人員配置と財政措置を与えるよう、またアフターケアを十分に担うための人員配置・財政措置を自立援助ホームに対して講じるように、厚労省に協議会として求めている。良くわかりません。

4. その他

4-1. このアンケートへの意見

このアンケートへの意見は以下の通りである。

- ・ C-IIは月平均の在籍者数を出しています。
- ・ webでの提出は大変に助かりました。
- ・ アンケートの取りまとめは大変だと思いますが、今後役に立つ貴重な資料になると思います。お手数おかけしますが、諸事よろしくお願いします。
- ・ アンケートを担当してくださっている担当者様のご苦労に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。
- ・ アンケート作成ありがとうございました
- ・ お疲れさまです!!!
- ・ かなり踏み込んだところまで回答させているので、それなりに活用して欲しい。今後活かさないならアンケートをする意味がない。
- ・ こういう発言出来る機会得て、大変ありがたいと思いました
- ・ このアンケートは一時保存機能がないため、回答中に用事ができたときに、一から回答し直さなければならない。また、A～Eの設問毎の送信回答なので修正ができない。
- ・ このようなアンケートに本音で記入できるホームは有難いです。各ホームでの悩みは違いますが似ているケースなど、何か意見を出し合える時間を設けてほしいです。zoomというアイテムがある事で、研修会に参加したら顔見知り→話が気軽にできる関係まで自分の視野が広がるからです。私が経験したので…
- ・ このような調査は、重要だと思う。特に暫定になり経営が厳しくなっているホームもあるので、もっと突っ込んで、暫定にならないで済んだ事例を調査してほしい。
- ・ ソレイユはこの10月中旬、木下のギブアップ宣言により、閉所も視野に入った状態になりました。法人の理事の方々、児相の担当者と医療専門官、ソレイユのスタッフの助けでこのアンケートに答える事ができています。アンケートの準備からまた回収後も大変だと思います。ありがとうございます。
- ・ ネット回答の方法のアンケートでよかった。
- ・ やりやすいアンケート方式でとても嬉しくありがたかったです。今後ともよろしく願いいたします。
- ・ よろしく願いします。
- ・ 意見、要望をまとめて出していくことはとても重要だと思います。
- ・ 応えるのが難しい項目は外しました。
- ・ 回答をプリントアウトできるとよいと思います。
- ・ 監査、理事会等(決算期)にあたるため、時期を変更してほしい(継続的に行うのであれば)。
- ・ 記入項目、特に似通った項目が多く、回答も答えること流されてしまいそう。調研の苦労を知っているだけにもっとゆとりをもって、対応しなければと思ってしまいます。その期待に応える回答したかは少々不安です。

- ・ 項目数が細かく、業務を行っていくうえでの実施が負担が大きい。
- ・ 作成、お疲れ様でした。やってみると意外と時間を取られずにできましたが、その分、作成してくださった方がご苦勞をされたと思います。ありがとうございました。
- ・ 参考のために結果を教えて欲しい
- ・ 子どもとのかかわりの難しさはアンケートの回答では伝えづらいと感じた。
- ・ 自治体に確認している中で返事が間に合わなかったり、しっかりとした回答が出来なかった項目あり。すみません また、詳しくすぎる内容で回答に戸惑いもありましたが、今後の自立援助ホームのあり方を考えるうえで、必要な内容であり、調査であると感じました。アンケートでは伝わりきれない事があるかもなので、コロナに影響はされますが、直接的な会議や議論の場も欲しいかな・・と感じました。係の皆さん、この後の集計も含め大変な作業だと思いますが、よろしくお願いします。ご苦勞様です。ありがとうございました。
- ・ 質問数が多い
- ・ 初めてだったため、具体的な記入例等があるとよかった。
- ・ 振り返る機会になったと同時に、国や地方自治体に要望をしていければと思います。
- ・ 退居者支援を行っているホームの実態調査を行って欲しいです。国への強い要望のため
- ・ 調査が制度政策につながるように努めたい。
- ・ 調査研究委員の皆さんに、取りまとめをお願いすること、大変、申し訳なく思います。お忙しいなか、いつもありがとうございます。よろしくお願いします。
- ・ 調査票を作成するだけでも、調査研究委員の皆様は大変な労力を費やされたらと拝察いたします。入力もし易かったので、少しでも委員の方のご負担が減ったのであれば、ネット回答に賛成です。ただ、締め切り期間内であれば、回答途中の一時保存や入力のし直しができる、より有難いと感じました。
- ・ 提出が遅くなり申し訳ございませんでした。集計等、大変だと思います。よろしくお願いします。
- ・ 提出が遅くなり大変申し訳ございませんでした。
- ・ 締め切りが短すぎます。
- ・ 特にありません
- ・ 特になし(8)
- ・ 膨大なアンケート集計と分析、調研の皆様大変お世話になります。
- ・ 無
- ・ 無し

コラム：調査フォームE（その他）

屋代 通子

今回の実態調査では、E項目において、自立援助ホームで実践する上でのやりがい、ホームとしての課題、行政への要望、ブロック活動や協議会について尋ねている。

とりわけ、今後の自立援助ホームのあり方について各ホームの考えを聴いているのが注目される。

わたしたちが会える10代後半は、本来、少しずつ活動範囲も広げ、多くの経験をすることで自らの将来像を構築していくべき年代であろう。ひと口に「自立」といってもそこへ至るルートはさまざまだし、現実には、自立は人生のゴールではなく、一度そこに到達したら終わり、というようなものではない。しかし一般に社会的養護の下で育つ方々は、この年代に、いやおうなしに社会的・経済的自立を急がされてしまい、多様な選択肢の中で試行錯誤する余裕を持ってないことが多い。だからこそ、自立援助ホームの事業に乗り出すわたしたちも、さまざまな分野で若者の問題に取り組み、それぞれの視点から、若者の自立を考えてきた。それだけに、目指す自立像やそのルートは多岐にわたっている。

もともと制度外で活動してきたこともあって、「自立援助ホームって？」と訊かれたときに「こう」と答えることが難しい。それでも4、5年ほど前までは、「家庭からの支援を期待できず、自立を迫られている10代後半の若者が『働きながら』その準備をする場所」というような共通項があったと思うが、今や働くよりも学業を修めるほうが主になる入居者も急増しているし、むしろ積極的に勧めているホームもある。心身の状態により、働けないことが前提で入居してくる、あるいはそのような打診を受ける場合もある。

一方では、「働く若者の場所だから働かせなければ」と就労支援に苦勞に苦勞を重ねるホームがあり、一方では就学の継続や障害受容に心を砕くホームもあり、中長期的な生活の場であるのに、一時保護所としての機能を期待され、暫定を避けるために受け入れるホームもある。一体、自立援助ホームは誰のために、なんのためにある場所なのか。

2019年度から、協議会でも「自立援助ホームを名乗る以上、最低限全国のホームがすべきことは何か」を模索して、あり方検討が始まっている。残念ながら2020年度はコロナ禍により、活動が制約されたが、今回のこの調査で浮き彫りになってきた各ホームの思いをしっかりと受け止めてほしいと思う。

この15年ほど、自立援助ホームに関わる調査のいくつかに携わらせていただいた。多忙な業務の合間に調査にご回答いただくのは心苦しくもあったが、調査に回答する立場で言えば、それによって業務や支援を振り返ることもでき、整理することもできた。また、さまざまな回答に接することは、大きな学びにもなる。行政や、広く社会に訴えていくための大きな力にもなる。だからこそどうか、すべてのホームのみなさんに、この報告書を丹念に読み、力としていただきたい。

おわりに：2020年度調査について

鳥取フレンド 内藤 直人

まずホームの運営状況に目を向けると、3年未満のホームが3割を超え、半数以上がNPO法人となっている。新設のホームが多く開設されてきていることは喜ばしく思うが、一方で、財政的な基盤の不安定さについて危惧されることであり、新設ホームが安定した状況に至るまでの支援が必要である。法人内での別事業については、障害児・者支援を行っているホームが約3割にも及んでおり、必要と考えている研修は「知的障害・発達障害」の研修を選んだホームが多い。そのことは自立援助ホームに入所してくる若者と“障害”のとかかわりが以前にもまして、密接になってきていることがこういった項目からもうかがえる。

多くのホームが職員体制の不十分さ、職員の待遇の低さ、職員確保の困難さを訴えており、「安定した運営が見通せないため不安を感じる」と答えたホームが約7割となった。中身を見ていくと、やはり暫定の不安を抱えている（暫定定員の設定をされたホームが約3割）ホームが散見される。また給与については、各ホーム事情があるにせよ、ホーム長の月の手取り給与が20万円を切っているホームが約2割となっており、常勤の給与（ハローワーク募集ベース）についても20万円を切っているホームが約5割（うち15万円を切っているホームが1割）となっている。起居を共にする職、あるいは若者の自立支援を行う専門職として十分な待遇であるとは言い難い状況にあり、そういった状況が職員確保の困難さにもつながっていると思われる。

自立援助ホームに対するニーズに目を向けると、従来から言われている被虐待児のケアのニーズが高いが、ここでも知的障害・発達障害のニーズが比較的高くみられる。特筆すべきは、非行少年（反社会行動）の受け皿として、機能してきた自立援助ホームではあるが、近年ではひきこもりなどの非社会行動を行う若者の受け皿にもなっていることがうかがえる。また制度改定もあり、就学者に対する支援ニーズも高まっており、支援ニーズが以前にも増して多様化していると言えるのではなからうか。入居者の状況については、制度設計上は就労を前提とした若者の受け入れを行うことになっているが、多くの若者が支援を前提にしないと就労継続をすることができず、2割の若者は支援をしたとしても就労継続が困難であることが明らかになった。また発達障害・知的障害の支援に関して言えば、ニーズ・課題としては大きく取りあげられているにも関わらず、障害者手帳の取得率を見ると、決して高い数値であるとは言えないように感じる。2つの事案を重ねると、診断（あるいはその疑い）のある若者は多く入居しているものの、アセスメントあるいはその支援のノウハウが確立されておらず、適切に支援を行えていない状況が支援困難につながっているものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症に関する調査について、コラムでも触れたが、そもそも支援、体制、職員待遇もぎりぎりで行っている状況において、新型コロナウイルス感染症によって、さらなる困難に陥っている状況が明らかとなった。入居者・退居者だけでなく、支援者も日々、何かつかめないものと戦っている不安や緊張感に晒されており、普段以上に精神的なケアが必要ではあるものの、このコロナ禍において、業務負担が増えているため、より負荷のかかった状況で支援を継続し続けなければならない状況に置かれている。緊急時の対応も含めた制度・施策が構築されることが望まれる。入居者・退居者については、この事態を通して、不安定な土台の中で生活をしているという実情がより鮮明になった。我々、支援者が向き合っている若者たちが、社会情勢が混乱をきたすと、真っ先にその存在を脅かされてしまうということを心に留めることが大事だと感じた。

編集後記

武蔵野大学 永野 咲

2015年、2018年、2020年と、今回で3つの自立援助ホーム全国調査に関わらせていただきました。日々ご多忙な中で、調査に回答いただいた皆様、本当にありがとうございました。

2020年は、社会的養護全体にとっても、大きな調査の年でした。初めて、厚生労働省がケアを離れた若者たちの実態把握調査「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」を実施し⁵、自立援助ホームをはじめとした社会的養護を経験した若者たちの生活状況がようやく見えるようになりつつあります。社会的養護にとって、子ども・若者たちの実態・声から、支援の現状の制度やあり方を見つめ直していくことは、不可欠な営みです。全国自立援助ホーム協議会がこれまでに続けてきた全国調査も、これからの制度改革の大きな礎になると考えています。

その中で、今回の調査をまとめながら、感じたことを2つあげたいと思います。1つ目には、自立援助ホームの役割が変わりつつあるのではないかということです。自立援助ホームの重要な機能である「働くこと」が難しい入居者の状況が浮かび上がってきました。「働けること＝寮費を払って入居し続けられること」という図式の維持が難しい若者たちをどのように支援し続けることができるのか、自立援助ホームの大きな課題となっていくのではないかと思います。特に、障害のある若者への支援、虐待によるケアの必要性を抱えた若者の支援について、多くのホームからニーズや課題が上がっています。また、約半数がなんらかの教育機関に就学している実態も大きな驚きでした。自立援助ホームの高機能化・多機能化にはこうした入居者のニーズの変化を捉えた動きが求められていくと考えます。

2つ目は、自立援助ホームの運営についてです。安定的な運営が見通せないホームは7割超となり、ホームの維持が課題となっていることが明らかとなりました。ホームの安定的な運営は、勤務する職員だけでなく、何よりも入居者の生活の安定性と退居者の支援の継続性に直結する重要な事柄です。

このような状況からみても、ホームの運営が「自助努力」頼みにならないよう、調査結果から必要な制度や体制に向けた提言が必要だと考えています。それは、社会的養護の措置解除後の支援（アフターケア）の責務の明確化、制度化・法定化かもしれません。

日々、子ども・若者とともにある自立援助ホームの実践は非常に重要です。若者たちが、これまでの人生の荷物を少し降ろし、これからの人生の糧を得る大切な営みがこれからも守られるよう強く願って編集後記とします。

⁵ 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査 報告書 (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf)

卷末資料 : Research Overview and Results

1 Purpose of the survey

In Japan, the National Council of Youth Independent Assistance Homes (NCYIAH) regularly conducts surveys on independent assistance homes' administration and youths' living conditions during and after leaving care. Data obtained from these surveys have been used as the basic for petitions to the Ministry of Health, Labor and Welfare, as well as prefectural and city governments, for improving child welfare services. Additionally, survey results have been used to increase awareness of youth independent support homes among the public. At the same time, it has been reported that the sharing of caregiving practices between organisations has a supportive effect on newly opened facilities.

In December 2020, with the support of UBS Securities Japan Co., Ltd. and Tokyo Voluntary Action Center, we conducted a survey on the impact of the new coronavirus infection (Covid-19) that occurred in the homes. With this data, we are able to consider new support measures for youth independent assistance homes and the improvement of Japan's child welfare system.

2. Organisational details

Committee on Survey Research, The National Council of Youth Independent Assistance Homes

Research team:

Professor Ichiro Matsumoto, Faculty of Education, Graduate School of Education, Hokkaido University

Dr Saki Nagano, Faculty of Human Sciences, Musashino University

Christopher Chapman, Institute of Social and Cultural Anthropology, University of Oxford

3. Research overview

Research methods

The survey period was from November 17th to February 28th, 2020.

We conducted an online survey questionnaire using the Questant web service. NCYIAH disseminated the survey to all its members (care leavers and caregiving staff) via email on 17 November 2020. Note that one part of this survey project, survey form D, was sent to members on 17 December 2020.

Research Objectives

The objective of this project is to conduct an exhaustive survey of the entire network of youth independent assistance homes, which consists of 196 living facilities throughout Japan.

Response Rate

Survey Form A 86.2% (169Homes/196 Homes)

Survey Form B 84.1% (166 Homes/196 Homes)
Survey Form C 84.1% (165 Homes/196 Homes)
Survey Form D 73.4% (144Homes/196Homes)
Survey Form E 84.1% (165 Homes/196 Homes)

4. Survey contents

This survey consists of five sections of questions, relating to various topics such as basic living conditions and the impact of COVID19. The structure of the survey is as follows:

Survey form A: Basic information about the homes

This survey asks questions regarding basic information (history, current state, etc), staff structure, 3rd party inspection history, resident fees, provisional capacity, operational issues, and teamwork support.

Survey form B: Financial and employment information

This survey asks questions regarding finances, government funding, utilization of services, sustainability, employment status, and employment contracts.

Survey form C: Support for youth

This survey asks questions regarding status of youth, youth population statistics, in-care youth support, coordination with other child welfare services, Step House program*, care leaver support.

Survey form D: COVID-19

This survey asks questions regarding COVID-19 cases within the homes (in-care youth, care leavers, and home staff), preventative measures, special government policy measures, and includes open-ended questions for young people to describe their difficulties during COVID-19.

Survey form E: Other information

This survey asks questions regarding caregiving being worthwhile, petitions about advocacy to the government and NCYIH, and includes open-ended questions for caregivers to discuss the challenges of their work.

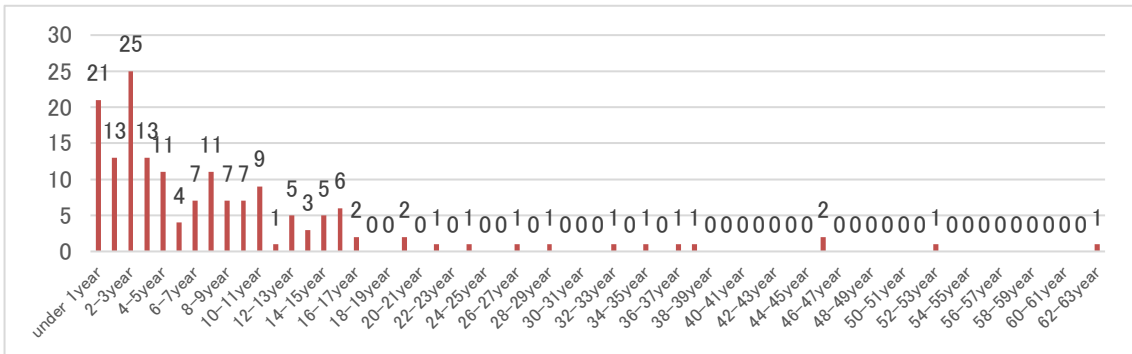
*The questionnaire form and participation request letter are attached as appendices to this report.

5. Research results

1.) Status of youth independent assistance homes

Years of establishment

When asked about how long they have been in operation, there are three generations: homes that have been in operation for less than five years, six to seventeen years, and more than seventeen years. In particular, the group of homes that have been in operation for less than five years accounted for a large percentage of the total, indicating that there are many new homes that have been in operation for a short period of time.



Operational structure

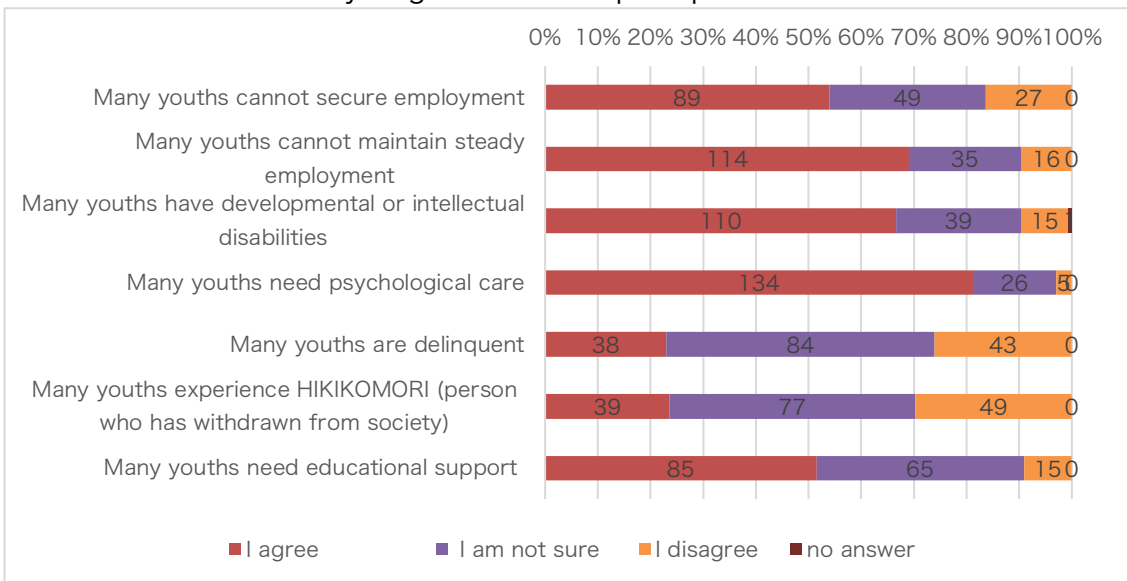
When looking at the homes' operational management, we found that 88 homes (52.1%) are owned by non-profit organizations NPOs, suggesting that stable management is a major issue. At the same time, there are 30 homes (17.8%) that answered "other" on the survey form. Lastly, other responses indicate that homes are managed as general incorporated associations (2), public companies (1), voluntary organizations (1), and private businesses (1).

Current management issues

When examining current management challenges, we found that "Insufficient staffing" (89home, 52.7%), "Staff recruitment" (78home, 46.2%), and "Poor treatment of staff" (78home, 46.26%) were the most common issues, indicating that the respondents felt that securing and maintaining a full staff are major issues.

2.) Circumstances of young people who need independent assistance housing

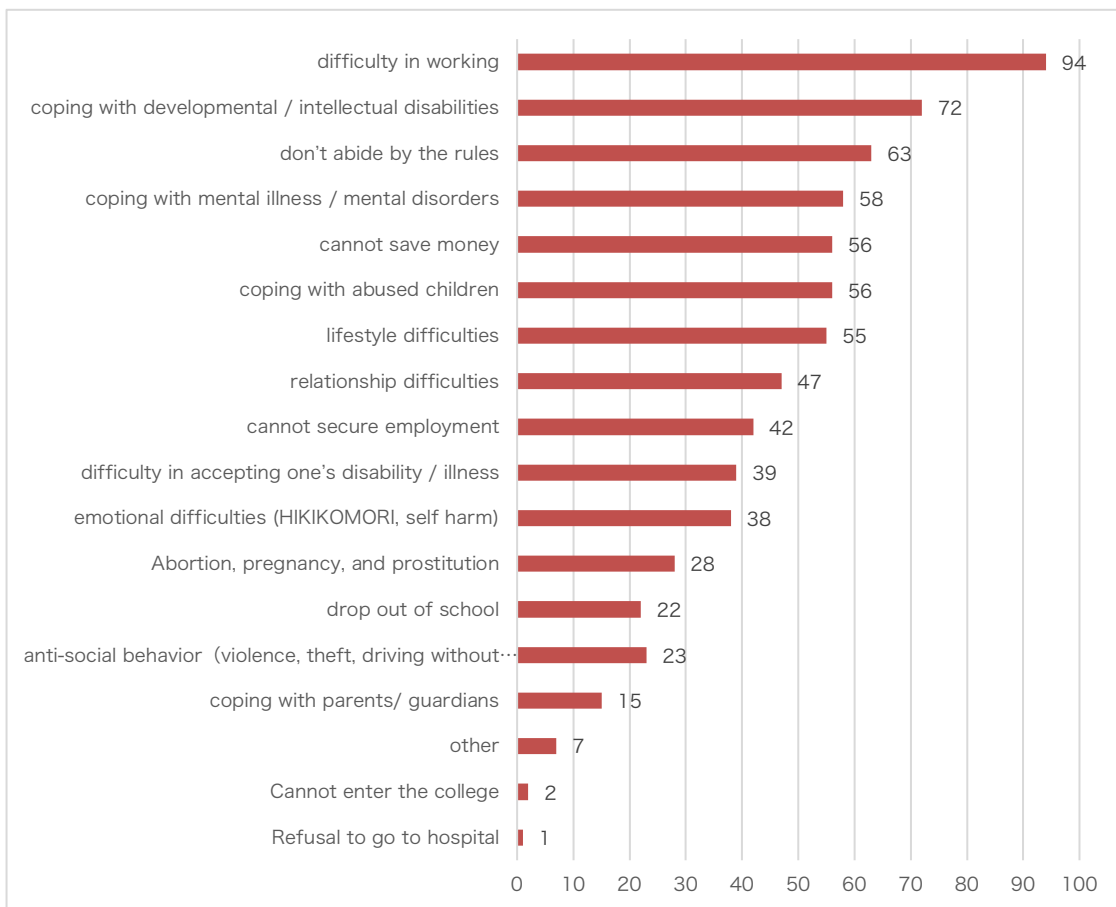
In term of demographics, 134 homes responded that they have a large population of residents who require psychological care, while 110 homes reported that they have many residents with developmental or intellectual disabilities, suggesting that about 70% of the homes have young adults that require special care.



3.) Challenges for caregiving staff

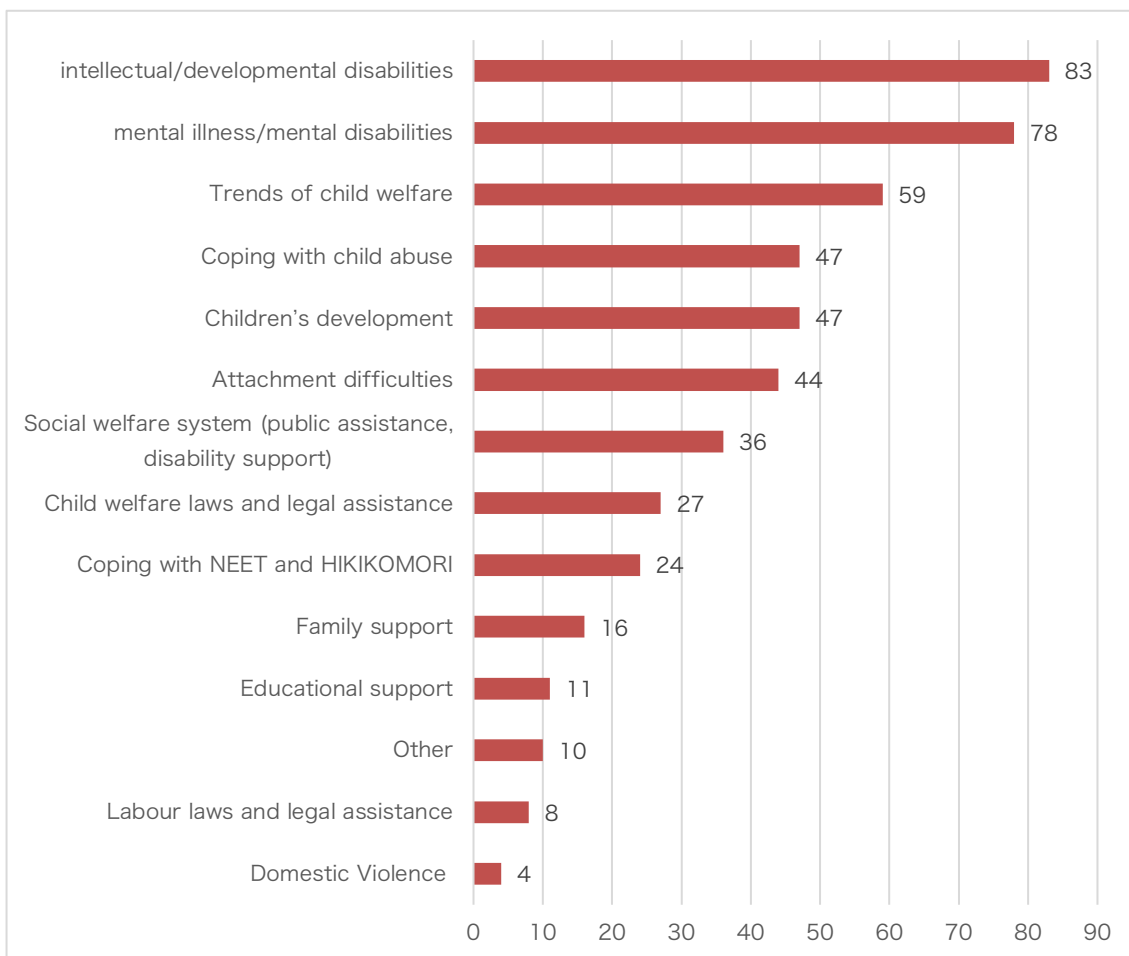
Difficulties in supporting residents

Respondents were asked to select up to five problems they face in supporting residents. The most common answer was "difficulty in working" (94 homes). This was followed by "coping with developmental/intellectual disabilities" (72 homes) and "coping with mental illness/mental disorders" (58 homes), reflecting the aforementioned resident circumstances. This suggests that caregivers in the youth independent assistance homes are struggling to cope with residents who have some kind of disability.



Necessities for staff training

Caregiving staff were asked to select up to three items that they thought were necessary for staff training. Correlating to the above data on residents' mental health, as well as the staff's challenges in caring for them, the common responses on training needs were "mental illness/mental disabilities" (83 homes) and "intellectual/developmental disabilities"(78 homes).



4.) Outlook for self-supporting homes

Regarding the future prospects and sustainability of the youth independent assistance homes, only 26 homes (15.7%) reported that they do not feel anxious because they foresee remaining operationally feasible, while 119 homes (71.7%) answered that they feel anxious because they cannot foresee remaining stable. Considering over 70% of the respondents feel anxious about the stable operation of their homes, this is a serious research finding that deserves further attention.

5.) Impact of the Covid-19 pandemic

Infection statistics of youth independent assistance homes

As of February 2021, regarding the number of Covid-19 cases in the homes, three homes reported that one person tested positive, while another reported ten. Seven homes reported 1-4 residents as a 'close contact' to someone infected.

Within the care leaver, four homes reported one infection. Also, one home reported one close contact.

Among the caregiving staff, one home reported three infections. Also, six homes reported one close contact, while two homes reported two people close contact.

Issues with preventative measures against Covid-19

When asked about obstacles to the operation of the home due to Covid-19, the most common response was "managing the risk of infection". This was followed by "increased workload".

As for the impact on the residents, most of the respondents answered that there was "no particular impact," but this can be attributed to the fact that the survey was conducted at a time when the second wave had ended and a temporary calm had been seen.

Even assuming that this was a relatively calm period, half of the homes responded that they were "feeling stressed due to living restrictions" as a result of the changes in residents' living conditions. In addition, more than 30% of the homes responded that their daily life rhythm was disrupted (e.g., day and night reversed) due to restrictions on working or attending school, and that hygiene management against COVID-19 was inadequate. Furthermore, as for the impact of COVID-19 on the working conditions of residents, nearly half of the homes responded that "the number of residents whose hours and income have been drastically cut " and less than 30% of the homes responded that "the number of residents who are unable to save money" and "the number of residents who are unable to work.

As for care leavers, less than 40% of the homes responded that the number of care leavers whose hours and income have been drastically cut due to COVID-19 is increasing, less than 30% of the homes responded that care leavers have "lost their savings" or "tend to be isolated", and less than 20% of the homes responded that care leavers are "about to lose their housing".

Overall, COVID-19 has increased the need for special support for residents and those who have moved out, and there is a need for the public and private sectors to further strengthen the system for youth independent assistance homes.

6. Conclusion

Difficulties in securing caregiver staff

The results of this survey currently suggest that youth independent assistance homes struggle operationally, likely due to difficulties in recruitment and retention. The fact that more than 70% of the homes have no prospect of stable operation in the future appears to be a critical finding, and as a result it will be important to consider how institutional support could be improved.

Mental health, disability, and challenges in caregiving

We estimate that the number of residents with mental health disorders and emotional/intellectual disabilities in the youth independent assistance homes is increasing. In addition to supporting the employment of young adult residents, one of the original characteristics of these homes, there is now a need to better support mental health and disabilities. Specifically, staff training in this area should be strengthened.

New concerns in response to Covid-19

Concurrent to the shortage of staff and anxiety around caregiving work, requests for countermeasures against the new coronavirus appears to be connected to home management issues. In particular, we find that staff workload has increased due to changing social practices in response to the risk of infection, and as a result it has become difficult to maintain satisfactory staffing levels to meet residents' needs. Therefore, it is worthwhile to consider a home's human resources when managing an infection or close contact within the home.

2020年度 全国自立援助ホーム実態調査報告書作成メンバー

○ 全国自立援助ホーム協議会 調査研究委員会

委員長： 屋代 通子 (シーズ南平岸)
委員： 橋本 由佳 (坂梨ホーム)
内藤 直人 (鳥取フレンド)
合木 啓雄 (若者独立塾 丸亀おひさま荘)
柴田 亮 (結ホーム)

○ 共同研究 (五十音順)

永野 咲 (武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 講師)
松本 伊智朗 (北海道大学 教育学研究院 教授)

(翻訳協力)

クリストファー・チャップマン (オックスフォード大学社会文化人類学部博士課程)

2020年度 全国自立援助ホーム実態調査報告書
2021年3月
全国自立援助ホーム協議会

※本報告書の無断転載を禁じます

